

第3期中期目標期間（見込） 業務実績等報告書

2016年（平成28年）6月

独立行政法人国際協力機構

総
J R
16-002

目次

略語表

評価の概要.....	1
総合評定.....	2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

No. 1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）.....	5
No. 2 持続的経済成長.....	17
No. 3 地球規模課題への対応.....	38
No. 4 平和の構築.....	53
No. 5 事業マネジメントと構想力の強化.....	59
No. 6 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献.....	66
No. 7 研究.....	71
No. 8 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施.....	76
No. 9 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携.....	83
No. 10 ボランティア.....	93
No. 11 市民参加協力.....	99
No. 12 開発人材の育成（人材の養成及び確保）.....	107
No. 13 広報.....	110
No. 14 技術協力、有償資金協力、無償資金協力.....	116
No. 15 災害援助等協力.....	126
No. 16 海外移住.....	132
No. 17 環境社会配慮.....	136
No. 18 男女共同参画.....	138
No. 19 事業評価.....	141
No. 20 安全対策の強化.....	146
No. 21 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施.....	148

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

No. 22	組織運営の機動性向上	149
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大	152
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上	155
No. 25	事務の合理化・適正化	160
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	164
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	167
No. 28	短期借入金の限度額	170
No. 29	不要財産の処分等の計画	171
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画	173
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	174
No. 32	施設・設備	175
No. 33	人事に関する計画	176
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い	180
No. 35	中期目標期間を超える債務負担	182

略語表

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AU	African Union	アフリカ連合
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BBB	Build Back Better	より良い復興
BOP	Base of the Pyramid	ベース・オブ・ザ・ピラミッド
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
EU	European Union	欧州連合
G/A	Grant Agreement	贈与契約
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millenium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NS	National Staff	ナショナルスタッフ
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders Meeting	第7回太平洋・島サミット
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネジメント
PDCA	Plan, Do, Check, Action	事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクル
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
SNS	Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children' s Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象	見込評価	第3期中期目標期間
事業年度	中期目標期間	2012年度(平成24年度)～2016年度(平成28年度)

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 中村仁威課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価官室 鈴木誉里子考査・政策評価官

(注) 複数の主務大臣が共管する項目の扱い

- 外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」、No. 28「短期借入金の限度額」、No. 29「不要財産の処分等の計画」、No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。
- 外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

3. 評価の実施に関する事項
法人内部の業績評価委員会（外部有識者2名を含む）及び理事会にて自己評定の審議を行った。

4. その他評価に関する重要事項
<p>(1) 評価項目の追加</p> <p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた中期目標の変更（2014年2月）及び中期計画の変更（2014年3月）に伴い、従来の評価項目「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」に代えて、『国際展開戦略』の実施に向けた経済協力の戦略的実施』及び「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」の2項目が2013年度より設けられた。</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（以下、通則法）附則第8条に基づく業務実績等報告書記載事項の扱い</p> <p>通則法附則第8条に基づく経過措置を適用し、「評価書様式について」（平成26年9月2日総務省行政管理局長通知）に準じた業務実績等報告書項目別評定調書の記載事項を以下の扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none">• 重要度、難易度が中期目標において設定されていないため、「1. 事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」の欄は設けない。• 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」について、機構にて設定した定量的指標及びモニタリングのための数値実績を報告する指標に関する情報を記載する。このうち、達成目標及び基準値は、原則として定量的指標のみ記載する。また、中期計画当初より技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事業規模を表示していた項目については、同表示を継続する。なお、「②主要なインプット情報」の財務情報について評価項目ごとに細分した表示が困難な場合は、欄を省略するか空欄とした。 <p>(3) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応</p> <p>「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（独立行政法人評価制度委員会、2015年11月）を踏まえ、以下の対応を取った。</p> <ul style="list-style-type: none">• 中期目標、中期計画及び年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、点検結果を踏まえて2015年度の達成水準を可能な範囲で設定し、これに伴い「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。これらを踏まえて業務実績の自己評定を行うことにより、評定根拠の具体化と明確化に努めた。また、定量指標を中期目標期間当初より定めていたものについて、毎年度120%以上の達成度となっていたものに関して必要に応じた目標水準の検証と必要に応じた見直しも併せて行い、これを反映して自己評定を行った。

総合評定

1. 全体の評定		
評定	A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると認められる。	(参考：見込評価)
評定に至った理由		
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none">大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象20項目（2012、2013年度は19項目）のうち、高い評定を得ている項目（S及びA評定：2012年度及び2013年度はイ及びロ評定）が過半を占め、かつ各年度において「イ」ないし「S」評定を得ている顕著な成果を上げた項目が含まれる（内訳：2012年度「イ」2項目、「ロ」8項目、「ハ」9項目、2013年度「イ」2項目、「ロ」11項目、「ハ」6項目、2014年度「S」1項目、「A」12項目、「B」7項目、2015年度（自己評定）「S」3項目、「A」12項目、「B」5項目）。大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全て所期の成果を上げ、2012年度から2015年度まで全ての項目でB（2012年度及び2013年度では「ハ」）評定以上を得ている。2014年度の法人全体の評定としてA評定を得ている（注：それ以前は法人全体評定の評語を付す制度となっていない）。法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。		

2. 法人全体に対する評価	
(1) 法人全体の評価	
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」のビジョンの下で事業を行っている。</p> <p>第3期中期目標期間においては、政府開発援助（ODA）大綱及びその後継政策として2015年2月に閣議決定された開発協力大綱等で掲げられている政府の重点課題に沿った取組を技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった援助手法を有機的に活用し、国内外のパートナーとの連携を強化しつつ、また2015年度が達成目標年次であるミレニアム開発目標（MDGs）やその後継として2015年9月に採択された2030年までのグローバルな開発目標となる持続的な開発目標（SDGs）といった国際枠組みやアフリカ開発会議や日・ASEAN協力といった日本政府の公約への貢献も見据えて着実に推進した。これらを通じ、日本政府の日本再興戦略や国家安全保障戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の政策の実現にも貢献した。</p> <p>評価項目別の重要な特筆すべき成果として、大項目「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について、2012年度には平和構築に関しフィリピンのミンダナオ和平に係る枠組合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意など紛争後の早い段階から当該国の環境に即した支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援の実施と紛争再発の提言に貢献したこと等により顕著な成果を示し、また国際社会でのリーダーシップの発揮への貢献についてはIMF・世界銀行総会等のハイレベルの国際会議等で事業や研究成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進した結果、国連事務総長に提出されたハイレベルパネルの報告書において日本が推進した人間の安全保障の重要性や防災の考え方が反映されるなど、国際社会の援助潮流形成及び日本の存在感の向上に貢献する顕著な成果を上げた。援助潮流と国際枠組の形成に関してはその後も日本政府の方針策定支援や国連サミットでの発信等による継続的な発信・貢献を機構から続けた結果、2030年を目標</p>	

年次とする「2030 アジェンダ」及びその構成要素である SDGs の 2015 年 9 月の採択にあたっては、日本が重要課題としてきた「防災の主流化」や「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC: Universal Health Coverage)」、「持続可能な都市開発」が SDGs に盛り込まれる成果として結実した。また、同じく日本政府が指導理念として主張してきた「人間の安全保障」は「2030 アジェンダ」の序文に「人間中心 (people-centred)」という中心概念として採用された。

2013 年度には NGO、民間企業等の多様な関係者との連携において民間連携事業の新規事業数の大幅増、中小企業海外展開支援の強化、草の根技術協力等による自治体との連携強化、NGO-JICA 協議会を通じた草の根技術協力 10 年間振り返りの実施による NGO の組織強化等の各種の取組を通じて各主体との連携レベルを格段に引き上げたこと、また東日本大震災復興支援と復興経験の共有において国内関係者との連携が進展する特筆すべき成果を上げたほか、災害援助等協力においてはフィリピン台風災害に対する迅速かつシームレスな支援活動が平時からの体制強化により実現したこと等が特に優れた実績として高く評価され、緊急支援から中長期的な復興までに至る支援への取組に関して顕著な成果を上げた。2014 年度には地球規模課題への対応に関し、特に防災分野でフィリピン台風災害の復旧・復興支援等の事業実績を踏まえ、機構が重視する防災の主流化の考え方が「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書等に反映されるなどの顕著な成果を上げた。また、2015 年度には貧困削減 (MDGs 達成への貢献) に関し、教育分野でのザンビア授業研究、保健分野での病院での 5S-KAIZEN を活用した病院における保健医療サービスのカイゼンがいずれも革新的な取組として DAC 賞のファイナリストに選出されたほか、2,679 万人の子どもへの質の高い教育の提供や 196 万人の安全な飲料水へのアクセス計画人数の増加といった具体的な成果を上げており、かつ SDGs を見据えた各種の取組 (UHC 推進を目的としたアフリカ初の開発政策借款の供与や国際会議の開催、統合水資源管理の推進への支援、栄養分野の協力強化等) を加速させるなど、より顕著な成果を上げた。また、「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用に関して、技協・有償・無償の有機的な活用により開発途上国のビジネス環境整備を促進させたほか、改善された制度を積極的に活用して日本政府政策にも貢献する形で戦略的な案件形成・実施を行った。特に、開発途上国の開発効果の発現と支援企業の海外ビジネス展開にも貢献する多数の好事例が確認されるなど、顕著な成果を上げた。さらに、災害援助等協力に関して、その前年に発生したエボラ出血熱対応への支援から得られた課題に対応し、新たなチーム形態である「感染症チーム」を迅速に創設して要員登録・研修の実施まで至るなどの顕著な成果を上げたことに加え、ネパール地震災害で救助チーム、医療チーム及び自衛隊部隊の 3 形態と物資支援による包括的な緊急支援を展開し、国際調整にも貢献したことに加え、「より良い復興」(Build Back Better) の考え方に基づきシームレスな復興支援によって国際社会を主導した。

大項目「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」、「IV. その他業務運営に関する重要事項」についても着実に実績を上げ、公正かつ効率的に組織・業務を運営した。

以上より、全体として順調な組織運営が行われており、法人の活動により全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると認められる。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項はなかった。

3. 項目別評定総括表

中期目標	年度評価 (2015年度は自己評定)					中期目標 期間評価		項目別 評定調 書No.
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	見込 評価	期間 実績 評価	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
貧困削減 (MDGs 達成への貢献)	ロ	ロ	A	S		A	/	No. 1
持続的経済成長	ロ	ロ	A	A		A	/	No. 2
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S	A		A	/	No. 3
平和の構築	イ	ロ	A	A		A	/	No. 4
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B	A		A	/	No. 5
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	イ	ロ	A	A		A	/	No. 6
研究	ロ	ロ	B	B		A	/	No. 7
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施	/	/	A	S		A	/	No. 8
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A	A		A	/	No. 9
ボランティア	ロ	ロ	B	A		A	/	No. 10
市民参加協力	ハ	ハ	A	A		B	/	No. 11
開発人材の育成 (人材の養成及び確保)	ハ	ハ	A	A		B	/	No. 12
広報	ロ	ロ	A	B		A	/	No. 13
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A	A		A	/	No. 14
災害援助等協力	ハ	イ	A	S		S	/	No. 15
海外移住	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 16
環境社会配慮	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 17
男女共同参画	ハ	ハ	B	A		B	/	No. 18
事業評価	ハ	ハ	A	A		B	/	No. 19
安全対策の強化	ハ	ロ	B	B		B	/	No. 20
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-	-		-	/	No. 21
II. 業務運営の効率化に関する事項								
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A	B		B	/	No. 22
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B	B		A	/	No. 23
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 24
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B	B		B	/	No. 25
経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 26
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 29
重要な財産の譲渡等の計画	-	-	-	-		-	/	No. 30
III. 財務内容の改善に関する事項								
予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (有償資金協力勘定を除く。)	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 27
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 28
剰余金の使途 (有償資金協力勘定を除く。)	-	-	-	-		-	/	No. 31
IV. その他業務運営に関する重要事項								
施設・設備	-	-	B	B		B	/	No. 32
人事に関する計画	ハ	ハ	A	A		A	/	No. 33
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B	B		B	/	No. 34
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-		-	/	No. 35

注：2012、2013年度はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2014年度以降はS、A、B、C、Dの5段階評価。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	貧困削減 (MDGs 達成への貢献)
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針 日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、新水道ビジョン、TICAD V 横浜行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 教育							
子どもへの質の高い教育環境の提供人数 (2011 年から当該年までの累計値)					新規	2,679 万人	
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数			48,234 人	94,359 人	57,996 人	167,524 人	
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数			13,867 校	4,297 校	- (注 2)	8,984 校	
当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数			178 校 1,307 教室	131 校 859 教室	44 校 426 教室	136 校 612 教室	
イ) 保健							
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者数			延べ 2,600 人	延べ 1,513 人	延べ 1,398 人	延べ 1,406 人	
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹のワクチン数			約 4,500 万ドース	約 4,040 万ドース	約 53,530 万ドース	約 5,419 万ドース	
機能強化をした保健医療施設案件数			70 件	78 件	77 件	80 件	
TICAD V 支援策目標 (2013 年から 2017 年までに 500 億円の支援)					新規	353.6 億円 (暦年)	
ウ) 水							
アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数					新規	831 万人	
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数			1,800 万人	63 万人	170 万人	196 万人	

水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工事の人数		660人	2,300人	3,800人	6,400人	
---	--	------	--------	--------	--------	--

② 主要なインプット情報 (注3)					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 教育 (基礎教育)					
技術協力 (億円)	92	59	108	122	
有償資金協力 (億円)	-	89	-	140	
無償資金協力 (億円)	141	123	883	59	
イ) 保健					
技術協力 (億円)	115	99	109	111	
有償資金協力 (億円)	102	59	83	767	
無償資金協力 (億円)	146	123	135	106	
ウ) 水					
技術協力 (億円)	71	76	57	62	
有償資金協力 (億円)	1,259	365	237	702	
無償資金協力 (億円)	120	160	129	181	

(注1) 当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注2) 「-」の記載箇所は2015年度に終了した案件に、該当案件がなかったため。

(注3) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p>

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

主な評価指標

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

3-2. 業務実績¹

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

2015 年はミレニアム開発目標（Millennium Development Goals。以下「MDGs」という。）の達成年限であり、機構はこの 15 年間、目標達成に向け、質の高い教育の提供や母子保健の改善、感染症対策、水と衛生のアクセス改善等に取り組んできた。結果、開発途上国全体では 1 日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口が 1990 年比で 2010 年に半減、2015 年には 3 分の 1 に減少、初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%に改善、5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人当たり 90 人から 43 人へと半分以下に減少、安全な水へのアクセスは 76%から 91%に改善される等、多くの改善が見られた。

また、機構は目標達成が困難とされた国や地域を中心に取組を加速化させてきた。特に、進捗の遅れが目立つアフリカに対しては、2013 年の第 5 回アフリカ開発会議（Fifth Tokyo International Conference on African Development。以下「TICAD V」という。）における「横浜宣言 2013」及び「横浜行動計画 2013-2017」で掲げられた課題に対し、インフラ開発のための 65 億ドルの資金協力、産業開発のための 3 万人の人材育成、理数科教育や学校運営改善を通じた 2,000 万人の子どものための教育の質の向上、5 万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策の実施に向けた取組を進めた。

一方、MDGs では十分に強調されなかった格差是正の課題や、新たに確認された課題に対しても、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）達成への貢献も見据えた取組を行った。

3-2-1. 教育

(1) 主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015 年）

- ・「日本の教育協力政策」の政府目標に対し、目標値を上回る貢献を行った。
 - ▶ 「子どもへの質の高い教育環境に向けて、2015 年度末まで 2,500 万人への提供を達成」に対し、累計実績：2,679 万人（2015 年度末）
- ・アジアの進捗遅延国における初等教育の質的改善に向けた取組を実施した。
 - ▶ バングラデシュ：技術協力、無償資金協力、ボランティア事業によるプログラム協力を通じ、初等教育修了率の改善に貢献した（2012 年度、2013 年度、2014 年度）。
 - ▶ バングラデシュ、ラオス：機構が支援した地域で全国平均を上回る国内地域間格差の改善を達成した（2014 年度）。
- ・アフリカの進捗遅延国における各種の取組を実施した（以下②参照）。

②TICAD における公約達成への貢献

¹ 以下、各項目の記載の末尾に（ ）で年度が示してある場合は原則として各事業年度の業務実績等報告書に記載されていることを示す。また、（〇〇年度～）とある場合には、〇〇年度の業務実績等報告書に記載されている後、後年度の業務実績等報告書には記載されていない場合でも同取組が継続していることを示す。各年度の業務実績等報告書は機構ウェブサイトから参照可能（<http://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>）。

- ・ TICAD IV 横浜行動計画（2008-2012）の目標を大幅に超える成果を達成した。
 - 「10万人の理数科教員に対する研修の実施」に対し、約79万人を達成
 - 「みんなの学校モデルを1万校へ拡大」に対し、約2万校に拡大
 - 「1,000校、5,500教室の建設」に対し、1,303校、7,147教室（機構貢献分：約520校、約3,680教室）の建設を実現
- ・ TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の目標達成に向け、以下のような各種の貢献を果たした（2013年度～2015年度）。
 - 「2,000万人の子どもに対する質の高い教育の提供」に対し、2015年度までに1,467万人
 - マラウイ：技術協力を通じ、全国の約8割の中等学校理数科教員に当たる2,700人に対し1人4回の研修を実施。また、新規教員養成課程での実践的な教授法に関する準備や教員養成学校建設に関する無償資金協力事業に着手（2014年度）
 - エチオピア：技術協力により理数科教員研修システムの全国モデルを確立し、全国の初等理数科教員の54%に当たる2万3,600人が研修を受講（2014年度）

(2) 戦略的な取組

①政策への反映、モデルの全国展開

- ミャンマー：児童中心型学習（CCA：Child-centered Approach）導入・普及のための教員研修が教育政策として採択された（2012年度）。
- セネガル：就学率や修了率の改善を目指した住民参加型学校運営モデルが全国モデルとして採用された（2012年度）。また、理数科分野の現職教員研修が全国普及のためのモデルとして公式化された（2013年度）。
- ニジェール：住民参加型学校運営モデルが全国モデルとして採用された（2012年度）。
- ザンビア：理数科分野の授業研究（教員同士の学びあい）にて全国3,121校、4万6,058人の教員の能力を向上した（2015年度）。
- ブルキナファソ：学校運営モデルの全国普及のためのモデルとしての採用による全国研修を実施し、全国普及を完了した（2015年度）。
- バングラデシュ：初等教育訓練校の研修実施能力強化活動が第3次初等教育開発計画の一部に位置付けられ、全国55の訓練校で開始された（2013年度）。
- 教育システム評価手法（SABER）：世界銀行と共同研究及び実証調査における協力を行い、開発途上国における教育開発政策の評価手法の確立に貢献した（2012年度）。研究成果は、インドネシアやアフリカでのワークショップ、セミナーや、「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」のサイドイベントで発表した（2014年度）。

②教育を通じた女性のエンパワーメントに向けた取組

- パキスタン：ノンフォーマル教育、成人識字教育のカリキュラム等の改善に取り組み、裨益児童としてノンフォーマル小学校（5-14歳）の学習者約600万人（うち、女性はおよそ6割）及び成人識字の学習者約1,100万人（うち、女性はおよそ7割）を支援した（2014年度）。

③新たなパートナーとの戦略的連携

- 日本の学習産業企業の参画による開発ニーズへの対応：教育出版株式会社による初等教育カリキュ

ラム分析や教科書編集に関する協力（ミャンマー）、株式会社日本標準による学習達成度評価や補修教材についての技術支援（モロッコ）、株式会社学研教育出版による理数科の学力試験問題開発への助言（エチオピア）（2014 年度）、東京書籍株式会社による算数教育教科書編集に関する協力（ラオス）、算数・理科教科書編集に関する協力（パプアニューギニア）（2015 年度）

3-2-2. 保健

(1) 主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015 年）

- ・アジアの進捗遅延国における加速化支援の取組を実施した。
 - ▶ フィリピン：特に進捗が遅れている 2 州を対象にした母子保健サービスを強化（2006 年～2010 年）した結果、両州における妊産婦死亡率、医師・助産師の立ち会いによる出産の割合が改善し、MDGs の目標を達成ないし達成見込みであることが確認された（2013 年度）。
 - ▶ ベトナム：母子保健手帳を 4 省で試験導入し、4 省の 77.5%の妊産婦（55 万 2,204 人）に母子手帳が配布されたほか、90.5%のヘルスワーカー（1 万 6,600 人）を研修し、全国普及に貢献した（2014 年度）。
 - ▶ ラオス：「保健専門職の国家免許制度に係る戦略」草案が 2015 年 12 月に保健省により正式承認された。教育カリキュラムや教材の開発・全国配布を通じ、保健医療サービスの担い手のうち特に重要な看護人材の国家免許制度の仕組みづくりや全国レベル看護教育の環境整備を促進した（2015 年度）。
- ・アフリカの進捗遅延国に対する各種の取組を実施した（以下②を参照）。

②TICAD における公約達成への貢献

- ・TICAD IV 横浜行動計画（2008-2012）の目標を大幅に超えた達成（2012 年度）
 - ▶ 「10 万人の保健・医療人材育成」に対し、21 万人を達成
 - ▶ 「1,000 か所の病院及び保健センターの改善」に対して、3,844 施設を改善
- ・TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の目標達成に向けた貢献（2013 年度～2015 年度）
 - ▶ 「12 万人の保健人材育成」に対し、2015 年度までに約 6 万 6 千人を育成
 - ▶ 「保健分野に対する 500 億円の支援」に対し、2015 年までに 353.6 億円を支援
 - ▶ ガーナ：HIV 母子感染防止サービスにて、HIV テストを受けた妊婦の割合が協力開始前の 77%から 99%へと大幅に改善した。また、「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」では、270 人の Community Health Officer 向けの研修や保健ポストへの啓発活動を実施し、加えて無償資金協力「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」を通じて、技術協力プロジェクトと同地域を対象に新たな CHPS Compound の建設（64 か所）と機材整備（既存施設も含めて 80 か所）を支援した結果、アッパーウエスト州では、既存のヘルスセンターと CHPS によってほぼ全州の人口（70 万人）が保健システム網でカバーされた（2014 年度、2015 年度）。
 - ▶ セネガル：母子保健関連指標達成に遅れのある 2 州で保健システム強化と保健センター、研修施設の拡充を進めた。また、パイロット施設での活動をモデルとした研修パッケージやインパクト評価の手順書が政府から承認され、5 つの州で活動が開始された（2013 年度）。

③UHCの主流化

- ・国際会議や研修を通じて日本の経験の共有を図り、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage。以下「UHC」という。)の主流化に貢献した。
 - ▶ SDGs に関するオープンワーキンググループ (SDGsOWG) の成果文書に UHC が明記された (2014 年度)。
 - ▶ 日本政府等と共に「新たな開発目標における UHC」国際会議を開催し、UHC 達成の重要性と今後の戦略をハイレベルの参加者に対し発信した (2015 年度)。(指標 6-1 参照)
- ・貧困層に配慮した保健サービスアクセスの改善や保健医療人材情報システムの導入を通じ、事業実施における UHC 主流化に取り組んだ。
 - ▶ ケニア：地方分権化での UHC 推進プログラムの中核となる技術支援を開始したほか、保健省の UHC ロードマップの作成を支援した。また、世界銀行等と連携し、保健セクター政策借款の形成に取り組んだ。さらに、円借款 (開発政策借款) を実施し、UHC の主流化に向けた政策レベルへの支援を実施している (2013 年度～2015 年度)。
 - ▶ フィリピン：協力対象地域で産前健診や保健ボランティア訪問、住民集会などを通じ妊婦の国民健康保険制度への加入を促進した。その結果妊婦の健康保険加入率が約 50% (2013 年) から約 70% (2014 年) に増加し、貧困層を含むより多くの妊婦が出産費用を心配することなく保健医療施設で出産できるようになった (2014 年度)。
 - ▶ タンザニア、南スーダン：タンザニアでは 4 州 25 県や 16 か所の保健医療人材養成校に、南スーダンでは中央保健省及び全 10 州に保健医療人材情報システムを普及した。南スーダンでは、機構支援終了後も世界保健機関 (World Health Organization。以下「WHO」という。) 資金によりデータ入力・更新が継続されている (2013 年度)。
 - ▶ エチオピア：アムハラ州におけるサーベイランスを強化し、感染症に関する迅速かつ正確な症例報告を促進した。また、グローバル資金との連携による保健医療サービスの質改善や、2012 年後半から 2014 年後半にサーベイランスシステムにより報告されたマラリア確定症例数の 43% 減少等に貢献した (2015 年度)。
 - ▶ インド：急速に都市化が進み、非感染性疾患 (NCDs : Non-Communicable Diseases) が大きな課題となっているタミル・ナド州の 17 の都市を対象とした円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」の借款契約 (L/A : Loan Agreement) を署名した。各都市の医療施設・機材の整備や医療従事者に対する能力強化を通じ、NCDs への対応も視野に入れたタミル・ナド州都市部の保健医療システムの向上を支援し、同州の UHC の達成に貢献している (2015 年度)。

④エボラ出血熱への対応 (2014 年度、2015 年度)

- ・エボラ出血熱の大規模な流行がみられたギニア、シエラレオネ、リベリアでの緊急対応のため、個人防護具、テント等の緊急援助物資供与や、WHO を通じた専門家派遣等を実施した (指標 15-1 参照)。並行して、これら流行国の周辺の国々のエボラ出血熱流行への準備態勢を強化するため、既存の技術協力案件等を通じた支援を 10 か国以上で同時期に展開した。
 - ▶ ガーナ：野口記念医学研究所における検体検査計 100 件以上の実施と周辺住民への理解促進
 - ▶ セネガル：エボラ出血熱患者の受入病院への迅速な機材の供与、既存の技術協力事業を通じたギニア国境ハイリスク地域への保健衛生機材供与や近隣諸国に出稼ぎしている零細漁民向け啓発活動支援、保健分野の青年海外協力隊員による啓発活動等を実施

- ▶ ザンビア：実施中の地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development。以下「SATREPS」という。）実施機関であるザンビア大学獣医学部が同国唯一のエボラ出血熱検査機関として指定され、日本人専門家が獣医学部の研究者と共に15例のサンプル検査を実施
- ▶ コートジボワール：国連開発計画（United Nations Development Programme。以下「UNDP」という。）との連携事業を通じ、空港、港、国内全39か所の国境警察の警察官約2,300人を対象とした「エボラ出血熱対策研修」を実施
- ▶ シェラレオネ：国連児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）と連携したワクチン用太陽光冷蔵庫の供与、国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）と連携した保健所の改修、保健所出産キットの供与、医療倉庫の増築、啓発活動を行った。さらに、エボラ出血熱の流行により中断した技術協力を再開し、保健システム強化及び母子保健分野での協力を行った。
- ▶ リベリア：保健局に対する感染症予防のための医療機材及びサーベイランスで使用するバイクの供与を行うとともに、帰国研修員による地域での啓発活動を計8,500人に実施した。エボラ出血熱の流行により中断した技術協力を再開し、保健システム強化分野での協力を行った。
- ▶ ギニア：長崎大学との連携により迅速診断キット（外務省が緊急無償により供与）の操作研修を実施、また、セネガルと連携して保健システム強化に関する5S-KAIZEN-TQM（総合品質管理：Total Quality Management）導入研修を実施した。

(2) 戦略的な取組

①政策への反映、モデルの全国展開

- ▶ ミャンマー：マラリアの罹患、死亡要因の分析を通じてターゲットとすべき地域特性と対象者を明確化し、効率的な投資計画を検討するというプロジェクトの成果を対マラリア政策に反映した（2012年度）。
- ▶ スーダン：母子保健従事者向け研修の実施とその全国展開（2013年度）
- ▶ バングラデシュ：社会・文化的なバリアを減少させるための住民の組織化運動と5S-KAIZEN-TQMを活用した病院における医療サービスの質的改善を連携させたモデルの全国展開（2015年度）

②新たなパートナー、国際的な枠組みとの戦略的な連携

- ▶ ゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法：パキスタン政府の5歳未満児2,880万人を対象としたポリオ・ワクチンの一斉投与キャンペーンにおける同手法適用を通じて、ワクチン接種率90%を達成した。同手法は経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development。以下「OECD」という。）のDAC賞を受賞し、その成果をいかした事業をナイジェリアでも開始した（2012年度～2014年度）。
- ▶ アンゴラの医療人材育成のためのブラジルとの三角協力事業：国連の南南協力EXPOにて「グッド・プラクティス賞」を受賞した（2014年度）。
- ▶ 母子保健分野におけるGlobal Financing Facilities（GFF）との連携：世界銀行の主導の下、母子保健分野における新たな資金調達枠組みとして2015年7月に開始したGFFの計画段階からInvestors Groupに参加して積極的に関与した。また、ケニアでは円借款によるパラレル・ファイナンスと技術協力を通じて母子保健・UHC分野の資金ギャップの解消及び戦略策定等に貢献したほ

か、バングラデシュでは2017年からのGFFの本格実施を見据え、郡レベルにおいて技術協力と円借款の連携により展開している母子保健分野モデルの推進とその人材育成の成果に基づき、開発パートナーとの協調の上、政策レベルでのインプットを引き続き実施している（2015年度）。

③ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（2015年度）

- ▶ 母子保健（母子手帳）の展開：アジア・アフリカ・中南米の34か国で母子保健向上のための技術協力を展開している。既に母子手帳が定着しているインドネシアにおける8か国を対象にした第三国研修、カメルーン政府が主体となって開催した第9回母子手帳国際会議の後援を通じた母子保健関連技術協力を実施している15か国のプロジェクト関係者との母子手帳の普及に関する課題の共有、マヒドン王子賞国際会議（PMAC）のサイドイベントなどを通じ、母子手帳の持つ価値の共有等に取り組んだ。
- ▶ カイゼン（保健施設）の展開：日本が大きな強みを持つ5S-KAIZEN手法を活用した病院管理の改善に関する各国の取組をリーフレット、DVD教材等に取りまとめ、様々な機会でも活用した。また、この取組はOECDが設立したDAC賞の2015年ファイナリストとして、革新的かつスケールアップが可能なアプローチとして表彰されるという成果に結実した。

3-2-3. 水

(1) 主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015年）

- ・アジアの大都市における給水能力の増強と給水サービスの改善に向けた取組を実施した。
 - ▶ ミャンマー：ヤンゴン都市開発マスタープラン実現に向け、優先度の高い事業を選択し、円借款や無償資金協力、福岡市や東京都の協力を得た技術協力事業を戦略的に形成、実施した（2012年度～2015年度）。
- ・アフリカの給水・衛生改善の裨益人口拡大に向けた取組を実施した（以下②を参照）。
- ・その他地域での特記すべき事例は以下のとおり。
 - ▶ ヨルダン：シリア危機の発生を受け、ヨルダン北部4県における緊急給水計画策定支援を実施し、難民受入地域の給水計画を策定した（2013年度～2015年度）。
 - ▶ タジキスタン：給水人口が47%にとどまっていたハトロン州を中心に、無償資金協力による給水人口の拡大や、施設の維持管理能力強化等を支援する技術協力を実施している（2014年度）。

②TICADにおける公約達成への貢献

- ・TICAD IV 横浜行動計画（2008-2012）の目標を大幅に超える成果を達成した。
 - ▶ 「600万人への安全な水提供」に対し、約930万人を達成
 - ▶ 「水管理技術者5,000人の育成」に対し、約1万3,200人を育成
- ・TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の目標達成に貢献する成果を上げた。
 - ▶ 「1,000万人への水・衛生施設へのアクセスと都市水道技術者1,750人の育成」に対し、2015年度までに約831万人のアクセス、524人の育成を実現
- ・アフリカの給水・衛生改善の裨益人口拡大と人材育成に向けた取組を実施した。
 - ▶ ブルキナファソ：2009年より無償資金協力を通じ、中央プラトー州及び南部中央州において、299基の深井戸を完成させ、約7.2万人に対して安全な水を供給した（2012年度）。

- ▶ エチオピア：1998年からの水供給実施組織の育成を支援した結果、3,652人の技術者を輩出し、国立の技術者養成学校が設立された（2015年度）。
- ▶ セネガル：トイレにアクセスできる人口比率が全国平均（34.3%）を下回る3州を対象に村落衛生改善事業を開始し、啓発員や建設工計383人の育成と改良型トイレ810基の建設を支援した（2015年度）。

(2) 戦略的な取組

①政策への反映、モデルの全国展開

- ▶ 給水施設の維持管理モデルを国家プログラムとして採用し、全国（ザンビア）、州全域（ブルキナファソ）に普及（各年度）
- ▶ 水分野の人材育成のための研修実施体制が中央政府及びスーダン側の自助努力により州レベルでも構築され、5,851人の技術者が研修に参加（各年度）
- ▶ 統合水資源管理に関する参加型かつ実践的なプロジェクトの新規案件を形成（ボリビア、スーダン）し、2016年度に開始する予定（2015年度）

②より大きなインパクトを目指した国内機関との連携

- ▶ 北九州市（カンボジア）及びさいたま市、埼玉県、横浜市、川崎市、松山市（ラオス）の協力を得て、水道事業体の能力強化を実施した。カンボジアでは「プノンペンの奇跡」として国際的に優良事業体として有名となったプノンペン水道公社（PPWSA：Phnom Penh Water Supply Authority）を核とし、円借款や無償資金協力との相乗効果を図りつつ地方部及び第三国に対する技術研修や経営指導等を展開した。PPWSAの水道事業の改革事例は機構研究所によりプロジェクト・ヒストリーとして出版され（指標7-1参照）、国際水協会（IWA：International Water Association）の主催する国際会議等でも発信した（2012、2015年度）。
- ▶ フィリピンでの無償資金協力において、正確な給水状況モニタリングのための遠隔監視システムの運用とデータの分析・活用に横浜市の知見を活用した（2014年度）。
- ▶ 東京大学を研究代表機関とするSATRTEPS「タイ国気候変動に対する水分野の適応策立案・実施支援システム構築プロジェクト（IMPAC-T）」を実施。2015年度には後継案件となる「タイ国における総合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究（ADAP-T）」の協議議事録（Record of Discussion。以下「R/D」という。）を締結し、都市、農業等6セクターの水利用に関する気候変動適応策の共同研究を2016年6月より開始予定（2015年度）

③水ビジネスの促進にも資する取組

- ▶ ミャンマーにて、本邦関係省庁、地方自治体及び民間企業が参加した技術セミナーを開催し、本邦技術の優位性を積極的に発信した（2012年度）。
- ▶ チュニジアにおいて無償資金協力の先行事例を参照しつつ、海水淡水化事業の円借款での適用を検討した。また、日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization。以下「JETRO」という。）の研修等の機会に本邦企業による視察を設け、政府関係者の本邦製品・技術に対する理解を深める取組を行った（2014年度）。

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

(1) 主要な業務実績

- ・貧困層や少数民族に裨益する基礎的インフラのハード面・ソフト面での整備に貢献した。
 - ▶ ミャンマー：貧困地域や少数民族居住地域（7地域及び7州）にて、緊急性の高い生活基盤インフラの整備を支援し、2015年度までに道路2件、給水2件、電力9件を完了した（2013年度、2015年度）。
 - ▶ タンザニア：地方道路維持管理のための能力強化を実施した。例えばイリンガ州では、維持管理状況に関する評価にてプロジェクト開始時点から終了までで良好な状態の地方道路の割合がおよそ6割から9割へ増加している（2015年度）。
- ・住民参加型によるコミュニティの主体性強化と自治体の能力向上に取り組んだ。
 - ▶ ホンジュラス：西部地域において自治体主体の下で地域住民の意思と参加を反映し、地域資源を有効活用するための一連のサイクルを構築し全国展開を進めた結果、2015年度までに全国298市のうち6割以上の市で設備の導入が進んだ（2015年度）。
 - ▶ タンザニア：分権化政策の一環としての住民参加型手法の検証・開発を行った。住民側負担を伴う開発事業へ優先的に予算配分する内容の地方政府開発交付金ガイドライン改訂にもつながった（2015年度）。
 - ▶ インド：州人口の約83%が山岳地帯に居住する貧困率40%のトリプラ州において、住民参加型での植林と焼畑農業従事者に対する支援を通じ、環境改善と貧困削減の双方に貢献した（2015年度）。
- ・金融的手法を用い、貧困層のレジリエンスを強化する取組を実施した。
 - ▶ エチオピア：天候インデックスの導入及び「条件付き現金給付」による現金給付の効果向上を図る初の技術協力を立ち上げた（2013年度）。
 - ▶ パキスタン：世界銀行等と連携して法制度の構築・改革等を進め、政府政策で掲げる貧困層の自立を促進するマイクロファイナンス活用の普及・拡大を図っている（2015年度）。
- ・障害者への支援を通じ、社会格差是正・ダウンサイドリスクの低減等に取り組んだ。
 - ▶ ルワンダ：2,500人以上の障害を持つ元戦闘員等を対象に職業訓練を実施し、7割以上の卒業生が収入を生み出す活動を開始した。（2013年度）

(2) 戦略的な取組

①食料増産、収入の多角化・安定化に向けた取組

- ▶ ケニア：2年間で約2,000人の小規模園芸所得（平均）を倍増させた経験に基づき、小農による市場志向型農業の推進（SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチ）の面的拡大に取り組んでいる。2015年度末までにSHEPを推進する技術指導者を計20か国、1,324人育成した（2012年度～2015年度）。（指標2-1「農業・農村開発」参照）。
- ▶ カンボジア、ベトナム：食料増産に向け、技術協力と資金協力を組み合わせた灌漑施設整備と関係機関の能力強化、制度構築、人材育成を総合的に実施した（2013年度）。

②就業機会の確保につながる能力強化に向けた取組

- ▶ 2012年度から行ってきたアフリカ若年雇用政策調査に基づき、TICAD V サイドイベントにて政策提言「アフリカの若者に明るい未来を」を発表した（2013年度）。

③金融サービスへのアクセス改善のための取組

- ▶ ホンジュラス：条件付き現金給付制度との連携により、5 対象都市にて貧困層の能力強化、金融機関の商品開発支援により金融包摂を促進している。受給世帯向け研修は参加者の 50%以上が女性となっている（2015 年度）。

④栄養改善に向けた取組（2015 年度）

- ▶ 2013 年に発表された「国際保健外交戦略」、TICAD V や成長のための栄養サミット（いずれも 2013 年 6 月）等での日本の栄養支援へのコミットメントを踏まえ、組織横断的な栄養タスクを設置した。
- ▶ 民間企業や非政府組織（Non-Governmental Organizations。以下、NGO という。）の知見や技術を活用した事業を推進し、栄養改善のためのドナー、国際機関、市民社会による国際的枠組みである Scaling Up Nutrition 等と連携を進めている。
- ▶ グアテマラの栄養：女性ボランティアへの妊産婦栄養等の研修を行い 490 人に修了証を授与した。第 2 次レベルでの施設分娩数が全対象 3 県で 1.5~4 倍増加し、施設分娩の低体重児の割合も 2 県でそれぞれ 3.3%、5%減少した。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：第 3 期中期目標期間においては、全ての年度で国際社会による MDGs の達成、TICAD における日本政府の支援策の実現に向けた戦略的な取組を進め、教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野において、質的、量的の両側面での成果を上げた。

MDGs は達成期限である 2015 年末時点で 1 日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口は 1990 年比で 2010 年に半減、2015 年には 3 分の 1 に減少、初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%、5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人当たり 90 人から 43 人へと半分以下に減少、安全な水へのアクセスは 76%から 91%へと開発途上国全体で多くの改善が見られた。他方で、地域別や国別に見ると達成状況には差があり、第 3 期中期目標期間において機構では特にアフリカをはじめ、アジアの一部国等、特に進捗が遅れが見られる国への取組を加速化させた。

教育分野では、MDGs 達成貢献に向けた日本政府の国際公約（「日本の教育協力政策 2011-2015」）の目標（2011 年から 5 年間で 2,300 万人の子どもに質の高い教育環境を提供する）に対し、2,679 万人と、機構単独で同目標を上回る成果を上げた。また、アジアの進捗遅延国であるバングラデシュやラオスにて、初等教育の質的改善に取り組み、初等教育修了率や国内地域間格差の改善を達成した。保健分野では、フィリピン 2 州を対象に母子保健サービスを強化した結果、妊産婦死亡率、医師・助産師の立ち会いによる出産の割合が改善した。水分野では、ミャンマーにてヤンゴン水道マスタープランの下、複数のスキームを効果的に組み合わせた支援により給水能力増強と給水サービス改善に貢献した。

全般的に達成度合いが遅れが見られたアフリカでは、TICAD IV (2008-2012) の成果を踏まえ、TICAD V (2013-2017 年) の横浜行動計画に沿った支援策の実施を通じて取組を加速化させた。まず、TICAD IV については、教育（理数科教員研修、みんなの学校モデル拡大、教室建設）、保健（保健・医療人材育成、病院や保健センター改善）、水（安全な水提供、水管理技術者育成）の全ての目標を大幅に超える達成実績を残した。例えば、10 万人の理数科教員研修の目標では約 79 万人、1,000 か所の病院や保健センター改善という目標に対しては 3,844 施設を改善、水管理者 5,000 人育成目標に対して約 1 万 3,200 人等、目標の 2 倍以上もの達成結果となった。

TICAD V については、教育分野の目標（2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供）において、2014 年度時点の達成状況が約 600 万人であったものが 2015 年度には約 1,467 万人となり、倍増に成功した。保健分野では、目標（12 万人の保健人材育成）に対して 2014 年度の約 4 万 7,000 人か

ら 2015 年度の約 6 万 6 千人へ増加した。水分野では目標（1,000 万人への水及び衛生施設へのアクセスと都市水道技術者 1,750 人の育成）に対し、2014 年度で約 412 万人への水衛生へのアクセス提供であったのが、2015 年度には約 830 万人と倍増しており、横浜行動計画の達成に向け、着実な成果を上げている。

また、機構が成果を上げたことで国家モデルとして政策へ反映され、協力終了後の全国展開という波及効果が期待される取組やジャパンブランドとしてグローバルな展開を果たす等、成果のスケールアップにも取り組んできた。具体的な例として、教育分野ではザンビアの授業研究、ミャンマーの児童中心型学習、セネガルやニジェール、ブルキナファソの学校運営モデル、保健分野ではアジア、アフリカ、中南米での母子手帳を通じた母子保健向上やカイゼンの導入による病院管理改善、水分野ではザンビアやブルキナファソでの給水施設維持管理モデルやスーダンの水分野人材育成研修、格差・貧困分野では小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）等が挙げられる。

これらに加えて、国内外の多様な重要パートナーとの連携による戦略的な取組を推進してきた。事例としては、教育分野では日本の学習産業に関連する複数の企業との連携、保健分野ではゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法やブラジルとの三角協力によるアンゴラ医療人材育成、世銀主導による母子保健の新たな資金調達枠組、水分野では地方自治体（北九州市、さいたま市、横浜市等）や大学（東京大学）との連携が挙げられる。特に、開発途上国に広く適用可能な革新的取組として、アンゴラ医療人材育成が国連南南協力 EXPO でのグッド・プラクティス賞を受賞、さらに、経済開発協力機構（OECD）の DAC 賞のファイナリストとして、ゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法（2014 年度）、カイゼン手法及びザンビア授業研究（2015 年度）が選出された。

格差是正・貧困層支援については、MDGs では十分に強調されなかった格差是正への取組を強化すべく、コミュニティのニーズを踏まえた包摂的取組として、基礎的インフラの整備や地方行政とコミュニティの能力強化を推進してきた。ミャンマーの貧困地域での生活基盤インフラ（道路、給水、電力）整備や、タンザニアでの地方道路維持管理能力強化など、ハード、ソフト両面から強化を図る取組を展開した。行政とコミュニティの能力強化では、ホンジュラスにて地域資源を有効活用するための一連のサイクル（FOCAL プロセス）の構築と全国展開を通じ、2015 年度までに 6 割以上の市で実装が行われる等の成果を上げている。

さらに機構は、MDGs の後継として 2015 年 9 月に採択された SDGs の達成を見据えた協力を着手している。SDGs では MDGs の残された課題に引き続き取り組むとともに新たに確認された課題にも取り組み、「誰も取り残さない」ことを目指した包摂性と、強靱性、持続可能性に留意した開発を進めてきた。特に保健分野では、貧困層に配慮した保健サービスアクセスの改善や保健医療人材情報システムの導入を通じ、事業実施における UHC 主流化に取り組んだ。例えばケニアにて UHC 推進プログラムの中核となる技術支援を開始したほか、保健省 UHC ロードマップの作成支援、世銀等との連携による保健セクター政策借款形成といった包括的な取組を推進した。また、エボラ出血熱の発生・拡散という突発的な課題に対しても、流行国（ギニア、シエラレオネ、リベリア）での緊急対応、流行周辺国 10 か国以上（ガーナ、セネガル、ザンビア、コートジボワール、リベリア等）での準備体制の強化の支援を同時期に迅速に展開した。その他、障害者支援（ルワンダ）や貧困層の金融サービス改善（ホンジュラス）、複数セクターによる支援として栄養分野への協力（グアテマラ）等、新たに確認された課題に対する取組を推進した。

以上のとおり、特に MDGs の達成期限である 2015 年度までに、教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の分野において、MDGs 達成に資する量的、質的の両側面で上記のような成果を上げたこと、SDGs 達成を見据えた新たな課題に対して具体的な取組・成果を上げていることから、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、引き続き着実な事業形成と実施を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	持続的経済成長
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針 日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注1)							
	達成 目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 運輸交通							
道路・橋梁総延長 (km)			429	830	726	347	
鉄道総延長 (km)			630	200	260	120	
空港/港湾の数 (港数)			14/7	3/3	1/5	6/4	
能力向上対象人数 (人)			4,799	839	886	783	
イ) 都市・地域開発							
マスタープラン策定数 (都市数)			7	9	5	4	
ウ) 資源・エネルギー							
低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数					新規	22	
資源・エネルギー分野の人材育成数					新規	1,325	
エ) 法制度整備・民主化							
法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数 (新規+継続)					新規	1,700	
支援対象の法令・法案数 (件)			新規	29	33	22	
支援対象の法令運用・司法実務文書数 (件)			新規	18	27	24	
オ) 高等教育							
支援対象大学延べ数 (校)			96	102	72	65	
日本の大学での学位取得支援人数 (人)			585	472	594	861	
事業提携している日本の大学延べ数 (校)			153	174	236	262	
カ) 農業・農村開発 (注2)							
SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数 (2014年度からの累計人数)					新規	1,324	

SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数（2014年度からの累計人数）					新規	29,988	
キ) 民間セクター開発							
アフリカにおける産業人材育成人数（2013年度からの累計人数）					新規	31,754	

② 主要なインプット情報（注3）					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 運輸交通					
技術協力（億円）	112	132	135	161	
有償資金協力（億円）	5,115	5,839	1,536	9,941	
無償資金協力（億円）	481	428	441	352	
イ) 都市・地域開発					
技術協力（億円）	45	48	37	53	
有償資金協力（億円）	1,007	3,400	1,565	10,752	
無償資金協力（億円）	31	149	208	352	
ウ) 資源・エネルギー					
技術協力（億円）	47	56	58	91	
有償資金協力（億円）	1,852	1,571	3,779	4,157	
無償資金協力（億円）	169	56	53	71	
エ) 法制度整備・民主化					
技術協力（億円）	6	8	8	109	
有償資金協力（億円）	-	-	-	-	
無償資金協力（億円）	-	-	-	-	
オ) 高等教育					
技術協力（億円）	40	48	52	65	
有償資金協力（億円）	122	376	-	105	
無償資金協力（億円）	7	1	38	1	
カ) 農業・農村開発					
技術協力（億円）	194	202	191	194	
有償資金協力（億円）	191	135	821	357	
無償資金協力（億円）	112	89	122	117	
キ) 民間セクター開発					
技術協力（億円）	81	77	90	96	
有償資金協力（億円）	421	773	617	597	
無償資金協力（億円）	-	51	-	-	

（注1）道路・橋梁、鉄道、空港・港湾、発電容量、将来的な二酸化炭素削減量は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため、案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。

（注2）「農業・農村開発」のその他のアウトプットは項目 No. 3 の「オ）食料安全保障」参照。

（注3）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるとい う機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分 野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、(中略)</p> <p>(ロ) 持続的経済成長</p> <p>● 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途 上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、 格差是正にも配慮して事業を実施する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 主要な業務実績

①国際化・地域化への対応

・東南アジア諸国連合 (Association of South - East Asian Nations。以下「ASEAN」という。) 統合の支援として、日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づき、ASEAN 連結性向上に資する事業を展開した。2014 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議における日本政府公約の実現にも貢献している。

- ▶ メコン地域の東西・南部経済回廊：ベトナムのカイネップ・チーバイ港、ダナン港、サイゴン東西ハイウェイ、南北高速道路の部分開通 (2013 年度)、カンボジアのネアックルン橋開通による南部経済回廊の完成、国道 1 号線、5 号線、ラオスの国道 9 号線の改修 (2014 年度、2015 年度)
- ▶ 海洋 ASEAN 経済回廊：域内の貿易・投資促進を担う ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業の調査を実施し、ASEAN 次官級交通政策会合で報告した (2012 年度、2013 年度)。また、港湾電子処理システム (EDI : Electric Data Interchange) に関する港湾 EDI ガイドラインが日・ASEAN 大臣会合にて承認され、ミャンマーにおける港湾 EDI 整備を目的とした無償資金協力「港湾近代化の

ための電子情報処理システム整備計画」を実施中（2014年度、2015年度）。インドネシアではジャカルタ国際港湾の改修が完了した（2014年度）。

- ▶ 航空運輸網：ハノイ市ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル完工による年間利用者の拡大（従来の年間600万人から最大1,600万人）（2014年度）
- ▶ ASEAN全域ソフトインフラ：次世代航空保安システムへの移行支援（2013年度、2015年度）
- ▶ 法制度整備、金融、貿易円滑化支援（3-2-4.参照）
- ・ TICAD Vの日本政府の支援策の実現のため、西アフリカ成長リング、北部回廊（モンバサ～内陸部）、ナカラ回廊の開発やワンストップ・ボーダー・ポスト（OSBP:One Stop Border Post）の普及に向けた取組を行った。
 - ▶ 3回廊地域のインフラ整備計画と産業開発戦略を組み合わせるマスタープランを策定（2014年度、2015年度）
 - ▶ タンザニア・ケニア間、ルワンダ・タンザニア間の国際幹線道路・橋梁の改良とOSBPの整備完了（2014年度）
 - ▶ 東アフリカ共同体事務局へ広域インフラ開発アドバイザーを派遣、OSBPワークショップの開催（2014年度）
- ・ その他地域においても、経済回廊及び国際道路網の整備を実施した。
 - ▶ 安倍総理のバングラデシュ訪問時に合意された「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」への協力に向け、情報収集・確認調査の着手により機動的に対応、6事業の円借款事業に調印（2014年度、2015年度）
 - ▶ 中米道路網の整備（2014年度）

②全国交通

- ・ 各国において全国交通施設の整備に関する事業を実施した。
 - ▶ トルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通：日本の技術を活用した沈埋トンネルの敷設や埋蔵文化財に配慮した事業実施（2013年度）
 - ▶ 首都カトマンズと南部平野部を結ぶシンズリ道路全158kmの完工、地震災害への復興支援（ネパール）：1996年以来、無償資金協力、技術協力、青年海外協力隊等を組み合わせた支援を実施した。また、斜面对策技術等の日本の技術も活用している。2015年5月の地震に対し、技術協力を通じて緊急復旧に対応した（2014年度、2015年度）。
 - ▶ イラク・港湾セクターマスタープラン：港湾セクターの発展、管理戦略及び主要港湾のマスタープランと中期開発計画及び港湾の監督、管理、運営の改善のための中期行動計画（目標年2025年）の策定し、完成した（2015年度）。

③都市交通

- ・ 最上流の計画策定に関する事業を実施した。
 - ▶ フィリピンのメトロマニラ首都圏の運輸交通ロードマップの完成と政府承認：2013年7月の日比首脳会談に貢献。ロードマップの円借款事業等の事業化を推進（2013年度、2014年度）
 - ▶ カンボジアのプノンペン市の都市交通マスタープランの完成：道路、都市公共交通、交通管理の統合的な計画や公共交通を軸とした日本の知見を活用した都市骨格の提示（2014年度）
 - ▶ ミャンマーの総合交通マスタープラン、ヤンゴン市の都市交通マスタープランの完成：ヤンゴ

- ン・マンダレー間の鉄道整備及びヤンゴン環状鉄道改修による事業化（2014年度、2015年度）
- ▶ ネパールのカトマンズ盆地都市交通改善のためのマスタープランにおける地震災害への復旧（2015年度）
- ・都市交通施設の整備に関する事業を実施した。
 - ▶ ベトナムのニャッタン橋（日越友好橋）の完成（2015年度）
 - ▶ コンゴ民主共和国の首都幹線道路の改修（日コンゴ大通り）（2014年度）
 - ▶ インドのチェンナイ・メトロの部分開業（2015年度）

④地方交通

- ・人口密度が希薄で道路整備が遅れがちな地方において、地方のニーズ・予算的な制約を踏まえた技術協力や、インクルーシブな視点に基づく資金協力を実施した。
 - ▶ 人力を多用した道路工事手法（LBT：Labour-Based Technology）技術・研修能力強化（タンザニア）：プロジェクトの成果を活用した後継案件での全国展開の完了（2015年度）
 - ▶ 持続的に適用可能な軟弱地盤対策技術開発（ミャンマー）：災害多発地域での道路技術改善を通じ、地方の生活水準と経済振興に貢献（2012年度）
 - ▶ 貧困削減地方インフラ開発（インドネシア）：住民グループ、特に女性の積極的参画（2014年度）
 - ▶ 農道管理能力向上（ブータン）：農林省農業局と県の農道架橋の調査・設計・建設管理能力向上支援を通じ、モデル橋梁3橋の工事完了（2014年度）

(2) 戦略的な取組

①質の高いインフラパートナーシップへの貢献

- ・メコン地域の東西・南部経済回廊整備
 - ▶ アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）との連携等により、今後5年間で従来の約30%増となる約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供する方針としている。この方針に対して、ADBと大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関する協議を開催した（2015年度）。

②日本の比較優位のある技術・知見の活用

- ▶ 日本の都市鉄道整備・運行技術、防災基準の活用：エジプト・カイロ地下鉄4号線の新設における信頼性の高い鉄道運行システムや省エネ車両の導入、日本の防災基準適用（2013年度、2014年度）
- ▶ 施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援：「新ウランバートル国際空港建設事業」（円借款事業）と並行した技術協力を通じた運営・維持管理支援（モンゴル）（2014年度）
- ▶ 高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）に関する海外展開戦略：東洋大学、東京大学、国交省、ITS Japan等の参加による研究会の立上げと民間企業との具体的事例の検証（2012年度）。
- ▶ 総合的な管理ノウハウを有する鉄道・航空・道路インフラ事業者との連携：ベトナム、モンゴルの国際空港整備支援における国交省や成田空港等との連携による技術協力（2014年度）

③新たな課題への対応

- ▶ 道路防災（キリバス、インド、エルサルバドル）（2015年度）

- ▶ 耐震橋梁設計基準策定への支援（チリ）（2015年度）
- ▶ 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の利活用：ベトナムのハノイ市における公共交通 IC カード普及促進（2015年度）

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 主要な業務実績

①最上流の計画策定支援

- ・最上流段階での開発計画作成に協力するとともに、作成した都市計画の実現支援を実施した。あわせて、日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用し、各自治体や自治体参加企業を含む日本企業の海外展開にも資する協力を行った。また、都市計画策定支援にあたっては、「強靱性」、「包摂性」、「持続可能性」に配慮した提案を行った。
- ▶ インドネシアのジャカルタ首都圏投資促進特別地域マスタープランの策定：ジャカルタ首都圏の長期ビジョン策定のため、本邦民間開発会社の参画を得て、日本の技術、知見をマスタープランに反映し、その事業化を通じてインドネシアの開発への貢献と日本の技術・システムの海外展開支援につなげた（2012年度～2014年度）。
- ▶ ミャンマーのヤンゴン都市開発マスタープランの策定（2013年5月にヤンゴン地域政府により閣議決定）：都市計画と都市交通に係る計画を策定し、優先的事業の事業化に向けた案件形成を進めた（新タケタ橋建設事業等）。2012年度にはヤンゴン市長や都市開発関係省庁高官を日本に招いて公開セミナーを実施した（2012年度、2013年度）。
- ▶ フィリピンのメトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ作成：機構が横浜市と連携して策定支援した「メガ・セブ・ビジョン 2050」具体化に向けたロードマップ作成支援と汚泥処理、固形廃棄物処理、水処理分野の普及・実証事業による支援を実施し、完成した（2014年度、2015年度）。
- ▶ モンゴルのウランバートル市都市計画マスタープラン：2013年2月にモンゴル国会により承認された。また、同マスタープランに基づく技術協力の結果、土地区画整理や都市管理に必要な土地再開発法が制定され、2016年にはマスタープラン実施計画が閣議決定された。2014年度からは寒冷地自治体（札幌、旭川）の知見を活用した技術協力を開始した（2013年度、2014年度）。
- ▶ アフガニスタンのカブール首都圏開発プログラム：2008年から2009年にかけて策定した「カブール首都圏開発計画（基本計画）」に基づく都市環境や居住環境の改善・整備等を実施した。一部区域については、平和構築段階での都市機能整備事業として、同国首都圏開発事務局と諸外国の民間デベロッパーとの契約実現に至った（2012年）。
- ▶ セネガルのダカール首都圏開発マスタープランの策定：持続可能性の包括的な評価や公共交通志向型開発の援用、海岸部等のリスク評価を通じた強靱性への配慮、住民参加型による計画策定による包摂性の配慮を実施し完成させた（2015年度）。

②TICAD への貢献

- ・TICAD V における日本政府の支援策の実現のため、「戦略的マスタープラン」の候補案件の選定を進め、調査を実施した。
- ▶ モザンビークのナカラ回廊地域の開発戦略の策定（2013年度～2015年度）
- ▶ ケニア、コートジボワールの首都開発マスタープラン完成（2014年度）

③環境未来都市構想への協力

- 第3回環境未来都市構想推進セミナーの実施（2013年度）
- 「グリーン成長都市に関する国際会議」を受けた、北九州市の持続的都市づくりの経験発信と課題別研修形成の着手（2014年度）
- 都市の持続可能性に関するプロジェクト研究の実施と都市診断ツールの検討（2015年度）
- 低環境負荷、強靱性、包摂性等持続可能性に配慮した都市計画、地域開発計画をセネガルやフィリピン、チュニジア等で実施（2015年度）

(2) 戦略的な取組

①日本の知見をいかした都市開発の実現への取組

- 大学、宇宙航空研究開発機構（Japan Aerospace Exploration Agency。以下「JAXA」という。）、地方自治体等の参画によるプロジェクト研究「付加価値のある地理空間情報」の実施：衛星技術やビッグデータの活用を取り入れたイノベティブな機構の事業のあり方や、地形図や地理情報システム（GIS：Geographic Information System）の開発途上国における事業での活用を検討（2012年度）
- 多摩田園都市モデルを用いた公共交通機関主体の都市開発モデルの検討（ベトナム）（2013年度）
- 横浜市、神戸市、北九州市、旭川市からの調査団参加や専門家派遣による連携（2013年度）
- フィリピン「メガ・セブ・ビジョン2050」（横浜市と策定支援）の具体化に向けた持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援（2014年度）

②人的ネットワークのノウハウを活用した案件形成・実施

- 東南アジアの経験のアフリカ都市開発案件への活用：ガーナのクマシ地域総合開発計画調査でのベトナム視察（2012年度）
- ブルキナファソで実施した地形図案件を核としたアフリカ諸国の経験共有セミナー（2012年度）
- モザンビーク首都の都市交通案件へのブラジル・クリチバ市からのバス専用道路に関するアドバイザーの招へい（2012年度）
- 都市間連携プラットフォームの構築に向けた取組：都市開発マスタープランの策定経験を有するアジア5都市の行政関係者を招へい（2015年度）
- アジアとアフリカの都市開発に関する知見を共有するセミナーの開催：アジア2か国、アフリカ7か国が参加（2015年度）

③成長セクターにおける格差拡大抑制の取組

- ケニア：ナイロビ都市開発マスタープラン策定において、女性・子ども・障害者の交通に配慮し、必要な道路標示や歩行者信号の設置や安全教育を行うことを提案した（2013年度）。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 主要な業務実績

①低廉・低炭素・低リスクの電力供給の促進

- ・ 低炭素電源の開発を通じ、CO₂排出量削減に向けた支援を実施した。
 - 超々臨界圧石炭火力：インドネシア、バングラデシュ等で導入を支援。2014年度に同技術の初

の適用事業としてバングラデシュのマトバリ発電所に対する円借款事業を調印した。従来技術と比べ、CO₂換算で年間 40 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれる（2014 年度、2015 年度）。

- ▶ ガスコンバインドサイクル火力：ウズベキスタンで導入を支援し、トゥラクラン火力発電所建設、タシケント熱電供給所建設等の円借款を調印した。従来技術と比べ、CO₂換算で年間 106 万トン分の温室効果ガスの排出抑制が見込まれる。同事業と併せ、維持管理や電力開発計画立案に携わる人材育成を行っている（2014 年度、2015 年度）。
- ▶ 高効率ガス火力：ベトナム、イラク、ウズベキスタン、モザンビーク等で導入を支援（2014 年度）
- ▶ 水力開発：ネパール、ラオス、ウガンダ、ホンジュラス等で導入や改修支援に着手した（2012 年度）。スリランカやトルコでは日本の技術的優位性の高い可変速揚水発電を活用した案件を提言または形成した（2014 年度）。
- ▶ 太陽光開発、風力開発：エジプトで試験的な導入に向けた支援実施（2012 年度）
- ・ ナショナルグリッド（基幹系統）の増強や配電網拡張によるエネルギーアクセス改善を推進した。
 - ▶ 送配電網の延伸（ミャンマー、ベトナム、エジプト、リベリア、ウガンダ、シエラレオネ、ガーナ等）（2012 年度～2014 年度）
 - ▶ 低損失送電線等の日本の技術を活用した高効率送配電設備に資する事業の計画（スリランカ、バングラデシュ、インド）（2014 年度、2015 年度）
 - ▶ 地方部の中小水力発電開発（インドネシア、フィリピン、ラオス、カンボジア、ホンジュラス等）
 - ▶ 無電化村における電力供給事業：企業提案による協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の実施（ガーナ、ケニア、バングラデシュ）（2012 年度）
 - ▶ 再生可能エネルギーによる地方電化：ケニアにおける地方電化モデルの構築と各種ガイドラインの策定、同国国立大学との研究開発、教育、研修の改善の実施（2014 年度）
 - ▶ ブータン：地方部を含めた電化支援を通じ、電化率の飛躍的向上（2008 年 54%から 2013 年 95%）に貢献（2013 年度）
 - ▶ タンザニア：送配電設備の運用・維持管理に関する能力強化支援を実施（2014 年度、2015 年度）
- ・ 日本の省エネ技術の知見、経験を活用し、需要サイドの省エネ促進支援を実施した。
 - ▶ ベトナム、イラン、セルビアにおける新規技術協力事業の実施（2012 年度）
 - ▶ 南アフリカ、オマーンでの開発調査の実施（2012 年度）
 - ▶ 省エネルギーマスタープラン策定（バングラデシュ）、省エネルギー技術研修支援（ベトナム）等（2014 年度、2015 年度）

②地熱開発の促進

- ・ アフリカ大地溝帯において、包括的な地熱開発に関する支援を実施した。
 - ▶ ケニア：円借款による地熱発電プラント建設と、地表地質調査から試掘、貯留量評価、プラントデザイン、独立系発電事業契約に至る一連の技術協力、地熱開発公社の人材育成、地熱開発戦略更新支援を包括的に実施し、アフリカ大地溝帯の地熱開発の拠点形成に寄与している（各年度）。
 - ▶ エチオピア、ルワンダ：地熱開発マスタープラン策定支援を実施（2013 年度～2015 年度）
 - ▶ タンザニア等リフトバレー諸国 5 か国全域に関する将来の支援戦略の策定（2013 年度）
- ・ インドネシアや中南米においても制度設計、探査技術支援、施設整備を実施した。

- ▶ インドネシア：地熱開発のボトルネック解消に向け、探査、掘削、評価、ファンデザイン及び試掘ファンドの運営能力向上に関する技術支援を実施した（2013年度）。また、探査制度向上のためのSATREPSを開始した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 中南米：コスタリカでのグアナカステ地熱開発（円借款事業）と地熱貯留槽評価支援（技術協力）の案件形成・実施（2013年度、2014年度）、ニカラグアでのモンバチョ地熱開発（円借款事業）とエクアドルでのチャチンビロ地熱開発（円借款事業）に関する案件形成（2015年度）
- ・上記に関連した人材育成を実施した。
 - ▶ 地熱分野の大学との連携態勢や、地熱デベロッパー、コンサルタント、プラントメーカー、掘削業者等による支援態勢を構築し、日本での研修立上げを準備した（2014年度、2015年度）。

③ 島嶼国エネルギー支援

- ・「ハイブリッド・アイランド」構想の準備・合意に基づき、大洋州島嶼国においてディーゼル発電機の効率化システム安定化機能の強化、燃料費削減と再生可能エネルギーの導入許容量の増加に関する支援を実施した。「ハイブリッド・アイランド」構想は、機構からの提案により、第7回太平洋・島サミット（The 7th Pacific Islands Leaders Meeting。以下、「PALM7」という。）（2015年5月）の「福島・いわき宣言」の日本政府による支援表明に反映された。
 - ▶ マスタープラン策定支援：マーシャル、フィジー（2014年度）
 - ▶ マイクログリッド整備支援：トンガ（2014年度）
 - ▶ 大洋州地域におけるエネルギー・セキュリティ向上支援策に関する情報収集・確認調査の実施、同調査への沖縄を含む日本の島嶼地域の知見の活用（2014年度）
- ・カリブ地域、インド洋の島嶼国に対しても同様の支援を展開した。
 - ▶ 東カリブ地域における地熱開発支援：米州開発銀行（Inter-American Development Bank。以下「IDB」という。）及びカリブ開発銀行と協力覚書を締結し、地熱開発可能性に関する調査を開始した（2014年度）。
 - ▶ セーシェル及びカーボヴェルデ：日本の技術（海水揚水、バッテリー、エネルギー管理システム（EMS：Energy Management System）等）を活用した再生可能エネルギーの最適導入について情報収集確認調査を実施して検討した（2015年度）。

④ 最上流の計画策定への支援推進

- ・持続的な成長の実現のため、各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画の策定等、的確なデータ、分析に基づく政策レベルからの支援を実施した。
 - ▶ インドネシア：クリーン・コール・テクノロジー導入促進に関する開発調査を実施し、超々臨界圧石炭火力や石炭ガス化複合発電を導入するロードマップを策定した（2012年度）。
 - ▶ ミャンマー：同国初となる中長期的な最適電力開発計画を策定し、ヤンゴン都市圏及び主要地方都市の配電網リハビリに関する円借款事業や、全国の送変電設備整備に関する事業を実施した（2013年度、2014年度、2015年度）。
 - ▶ パキスタン：電力セクター改革プログラムの円借款供与に加え、最適電源・送電開発計画の策定支援を実施（2014年度、2015年度）
 - ▶ タンザニア：全国レベルの電力開発マスタープラン策定に加え、首都ダルエスサラームについて電力の安定供給に資する配電レベルの設備整備に関する具体的な計画策定を支援（2015年度）

⑤資源分野における人材育成支援

- ・開発途上国政府の資源分野の本邦での人材育成を通じ、長期的な知日派、親日派との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」を立ち上げた（2013年度）。
 - ▶ 長期研修員の受入：2014年度16人、2015年度21人
 - ▶ 学位取得、インターンシップ、短期プログラム、海外フィールド調査等の実施（2015年度）
 - ▶ 鉱業分野の人材育成のための技術協力実施（モザンビーク、マラウイ、カンボジア）（2014年度）
- ・秋田大学との「資源分野の戦略的連携合意書」の締結をはじめ、九州大学、北海道大学、早稲田大学、京都大学、東北大学とも協力関係を築いた。
 - ▶ 秋田大学国際資源学部の大学院創設や早稲田大学での英語修士コース開始の実現（2014年度）
 - ▶ 北海道大学、九州大学との国際資源開発に関する共同課程設置に向けた準備の実施（2015年度）

⑥SATREPS等による開発課題への挑戦

- ▶ バイオマス燃料技術の社会実装（タイ）：開発された低コストのバイオ燃料技術が、タイ政府の代替エネルギー開発計画にバイオ燃料の基幹技術として採用された（2015年度）。

(2) 戦略的な取組

①国内のネットワークの拡充

- ▶ 大企業との連携：日常的な情報交換、民間連携スキームを通じた連携強化（各年度）
- ▶ 中小企業との連携：小型水力・小型風力・太陽光関連等における関係構築と再生可能エネルギーを用いた地方電化等における技術や活力の有効活用（各年度）
- ▶ 大学との連携：SATREPSを通じたエネルギー・環境分野の大学・研究機関とのネットワーク構築（各年度）、「資源の絆プログラム」を通じた多数の留学生受入（2014年度、2015年度）

②ジャパンプランドとしての対外発信と内外リソースの動員・参画促進

- ▶ 地熱：世界地熱会議、地熱学会等の国際会議・学会で機構の地熱開発支援の取組を発表した。
- ▶ 「ハイブリッド・アイランド」構想：上記（1）③参照。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 主要な業務実績

①包括的な法整備支援

- ・ミャンマーでは、ASEAN 経済共同体設立に向けた市場経済化促進・投資貿易整備のための法・司法制度整備が喫緊の課題であり、法改正・政策検討に関する新たなニーズに迅速に対応した。
 - ▶ 基礎情報収集調査、詳細計画策定調査の実施と現地セミナーの開催（2012年度）
 - ▶ 法整備支援プロジェクト、知財庁設立に向けた基礎情報収集調査を開始（2013年度）
 - ▶ 六つのワーキンググループによる活動実施。現地セミナーの開催（2014年度、2015年度）
 - ▶ 会社法、知的財産法、人材育成に関する本邦研修の実施（2015年度）
- ・ベトナムでは、1990年代半ばから民事分野の法令の起草支援や法の運用、裁判実務の改善に対する支援を実施してきた。
 - ▶ 改正弁護士法の成立（2012年度）
 - ▶ 副首相を団長とするベトナム指標調査ミッションの受入：2013年1月に発表されたベトナム憲

法改正草案で、機構が取り組んできた被疑者の弁護権の強化や公判の迅速化等が反映され、同国の「法の支配」を目指す方向性に貢献した（2012年度）。

- ▶ 機構による支援を踏まえた改正民法の草案の国会への提出。改正破産法、改正裁判所組織法、改正検察院組織法の成立（2014年度）
- ▶ 技術協力事業の結果、中央司法関係機関と地方機関の連携による実務上の課題に基づく執務参考資料の作成フローが定着した（2014年度）。
- ▶ 機構による支援を踏まえた改正民法典の成立（2015年度）
- ・カンボジアでは、1990年代末から、民法・民事訴訟法を中心とする基本法の整備に対する支援を開始し、法曹人材育成への支援を併せて実施している。
 - ▶ 不動産登記省令成立、民法に関する現地セミナーや研修の実施及び普及用資料作成（2012年度）
 - ▶ カウンターパート機関による研修実施と民法・民事訴訟法の理解促進（2014年度）
 - ▶ カウンターパートが講師となった自立的な普及セミナー実施、各種普及用資料出版（2015年度）
- ・ラオスでは、法律人材育成強化プロジェクトを実施し、各種法令の実務参考資料の作成・普及を実施した（2014年度、2015年度）。
 - ▶ 民法典起草支援及び各条文の理解促進、パブリックコメントに基づく草案の議論実施（2015年度）
 - ▶ 四つのワーキンググループによる活動の実施。現地セミナーの開催。民法、経済紛争解決法、刑事関連法、法曹育成に関する本邦研修の実施（2015年度）
- ・ウズベキスタンでは、市場経済化に伴う企業の自由競争下での活動を担保するため、倒産法の運用改善や担保法の起草支援を実施した。
 - ▶ 「企業活動の自由の保障法」に関するマニュアルの普及活動の実施（2012年度）
 - ▶ 世界銀行「Doing Business 2013」で「倒産処理」の指標が上昇し、ビジネス環境全体の改善に貢献（ビジネス環境を改善した国の世界第4位にランク）（2012年度）
- ・ベトナム、インドネシア、フィリピン、モンゴルにて競争法改正支援及び運用能力強化支援を展開した。2015年にはフィリピンにて包括的競争法が成立している（2014年度、2015年度）。
- ・モンゴルでは、全国の一審裁判所で話し合いにより紛争を解決する調停制度の導入を支援し、利用は年間1万件に及んでいる（2015年度）。

②金融支援の拡充

- ・金融行政に関するシステム構築、能力向上に対する支援を実施した。
 - ▶ ミャンマー中央銀行の資金・証券決済システム構築や証券取引所開設・運営に向けた支援を実施。証券取引所は2015年12月に予定どおり開所した（2014年度、2015年度）。
 - ▶ モンゴル資本市場の規制・監督能力向上支援（2014年度、2015年度）
 - ▶ ベトナムの国営企業・銀行改革に対する支援（2014年度、2015年度）

③貿易円滑化支援

- ・2011年に日本政府が表明したASEAN貿易円滑化のための「アジア・カーゴ・ハイウェイ構想」実現に向け、ASEAN各国の税関に対する技術協力を実施した。
 - ▶ 国際標準に沿った関税評価・関税分類手続きの向上（カンボジア、ミャンマー、タイ）（2013年度）

- ▶ 効率的な税関手続きのための税関リスク・マネジメントの強化（フィリピン、ラオス、ベトナム）（2013年度）
- ▶ 二国間経済連携協定（Economic Partnership Agreement。以下「EPA」という。）、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の円滑な運用に必要な原産地証明の運用能力強化（タイ、マレーシア）（2015年度）
- ▶ 日本式の通関システムの導入（ベトナム）：輸出入・港湾情報処理システム（NACCS：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）を導入し、全国5万社以上が登録・利用中（2013年度～2015年度）。ミャンマーでも同システムを構築中（2014年度、2015年度）。
- ・TICAD Vの日本政府の支援策の実現のため、税関職員の人材育成やOSBP・税関行政支援を実施した。
- ▶ OSBP整備：タンザニア・ケニア間、ルワンダ・タンザニア間の国境税関施設整備事業の完工による国境手続きの効率化と所要時間の削減への貢献（2014年度、2015年度）

④ガバナンス強化

- ▶ バングラデシュ：行政機関の「効果的な国家健全性戦略」の実施枠組確立に向けた支援（2014年度）
- ▶ モンゴル：内部監査及び業績モニタリングに関する能力向上支援の結果、内部監査の主要行政機関における実施や、内部監査関連法令を含む中期戦略計画の承認に至った（2014年度、2015年度）。
- ▶ タンザニア：内部監査に関する能力向上支援（2015年度）
- ▶ 汚職防止能力の向上支援：課題別研修「汚職対策（刑事司法）」（2014年度）等による人材育成
- ▶ カンボジアにおける人口・経済センサス統計能力強化支援（2012年度～2015年度）、ネパールの経済センサス統計、エジプトの人口センサス統計能力強化支援の立上げ（2015年度）
- ▶ ベトナム・ホーチミン国家政治学院及び国家行政学院公務員研修所における共産党幹部候補者に対する研修、並びにカリキュラム・教材作成、教員能力強化などの支援（2015年度）

⑤民主化支援

- ▶ 「アラブの春」以降の北アフリカ等における公正な選挙運営支援：エジプト、チュニジア等（2013年度）
- ▶ 地方行政支援：バングラデシュ、カンボジア、タンザニア、ホンジュラス、ドミニカ共和国等
- ▶ 中立・公正なメディア確立に向けた支援：南スーダン（2013年度、2015年度）、コソボ（2015年度）
- ▶ 立法府支援：ベトナムにおける国会事務局の能力強化支援（2015年度）
- ▶ 南スーダンでは、スポーツを通じた平和構築を目指し、南スーダンのスポーツ団体関係者と共に国営放送局職員を日本に招いた。南スーダンと日本とのスポーツ交流を訪日して取材し、番組制作能力を向上させるとともに、同国での日本のアピールに貢献した（2015年度）。

(2) 戦略的な取組

①国内ネットワークの拡充・協力人材の確保

- ・日本の法律実務家や研究者等とのネットワークの拡充に努めた。
- ▶ 法務省との共催による法整備支援連絡会を開催し、100人以上の参加者に対し、機構の取組事例の報告や意見交換、理解促進を行った（2012年度）。

- ▶ 日本弁護士連合会との協力協定の締結と長期専門家の人選の共同実施の開始（2012年度）
- ▶ 日本弁護士連合会調査団訪問の機会を活用した共同セミナーの開催（ミャンマー）（2015年度）

②官民連携強化への貢献

- ▶ ミャンマー法改正に関する公開形式の現地セミナーにより現地商工会等を通じた本邦企業等に情報提供し、企業、法律事務所十数社がオブザーバー参加した（2012年度）。
- ▶ 民間企業と連携し、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュを対象としたビジネス関連法制の問題分析及び具体的な改善提案を実施（2013年度）
- ▶ 主に東南アジア諸国の税務行政、税関プロジェクトを中心に、現地日本側関係機関（商工会等）との情報共有を通じて、進出企業が抱える課題等を把握し、解決に向け側面的な支援を実施（2015年度）

③国際機関との連携

- ▶ 世界税関機構（WCO：World Customs Organization）との連携：業務連携覚書の締結（2015年1月）に基づき、政策対話を実施した（2015年7月及び10月）。また、共同でアフリカにおけるOSBPの役割の再定義を含む合同研究を開始した（2015年度）。

④南南協力を通じた協力成果の拡大

- ▶ ラオス法律人材育成強化プロジェクトのカウンターパートのベトナムへの派遣：法制度支援で初の第三国研修を実施（2012年度）

3-2-5. 高等教育

(1) 主要な業務実績

①TICAD V 支援策実現に向けた取組

- ・ 2013年6月のTICAD Vで立上げが表明された「ABEイニシアティブ」の制度設計を短期間で行い、2014年度中に事業を開始し、本邦大学修士課程での教育と本邦企業でのインターンシップによる実践的機会を提供した。
 - ▶ 留学生受入実績：2017年までの目標数である900人受入の目標に対し、2014年に第1陣157人、2015年に第2陣317人の合計473人を本邦大学にて受け入れ、目標に向けて順調に推移している（2013年度～2015年度）。
 - ▶ 本邦企業でのインターンシップ：日本企業約200社の登録を得て、第1バッチ146人のインターンを日本企業67社で開始した（2015年度）。
- ・ アフリカ連合（African Union。以下「AU」という。）の汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）構想に対し、科学・技術・イノベーションを担う東アフリカ拠点の支援パートナー国として日本政府が覚書を締結したことを受け、拠点大学となったケニア国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）を通じた教育・研究機能の強化支援を技術協力プロジェクト「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト」として2014年度に開始して支援しており、第1バッチ54人（2015年11月卒業）、第2バッチ68人が入学済みである（各年度）。
- ・ ルワンダ「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト」により職業訓練・教育機関のモデル

構築支援を行い、政策への反映と全国規模でのモデル普及を目指すフェーズ 2 を 2012 年度より開始した。

- ・ エジプト日本科学技術大学 (Egypt-Japan University for Science and Technology。以下「E-JUST」という。) では、2010 年の大学開設から 5 年が経ち、2015 年度に 5 周年記念式典・シンポを実施し、E-JUST の現在までの教育・研究面の成果や、大学新設支援や日本型工学教育の知見を共有した (2015 年度)。

②開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

- ・ マレーシア・日本国際工科院、インド工科大学ハイデラバード校、インドネシアハサヌディン大学、東ティモール国立大学、ミャンマー (ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学) といった、各国の工学系の拠点大学の教育・研究能力強化のための支援を実施している。
 - ▶ ミャンマー：産業振興とインフラ開発に資する人材育成のため、主要工科大学であるヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の教育・研究能力向上を目的とした技術協力事業を開始 (2013 年度)
 - ▶ ベトナム：カントー大学強化に対する円借款事業と技術協力事業を形成・実施。日本の 9 大学による支援体制の構築と、機構内における農業・水産・環境の分野横断的課題への対応に向け、地域部・3 課題部で調整を行い、2015 年度に技術支援を開始 (2014 年度、2015 年度)
 - ▶ モンゴル：日本の 6 大学による支援体制により工学系高等教育支援の円借款事業を開始 (2014 年度)
- ・ 開発途上国の大学の教育・研究能力の向上を進めるため、開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を実施した。
 - ▶ アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network) : 技術協力事業フェーズ 2 の終了及びフェーズ 3 の実施 (本邦 14 大学、域内の各メンバー大学 26 校)。ホスト大学を中核とする国内留学事業の実施によるプロジェクト成果の国内展開の実現 (タイ、フィリピン)。産学官連携に関するセミナー開催や日系企業 7 社との共同研究の具体化に向けた協議を実施 (2014 年度)
 - ▶ マレーシア・日本国際工科院 (MJIIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) : 日本の 3 大学とのダブルディグリー、ジョイントディグリー開設に向けた調整や日系企業でのインターン受入を実施。2015 年 10 月には、学部第 1 期生 73 人が 10 月に卒業し、10 人以上が日本企業や日系企業に就職 (2014 年度、2015 年度)。
 - ▶ インド工科大学ハイデラバード校 (IITH : Indian Institute of Technology Hyderabad) : 化学・機械・材料工学分野等の長期研修員の受入。長期研修員と日本企業の連携促進のための「日印人材フォーラム」開催 (2014 年度)
- ・ 本邦大学の国際化への貢献も念頭に、2015 年度は年間 861 人の開発途上国の留学生を招き、本邦大学で学位取得を支援している。また、本邦大学の教員を年間 300 人以上開発途上国に派遣することにより、開発途上国の大学の能力向上を支援するとともに、本邦大学の開発途上国大学との学術交流も促進している。
 - ▶ アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE: Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development)」: 2011 年度より 2015 年度の 5 か年で 443 人を全国 34 大学 47 研究科に受け入れた。2015 年度にフェーズ 2 の実施を

先方政府と合意し、R/D を署名済み。

➤ ABE イニシアティブの立上げと実施 (①参照)

(2) 戦略的な取組

①評価手法、成果の指標の検討・改善

➤ プロジェクト研究「高等教育協力プロジェクトの評価指標の標準化検討」により機構の過去の案件や世銀等他ドナーの案件をレビューし、成果の示し方や指標設定方法を検討・整理 (2012 年度)

②新しい援助手法・アプローチの開拓

➤ 高等教育機関の教育プログラムの評価認定システムに関する初の支援 (インドネシア) : 産業界が必要とする質の高い工学教育の確保に貢献すべく、個別専門家派遣や技術協力プロジェクト「インドネシアエンジニアリング教育認定機構設立プロジェクト」等を展開 (2012 年度～2014 年度)

③政策インパクトを増強する取組

➤ ミャンマー: 教育セクターと高等教育セクターの調査結果をマルチドナーで実施した「教育セクター包括レビュー調査」にインプットした (2012 年度)。

➤ フィリピン: 雇用促進の増大に貢献するため、開発政策支援借款に付帯する技術支援として産業人材育成のための高校支援を実施 (2012 年度)

④オールジャパン体制による支援体制の構築・運営

➤ マレーシア・日本国際工科院 (外務・文科・機構・27 大学、政府機関 2)、インド工科大学ハイデラバード校 (外務・文科・総務省・日本学術振興会・科学技術振興機構 (JST : Japan Science and Technology Agency)、機構、9 大学)、ABE イニシアティブ (外務・文科・経産省、機構、経団連)、日越大学 (官邸・外務・文科・経産省、機構、7 大学) などの体制を構築・支援し、効果的な事業の実施を推進している (2015 年度)。

3-2-6. 農業・農村開発

(1) 主要な業務実績

①市場志向型農業の振興による小規模農家の生活向上

・ 2 年間で対象約 2,000 人 (122 グループ) の小規模園芸所得を倍増させたケニアでの協力成果を踏まえ、2013 年度の TICAD V において小農による市場志向型農業 (SHEP アプローチ) の域内拡大が提唱され、支援策実現のための事業を形成・実施した。TICAD V 目標値に対しては、2013 年度から 2015 年度末までに以下の達成状況となっており、一部指標では公約以上の成果を前倒しで達成した。

➤ 2017 年までに SHEP アプローチ 10 か国の展開 : 実績 20 か国

➤ 2017 年までに SHEP を推進する技術指導者 1,000 人の育成 : 育成実績 1,324 人

➤ 2017 年までに SHEP を実践する小規模農家及び農業団体関係者 5 万人の育成 : 育成実績 2 万 9,988 人

➤ 専門家の派遣、農業機械化、農業生産、流通、販売技術研修の実施等

・ SHEP アプローチ広域化は、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興」コースを起点とし、現地でのフォローアップを行うことで定着化の向上を図っている。2014 年度より上記研修を年 2 回行

い、2015年度からは上記コースを補完する「普及員コース」、さらにはフランス語圏アフリカ地域を対象とした「行政官コース」も開設した（2015年度）。

②フード・バリューチェーン（FVC）の構築による農家所得向上の確保

- ・農産物市場化・流通分野への協力の方向性を検討するため、海外ドナー・NGOを含めた優良事例の整理と教訓の活用に関するプロジェクト研究を実施した（2012年度）。
 - ▶ モザンビーク北部のナカラ回廊開発：地域の環境に適した農業技術の開発や農業普及能力の向上、農民組織の強化などを通じた農産物の生産拡大に向けた支援を、日本・ブラジル・モザンビークの三角協力により実施している（ProSAVANA:アフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム）（各年度）。
 - ▶ 灌漑農業収益向上プロジェクト（ミャンマー）：精米業者、仲買人、生産者、種子生産者等のコメ関連のバリューチェーン関係者の間の連携を強化し、優良種子を利用した飯米の生産により、精米歩合を向上させ、コメ生産の付加価値を向上させる取組を開始（2015年度）
 - ▶ フード・バリューチェーンの構築による農民の収益向上（ベトナム）：契約農業の導入によりトレーサビリティを向上させ、民間による安全性のコントロール、需要に応じた生産によりロスを削減し農民の収入を向上することを目的とした「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」を開始した。クアンナム州においては千葉県南房総市が草の根技術協力事業を活用して「道の駅」を基盤とした農業の第6次産業化による地域振興の協力支援を実施している（2015年度）。
 - ▶ 農業省高官を含む関係者の招へい（インドネシア）：2015年10月にインドネシアの高官等を招き、「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」で目指す農産物流通システムの参考となる現場視察、実際の農家の収入向上事例の共有、及び今後の民間連携に向けた情報交換ワークショップを行った（2015年度）。
- ・日本の科学技術・民間技術を活用し、将来的に農家所得向上に資する支援を実施した。
 - ▶ 官民連携（Public-Private Partnership。以下「PPP」という。）による肥料工場の建設、BOPビジネスを通じた農漁業産品の生産・販売・流通支援（2012年度）
 - ▶ 好適環境水を用いた高付加価値淡水養殖（カンボジア）：従来技術と同等以上のエビ幼生生存率の確認、農家レベルでの種苗生産の検証とビジネスモデル成立の可能性に向けた取組（2013年度、2014年度）
 - ▶ 環境ストレス耐性の作出技術の開発（ブラジル）：作出されたダイズ系統が従来品種より乾燥、高温に対して高い耐性を有することを確認（2013年度）
 - ▶ インフラシステム輸出戦略にも資する圃場整備支援（ミャンマー）（2013年度）
 - ▶ 主要穀物に寄生する雑草の防除技術の開発（スーダン）：実証に成功し、展示圃場におけるソルガムの収量増加を達成（2014年度）
 - ▶ 小規模分散型の農業廃棄物のバイオ燃料利用モデルの開発（ベトナム）：新規技術の有効性が実証され、小規模分散型のバイオマス利用モデルを提示（2014年度）
 - ▶ エビの次世代型養殖技術の開発（タイ）：エビ感染症の早期死亡症候群の原因遺伝子を世界で初めて特定し、100%の精度で検出可能な診断法を確立（2014年度）

③グローバル・フード・バリューチェーン（GFVC）拡大によるグローバルな経済活性化への貢献

- ・日本政府が推進するGFVC戦略会議に対する情報提供を通じ、GFVC戦略の策定に貢献（2014年度）

- ・ GFVC 戦略に基づき、インドネシアやベトナムでの事業化に着手し、機動的に対応（2014 年度）
- ・ 2015 年度に GFVC 戦略も受ける形で開催された農林水産省二国間対話のうち、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、フィリピンに関する協議に機構本部あるいは海外拠点から参加し、各国の機構事業の関連協力実績と今後の方向性を発信した（2015 年度）。
- ・ 開発途上国の中央省庁の農産物安全担当部局の行政官が自国の農産物の安全管理体制の課題を把握し、その改善に向けた取組が開始されることを目的として課題別研修「農産物の安全管理体制強化」コースを新規に開始した（2015 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国際連合食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations。以下「FAO」という。）、国際連合世界食糧計画（WFP：World Food Programme。以下「WFP」という。）等と協調した取組強化

- ・ FAO、WFP、国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）、世界銀行、アフリカ開発銀行（African Development Bank。以下「AfDB」という。）の関係者と農業・農村開発分野における連携強化に向けて協議した。また、FAO や WFP とはアフリカの食料安全保障と栄養の取組強化に向けた協力を検討しており、同課題の国際的貢献の促進に連携して取り組むことを目指している（2015 年度）。
 - ▶ 農業及びフードシステムにおける責任ある投資の推進：2014 年 10 月に FAO 等が中心となり策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」に呼応し、2015 年度より世界銀行、FAO と連携した課題別研修「合理的・持続的な土地利用の促進」コースを新規に開始した（2015 年度）。
 - ▶ エボラ出血熱への対応における連携：セネガルでの稲作生産支援により品質が向上したコメをエボラ出血熱危機下のギニアに対する WFP 食糧支援に活用する連携が実現した（2015 年度）。

3-2-7. 民間セクター開発

(1) 主要な業務実績

①ビジネス環境改善

- ・ 産業振興を志向する各国に対し、産業振興アドバイザーの派遣等を通じた助言や政策提言を行った。
 - ▶ エチオピア：首相、関係閣僚との政策対話を通じた東アジアの開発経験に基づく産業振興政策の検討・実施への知的支援や、貿易振興、投資促進に関する政策提言を実施し、これらの内容を反映した同国 5 か年計画が 2015 年 12 月に策定された（各年度）。
 - ▶ カンボジア：政策官庁トップへの産業政策の提言を行い、今後の経済開発の方針策定に協力した（2012 年度）。
- ・ ASEAN 各国や TICAD V の支援策に貢献すべくアフリカ各国に貿易・投資アドバイザーを派遣し、投資促進政策の実施支援や各国の投資促進能力の向上支援を行うとともに、日系企業への投資環境情報の提供や各種照会・相談対応を行った（各年度）。
 - ▶ TICAD V 支援策への貢献：「2017 年までに 10 か国への派遣」を達成済み（2015 年度）
- ・ 工業団地・経済特区整備・開発に関する支援を実施した。
 - ▶ ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」（海外投融資）：日本企業と現地企業が工業団地向けの廃水処理・浄水等のサービスを提供し、日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢

献した（2012年度）。

- ▶ ケニア「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」：入居企業の労働者の居住環境への配慮等のビジョン・コンセプトの決定、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画の策定及び運営体制の整備を支援し、2015年9月に港湾、工業団地、自由貿易区、居住地区等から成る開発マスタープランを策定した（2014年度、2015年度）。
- ▶ ミャンマー「ティラワ経済特区管理委員会能力向上支援プロジェクト」：各種の能力強化支援を通じて日本企業の進出を後押しした結果、日本企業を含む入居企業の投資認可が実現した（2014年度）。既に投資認可61社、建設工事に着手6社、操業開始済み8社（2015年度）

②現地企業の競争力向上

- ・ ビジネス・ディベロップメント・サービスやカイゼン等の企業支援能力支援を通じた現地企業の競争力向上に資する事業を実施した。特にアフリカにおいては、2013年度のTICAD Vを踏まえ、「品質・生産性向上（カイゼン）」活動の導入・普及を行った。
 - ▶ メキシコ：「自動車産業基盤強化プロジェクト」で日系自動車メーカーによる技術指導（2012年度）。2015年7月には本邦でメキシコ自動車産業セミナーを開催し、自動車関連メーカー、商社、銀行、メディア等約150社と多数の参加を得た（2015年度）。
 - ▶ インドネシア：EPAの実施促進に資する協力の実施（2012年度）。輸出振興庁の機能改善を通じ、顧客志向の輸出支援サービスの効果的な提供に貢献（2014年度）
 - ▶ ベトナム：適正な企業活動を促進する基準認証制度の整備（2012年度、2013年度）
 - ▶ エチオピア：カイゼンを民間企業へ持続的に普及させる仕組みが確立した。エチオピアカイゼン機構は設立時9人から2年弱で12部門約100人を擁する組織となり、国家カイゼン委員会事務局としての機能を期待されている。また、次期エチオピア開発戦略（2015-2019）にてカイゼンが生産性や競争力に関する新章の柱として位置付けられた（2014年度）。
- ・ 日系企業の海外展開が期待されるアジアやアフリカ等において、日本的な経営・技術ノウハウを有する産業人材育成や技術移転を実施した。特にアフリカにおいては、2013年度のTICAD Vを踏まえた産業人材育成支援を行った。
 - ▶ インド：製造業の経営幹部を育成する協力を通じ、日本的経営哲学やトヨタ生産方式を製造業経営幹部に伝授したほか、日印の製造業・経済交流に資する経営人材の育成に貢献した（2012年度）。さらに、事業成果を踏まえ、環境対策や省エネルギー、貧困層への配慮等の社会的要素を含む包括的成長に焦点を当てた新規の技術協力を開始した（2013年度）。
 - ▶ インドネシア：海外投融資事業「産業人材育成事業」（2013年度）
 - ▶ TICAD IVへの貢献：カイゼン等を通じた産業人材育成支援（チュニジア、エチオピア、ガーナ、ケニア、カメルーン）（2012年度）
 - ▶ TICAD Vへの貢献：「アフリカ10か所のTICAD産業人材育成センターの設置」に対し、4か国で協力を準備・開始。2016年3月に、アフリカ11か国を集めたカイゼン知見共有セミナーをアディスアベバで開催し、100人以上が集まった。「アフリカの産業人材育成3万人」に対し、3万1,754人を育成した。（2015年度末）
- ・ 日本センタープロジェクトを通じた日系企業と親和性の高い現地人材の育成を行った。2014年度には、日本センターを協力相手国と日本の経営人材の交流拠点とするための取組を実施した。
 - ▶ ミャンマー：ミャンマー政府と日本センターを設立した（2012年度、2013年度）。本邦研修や現

地活動を通じ、経団連会員企業との交流が具体的な商談につながった（2014年度）。

- ▶ 日本と現地の経営人材交流推進のための活動導入（カンボジア、ラオス、モンゴル）（2014年度）

③地域経済・産業の振興

- ・ 地域資源の活用を通じた生産者主体の取組を推進し、地域経済振興に貢献した。また、貧困層に焦点を当てた地域産業振興支援としても一村一品運動を実施した。
 - ▶ ケニア：日本企業との取引を通じた産品輸出の実現（2014年度）
 - ▶ キルギス：輸出産品生産者グループ（約1,500人）の1人当たり利益の年58ドルの増を実現した。また、障害者施設と連携して障害者を生産活動に巻き込み、収入を障害者施設や孤児院の活動資金に充当した（2014年度）。フェルト商品等の委託生産を受けている良品計画との連携を継続している（2015年度）。
 - ▶ グアテマラ：地方貧困地域の先住民による一村一品活動により、地域産品の販売拡大や地域の観光地化に取り組み、地域振興を図る体制の形成に貢献（2014年度）
 - ▶ エルサルバドル：一村一品運動アドバイザーの活動を通じ、地方貧困地域の女性、若者を巻き込み、果物、民芸品、観光等を対象とした一村一品運動を実施（2014年度）
 - ▶ エルサルバドル：過去の協力で確立されたアカガイの人工種苗の生産と養殖技術の普及を通じ、女性、子どもを含む地方零細漁民の生計向上と重労働からの解放に貢献（2014年度）
- ・ 観光セクターの開発支援を行った。
 - ▶ ミャンマー：ミャンマーの歴史文化都市であるバガンにおいて、地域住民の主体的な参加や世界遺産登録プロセスにも配慮した地域観光開発モデルを構築する技術協力を実施中（2015年度）

(2) 戦略的な取組

①成長セクターにおける社会的弱者への配慮

- ▶ バングラデシュ：縫製工場ビルの崩壊後、実施中の技術協力と円借款を活用し、迅速に耐震化や建て替えを支援した（2013年度）。

②日本国内の関係機関とのネットワーク強化

- ▶ 国内中小企業支援機関との連携：中小企業向け展示会での投資アドバイザーや日本センター専門家による国内中小企業向けのODA事業の紹介や各国情報の提供、相談会の実施（2012年度）
- ▶ JETRO、在京大使館等と連携しての投資セミナーの共催：カンボジア、ザンビア（2013年度）等アジア、南アジア、アフリカ、中東・欧州、中南米の投資セミナーの共催

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靭性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献するとともに、日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD V 等における日本政府の支援策の実現に向けて貢献した。

運輸交通分野については、国際化・地域化への対応として、日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づき、ASEAN 連結性向上

に資する事業を着実に展開した。併せて西アフリカ成長リング、北部回廊（モンバサ～内陸部）、ナカラ回廊の開発等に向けた取組を行うことで、TICAD V における日本政府の支援策の実現にも貢献した。全国交通の実績としては、日本の技術を活用したトルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通やネパール・シンズリ道路の完工等、難易度及び質の高いインフラ事業を推進した。また、都市交通への協力としては、その後の事業化等にもつながる形でミャンマーの最上流の計画策定を実施し、地方交通ではインクルーシブな視点に基づく協力を実現した。これら協力に際しては、日本の比較優位のある技術・知見の活用も推進した。

都市・地域開発分野においては、最上流段階での開発計画作成に協力するとともに、作成した都市計画の実現支援を実施した。特に、横浜市と機構が連携して取り組んだフィリピン・セブのロードマップ作成や、寒冷地の自治体の知見を活用したモンゴル・ウランバートルマスタープランのモンゴル国会での承認や実施計画の閣議決定など、日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用し、各自治体や本邦企業の海外展開にも資する協力を実現した。また、都市計画策定支援にあたっては、SDGs や開発大綱でも課題の一つである「持続可能な都市」実現に向けてセネガル、フィリピン、チュニジア等で「強靱性」、「包摂性」、「持続可能性」に配慮した提案を行った。

資源・エネルギー分野においては、ウズベキスタンやバングラデシュ等で日本の高い技術である高効率火力発電を通じて CO₂ 排出量削減にも資する低炭素電源開発など、日本の知見・技術を活用した案件形成を行った。また、島嶼国での再生可能エネルギーの推進を機構より「ハイブリッド・アイランド構想」として提案し、PALM7 の「福島・いわき宣言」における日本政府による支援表明にも反映された。開発途上国政府の資源分野の本邦での人材育成を通じ、長期的な知日派、親日派との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」の立上げも修士コースや講座の開設等本邦大学等と協力しつつ実現した。

法制度整備・民主化分野については、これまでの機構や日本の知見を踏まえた支援の結果、ベトナムにおける改正民法典の成立、フィリピンの包括的競争法成立、ミャンマー中央銀行の資金決済システム構築や証券取引所開設の予定どおりの開所等に貢献し、ベトナムにおいて機構の支援により導入された日本式の税関システムに全国 5 万社以上が登録するなど、目に見える形で質的な成果の実現に至った。これら取組の強化の過程では日本側人材確保やネットワーク拡充の課題に応えるべく、日本弁護士連合会との協力協定の締結なども推進した。

高等教育分野については、特に TICAD V 支援策実現に向けた具体的な貢献として ABE イニシアティブを迅速に制度設計し、2017 年までの目標数である 900 人の受入目標に対して 2015 年度末までの 2 年間に 473 名の研修員受入、本邦企業約 200 社の協力によるインターンシップを開始するなど、質量ともに成果を上げた。これら日本の政策に貢献する協力は省庁、大学、経済界などと連携してオールジャパン体制で機動的に推進した。

農業・農村開発分野については、課題別研修を起点として現地でのフォローアップを行うことで定着化を図ること等により、SHEP アプローチを展開する国 20 か国、技術指導者の人材育成数累計 1,324 人、小規模農家の育成数累計 2 万 9,988 人と、展開国、技術指導者の育成数は TICAD V 支援策の 2017 年までの目標（各 10 か国、1,000 人）を前倒しで達成する成果を上げた。加えて、タイでのエビ養殖技術の開発やスーダンでの雑草の防御技術の開発など、日本の技術を活用して農家所得向上の確保に資する協力に取り組んだ。

民間セクター開発分野については、TICAD V 支援策にも貢献するアフリカでの産業人材育成に対して 3 万 1,754 人の実績を上げたことに加えて、同じく公約である 10 人の産業政策アドバイザー派遣を達成した。同様に TICAD V の政策に沿い「品質・生産性向上（カイゼン）」活動の導入・普及等の実現に取り組み、エチオピアではアフリカ 11 か国を集めたカイゼン知見共有セミナーを開催するなど、知見・経験の普及も図った。また、日本センターを協力相手国と日本の経営人材の交流拠点とするための取組を強化し、2013 年度にはミャンマー政府と日本センターの設立などを実現した。

以上のとおり、中期計画を着実に達成するとともに、全体として所期の目標を上回る成果が得られ

る見込みであると評価する。

<課題と対応>

開発協力大綱の重点課題であり、SDGs 等でも推進を求められている「質の高い成長」に向けた具体的な取組の一層の強化を推進するとともに、高等教育や農業・農村開発等で求められている TICAD V 支援策への着実な貢献に向けて引き続き協力を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	地球規模課題への対応
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度国際協力重点方針、仙台防災協力イニシアティブ、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ、美しい星への行動 (ACE)、二国間クレジット制度 (JCM)、「緑の未来」イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 防災							
防災分野の人材育成数 (人、達成目標は 2015 年度~2016 年度の累計。直接+間接人数に課題別研修参加人数を加えたもの)					新規	16,283	
直接的に能力向上の対象となった人数 (括弧内は各年度に終了した案件の対象人数)			1,135 (111)	1,626 (423)	1,890 (219)	3,928 (703)	
間接的に能力向上の対象となった人数 (括弧内は各年度に終了した案件の対象人数)			9,298 (2,439)	26,191 (19,732)	9,322 (2,013)	11,673 (1,835)	
イ) 気候変動							
気候変動緩和・適応策に係る人材育成数 (人、達成目標は 2014 年度~2016 年度の累計)					新規	3,500	
ウ) 自然環境 (注 2)							
REDD+事業実施国数 (か国、2016 年度までの目標及び達成状況)					新規	13	
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積 (ha)			7 万 8,020	398 万 1,584	156 万 7,969	2,565 万 7149	
支援を通じて植林を実施した面積 (ha)			1,433	420	434	680	
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数 (行政官、地域住民)			104 17,682	4,362 31,610	1,166 5,918	6,348 27,120	
エ) 環境管理 (都市環境保全)							
協力案件数 (件、2015~16 年度 2 年間の累積)					新規	147	
人材育成数 (人、2015~16 年度 2 年間の累積)					新規	1,551	
(下水道)							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2	8	

技術協力プロジェクト等による支援都市数			27	34	25	40	
能力向上対象人数（人）			260	426	255	387	
本邦研修者数（人）			181	170	339	225	
（廃棄物管理）							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援実施案件数					新規	1	
廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）			71	90	86	98	
能力向上対象者人数（人）			740	999	698	760	
本邦研修者数（人）			105	405	364	179	
オ）食料安全保障（注1）							
支援を通じて整備された灌漑面積（ha）			116,393	6,597	-	192,212	
直接的に能力向上の対象となった人数（人）			60,549	192,206	112,477	16,068	
CARD 関連の本邦研修員数（人）					新規	82人	

② 主要なインプット情報（注2）					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア）防災					
技術協力（億円）	58	59	54	68	
有償資金協力（億円）	1,206	51	397	598	
無償資金協力（億円）	113	61	57	55	
イ）気候変動					
技術協力（億円）	165	196	192	178	
有償資金協力（億円）	6,301	5,467	4,810	13,431	
無償資金協力（億円）	263	225	187	106	
ウ）自然環境					
技術協力（億円）	45	53	51	59	
有償資金協力（億円）	865	-	114	-	
無償資金協力（億円）	1	3	-	-	
エ）環境管理（都市環境保全）					
技術協力（億円）	68	66	71	90	
有償資金協力（億円）	436	128	156	2,335	
無償資金協力（億円）	28	29	10	16	
オ）食料安全保障（注3）					

（注1）自然環境、食料安全保障の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

（注3）「食料安全保障」のインプットは項目No.2の「カ）農業・農村開発」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的

な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

主な評価指標

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2-1. 防災

(1) 主要な業務実績

① 「第3回国連防災世界会議」への貢献（2014年度）

- ・ 日本政府主導の下、成果文書策定への貢献、会議での各国要人との対話・情報発信に取り組んだ。
 - ▶ 機構がこれまで国内外で主張してきた、①災害リスク理解、②災害リスク管理のためのガバナンスと制度の強化、③強靱化に向けた防災への投資、④効果的な緊急対応に向けた準備の強化と「より良い復興（BBB：Build Back Better）」が「仙台防災枠組 2015-2030」に盛り込まれた。特に、BBBはこの会議を通じて防災に関する共通言語として理解されることになった。
 - ▶ 閣僚級円卓会議において、理事長から防災投資拡大の重要性や災害リスク理解を正しく知るためのリスク評価のあり方を訴えた。
 - ▶ 国連国際防災戦略事務局（UNISDR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）との業務協力協定を締結し、「仙台防災枠組 2015-2030」の実施、防災の事前投資、途上国の能力開発と知識の向上、BBBの推進に向けた協力に合意した。
 - ▶ 16か国から16人の新聞記者、4か国から16人のテレビクルーを招き、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の被災地や日本各地の防災の取組を紹介した結果、取材成果が世界各国へ配信された。

② 防災の主流化

- ・ 防災主流化を推進するためのガバナンス強化支援や、耐震技術の普及のための支援を実施した。
 - ▶ インドネシア、フィリピン、タイ、トルコ、ケニア、ブラジル、大洋州等において災害対応能力

強化を実施した。特に、インドネシア、フィリピン、タイでは予防的措置から発災時の中央政府の対応体制の確立までを可能にする中央政府組織の立上げ、能力強化を支援した（2012年度）。

- ▶ エルサルバドル：2003年から2012年まで四つの住宅建築工法の耐震性を高める技術開発支援と安全性に関する安全基準案を提案し、三つの手法が国家基準として制定された（2014年度）。
 - ▶ 日本・ASEAN 防災協力強化パッケージ達成に対し、600億円規模の支援及び約250人の防災人材育成に貢献した（2014年度）。
 - ▶ インドネシア、モンゴル、ネパールの防災、及びインフラストラクチャー、開発担当省庁のハイレベル関係者を本邦へ招き、事前投資、BBB、危機管理、開発における防災の主流化について働きかけた（2015年度）。
- ・ 防災への事前投資を促進する各種の支援を実施した結果、被害軽減等の成果発現に貢献した。
- ▶ チリ：ハザードマップの整備や地震予警報の迅速化により、津波予報通達に係る時間の短縮化による早期避難、被害軽減を実現した（2013年度、2014年度）。また、2015年9月に発生したチリの地震・津波では、津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究プロジェクト（2012年～2016年）による協力成果によって津波警報が適切に発令され、被害の軽減に貢献した（2015年度）。
 - ▶ イラン：リスク評価マスタープランを策定後、国家予算の5%が防災に充当され、またテヘラン市議会でマスタープランの更新が承認される等、リスク低減に関する取組が継続された（2014年度）。
 - ▶ モーリシャス：地すべり対策に向けたリスク評価や事前投資に関する支援により、地すべり被害が軽減した（2014年度）。
 - ▶ ソロモン諸島：以下（2）④参照。

③気候変動への適応のための気象・水文観測能力の強化

- ▶ パキスタン、バングラデシュ、ラオスにおいて気象レーダー、自動気象観測装置の供与を行うとともに（無償資金協力）、機材活用に向けた技術協力プロジェクトを組み合わせた能力強化も行った（2014年度）。
- ▶ 2015年のミャンマーのサイクロン洪水被害について、自然災害早期警報システム構築プロジェクト（2013年～2017年）により要因を解析し、今後の災害防止につながる提言を行った（2015年度）。
- ▶ 太平洋島嶼国を対象とした気象観測能力向上のための支援を継続的に行った結果、2015年のバヌアツのサイクロン被害では予警報が適切に発出され、人的被害の軽減が図られた（2015年度）。

④被災から復旧・復興に向けたシームレスな取組

- ・ タイでの洪水被害（犠牲者800人、被害総額約3.6兆円）に対し、包括的な支援を展開した。
- ▶ 物資供与、排水ポンプ車チーム及び国際緊急援助隊専門家チームを派遣し、冠水地域の早期復旧を支援するとともに、地下鉄、上水道、空港等の過去の日本 ODA 案件に対する防水指導を行った（2012年度）。
- ▶ ファスト・トラックによる道路のかさ上げと水門の概略設計、詳細設計を6か月で実施した（2012年度）。その結果を受けて無償資金協力「パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」、「東部外環状道路（国道九号線）改修計画」を実施し、完工した（2015年度）。
- ▶ 洪水後の復興及び洪水被害の再発防止の観点からチャオプラヤ流域洪水対策プロジェクトを实

施し、チャオプラヤ川流域の精緻な測量を行って結果を取りまとめ、科学的根拠に基づく包括的な治水計画を提案し、洪水管理システムを構築した。同システムは一般公開するとともに、企業向け説明会を開催した結果、多くの民間企業が洪水管理システムを活用するに至った（2012年度、2013年度）。

- ・ フィリピンの台風被害からの復旧復興支援として、発生時点の緊急援助から事後の復旧対応までをカバーする多様な手法を組み合わせた支援を展開した。事例は以下のとおり。
 - ▶ 台風 30 号（HAIYAN）の被害を受け国際緊急援助隊を派遣した。その後ファスト・トラック制度を活用し、BBB のコンセプトに基づく災害後のニーズアセスメントを実施するとともに、東松島市職員を含む調査団派遣により復興セミナー等を実施し、復興計画策定を継ぎ目なく実施した（2013 年度）。
 - ▶ 早期の生計回復のため、日本企業の技術である浮沈式養殖いけすを導入した漁民の生計回復や職業訓練校での技術指導等クイックインパクトプロジェクトを実施した（2013 年度、2014 年度）。
 - ▶ 災害発生に備えて融資枠を合意する災害復旧スタンドバイ借款を創設し、初の供与をフィリピンに対して実施した（2013 年度）。
 - ▶ 復旧・復興計画策定支援により完成したハザードマップが 2014 年の台風時に早期避難指示に活用された結果、犠牲者ゼロを達成した。また、同ハザードマップに基づき土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し、高潮への構造物対策を提案し、フィリピン政府による自己資金により実現の道筋がつけられた（2014 年度）。
 - ▶ BBB のコンセプトに則った施設建設・機材調達支援を行った（2014 年度）。また、「仙台防災未来フォーラム」において進捗状況を報告した（2015 年度）。
 - ▶ 1990 年代に無償資金協力で建設した被災地の学校は、耐台風性を考慮して設計・施工されていたため避難所としての機能を果たし、早期の学校再開に貢献した。また、オルモック市内の河川に無償資金協力（1997 年～1998 年）で建設した小規模ダムが流木をせき止め、市街地における土石流や流木による被害を防ぐ役割を果たした（2013 年度）。
- ・ ネパール・ゴルカ地震における「より良い復興」に向けた支援
 - ▶ 2015 年 4 月に発生したネパール・ゴルカ地震の対応において、緊急援助隊による緊急時支援と、支援ニーズ調査団によるニーズ把握の上、初期段階で先方政府高官に対し BBB のコンセプトを説明した。また、震災から 1 か月後にはネパール政府と共同で BBB セミナーを開催して復興支援をリードし、迅速かつシームレスな支援を実施するとともに、震災 2 か月後の支援国会合では、BBB を具現化した住宅再建策をネパール政府・ドナーに提示した（2015 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国際援助潮流への貢献

- ▶ 「ポスト 2015 年開発アジェンダ」への防災の盛り込みに向けた働きかけを実施した。結果、2015 年に策定された持続可能な開発目標（SDGs）には、都市インフラや脆弱な状態にある人々、気候関連災害や自然災害に対する強靱性を高めることが目標に盛り込まれた（2012 年度、2013 年度）。
- ▶ UNISDR、世界銀行、UNDP、ASEAN 防災人道支援調整センター等、防災分野に関わる国際機関と連携し、仙台防災枠組の実施に向けた対話を継続した（2014 年、2015 年）。
- ▶ 2015 年 10 月に大洋州での仙台防災枠組フォローアップ会合を UNISDR と共催し、日本の経験と仙台防災枠組のコンセプトについて発信した。また、同枠組にある七つのターゲットの 2016 年末ま

での指標策定に向け、専門委員として協議に継続して参画した（2015年度）。

- ▶ 東北大学災害科学国際研究所と UNDP による災害統計グローバルセンター関連の会議に参加し、両機関が有する知見と連携した協力に合意し、途上国の中央防災機関に対する連携事業の実施を図っている（2015年度）。

②「第3回国連防災世界会議」への貢献及び仙台防災枠組の推進

・ 成果文書への貢献

- ▶ 政府交渉団のメインメンバーとして準備会合に参加し、成果文書の交渉をリード（2014年度）
- ▶ 「世界防災閣僚会議」（2012年）、「第5回アジア防災閣僚会議」（2012年）等、防災世界会議の準備会合で機構の取組及び日本の防災に関する主張を発信した（2012年度～2014年度）。

③災害多発国との対話・連携

- ▶ トルコ防災庁との第1回防災協働対話を実施した（2014年度）。
- ▶ 2014年3月にペルー首相府と防災主流化に関する協力協定を締結し、2014年12月の国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）において気候変動適応策に資する災害リスク対策に関するサイドイベントを開催した（2014年度）。
- ▶ チリ国際協力庁との防災人材育成の地域拠点形成に合意し、これまでの協力成果と日本の防災技術を組み合わせた域内の人材育成とネットワーク形成支援を行った（2014年度）。

④カリブ、大洋州の小島嶼国支援

- ▶ ソロモン諸島：短波ラジオ放送機材の整備により、2014年4月にガダルカナル島で発生した河川氾濫に際し緊急災害情報が迅速かつ確実に市民へ伝達され、被害の軽減につながった（2014年度）。
- ▶ ツバルにおいて、礫と砂を活用した自然との親和性の高い海岸保全対策として、礫養浜の試験施工を実施し、その後モニタリングを行っている（2015年度）。

⑤日本の技術・知見の活用

- ▶ フィリピン：円借款「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」において、日本の免震装置の活用に向けた調査を実施した（2014年度）。
- ▶ チリ：日本の知見をいかし、港湾の事業継続計画（BCP：Business continuity planning）作成に関するガイドラインを策定した（2015年度）。
- ▶ 仙台防災枠組：伊勢湾台風の経験より災害対策基本法を策定し、災害のたびに関連法制度を整え、より良い復興を目指し行動してきた日本の経験を、BBBのコンセプトとして発信し共通言語として仙台防災枠組の成果文書に反映した（2014年度）。
- ▶ 気象観測・予報：世界最新鋭の気象衛星ひまわりの観測データを用いて、アジア・大洋州地域の各国でより精度の高い気象観測・予報能力の強化を図るための協力を実施。具体的には、大洋州諸国、ブータン、スリランカにおいてデータ受信機供与計画の策定・調達を行うとともに、フィリピンにおいてひまわり観測データの気象予報での活用について指導した（2015年度）。

3-2-2. 気候変動

(1) 主要な業務実績

①気候変動対策の人材育成

- ▶ ベトナム：国家温室効果ガスインベントリの策定を支援した結果、同インベントリがベトナム政府の隔年更新報告書に掲載されるとともに、国連気候変動枠組条約事務局に提出された（2014年度）。
- ▶ タイ：「東南アジア気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」により2012年度から2015年度の期間に延べ500人超に研修を実施し、ASEANの拠点となる「気候変動対策国際研修センター」の設立及び能力開発を支援するとともに、バンコク都の気候変動マスタープラン策定支援のために横浜市の経験を共有した（2012年度～2015年度）。
- ▶ インドネシア：「気候変動対策能力強化プロジェクト」により、気候変動適応の主流化、政府内の適応戦略検討体制整備、省庁間調整等を含む国家適応計画策定プロセスを支援した結果、国家気候変動適応行動計画が策定された（2013年度～2015年度）。

②二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）への貢献

- ▶ ベトナム：「気候変動対策支援プログラム」を通じ、政策対話、財政支援、関連技術協力を組み合わせながら気候変動対策の推進を支援した結果、JCMの円滑な制度構築、事業形成・運営にも貢献した（2013年度）。
- ▶ インドネシア：技術協力によりJCM事務局の機能強化、担当機関の能力強化を推進した結果、全世界で初めてのJCM登録に至った（2014年度）。

③小島嶼国の気候変動対策支援

- ▶ 「島嶼国向け気候変動政策対話」を外務省と共催し、低炭素成長や気候変動適応に関する支援を紹介した（2012年度）。
- ▶ 大洋州島嶼国における気候変動人材育成拠点として、サモアにある太平洋地域環境計画事務局内に「太平洋気候変動センター」を設立する計画を推進した。また、シンガポールにおいて中米、大洋州諸国等から9か国12人を招いて気候変動適応戦略作成に関する研修を実施するとともに、緑の気候基金を円滑・効果的に活用するための外務省との共催セミナーを、小島嶼国15か国の実務者や国際機関等から計34人の参加を得て行った（2015年度）。

④中小企業の省エネ支援

- ▶ インドにおいて、円借款事業を通じて2011年から2014年の間に約1,800件の省エネ投資事業融資が行われ、2.8億kWh/年の節電効果と24万トン/年（CO₂換算）の温室効果ガス削減効果（試算）が達成された（2014年）。

⑤第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）における発信

- ▶ 計14のサイドイベントに参加し、地球観測衛星を利用し森林行政の透明化を図る「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発表、災害リスクファイナンス・保険の役割、REDD+（3-2-3.（1）①参照）の実現に向けた日本の官民連携の取組等、開発途上国の持続可能な開発のための気候変動対策支援について情報発信を行った。日本パビリオンのみならず、各国のパビリオンで開かれた閣僚級参加のハイレベル・イベントなどにおいても機構の経験を共有し、議論に貢献した。また、日

本による貢献策として発表された「美しい星への行動（ACE：Actions for Cool Earth）2.0」の検討に際し、必要な情報・資料を提供した（2015年度）。

（2）戦略的な取組

①国際的発信と日本政府の国際公約に対する貢献

- 「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」に参加し、東アジア地域に対する機構の協力方針の理解促進を行った（2012年度）。
- 「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE）」が掲げる三つの目標のうち、特に「脆弱国支援による日本と途上国のWin-Win関係構築」に掲げられた3年間で1.6兆円の開発途上地域支援のコミットメント達成に貢献した（2013年度～2015年度）。

②国連気候変動枠組条約締約国会議（COP：Conference of the Parties）での発信

- COP18のサイドイベントを共催し、開発途上国における適切な緩和行動（NAMA：Nationally Appropriate Mitigation Actions）を紹介した（2012年度）。
- COP20における総理演説に関連する、機構が持つ関連情報を政府に提供した。また、NAMAに関するサイドイベントで機構の取組を発表した（2014年度）。

③「緑の未来」イニシアティブの推進

- 「環境未来都市構想推進セミナー」（課題別研修）を実施し、23か国から中央政府の局長、地方自治体の幹部クラス39人の参加を得た（2013年度）。
- IDBと中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブに関する覚書を署名するとともに、日本政府が進める「環境未来都市」構想の知見を発信した（2013年度）。
- 「緑の未来協力隊」を立ち上げ、環境・気候変動、水、農業、エネルギー等の分野において3年間で1万人の隊員派遣を計画し、これを達成した（2013年度）。

④気候変動プログラムローンの効果向上に向けた取組

- インドネシア：気候変動対策プログラムローン（2008年～2010年）の効果発現に向け、グリーン経済政策を支援する技術協力を実施した（2014年度、2015年度）。

⑤海外投融資の活用

- 日本企業の持つ省エネ・再エネ技術の活用・普及の促進も視野に、中南米地域の省エネ・再生可能エネルギー事業を対象とするファンドに出資した（2014年度）。また、アジア地域で再生可能エネルギー等気候変動関連事業を行う企業に投資するファンドに出資した（2015年度）。

3-2-3. 自然環境

（1）主要な業務実績

①持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD¹）

¹ 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「REDD：Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したものの。

- REDD+（開発途上国の森林保全による炭素排出削減量・吸収固定量に応じて経済インセンティブを与える仕組み）に関する国際社会の議論のキャッチアップ、新たなビジネスモデルの検討、認知度向上に向けた「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を設立した（2014年度）。
- 同プラットフォームを活用したインドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ペルーにおける制度運用提案、技術情報支援、ビジネスモデル検討、CSR（企業の社会的責任）資金導入モデルの検討（2014年度）。
- JAXA と連携して日本の技術を活用した違法伐採広域監視システムの構築を開始した。この取組をCOP21 サイドイベントでも発信し、国内メディアで大きく取り上げられた（2015年度）。
- ラオス：2004年からの森林減少・劣化へのアプローチマニュアルの開発及びこれを活用した REDD+事業化、政策支援を展開した結果、REDD+プロジェクト設計書が承認された（2014年度）。
- ベトナム：機構の支援の結果、ベトナム初の省レベルでの REDD+行動計画である「ディエンビエン REDD+行動計画」が策定され、日本企業の CSR 事業と連携した試行事業を支援した（2013年度、2014年度）。
- ブラジル：炭素動態の新たな評価手法の研究として、日本の陸域観測技術衛星やリモートセンシング技術を活用した地図製作に協力した結果、ブラジル国立宇宙研究所研究者より高い評価を得るとともに、州政府からの表彰につながった（2012年度、2014年度）。
- 気候変動枠組条約の REDD+の技術要件を踏まえて、国家森林情報システム及び測定、報告及び検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）体制の整備を7か国で支援した（2015年度）。

②森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Solutions for Disaster Risk Reduction）

- ミャンマー：サイクロン被害を受けたエーヤーワディ・デルタ地帯の沿岸防災に向けた、村落共有林制度の導入と住民参加によるマングローブ植林を促進した（2013年度）。
- インド：森林管理と社会経済的状態の改善のためのウッタルカンド州の円借款事業において、日本の技術を活用した山地災害対策のための防災コンポーネントを追加した（2014年度）。
- インドネシアにおいて、森林・泥炭火災の予防を目的として、住民の火入れ低減に効果がある村落啓発手法を開発した。（2015年度）。

③持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- 中部アフリカ及び南部アフリカにおいて、森林保全及び生物多様性保全と地域活性化に関する効率的な成果普及及び域内の情報共有を促進するため、広域協力案件を開始した（2015年度）。
- ケニア、セネガルにおいて乾燥地に適した樹種の育種や乾燥地の土壌保全などの支援を実施し、それらの成果を砂漠化対処条約（UNCCD：United Nations Convention to Combat Desertification）のCOP12にて発信した（2015年度）。
- エチオピアにおいて森林認証コーヒーの生産を支援した結果、UCC コーヒーにより商品化され、日本で販売されている（2014年度）。

④保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

- ベトナム：「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」において、公園管理側と住民グループの対話を進め、公園管理側が住民に対して地場産業を支援する代わりに、住民は農地の拡

大、公園内の違法伐採を自主的に監視するに至った（2013年度）。

- ▶ マレーシア：「サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」によりクロッカー山脈公園をの国連教育科学文化機関（UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の「人間と生物圏計画」（MAB計画：Programme on Man and the Biosphere）に基づく生物圏保護区として登録し管理計画の策定の支援を行った（2014年度）。
- ▶ ペルシヤ湾岸の海洋保全に資するため、日本の海洋保全の知見を共有するペルシヤ湾岸海洋環境保護機構との3年間のパートナーシップ・プログラムを締結した（2015年度）。

(2) 戦略的な取組

①事業戦略の改訂

- ▶ 自然環境保全分野の国際協力に関し、機構内外の共通認識醸成、効率的な事業展開、新たな資金メカニズムの検討、リソース確保、対外広報・発信の強化のため、「自然環境分野の事業戦略2015-2020」を策定した（2014～2015年度）。

②REDD+推進のための官民連携プラットフォーム立上げ

- ▶ 気候変動枠組条約 COP20 の動きも踏まえ、REDD+に関する国際的議論のキャッチアップや REDD+と企業活動の融合を図ることを念頭に置き、官民連携プラットフォームを立ち上げた（2014年度）。

③国際機関との連携強化

- ▶ 森林・自然環境保全の促進に向けて、国際熱帯木材機関、アジア太平洋地域コミュニティ林業訓練センター、気候変動枠組条約事務局、生物多様性条約事務局、ラムサール条約事務局などと定期協議、連携強化を進めた。それぞれの知見をいかしたセミナーの共同開催、連携機関からの専門家派遣による技術指導、国際会議等における共同発表などを行い、機構からの発信強化を行うとともに、協力の質の向上及び発信強化につなげた（2012年度～2015年度）。

3-2-4. 環境管理（都市環境保全）

(1) 主要な業務実績

①廃棄物管理能力の向上

- ・ 法制度整備（ソフト）、設備整備（ハード）、市民参加と環境教育、民間セクターとの連携を含む統合的廃棄物管理体制の構築及び人材育成を実施した。
 - ▶ 日本の自治体の経験・知見を活用した技術協力を実施した（大洋州、スリランカ、インドネシア、コソボ、パレスチナ、ドミニカ共和国、コロンビア等）（各年度）。日本と途上国の自治体の連携を進めるため、日本環境衛生センターと「アジア 3R 自治体間ネットワーク会合」を共催した（2013年度）。
 - ▶ タイ：工業地帯からの排出、移動量推計に関するパイロットプロジェクトを実施し、環境汚染物質排出移動量登録制度の構築を支援した（2013年度～2015年度）。
- ・ 分類・回収体制、リサイクルシステムを含む 3R (Reduce, Reuse, Recycle) の体制構築を支援した。
 - ▶ 大洋州地域：リサイクル推進のための体制構築や協力隊員と連携した学校教育を通じて 3R を推進した（2012年度～2015年度）。
 - ▶ モザンビーク：「マプト市における持続可能な 3R 活動推進プロジェクト」において環境分野初の

インパクト評価手法を取り入れ、試行した施策の効果を比較した（2014年度）。

- ▶ モロッコ：収集・運搬能力向上、既存処分場の適切な管理による環境負荷を低減させるため、ティズニット市の最終処分場の改善、環境教育を推進した（2015年度）。

②水環境管理能力の向上

- ・ 水環境管理に関する法制度構築支援と人材育成を実施した。
 - ▶ ラオス、パレスチナ、ブラジル、ベトナム：日本の自治体の経験・知見を活用した技術協力を実施した結果、パレスチナでは市レベルの下水道条例案が議会で承認された（2013年度）。
 - ▶ ベトナム：大阪市、北九州市、横浜市、神戸市との連携により実施機関の維持管理能力向上を支援した（2014年度）。
- ・ 衛生施設の整備と運営・維持管理能力の一体的強化を通じた衛生環境改善を支援している。
 - ▶ インドネシア：ジャカルタにおいて技術協力で作成したマスタープランに基づく円借款による下水道整備を支援した（2012年度～2015年度）。
 - ▶ パレスチナ：無償で建設した処理場の維持管理技術を向上させ、各戸接続を拡大し、住民の意識向上につなげている。プロジェクトの各戸接続目標 2,000 戸のうち、1,230 戸まで達成、ジェリコ市も更なる接続促進のために独自予算を割り当てるなど、積極的な取組を見せている（2014年度、2015年度）。
 - ▶ セネガル：技術協力を通じ、下水・排水・廃棄物管理マスタープランが策定された（2014年度）。
 - ▶ イラク：本邦技術活用条件（Special Terms for Economic Partnership。以下「STEP」という。）を適用した円借款「クルド地域下水道整備事業（I）」に対し詳細設計調査を実施。処理場・管渠の建設に加え、3年間の維持管理まで含めた事業の詳細設計・入札図書作成を支援した（2015年度）。

③持続可能な経済社会システム・低炭素化社会構築のための仕組みづくり

- ▶ マレーシア：イスカンダル開発地域における 2025 年に向けた低炭素社会ブループリントを作成し（2012年度）、その結果公式計画文書としてマレーシア政府に承認された（2013年度）。

(2) 戦略的な取組

①自治体・民間企業の知見の活用

- ▶ マレーシア：廃電気・電子機器リサイクルプロジェクトの実施により、廃家電の改修システムの制度構築、中間処理実施に向けた政府の事業が拡大した。またパイロット的に実施した業務について民間企業との協力関係が進展した（2012年）。
- ▶ フィリピン：日本の中小企業の汚泥脱水機の長期的な運用による効果の検証支援を行った結果有用性が確認され、セブ地域の産業排水処理を扱う企業との商談が成立するとともに、複数企業からの関心表明がなされた（2014年度）。
- ▶ ベトナム・ホーチミン市において、大阪市-積水化学工業が老朽下水管修復技術（SPR工法）に関する試験実証を実施し、その結果大阪市が提案する自治体連携無償において、同市における下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復事業が付帯的に案件化された（2015年度）。
- ▶ ベトナムの世界遺産であるハロン湾では、滋賀県と協力して環境改善と観光振興に関する成功モデルとして「琵琶湖モデル」を紹介し、これを基にハロン湾のグリーン成長政策の具体化に着手した

(2015年度)。

- ▶ カンボジア：「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」で、プノンペン都における下水・排水のマスタープラン（M/P）の策定支援を行った。一般財団法人北九州上下水道協会からの専門家がM/P策定に貢献し、2016年1月の北九州市-プノンペン都の姉妹都市提携に係る正式合意に間接的に貢献した（2015年度）。

②水銀に関する水俣条約に基づく支援

- ▶ 水俣条約に関する日本政府の支援策（2014～2016年で20億ドル）の達成に向けて、資金協力及び技術協力を通じてプロジェクトを実施中（2015年度）。
- ▶ ニカラグア、ウルグアイ：水銀分析能力向上と政策提言のための技術協力をを行い、対象地域の水銀汚染状況が把握されつつある。また水銀分析の技術移転を日本及び現地で実施し、水銀分析値の信頼性が向上した（2015年度）。
- ▶ 2013年10月に採択された水銀に関する水俣条約について、日本の経験を共有し、条約批准国の拡大を目的とした研修コースを現地のNPO法人、熊本県、環境省と協力して実施した（2015年度）。

③環境未来都市構想に沿った事業展開

- ▶ ニカラグア：富山市と連携した都市開発を推進し、環境未来都市としてコンパクトなまちづくりの経験を共有した（2014年度）。

④持続可能な開発のための教育の推進

- ▶ 「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」で環境教育教材を展示した（2014年度）。

3-2-5. 食料安全保障

(1) 主要な業務実績

①人口増を見据えた食料安全保障の推進

- ・ 以下のような支援を通じ、アフリカ稲作新興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）の進捗の促進やその他食料安全保障に資する取組を実施した。
 - ▶ 国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）が選定するアフリカ稲作支援の優良事例としてウガンダ、マダガスカルの2事業が選出された（2014年度）。
 - ▶ セネガル：国家米自給計画の策定支援と技術支援を通じ、作付面積185%増、籾生産量15%増、燃料消費量29%減、稲作農家所得20%増、貸付制度へのアクセス改善等の成果を得た（2013年度）。また、本協力で育成された農家が栽培した高品質のコメが、エボラ危機に陥った隣国ギニア向けのWFP緊急食糧支援に活用された（2015年度）。
 - ▶ ガーナ：天水稲作の新モデル普及により、農家の単位当たり収量が倍増し、農家の所得の大幅な増加に貢献した（2014年度）。
 - ▶ モザンビーク：改良稲栽培技術の改善や農民組織強化等の活動により、現地農民のオーナーシップが向上し、収量増加や自律的な灌漑施設維持管理に発展した（2014年度）。
 - ▶ マダガスカル：稲作技術研修の拡大により、平均収量が過去最高を記録するとともに、研修参加者が前年度比倍増した（2014年度）。

- ▶ タンザニア：コメ生産能力向上のための技術協力、灌漑開発のための円借款及び技術協力による人材育成により、2018年度のコメ生産量目標値を上回る生産量が実現した（2014年度）。

②気候変動に対応した持続可能な農業の推進

- ▶ 気候変動の適応策として安定的な農業生産には灌漑開発が極めて有効であることに鑑み、アフリカを中心に①灌漑開発計画の策定、②灌漑施設の整備・改修（ハード）、③灌漑人材・組織の育成（灌漑技術者、水利組合）（ソフト）を組み合わせた支援を実施した（各年度）。
- ▶ ケニア：科学的な調査に基づく牧草地の持続的利用のための水源開発、家畜バリューチェーンの改善、生計多様化促進を通じ、農民のレジリエンス強化を推進した（2012年度、2014年度）。
- ▶ エチオピア：天候インデックス保険の導入により、農業生産の向上及びレジリエンス強化を推進、エチオピア政府から高い評価を得た（2012年度、2014年度、2015年度）。

③海洋資源の保全と持続可能な利用

- ▶ 沿岸漁業の水産資源管理：バヌアツ、セネガル、チュニジア、東カリブ島嶼国で、日本の漁民と行政の共同管理の知見をいかした技術協力プロジェクトを実施し、漁民組織及び水産局の能力強化、漁業情報の収集、水産資源管理計画の作成等を支援した（2012年度、2014年度、2015年度）。
- ▶ 内水面養殖の振興：ラオス、カンボジア、ミャンマー、マダガスカル、ベナンで、機構が確立した農民間研修アプローチに基づく技術協力プロジェクトを実施し、養殖生産者と生産量を増加させた（2012年度、2014年度、2015年度）。
- ▶ 養殖の持続性向上のための研究開発：タイとパナマで日本の大学が有する最先端の知見を活用した支援を実施し、バイオテクノロジーによる品種改良やマグロの人工種苗生産等の研究開発を行った（2014年度、2015年度）。
- ▶ フードバリューチェーンの構築：セネガルでタコの品質管理及び市場開拓の技術協力プロジェクト（開発調査）を行い、日本への輸出を支援した（2014年度、2015年度）。

(2) 戦略的な取組

①食料安全保障の推進に向けた他の援助機関との連携推進

- ▶ WFP との連携：稲作振興、レジリエンス、栄養等における連携強化に合意した（2014年）。
- ▶ FAO との連携：食料安全保障、栄養改善、自然資源管理、農村開発分野等での業務協力協定を締結した（2013年）。またアフガニスタンにおける農業灌漑牧畜省の体制強化、口蹄疫に関する対策支援の分野で連携して協力を実施した（2014年）。
- ▶ IFAD との連携：ザンビア、ナイジェリアでの連携に向けた協議を実施した（2014年度）。マラウイ、ザンビア、ナイジェリアで稲作・灌漑事業での連携協力を実施した（2015年度）。
- ▶ AU との連携：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（The New Partnership for Africa's Development。以下「NEPAD」という。）計画調整庁と業務協力協定を締結した（2014年度）。
- ▶ 国際農業研究グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）との連携：連携強化に向けた協議を開始した（2015年度）。
- ▶ アフリカにおける食料安全保障と栄養に関する取組強化に向け、NEPAD、FAO、IFAD、WFP、米国内閣国際開発庁（USAID）、CGIAR、世界銀行、UNICEF、UNDP、ゲイツ財団と協議を開始した（2015年度）。

②機構の取組の国際的な発信

- ▶ G8 における「食料安全保障と栄養のためのニューアライアンス」における検討作業、モザンビークでの協力枠組取りまとめに参画した（2012年度）。
- ▶ 「第3回国連防災世界会議」で食料保全に向けた農業支援やレジリエンス強化の取組を発信した（2014年度）。
- ▶ 世界銀行が主催する「土地に関する国際会議」（2014年3月、15年3月）や、国連世界食料安全保障委員会が主催する「責任ある農業投資」に関する会合（2015年3月）のパネル討論に参加し、モザンビークでの取組を発表した（2013年度、2014年度）。
- ▶ 日本の経験を国際的に発信するため、「不毛の地」と呼ばれていたブラジルセラード地帯を世界有数の一大穀倉地帯と変えた日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）（1979-2001）に関し、社会経済インパクト調査を実施した（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：防災分野では、仙台防災協力イニシアティブの目標である「4年間（2015年～2018年）で4万人の能力向上」に対して2015年度は1万6,283人を人材育成し、目標達成に向けて順調に推移している。また、特筆すべき成果として、2015年の「第3回国連防災世界会議」では日本政府主導下での成果文書作成への貢献等の準備段階での貢献に加えて会議期間中の各国要人との対話やサイドイベント、メディアを通じた情報発信を積極的に行った結果、より良い復興（BBB）、防災主流化等の日本の主張が取り入れられる顕著な成果を残した。さらに、タイ洪水被害（2012年度）、フィリピン台風被害（2013年度）、ネパール地震被害（2015年度）ではこれらの考え方を実践し、緊急援助及びその後のシームレスな復興支援を展開した。さらに、UNISDR、世界銀行、UNDP等、防災支援に関与する主要国際機関と連携し、仙台防災枠組の実現に向けた取組を推進した。

気候変動分野では、2014年9月の気候サミットで日本政府が表明した気候変動分野人材育成コミットメント（3年間で1万4,000人のうち、機構担当分は7,000人）について、2014年9月から2015年度末までに3,500人の人材育成を行い、その達成に貢献した。また、「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE）」に掲げられた3年間で1.6兆円の開発途上地域支援のコミットメント達成にも貢献した。COP21では、計14のサイドイベントに参加し、JAXAとの連携により地球観測衛星を利用し森林行政の透明化を図る「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発表、災害リスクファイナンス、REDD+の実現に向けた日本の官民連携の取組等、途上国の持続可能な開発に資する様々な気候変動対策支援についての情報発信を行った。加えて、日本による貢献策として発表された「美しい星への行動（ACE）2.0」の検討に際し必要な情報・資料の提供も行った。

自然環境分野では、行政組織及び行政官の能力向上として1万1,980人の人材育成を行い、住民参加型・協働型の生態系管理の手法、制度の開発と普及実践に取り組んでいる。また、13か国においてREDD+を支援するとともに、日本においても「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」を設立し、民間企業が世界の森林保全に取り組む上での情報交流拠点を運営した。さらに、森林ガバナンスイニシアティブの発表を通して、日本のメディアや国際社会でも高い評価を得た。

環境管理分野では、特に、マレーシアではイスカンダル開発地域における2025年に向けた低炭素社会ブループリントを作成し、その結果公式計画文書として承認されるなど、高い評価につながった。また、ベトナムでは大阪市が提案する下水道管路更生工法を用いた無償資金協力案件を形成し、パナマでは横浜市での協力による下水処理施設運営管理、サモアでは志布志市による廃棄物減量化を実施する等、日本の技術を用いた自治体による協力を展開した。

食料安全保障では、コメ生産に係る技術協力支援により、CARD目標である2018年までに2,800万トンのコメ増産に貢献し、日本の技術協力が国際的にも高い評価を得た。また、気候変動緩和策にもつなげる対策として、灌漑に関するソフト・ハード両面からの支援を展開し、加えて天候保険など農民のレジリエンス強化にも貢献した。

以上のとおり、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果を上げており、仙台防災枠組への貢献や機構変動枠組への貢献等国際的な貢献への成果も上げていることから、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、引き続き着実な事業形成と実施を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	平和の構築
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度国際協力重点方針、国家安全保障戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成 目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国、地域の数			40	32	39 か国 33 地域		

② 主要なインプット情報 (注 1)					
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力 (億円)	153	140	130	170	
有償資金協力 (億円)	770	755	202	2,769	
無償資金協力 (億円)	362	132	286	207	

(注 1) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

3-2. 業務実績

指標 4-1 平和構築への取組状況

(1) 主要な業績実績

① 態勢の強化と事業の質の向上

- 社会基盤・平和構築部内に平和構築・復興支援室を設置し、本部実施体制を強化した（2014年度）。
- ミャンマー、ソマリア、スーダン（2012年度）、シリア（2013年度）で平和構築アセスメント（PNA：Peacebuilding Needs and Impact Assessment）を実施、2015年度はミャンマー、シリアの改訂に着手した。PNAで得られた知見活用を定着すべく、開発協力適正会議に向けた準備のための機構内作業要領を改訂した（2015年度）。
- PNA及び平和構築における評価をテーマとして外部コンサルタント向けの能力強化研修を実施した。また、平和構築分野に関心を有するコンサルタント会社との間で、評価・モニタリング等に関する意見交換を実施した（2015年度）。
- PNAハンドブックを、より現場で使いやすいよう具体的な調査方法や注意すべき事項を加えて改訂した（2014年度）。
- テーマ別評価「平和構築」を実施し、過去の案件の教訓を横断的に整理、知見として活用しやすいよう加工して機構内で共有した（2015年度）。
- 国連地雷対策サービス部（UNMAS：UN Mine Action Services）との共催により、国連本部にて「地雷対策支援セミナー」を開催、カンボジアとラオスの地雷・不発弾除去機関の代表者の登壇を支援した結果、係る活動における当事国自身の強いイニシアティブの重要性が参加者に改めて確認された（2015年度）。
- プロジェクト研究「長期化する難民状況」を実施、報告書ドラフトを作成した（2015年度）。
- 「長期化した難民」に関する課題に関し、ラウンド・テーブル会合に出席、機構の取組に関するプレゼンテーションを実施した。また国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）、UNDP等との緊密な連携の下、外務省が行った国際機関連携無償と歩調をそろえて技術協力による取組が行われるよう調整した（2015年度）。

② 平和構築重点対象国・地域に対する支援

- ・ フィリピン・ミンダナオにおける和平・新自治政府樹立に向けたプロセスを切れ目なく支援し、紛争再発予防・平和の定着に貢献した。
 - 社会・経済開発支援事業（J-BIRD：Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development）の実施や、ミンダナオ国際監視団への要員の継続的派遣により、フィリピン政府及びモロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）から厚い信頼を得ながら和平プロセスの促進を行った結果、「和平プロセスのための枠組み合意」が締結された（2012年度）。
 - 地道な協力が結実して「バンサモロ包括和平合意」締結に貢献するとともに、バンサモロ自治政府設立に向け早期に平和の配当を実感させるための協力を計画した（2013年度）。
 - 新自治政府設立に向けた課題に関する議論を促進することを目的にミンダナオ平和構築セミナ

- 一を広島市で開催するとともに、広島大学、広島県との連携による自治政府人材育成支援を行った（2014年度）。
- ▶ フィリピン国内の政治情勢により和平プロセスが一時停滞したものの、コミュニティ共有の小規模インフラの整備（学校校舎、コミュニティホール、農業用倉庫等）、生計向上支援や産業育成支援、道路整備（農村と市場を結ぶ道路）、中期的な開発計画策定支援等、重層的な開発支援を通じて引き続き社会の安定に貢献した（2015年度）。
 - ・ ミャンマーに対し、和平や計画策定プロセス促進に向けた支援を展開した。
 - ▶ 新政権発足後、他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援、和平プロセスの促進と少数民族地域の開発モデルの構築を推進した（2012年度）。
 - ▶ 地域に住む少数民族、帰還してくる少数民族、中央・州政府が共に計画を策定するプロセスを支援した（2013年度、2014年度）。
 - ・ アフガニスタンに対して、治安情勢により事業現場へのアクセスの制約がかかり、事業展開の難易度が高い状況のなかで、第三国からの遠隔操作などの工夫をしながら継続的に支援を実施した。
 - ▶ カブール市の急激な人口増に起因する都市環境や治安状況の悪化が懸念される中、新首都圏開発を通じた都市環境の維持に取り組んだ（2012年度）。
 - ▶ アフガニスタン政府機関の中核人材育成のため、本邦の大学での受入を実施、2011年から2015年度までに累計443人を受け入れ、159人が研修を終了してアフガニスタンに帰国した（2012年度～2015年度）。
 - ▶ 水文・気象情報管理や識字教育の分野において、アフガニスタン政府機関の能力強化を継続して支援した。また、日本人の渡航に制限がかかる中、本邦・第三国での研修やインドなど第三国にカウンターパートを招き専門家とのミーティングを開催する等の工夫を施すことで、事業を継続的に実施した（2015年度）。
 - ▶ カブール市東西バイパス道路やバーミヤン空港改修において、他機関との連携、第三国での会合や研修、遠隔によるモニタリングの実施等の工夫を通じ、継続的な支援を行った（2014年度）。
 - ▶ トルコ警察の協力を得て、アフガニスタンの女性警察官に対する研修を実施、同研修において女性被害者保護等に関する参加型ワークショップ開催のため邦人専門家を派遣した（2014年度、2015年度）。
 - ・ コロンビアの紛争被害者、地雷被害者等に関する支援を実施した。
 - ▶ 社会的弱者の所得向上に裨益する一村一品運動を、国内避難民の多い貧困地域も含めて推進した。地雷被災者、紛争被災者を含む障害者の生計手段獲得、社会復帰、社会参加を支援した。また、国内避難民の帰還、土地返還を促進するため土地情報システムのセキュリティ管理能力強化を支援した（2015年度）。
 - ・ 中東地域の安定化への貢献
 - ▶ シリア（周辺国）：シリア難民の急増により大きな負荷がかかっているホストコミュニティ支援として、ヨルダン、トルコに対し、負荷軽減のための支援を実施している。ヨルダンのシリア難民キャンプにおいては、青年海外協力隊の派遣等の支援も行っている（2013年度～2015年度）。また、DAC/INCAF（The International Network on Conflict and Fragility：紛争と脆弱に関する国際ネットワーク）会合に出席し、難民支援への開発機関の対応のあり方に関する議論等に参画した（2015年度）。
 - ▶ イラク：港湾セクター復興事業、発電所改修事業等（円借款）を実施（2014年度）。衛生環境改

善のためのクルド地域下水処理施設建設事業（1）、慢性的な電力不足状況改善と電力の安定供給を図るため電力セクター復興事業（フェーズ 2）をそれぞれ開始した（2015 年度）。地雷除去対策に関するイラク向け研修開始のため、イラク人行政官をカンボジアに派遣、カンボジア地雷対策センターでの研修実施に関する両者の合意形成を支援した（2015 年度）。

▶ パレスチナ：東アジア諸国による対パレスチナ研修等を実施するためのイスラム開銀信託基金設立を支援した（2014 年度）。パレスチナ自治政府の財務状況改善のため「地方財政改善プロジェクト」を実施し、固定資産税徴収システム改善に向けた取組を行った。さらに、「廃棄物管理能力向上プロジェクト（フェーズ 2）」により、地方自治体の連合体を通じた行政サービスの向上を支援した（2015 年度）。

・ アフリカ紛争国に対する支援の実施

▶ 南スーダン：道路橋梁等の基礎インフラ整備や政府の能力向上（人材育成）等の平和の定着への協力を実施（2012 年度）、ウガンダから南スーダン国境までの物流の改善を目的とした国際道路改修工事（円借款）を開始（2013 年度）。ジュバ市の水供給システム改善に向けた無償資金協力の実施（2015 年度）。

▶ コートジボワール：紛争終結後、人口が急増したアビジャン都市圏を対象とした各種支援を実施。都市でのインフラ整備の基礎となるデジタル地形図や地理情報システムデータベース作成支援、国家技術研究開発局・地形図リモートセンシングセンター職員の能力強化を行った。無償資金協力「日・コ友好交差点改善計画」等、紛争時の衝突で多数の死傷者を出した地域では女性・若者グループなども加わった住民参加型でのインフラ整備事業により、包摂的なコミュニティ内の協働体制を構築した（2015 年度）。紛争中、公共サービスが停滞した中部では、パイロット事業として全 77 か所の給水設備の改修・新設、全 11 か所の学校の増築・改修・建替えを行いつつ、地方行政官の人材育成を図った（2014 年度、2015 年度）。

▶ ウガンダ：国内避難民の帰還が進んだ北部地域において、地方行政官のコミュニティ開発計画に関する予算管理や、透明性・公平性・包摂性に配慮した計画策定・事業管理に関する能力向上を図った（2015 年度）。

▶ ソマリア、マリ：TICAD V の公約に基づき、ソマリア、マリへの支援を再開した（2014 年度）。

③安定・安全への脅威に対する対応

・ 海上保安分野への各種協力の実施

▶ ソマリア沖における海賊行為防止のため、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジブチを対象とする海上保安の技術協力プロジェクトを立ち上げた（2012 年度）。

▶ インドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、ジブチで海上保安支援を行った（2013 年度）。

▶ 海洋空間の安全に関わる行政官の能力向上のため、課題別研修「海上保安実務者のための救難・環境防災コース（2012 年度～2015 年度）」「海上保安政策プログラム（2015 年度）」を実施し、海上保安に必要な各分野の理解向上とネットワークの構築に貢献した。マレーシアでは「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」によりマレーシア海上法令執行庁の能力強化を図った（2013 年度～2015 年度）。

・ 治安維持能力強化に向けた各種協力の実施

▶ ニジェール：治安維持能力強化に関する UNDP との連携案件を形成、実施した（2014 年度）。

- ▶ ブラジル：過去の協力の成果である「地域警察」の全国展開を目的としたプロジェクトを開始、交番制度の普及を促進した（2014年度）。
 - ▶ 本邦研修やインドネシアの技術協力プロジェクト等、サイバーセキュリティ能力向上を目的とした協力を開始した（2013年度～2015年度）。
 - ▶ コンゴ民主共和国：組織能力強化に関する警察の幹部職員研修や元司法警察官の統合のための長期研修（3～6か月）を実施、併せてUNDPとの連携による普及担当官向け研修を実施し、警察機関の総体的な治安維持能力の向上を支援した（2014年度、2015年度）。
 - ▶ ラオス：ラオス不発弾除去機関の能力強化を目指して技術協力プロジェクトを開始した（2015年度）。
 - ▶ アンゴラ：地雷除去機関の機材管理能力強化のための専門家派遣（2012年度、2014年度）、フォローアップとしてカンボジアでの研修（2015年度）を実施した。
 - ▶ カンボジア：カンボジア地雷対策センターへの支援を核として、上述のラオス、アンゴラとの南南協力に加え、対象国をイラクに広げ、地雷除去に関する国際的なリソースセンターとして貢献した（2015年度）。
 - ▶ フランス語圏アフリカ（8か国）：国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）の協力を得て、各国の警察官、検察官、公判判事、予審判事を対象とした刑事司法プロセスの適正化・効率化・迅速化、各国の自立的な刑事司法制度の改善に関する研修をコートジボワールにおいて実施した（2015年度）。各国の能力向上に加え、国境を越えた司法ネットワーク構築にも貢献した。また司法アドバイザーの派遣によりコートジボワールの司法人材育成や、被害者相談コールセンター設置を支援した（2015年度）。
 - ▶ コートジボワール：UNDP、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO：United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo）との連携に基づき警察官の能力強化研修を実施した（2014年度）。
- ・ テロ対策関連協力の実施
- ▶ 課題別研修「国際テロ対策」（2014年度、2015年度）、「サイバー犯罪対処能力向上」（2015年度）を実施し、参加者間の協力関係の構築や情報交換を行った。

④信頼醸成・民族融和、民主化、コミュニティレベルでの紛争調停への支援

- ▶ ボスニア・ヘルツェゴビナ：全国の総合高校59校のIT教室を整備し、同分野の教員研修を実施した。また、IT教育における3民族共通のカリキュラムの導入を推進し、正式に認証され、これが他のカリキュラムの共通化モデルとされた（2015年度）。また、「地方開発を通じた信頼醸成プロジェクト」では行政官が紛争中に対立した複数の民族に公平に生計向上事業を実施するよう、事業情報を住民へ開示するシステムを構築した（2015年度）。
- ▶ ウクライナ：「民主主義の回復支援パッケージ」として行政と立法の関係者を日本に招き、ウクライナの安定化と国内改革支援を実施した（2014年度、2015年度）。
- ▶ ネパール：紛争影響により、政治的な対立につながりやすくなっているコミュニティ内の争議事項を早い段階で民主的に解消することを目的とした「コミュニティ調停」を支援する技術協力を実施した（2012年度、2013年度、2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：紛争後、あるいは紛争の周辺国として様々な課題を抱えている国々において、紛争を再燃させないため、政府の基礎的能力の構築及び社会統合・エンパワーメントに向けた様々な取組を、各種の事業を通じて実施した。特に、地方行政の能力強化、社会資本の整備、コミュニティのレジリエンス強化に焦点を当てた取組を多くの国で展開し、また行政のサービス提供の能力強化に限ることなく、メディアの強化や民主化促進、司法や警察の能力強化などバリエーションに富んだ形で、各国のニーズをすくい上げて事業を実施した。

各案件の実施プロセスにおいては、公平性・透明性・包摂性への配慮を進めており、個別案件のレベルで具体的な成果が確認されるようになってきている。紛争予防配慮においては、包摂性や公平性、透明性等への配慮は特に重要であるため、ベースライン調査等を踏まえて、紛争を再発させない、あるいは積極的に平和と安定を構築するための配慮を行っている。また係る視点を事業プロセスに確実に反映するため、機構内の作業要領を一部改訂する業務改善も行った。

アフガニスタンやイラクなど、安全対策上、邦人の立入りに制限を行う必要がある場合は事業実施の難易度が高いが、これまでの協力において築いた先方機関との関係をいかし、あるいは国際機関・NGO 等との協力の下、第三国や本邦での会合・研修や、邦人の極めて短期の出張等の手段を駆使して事業を継続し、成果を上げた。特に、アフガニスタンに対しては本邦の大学に政府の中核人材を受入、育成する事業を続けている。治安が悪化している状況下では、特に、住民へのサービス提供の支援窓口を NGO 等とする支援機関が多くなるために行政の能力が相対的に低下し、住民から行政への信頼はますます失われることとなりやすく、結果として国家の統治機能が更に低下し、社会の不安定を助長することにつながりやすい。このため、社会の安定を重視して行政を支える支援を継続する機構の支援は、先方政府より高く評価されている。

近年急激に増大しているシリア難民を受け入れている周辺国に対する支援は、特にトルコ、ヨルダンを中心に、難民受入に対する負荷軽減のための支援を推進した。2015 年度内に発生した欧州への大量のシリア難民の流入により、国際場裏でこれまで以上に活発に議論や検討が進められている人道危機対応への人道機関・開発機関の関与のあり方については、研究や DAC/INCAF への対応を通じて検討を行っている。

テロ事案の発生が増加傾向にある西アフリカ諸国を中心として、司法・警察分野での支援を強化し、個々の国々の能力強化だけでなく捜査等に必要近隣諸国間のネットワーク構築にも貢献している。テロ対策については、課題別研修での対応等で支援を行うほか、警察に対する研修を複数国で行った（コンゴ民主共和国、アフガニスタン、コートジボワール等）。

以上を踏まえ、中期計画に掲げた「紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援」を、当該国の事情に鑑みた様々な分野において、実施の工夫を伴って実施したと判断されることから、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、引き続き着実な事業形成と実施を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	事業マネジメントと構想力の強化
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外務省に共有・説明を行う事業計画作業用ペーパー数					新規	130	
国別分析ペーパー策定数(累計)	◎50か国程度	10 (2011)	20	31	39	49	

◎中期計画にて設定している評価指標(各年度で詳細な目標値を設定)

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 我が国の ODA は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ、現地 ODA タスクフォース等を通じ、各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化等、我が国外交政策を戦略的に展開していく上での ODA の積極的な活用を図る。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>(v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

(i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。

(ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の中で共有し、効果的な活用を推進する。

(iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

主な評価指標

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

指標 5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

指標 5-4 三角協力の取組状況

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

（定量的指標：国別分析ペーパー策定実績）

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

3-2. 業務実績

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

1. プログラム・アプローチの推進

- ・「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」の改訂やプログラム計画書による政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みの確立によりプログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した（2012年度）。また、2014年度に機構評価部が実施したテーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」の結果を踏まえ、当該ガイドラインを再度改訂した（2015年度）。
- ・地域別中期的予算計画及び案件形成時の外務省と機構間の合意形成手順の明確化により、事業計画作業用ペーパーに基づく 3～5 年の見通しに基づく計画的な案件形成の促進により、協力プログラム及びプロジェクトの戦略性・予見性を高める取組を行った（2013年度～2015年度）。
- ・優先的に戦略性の強化を図る 158 の「強化プログラム」を設定した（2014年度）。「強化プログラム」の見直しと新設を行い「強化プログラム」を 161 とした（2015年度）。
- ・「強化プログラム」を設置している国を中心に、外務省と協力プログラムレベルでの今後の事業展開に関する意見交換を開催（45 か国 1 地域分）し、事業計画作業用ペーパーに基づく事業展開の方向性の議論を深化させた（2015年度）。
- ・技術協力、無償資金協力、有償資金協力などを組み合わせたプログラム・アプローチの形成・実施に

加え、開発途上国のニーズへの部署横断的な取組の推進や新制度の適応、緊急的なニーズに対する機動的な対応、政策レベルへの働きかけ、機構以外の関係者や事業との連携等により、より戦略性の高いプログラム形成・実施を行った。

- ▶ ミャンマー：2011年3月に発足した新政権に対する新たな経済協力方針に沿い、相手国の様々なステークホルダーとの対話を重ね、短期間で大規模かつ包括的な支援策を取りまとめ、迅速な事業形成につなげた（2012年度）。また、部署を横断する「ミャンマーチーム」を設置し、緊急課題から中長期的課題に対応する複層的な支援計画の作成・実施による国づくり支援を展開した（2013年度～2015年度）。
- ▶ フィリピン：部署横断的なフィリピン台風災害対策支援本部を立ち上げ、緊急援助から復旧・復興支援まで迅速で継ぎ目のない課題横断的な支援を実現した。また、プログラム型の無償資金協力や復旧スタンドバイ借款等、新制度の適応により被災地の支援ニーズの変化に迅速に対応する事業実施を実現した（2013年度、2014年度）。
- ▶ エボラ出血熱：10部局から構成される対策本部を立ち上げ、緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援を一体的に実施した（2014年度）。
- ▶ ネパール：2015年4月に発生したネパール大地震において、「第3回国連防災世界会議」で採択された「仙台防災枠組」に則り、“Build Back Better”をコンセプトとした事業展開の方向性をネパール政府にいち早く提案し、ネパール政府の復興計画の策定・実施に貢献した。また、様々な援助手法から構成される中長期的な復興支援事業を構想し、既存案件も活用しつつ緊急援助から復旧・復興まで迅速かつ切れ目のない支援を実施した（2015年度）。

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. PDCA サイクルの強化（指標 19-2 参照）

- ・教訓のナレッジ化を含む過去類似案件からの教訓活用の徹底等による PDCA サイクルの強化（各年度）

2. 事業成果の発信

- ・国際会議等の機を捉えた事業効果の効果的な発信
 - ▶ 国際協力 60 周年や「第 3 回国連防災世界会議」、日本・ASEAN 友好協力 40 周年等の機会を捉えた国内外への成果発信を行った（2013 年度、2014 年度）。
- ・開発途上国と連携した発信
 - ▶ インドネシア新政権移行直後の政策フォーラム、ミンダナオ平和構築セミナーの実施（2014 年度）
- ・ジャパンブランドとしての整理・発信・展開：日本や機構のこれまでの経験、開発課題に対する貢献内容などコンセプトを整理した上で対外発信リーフレットを作成し、グローバル展開した事業成果についても積極的に発信した。特に、アフリカ病院改善、ザンビアでの授業研究の取組は 2015 年度に DAC 賞ファイナリストとして表彰された（2014 年度、2015 年度）。
- ・国際協力 60 年の取組を踏まえた援助機関としての開発協力大綱策定支援（2014 年度）。
- ・SDGs 関連テーマ発信：SDGs の中で日本が重視してきた「UHC」、「防災」等の発信強化、新たな課題（「栄養」）の発信への取組（2015 年度）。
- ・「ODA 見える化サイト」の掲載情報の拡充による事業成果の発信力強化（各年度）：指標 13-4 参照

指標 5-3 総合的能力開発 (CD : Capacity Development) 支援の推進状況

1. CD の概念と重要性の普及

- ・開発協力の効果向上の議論の進展を踏まえたマニュアル、執務参考資料等の整備や職員、専門家等内外の関係者に対する研修を着実に実施している (各年度)。

2. CD の視点を反映した優良事例

- ・開発途上国側の主体的なキャパシティ・アセスメント能力の向上、複数スキームを組み合わせた包括的なプログラム型協力、戦略的に絞られたターゲットに対する能力向上等を支援した。主要事例は以下のとおり。
 - 法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 1、2 (ベトナム) (2012 年度)
 - 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト (2013 年度)
 - ラオス母子保健改善プログラム (2015 年度)
 - ハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクト (ベトナム) (2015 年度)

3. 事例分析の蓄積

- ・研究プロジェクト「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」のフォローアップとして、4 件の国別 CD 事例分析を実施した (2014 年度)。

指標 5-4 三角協力の取組状況

1. 機構の三角協力に関する取組や知見の積極的発信

- ・国際機関との連携により、南南協力や三角協力に関する研究や国際会議での発信を行った。
 - 国連南南協力事務所 (UNOSSC : United Nations Office for South-South Cooperation) 等との共同事例研究を含む三角協力関連の報告書を 4 冊発刊した (2012 年度～2014 年度、2014 年度は指標 7-1 参照)。
 - 国連や OECD が主催する国際会議で理事長を含む役職員が三角協力に関する事業・研究成果を発表した (各年度)。
- ・機構が南南協力賞を受賞、また、以下のような機構の事業が優良事例として表彰される等、機構及び機構の事業が国際社会で高く評価された。
 - 国連南南協力 EXP02012 (ウィーン) で機構が南南協力賞を初受賞した。「きれいな病院」プログラム及び「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」が優良事例としてソリューション賞を受賞 (2012 年度)
 - 国連南南協力 EXP02014 (ワシントン DC) にてアンゴラにおけるブラジルとの保健分野の三角協力事業が「グッドプラクティス賞」を受賞 (2013 年度)
 - 「5S-KAIZEN を適用した病院改善アプローチ」が OECD より「DAC 賞ファイナリスト」として表彰された (2015 年度 : 指標 1-1 「保健」、指標 6-1 参照)。(2015 年度)

2. 新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力の実施

- TICAD V 支援策への貢献 : アフリカ稲作 (フィリピン、タイ、エジプト)、アフリカ森林保全 (ボツワナ、カメルーン)、アフリカ産業人材育成 (エチオピア、マレーシア等)、モザンビーク農業 (ブラジル)、アンゴラ保健 (ブラジル)、ジブチ保健 (モロッコ)、ザンビア教育 (マレーシア) 等

- ▶ 防災の主流化：エルサルバドル耐震建築（メキシコ）、中南米の防災人材育成（チリ）
- ▶ 平和構築：アフガニスタン農業・警察（イラン、トルコ、メキシコ）、パレスチナ（東アジア諸国）
- ▶ 都市化への対応：中南米の都市計画分野（コロンビア）、アジア・アフリカ間の都市開発に関する経験共有
- ▶ 南南・三角協力実施に関する能力強化支援：UNOSSC－ブラジル開発庁との連携による能力強化研修の実施、モロッコ等に対する能力強化支援

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

1. 国別分析ペーパー（JICA Country Analysis Paper。以下「JCAP」という。）の策定

- ・2015年度末時点で累計49か国を策定しており、中期目標期間中に目標値（累計50か国）以上の達成が見込まれる。
- ・新規策定、改訂に関する適切な進捗管理のため、組織全体での四半期ごとの策定状況のモニタリング及び進捗状況に応じた個別ヒアリングを実施した（2014年度、2015年度）。
- ・策定の過程で日本政府、相手国政府、他ドナー、NGO、民間企業等との協議や意見交換を実施した（各年度）。
- ・質の向上に向け、内部セミナー、作成要領の改訂等によるJCAP策定国の経験共有等を実施した（2014年度、2015年度）。

2. 国別分析ペーパーの活用

- ・外務省による国別援助方針策定の際に参考資料として活用された（各年度）。
- ・JCAPで示された分析、協力の方向性に基づき、新規案件の検討がなされた（各年度）。
- ・外部関係者と積極的に共有した結果、機構事業や協力の方向性に対する理解向上や、協力の着実な実施につながった（各年度）。代表的な具体事例は以下のとおり。
 - ▶ ボリビア：策定過程においてボリビア政府及び他ドナーと意見交換を行い、効果的な支援アプローチを検討するとともに、世銀との意見交換を機に防災分野における連携の検討を促進した（2014年度）。
 - ▶ ニカラグア：策定過程において先方政府と意見交換を行い、協力プログラムの戦略性強化に向けた検討を促進した（2015年度）。
 - ▶ コートジボワール：策定過程で既存案件の実施機関ではない省庁とも対話の機会を設け産業・商業セクターの最新の開発計画と構想の情報を入手し、課題及びセクター分析の質の向上につなげた（2015年度）。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 地域別・国別戦略の作成と活用

- ▶ アフリカ、ASEAN向け事業方針を提案し、TICAD Vや日・ASEAN首脳会談に貢献した（2012年度、2013年度）。
- ▶ ASEAN共同体発足に向けた長期ビジョンやカリブの小島嶼国の脆弱性の分析を行った（2014年度）。
- ▶ 「日メコン産業開発ビジョン」や「産業人材育成協力イニシアティブ」といった東南アジア地域における日本政府施策の策定プロセスに貢献した（2015年度）。
- ▶ 日刊建設工業新聞への分野・課題別、国・地域別インフラ整備支援の知見と動向に関する寄稿及び

書籍『新興国のインフラを切り拓く』の発刊（2015年度）。

2. 課題別指針等の作成と活用

- ・課題別指針やポジション・ペーパー等の作成を進め、協力方針等の検討の質の向上を図るとともに、外部公開や国際会議等での情報発信に活用している（各年度）。具体的な代表事例は以下のとおり。
 - 防災分野のポジション・ペーパーの改訂と「第3回国連防災世界会議」での知的貢献への活用（2014年度）
 - 障害者権利条約批准等を機とした課題別指針「障害と開発」の改訂（2014年度、2015年度）
 - 国連SDGsサミット、COP21開催を契機とした、「教育協力」、「森林・自然環境分野」ポジション・ペーパーの改訂（2015年度）

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

1. 機構内のナレッジの蓄積・活用（各年度）

- ナレッジの恒常的な蓄積と組織横断的な共有・活用並びに職員の専門能力強化のため、19分野・課題のナレッジマネジメントネットワーク、職員向けコアスキル研修「JICA アカデミー」を立ち上げた。また、職員等による業務の質の向上や革新的な取組を推進するための表彰制度を導入した（2013年度）。
- 「ナレッジマネジメントネットワーク連絡会」開催を定例化した（2014年度、2015年度）。

2. 新しい課題への対応能力の強化

- 「2030 アジェンダ」の検討と採択を踏まえ、ナレッジマネジメントネットワークの分野・課題にまたがる横断的な取組を促進し、新たな開発課題（栄養等）に対する組織的対応能力を強化した（2014年度、2015年度）。
- 国連サミットでのSDGs採択を受け、職員等の理解促進のための勉強会等の各種取組を実施した（2015年度）。

3. ナレッジの対外発信の強化（学会、国際会議での発信、論文執筆、ナレッジサイトを通しての発信）（各年度）

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

- ・現地 ODA タスクフォース及び拡大 ODA タスクフォースに積極的に参画した（各年度）。
- ・機構の知見・経験・情報の共有を通じ、参加メンバーとの一層の連携強化を行い、事業の開発効果の向上に貢献した（各年度）。
- ・要望調査に関する現地 ODA タスクフォースの機能強化と業務効率の向上を目的として、各国事例の情報共有を行う遠隔セミナーを開催した（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：技術協力、無償資金協力、有償資金協力などを組み合わせた約160の「強化プログラム」の設

定、形成並びにそれらも活用した事業展開の方向性について 130 か国分の事業計画作業用ペーパーを作成して議論を深化させた。また、定量目標である JCAP についても今中期目標期間の目標値（累計 50 か国）以上の達成が見込まれる。さらに、日本や機構の強みを活用したジャパンブランドを取りまとめ、これらも用いて国際会議等で MDGs・SDGs や日本の政策に関連した事業成果の発信を強化するとともに、TICAD V、平和構築等の重要な課題において、新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力を行った。

加えて、SDGs 採択等の国際的な動きに対応すべく、ナレッジマネジメントへの取組強化により課題横断的な新たな課題（栄養等）への対応能力を強化した。これら事業の戦略性、構想力、情報発信力の強化に当たっては、相手国政府や外務省をはじめとする多様なアクターとの対話を推進しながら取り組んだ。特に、ミャンマーの国づくりやエボラ出血熱への対応、フィリピンやネパールでの災害に対しては、機構全体でシームレスかつ様々なスキームを組み合わせたプログラム・アプローチを展開したことに加え、組織一体的な事業方針の作成・実施や、開発途上国のニーズに的確に対応するための新制度の適用等による機動的な対応、政策レベルの働きかけによる相手国政府政策への機構方針の反映等、より戦略性の高いプログラム形成・運営を行った。また、三角協力推進について機構は国際社会におけるトップランナーの一機関と目されており、DAC 賞や国連の南南協力賞を受賞するなど、対外的な評価を通じても目標を上回る成果を上げている。

以上により、中期計画を着実に達成するとともに、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向け、分野・課題別の分析及び実施方針等の策定・改訂とその活用を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ、登壇した回数			27	28	29	30	
中国・韓国・タイ等の定期協議や関連会議参画数			4	5	10	11	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (2) (イ) 事業構想力の強化</p> <p>(ii) 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況</p> <p>指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況</p> <p>指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 新たな援助潮流の形成に向けた議論への貢献

- ・「ポスト 2015 年開発アジェンダ」等の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、日本政

府が主導する援助政策、アプローチを国際社会に広めるため、事業や研究の成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進し、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の質の向上に貢献した。特に 2014 年度においては、ポジションペーパーを作成し、理事長等による国連事務総長特別顧問への働きかけや、国際会議等における以下の重要なトピックに関する主張を行い、政府間交渉の基礎となる文書（SDGs オープン・ワーキング・グループ（OWG）報告書、国連事務総長統合報告書）に日本政府・機構が重視する考え方が反映された。その結果、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にはこれらの考え方が盛り込まれた。

- ▶ 人間の安全保障：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関するハイレベル報告書に、人間の安全保障の考え方が反映された（2012 年度）。また、国連総会時の MDGs セミナーで理事長より人間の安全保障の有効性を発信した（2013 年度）。SDGsOWG 成果文書では「人間中心の開発（people-centered approach）」、2030 アジェンダでは「人間中心（people-centred）」という中心的概念として採用された。
- ▶ 防災の主流化：防災の考え方が国連の「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関するハイレベル報告書に反映された（2012 年度）。世界防災閣僚会議、ADB 総会、欧州連合（EU：European Union）と UNHCR による共催セミナー、日本・世銀防災共同プログラム設立記念シンポジウム等でレジリエントな社会の構築に向けた取組の重要性を発信した（2012、2013 年度）。また、「第 3 回国連防災世界会議」成果文書の策定作業への貢献や各種会合で発信を行った結果、SDGsOWG 成果文書及び 2030 アジェンダでは、貧困削減や食料安全保障、都市の各目標のためのターゲットとして位置付けられた（2014 年度、2015 年度）。
- ▶ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：UHC 国際会合等で UHC 実現に向けた政治的リーダーシップと公平性の確保、保健人材強化等の重要性の議論に理事長等を筆頭に参加した（2013 年度）。また、世界銀行総会や WHO 総会等の国際会議やサイドイベントにおいて、UHC の推進を「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の主要アジェンダにすべきとする主張を行った。さらに、保健指標モニタリング方法の検討では、WHO 事務局長の下に結成された「保健指標のモニタリングの効率化に係るエキスパート・グループ」に機構の専門員が参画し議論に貢献した。現場レベルでは、ケニアにおいて「UHC の達成のための保健セクター政策借款」を世界銀行等と共に主導して実施している（2014 年度）。
- ▶ 持続可能な都市開発：IDB と中南米・カリブ地域の振興・持続的都市開発に関する覚書に署名した（2013 年度）。また、SDGsOWG 第 7 回会合にてサイドイベントを日本政府、フランス政府、OECD 等と共催し、議長サマリーを SDGsOWG 本会合にて発表するなどした結果、持続可能な都市開発は、単独の目標として SDGsOWG 成果文書及び 2030 アジェンダで明記された（2013 年度～2015 年度）。
- 2015 年 9 月の国連サミットにおける 2030 アジェンダの採択に際しては、人間の安全保障、防災、UHC 等の公式会合及び五つのサイドイベントにて発信し、日本政府・機構が重視する考え方の反映を確かなものとした（2015 年度）。

2. ODA の定義や開発資金に関する議論への貢献

- OECD/DAC 統計作業部会の共同副議長に機構職員が立候補・当選し、ODA の定義の見直しに関する技術的議論の取りまとめに貢献した（2013 年度）。2014 年の OECD/DAC のハイレベル会合における ODA 借款の譲許性の新定義の合意に際しては、フランス、ドイツ、韓国等の協調を通じた議論の適切な牽引に貢献した（2014 年度）。2016 年のハイレベル会合に向けた議論にも貢献し、民間セクター向け支援

等において日本の主張が反映された（2015年度）。

3. その他重要な国際会議等への積極的な参加と発信等による国際援助潮流形成への貢献

- ▶ 防災：「世界防災閣僚会議 in 東北」を日本政府と共催した（2012年度）。また、「第3回国連防災世界会議」については、準備委員会から本会議までの一連の協議や議論に機構専門員等が専門的見地から貢献し、サイドイベントの開催等を通じ、防災の主流化や防災事前投資、より良い復興(Build Back Better)等の重要性を発信・普及した。その結果、2015年3月の本会議で合意された成果文書「仙台防災枠組2015-2030」に日本政府及び機構の考え方が十分反映された。なお、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）と業務協力協定に署名し、同枠組の実施や防災の事前投資等の促進に向けた協力について合意した（2014年度）。
- ▶ UHC：2030アジェンダ採択後となる初めての大規模なUHC国際会議を共催し、国内外の政府・国際機関代表等約300人による議論を促し、2016年のG7伊勢志摩サミットやTICAD VIにおける日本のリーダーシップ発揮の布石を築いた（2015年度）。
- ▶ TICAD：2013年6月に横浜にて開催されたTICAD Vでは、過去20年間の日本のアフリカ開発を考察し、具体的支援策や目標設定に関し日本政府に提言した。また、サイドイベント19件を主催・共催し、調査・研究の成果をいかして会議の成功に貢献した（2013年度）。2014年5月にはカメルーンにてTICAD V閣僚会合が開催され、AfDB等との共催にてOSBPシンポジウムを開催し、広域インフラや地域統合、域内貿易推進に対する機構の取組を発表した（2014年度）。2015年9月の国連サミットでは、機構の主導にて産業開発とアフリカの構造転換に関するTICAD VIプレイベントを開催し、2016年のTICAD VIへの機運を高めた（2015年度）。
- ▶ 国際通貨基金（IMF）・世銀総会：2012年10月に48年ぶりに東京で開催されたIMF・世銀総会において、「ポスト2015年開発アジェンダ」の新たな枠組みやUHC等をテーマに公式セミナー4件、サイドイベント3件を世界銀行等と共催ないし開催協力した。また、理事長をはじめ、役員に登壇による積極的な知的発信に努めた（2012年度）。以降、米国やペルーにて開催されているIMF・世銀総会のセミナーやサイドイベントには、機構から理事長や役員が登壇し、防災主流化やUHC等について発信している（2013年度～2015年度）。
- ▶ UNDPの「人間開発報告書」：機構理事長がアドバイザーパネルに日本からの唯一のメンバーとして就任して専門的助言や寄稿を行い、2014年版作成に際してはUNDPとの会合共催により、東アジアにおける知的交流のハブの役割を担った（2012年度、2013年度）。
- ▶ アフガニスタンに関する東京会合：本会合への出席に加え、サイドイベントを開催し、理事長による機構の取組の紹介や権限移譲後を見据えた課題と国際社会の役割に関する議論に貢献した（2012年度）。

指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. 新興ドナーとの連携強化

- ・アジアを中心とした10か国以上の政府及び国際機関代表等が集まるアジア開発フォーラムの開催支援、アジア・ドナー4者（機構、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金、タイ周辺国経済開発協力機構）協議の実施、韓国及び中国の援助機関との定期協議、並びにトルコやカザフスタン等との意見交換や支援を通じて、アジア新興ドナーとの連携強化を進めた（2012年度～2015年度）。
- ・2012年度のIMF・世銀総会の機を捉え、アラブ・コーディネーショングループとのハイレベル会合を

開催して連携協議を行い、アラブ諸国との開発パートナーシップを促進した（2012年度）。イスラム開発銀行グループのイスラム民間開発公社（ICD：Islamic Corporation for the Development of the Private Sector）との業務協力協定に署名して、スクーク（イスラム法を順守した金融商品）発行に対する技術協力等の連携を開始した（2014年度）。

2. 南南協力の推進

- ・40年近くにわたる機構の南南協力支援の実績等が評価され、UNOSSCより南南協力賞を受賞した。さらに、「人間開発報告書」2013年版には、機構理事長の南南協力及び三角協力の重要性に関する記事が掲載され、日本政府や機構による南南協力への貢献を国際社会に印象付けた（2012年度）。
- ・その他、UNOSSCとの連携や国際会議等の発信を行った。
 - ブラジル政府及びUNDPとのワークショップの開催（2013年度）
 - グローバル・パートナーシップのハイレベル会合でのUNOSSCとのサイドイベント共催（2014年度）
 - 南南協力の教訓及び優良事例を対外発信資料として取りまとめ、UNOSSCを通して配布（2015年度）

指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 国際機関等との連携強化

- ・国際機関・二国間援助機関等とのネットワーク構築・拡大のため、連携協力協定の締結や定期協議を行った（各年度）。
 - 世界銀行：初めての両機関長間の包括的な連携協議である機構－世界銀行ハイレベル対話を2014年度から開催し、地域・課題の協力方針や連携に関する対話を実施している。世界銀行にとってもあまり例のない二国間援助機関との対話である。特に防災やUHCについては、国際社会への発信に加え、実務面の連携も推進している（2014年度、2015年度）。
 - ADB：日本が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に基づいて、民間インフラ案件への出融資に最大15億ドル及び公的インフラ整備促進のための融資に最大100億ドルを目標とした連携枠組みに関する覚書を締結した（2015年度）。
 - 米国：USAID長官との面談や日米対話への参加、国際会議の機会を捉えたセミナー等の共催により、現場レベルでの国際保健やジェンダー主流化における連携を促進した（2013年度～2015年度）。
 - EU：ブリュッセルに連携協力調査員を常駐させ、連携体制を強化した（2012年度）。その他、欧州シンクタンク主催のアフリカ政策サミットや日本・EU開発政策対話等の機会を通じ、特にアフリカにおける連携についてハイレベルの協議を実施し、干ばつに対するレジリエンス向上のためのコミュニティ防災に関する連携事業が進展した（2014年度）。

2. 開発途上国の現場におけるリーダーシップの発揮

- ・事業の成果をいかし、現地ドナー会合で主導的な役割を果たしている。
 - ミャンマー電力分野、ラオス教育分野（2014年度）
- ・連携による機構事業のスケールアップや協力成果の面的展開を実現している。
 - パレスチナ母子手帳の普及定着（国連機関による啓発活動、手帳の活用）（2012年度）
 - セネガル保健システム強化（UNICEFマルチバイ連携、USAID支援対象地への5S導入）（2012年度）
 - ガーナ現職教員研修（世銀監督のプロジェクト）における機構事業の成果品の活用（2014年度）
- ・機構単独では実施が困難な地域・分野等に対する支援を実現している。

- ▶ イラク円借款事業（UNDP による実施監理）（2012 年度、2013 年度）
 - ▶ アフガニスタンにおけるコミュニティ開発支援体制強化（タジキスタン国境地域でのアガハーン財団との支援実施契約）（2012 年度）
 - ▶ スーダンにおける村落助産師研修（UNICEF への委託によるダルフル地域の実施）（2013 年度）
 - ▶ エボラ出血熱対応（WHO や国連エボラ緊急対応ミッションを通じた物資供与、WHO と連携した医療専門家派遣、WFP 連携によるエボラ罹患者等の社会復帰に向けた食糧援助等）（2014 年度）
- ・国際社会において機構の取組が評価された。
- ▶ ナイジェリアにおけるポリオ撲滅事業（ゲイツ財団とのローン・コンバージョン方式の採用）が、開発途上国に広く適用できる革新的な取組であると高く評価され、OECD/DAC が 2014 年に新設した DAC 賞ファイナリストとして表彰された（2014 年度）。
 - ▶ アフリカでの取組 2 件（5S-KAIZEN を適用した病院改善アプローチとザンビア授業研究）が、前年度に続いて OECD/DAC から DAC 賞ファイナリストとして表彰された（2015 年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けた国際社会の議論が活発化する中、日本政府が主導する援助政策やアプローチを国際社会に広めるために初年度から対外発信等に積極的に取り組むなど、全ての年度で所期の目標を着実に達成した。特に 2012 年度には、第 67 回 IMF・世界銀行総会やアフガニスタンに関する東京会合等、多数の重要な国際会議等での発信や、開発援助の潮流形成に影響力を持つ国際機関やキーパーソンへの働きかけ、UNDP の人間開発報告書の議論への貢献により、日本や機構が重視する援助理念やアプローチを主流化させる取組を強化し、計画を大きく上回る成果を上げた。さらに、2014 年度においても、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けたポジションペーパーを作成し、機構理事長等による働きかけや国際会議等における人間の安全保障、防災、UHC 等に関する主張を行った結果、政府間交渉の基となる文書に日本政府・機構が重視する考え方が反映され、目標を上回る成果を上げた。また、防災については日本政府及び機構の考え方が「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書に十分に反映され、UHC については 2030 アジェンダ採択後に大規模な UHC 国際会議を外務省と共催するなど、各分野の援助潮流における日本のリーダーシップ発揮に大きく貢献した。

また、世界銀行との初のトップ間による包括的な連携協議を開始し、国際社会への発信と実務面の連携を促進した。アフリカにおける 3 件の取組が革新的な取組として OECD/DAC より DAC 賞ファイナリストとして表彰されたほか、40 年近くにわたる機構の南南協力支援の実績等が評価され、UNOSSC より南南協力賞を受賞するなど、国際的にも機構の取組やアプローチが高く評価される具体的な成果に至った。

以上のとおり、中期計画を着実に達成するとともに、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

引き続き、機構の知見・経験の積極的な国際社会への発信と他機関との戦略的なパートナーシップ強化及び個別事業での各種連携の促進に向けた取組を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	研究
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外部研究者等との連携による研究実績 (外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数)			15	17	20	27	
研究成果物の発行実績 (ワーキングペーパー、書籍)			16 8	16 10	25 9	25 9	
シンポジウム・セミナーの回数			23	26	26	32	
② 主要なインプット情報							
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
従事人員数 (人)	35	36	37	36			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p>
<p>中期計画</p> <p>(第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 研究実績

(1) ワーキングペーパー

- 発刊数：16本（2012年度）、16本（2013年度）、25本（2014年度）、25本（2015年度）
- ダウンロード数：3万406件（2012年度）、4万1,412件（2013年度）、7万3,324件（2014年度）、9万1,616件（2015年度）

(2) 書籍

- 刊行数：8冊（2012年度）、10冊（2013年度）、9冊（2014年度）、9冊（2015年度）
- ダウンロード数：7,632件（2012年度）、5万6,747件（2013年度）、10万3,855件（2014年度）、9万6,893件（2015年度）

2. 国際援助潮流の形成に向けた貢献

(1) 2030 アジェンダ策定プロセスへの貢献

- 「ポスト 2015 年開発アジェンダ」等の新たな援助潮流の議論に貢献すべく、主要開発指標の進捗を評価し、包摂性・強靱性の視点を組み込むことを提言する等、ワーキングペーパー4本を発表した（2013年度）。
- 国際的議論に機構の経験を反映させるべくフラッグシップ研究に着手し、「質の高い成長」の理論的整理、包摂性、強靱性、持続可能性に関する先行研究レビューを公開した（2015年度）。

(2) TICAD V への貢献

- ・ アフリカ開発の議論に貢献するため、TICAD V の機を捉え、書籍の発刊やサイドイベントを実施した。
 - 「Africa 2050」：TICAD や AfDB 総会のサイドイベント（2013年度）、書籍発刊（2015年度）
 - 「アフリカの経済構造転換」：コロンビア大共同研究、TICAD V サイドイベント（2013年度）、書籍発刊（2015年度）
 - 「暴力的紛争の予防」：日米欧アフリカ7か国研究者の研究参加。4か国で出版記念セミナー（2013年度）
 - 「米生産拡大の実証分析」「サブサハラ開発」書籍発刊（2015年度）

(3) TICAD VI に向けた動き

- TICAD に向けた援助潮流を形成していくため、産業開発とアフリカの構造転換に関する国連総会でのサイドイベントをコロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD：Initiative for Policy Dialogue）との共催で TICAD VI に向けたイベントとして開催した（2015年度）。

(4) 中国の対外援助研究

- ・ 中国の対外援助推計に関する研究を実施し対外発信を行った結果、DAC の定義に基づく初の推計であることが高く評価された。
 - ワシントン（米国戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies。以下

「CSIS」という。))、北京で発信(2014年度)、ワシントン(米国・ジョージ・タウンズ・ホプキンス大学、USAID)、バンコク(アジア財団)等で発信(2015年度)

- 外部での発信、政策担当者等へのブリーフィング及びプレス対応を計19回実施(2015年度)

3. 国際開発・研究機関等との連携

(1) 世界銀行との連携

- 世界開発報告(WDR: World Development Report)においてバングラデシュを担当し、機構が執筆した記事が人間開発と経済成長の両面での成功事例として囲み記事として取り上げられた(2012年度)。
- IMF・世界銀行総会での公式セミナーを4件共催し、機構の取組や研究成果を発信した(2012年度)。
- 政策対話用の教育システム分析ツール開発を行い、ブルキナファソで共同セミナーを開催した(2013年度、2014年度)。
- サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大に関する研究成果を世界銀行の研究者と共同してまとめた英文書籍のローンチイベントをワシントンと東京で開催した(2015年度)。

(2) UNDP との連携

- HDR アドバイザリーパネルメンバーに機構理事長が就任し、南南協力・三角協力についての機構の取組を発信した(2012年度)。
- アドバイザリー会合への参画を通じ2014年度の「人間開発報告書(HDR2014)」の方向性をめぐる議論に貢献した(2012年度)。
- 東アジアコンサルテーション会合を開催し、開発援助をめぐる東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った(2012年度)。
- 「人間開発報告書2015—人間開発のための仕事—」発刊記念シンポジウムを共催した(2015年度)。

(3) 他援助機関・研究機関との連携

- ・ 国際的なネットワークを構築し、効果的に研究成果を発信し国際援助潮流への影響力を高めていくため、開発機関や研究機関との連携を推進した。主な取組は以下のとおり。
 - 米国ブルッキングス研究所との共同研究を実施(2012年度～2015年度)
 - 英国サセックス大学開発学研究所(IDS: Institute of Development Studies)、フランス開発庁(Agence Française de Développement。以下「AFD」という。)との共同研究を実施(2012年度、2014年度)
 - 中国商務部国際貿易経済合作研究院とアフリカ開発と両国の援助動向に関する意見交換を実施(2012年度)
 - IPD との共同研究書籍を出版(2015年度)
 - 「第2回北東アジア開発協力フォーラム」を国連アジア太平洋経済社会開発委員会(UNESCAP)北東アジア事務所及び日本国際開発学会と共催(2015年度)
 - CSIS との共同研究プロジェクトの立上げ(2015年度)
 - アフリカ経済改革研究センター(ACET: African Center for Economic Transformation)とTICAD VIに向けた共同研究を実施(2015年度)

4. 対外発信

- ・研究成果を対外発信するため、研究結果に関するシンポジウム・セミナーを 2012 年度 23 件、2013 年度 26 件、2014 年度 26 件、2015 年度 32 件開催するとともに、以下の取組を行った。
 - ミャンマー経済に関する公開セミナーを実施（2012 年度）
 - 機構研究員による学会発表、大学講義を実施するとともに、実績データベース導入により職員の学会発表・論文執筆の奨励を開始した（2013 年度）。
 - 研究過程で入手したデータを公開し、外部研究者の利用に供する制度を導入（2013 年度）
 - 事業経験を体系化した書籍「プロジェクト・ヒストリー」をシリーズとして発刊し（2012 年度 2 冊、2013 年度 4 冊、2014 年度 3 冊、2015 年度 2 冊）、地球ひろばセミナーで市民にも説明した（2013 年度～）。
 - 国際開発学会（9 件）、比較教育学会（6 件）をはじめ、学会での発表を 36 件、その他の外部講演を 79 件実施した（2015 年度）。
 - 青年海外協力隊事業を政治学、人類学、社会学など様々な学問の観点から分析した「青年海外協力隊の学術的研究」の成果を発表する公開セミナー・シンポジウムを開催した（2015 年度）。

5. 事業へのフィードバック

- ・研究の成果を機構関係者に共有することで事業のフィードバックを促進するため、以下の取組を行うとともに、内部向けランチタイムセミナーを実施した（2012 年度 34 回、2013 年度 38 回、2014 年度 38 回、2015 年度 49 回）。
 - 研究所と全ての事業部門長との協議を実施するなど、事業部門との緊密な連携を行った（2012 年度）。
 - 機構関係者によるナレッジ・レポート制度を新設し、論文執筆ガイダンスを整備した（2012 年度）。
 - 「平和構築ニーズアセスメント・ハンドブック（改訂案）」に研究で重要性を提起した視点を反映した（2013 年度）。
 - ニジェールの学校運営モデルの有効性を実証することにより、GPE（Global Partnership for Education）の事業による全国展開につながった（2014 年度）。
 - タイにおける研究「中小企業振興支援の効果」において、技術協力プロジェクトで行われた実施機関との協議に参加し、研究の中間成果に関するフィードバックを実施した（2015 年度）。
 - 全ての新規研究プロジェクトにおいて事業部門から研究分担者としての参加を得た（2014 年度）
 - 「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大（CARD）の実証分析」などについて、実施中の技術協力プロジェクトと一体的に研究を実施した（2015 年度）。

6. 内部体制の充実、研究の質の確保への取組強化

- ・第三者評価委員会を開催し、外部有識者の声を取り入れることで研究体制の質を確保した（2012 年度～2015 年度）。
- ・客員研究員・招へい研究員を 8 人（2012 年度）から 20 人に拡充した（2015 年度）。競争的資金の活用による研究活動の拡大と優秀な外部研究人材のリクルート促進のため、科研費指定機関に認定され（2013 年度）、3 件の科研費案件を実施した（2015 年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：機構への事業の反映や国際援助潮流に影響を与え得るテーマの研究に的を絞り、重点的に推進した。研究実績として、ワーキングペーパーは2012年度の16本から2015年度には25本まで増加したほか、外部研究者等との連携による研究実績も2012年度の15件から2015年度には27件まで増加し、質と量の側面から取組を強化した。また、ワーキングペーパーのダウンロード回数は2012年度3万406件から2015年度には9万1,616件まで増加した。

研究成果の事業の反映については、ランチタイムセミナーの実施回数を増やす等の取組を推進したほか、現場で実施中の協力と一体的な協力を推進し、事業実施部門を有する機構の特性をいかした研究を展開している。その結果として、技術協力プロジェクトで取り組んでいる介入の効果の検証や今後の協力方針へのフィードバックが進んでいる事例も出ている。また、「ポスト2015年開発アジェンダ」やTICAD Vといった援助アジェンダに対して他機関との連携やシンポジウム等の共催を通じて機構の研究成果を発信したほか、中国の対外援助研究の発信等研究成果を積極的に発信することで国際援助潮流の形成に貢献した。さらに2015年度からはフラッグシップ研究として日本政府政策の重点方針である「質の高い成長」のコンセプト化に向けた研究を開始した。

国内外のリソースとの連携について、世界銀行、UNDP、その他援助機関・研究機関（ブルッキングス研究所、IPD、CSIS等）との連携を実施し、研究機関間の関係性も強化した。また、これらの機関との共催によりシンポジウム・セミナーを開催して積極的な成果発信を行い、その件数も増加した。

対外発信については、シンポジウム・セミナーや学会による発表により、広く発信に努めた。

内部体制については、第三者評価委員会の開催や客員研究員の拡充により研究の質を確保するとともに、科研費指定機関に認定されることで、研究活動の拡大と優秀な外部研究人材のリクルートが促進されるに至った。

以上を踏まえ、研究を通じた「ポスト2015年開発アジェンダ」やTICAD V等の議論への貢献、国内外の研究リソースとの連携強化等による研究の質の向上や研究成果の発信及びダウンロード数の大幅増加を達成したことから、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

「質の高い成長」に関するフラッグシップ研究プロジェクトに加えて、SDGsへの対応を意識した研究を推進し、その成果をいかしてTICAD VIや世界人道サミット等の国際的なイベントに向けた取組も強化していく。これらにより国際援助潮流の形成と事業へのフィードバックに一層貢献するとともに、研究成果の対外発信強化に更に積極的に取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップ、健康・医療戦略、総合的な TPP 関連政策大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット(アウトカム)情報(注1)	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「国際展開戦略」の実施に資するための経協インフラ会議等の政府の会議への貢献実績							
「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数(項目)				50(初版)	累計 62	累計 78	
「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績							
協力準備調査(PPP インフラ事業)の件数(採択/応募)(注2)			17/45	13/34	8/14	3/10	
中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績							
民間提案型事業における採択件数(累計)					新規	480	
協力準備調査(BOP ビジネス連携促進)の件数(採択/応募)			13/89	21/123	16/100	8/34	
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の件数(採択/応募)				15/71	24/93	28/83	
基礎調査の件数(採択/応募)(注3)			11/56	10/74	19/122	22/72	
案件化調査の件数(採択/応募)			42/145	49/234	51/305	66/214	
普及・実証事業の件数(採択/応募)				42/153	46/179	38/95	
民間連携ボランティア(新規派遣人数/派遣合意書締結社数)			4/13	12/32	19/33	20/23	
草の根技術協力(地域活性化特別枠)(採択/応募)(注4)				60/81	25/56	31/66	

(注1) 採択件数は各年度内の採択件数。補正予算による事業は採択が翌年度の場合翌年度の採択件数に計上。

(注2) 2014年度は、第1回公示分の採択件数のみ計上。第2回公示分の採択件数は、採択時期を2015年度としたため計上せず(2013年度までの実績値は年度2回の公示分の採択件数)。

(注3) 2012年度は、「中小企業連携促進調査(F/S支援)」、2013~2014年度は「中小企業連携促進基礎調査」の名称で実施。

(注4) 2012年度は、「草の根技術協力(地域経済活性化特別枠)」として実施。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ、開発途上国の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款や海外投融資の活用、民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（PPP）案件を含む）、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献</p> <p>指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況</p> <p>指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況</p>

3-2. 業務実績

指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1. 「経協インフラ戦略会議」による政策策定への貢献

- ・2013年度以降全23回にわたり開催されている日本政府の「経協インフラ戦略会議」等における議論及び政策決定プロセスにおいて、機構は、関係府省庁及び機関とともに、幅広く情報提供等を行い、特定の国・地域や分野におけるインフラ輸出促進に関する重要戦略の策定に貢献した（2013年度（※¹）、2014年度、2015年度）。

2. 機構事業に関連した具体的施策のインフラシステム輸出戦略等政策への反映

- ・日本政府は2013年5月に「インフラシステム輸出戦略」を発表し、これまでに2回の改訂を行っている。同戦略の改訂プロセスにおいて、円借款・海外投融資の制度改善、技術協力・無償資金協力を活用した日本方式普及や人材育成・人的ネットワーク構築等、機構に関連する具体的施策が常に50項目以上戦略に反映されており、同戦略の戦略性・実効性の向上に貢献している（2013年度（※）、2014年度、2015年度）。

指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた制度改善

¹ 2012年度、2013年度の実績は、当該年度の業務実績等報告書における項目「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」を参照。以下、（※）印の項目は同様。

- ・STEP の制度改善（適用分野拡大や条件緩和等）、PPP 促進のための Equity Back Finance、Viability Gap Funding 及び PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款の導入、海外投融資の現地通貨建スキームの導入、外貨返済型円借款導入、セクター・プロジェクト・ローンの開始、中進国や卒業移行国に対する円借款の活用促進、地方自治体提案による無償資金協力の活用等を新たに開始した（2013 年度（※）、2014 年度、2015 年度）。

2. インフラ輸出につながる事業の形成・実施

(1) 開発途上国におけるビジネス環境の整備（指標 2-1 参照）

- マスタープラン策定：ミャンマー「全国運輸交通マスタープラン」、「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」、「電力マスタープラン」、フィリピン「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ」、モザンビーク「ナカラ回廊開発戦略」等を作成し、具現化に向けた取組を実施した（2014 年度、2015 年度）。
- 投資環境整備：バングラデシュ「外国直接投資促進事業」、インド「タミル・ナド州投資促進プログラム」を通じ、行政手続きの改善や周辺インフラの整備を促進し、本邦企業の投資促進にも貢献した（2015 年度）。
- 資金決済システムの近代化：ミャンマーにて、日本の資金・証券決済システム等の技術を活用した中央銀行の資金決済システムの構築支援を通じ、2016 年 1 月に稼働した。取引時間の大幅短縮や民間セクターの円滑な資金繰り等、本邦企業からの要望にも応えるもの（2015 年度）。
- 産業基盤の整備：メキシコにて自動車部品を製造する中小企業を対象に現場改善指導を実施し、9 社にて日系自動車部品企業との取引の拡大・開始につながった（2015 年度）。
- 法制度整備支援：フィリピンにおいて、日本の知見や経験を踏まえた競争法（案）が国会に提出され、2015 年 7 月に大統領の署名を経て成立した（2014 年度、2015 年度）。
- 産業人材育成：ウガンダ、コンゴ民主共和国等で TICAD 産業人材育成の取組を進めた（2014 年度）。研修事業を活用し、インフラ輸出分野に関連する研修員を 2015 年度中に 2,289 人受け入れた（2015 年度）。（指標 14-2 参照）

(2) 円借款、海外投融資、無償資金協力を通じたインフラ等の輸出促進への貢献

- インフラ整備のための円借款：インド「貨物専用鉄道建設事業」、バングラデシュ「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（I）」、フィリピン「メトロマニラ立体交差建設事業（VI）」（STEP）、ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」、バングラデシュ「外国直接投資促進事業」（エクイティバックファイナンス）、パナマ「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」等（2014 年度、2015 年度）
- 海外投融資：ミャンマー「ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」、カンボジア「救急救命医療整備事業」、ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」（2014 年度、2015 年度）
- 無償資金協力：カンボジア「プノンペン交通管制システム整備計画」、モンゴル「日本モンゴル教育病院建設計画」（2014 年度、2015 年度）

(3) 開発途上地域の PPP 方式インフラ整備の支援

- ・開発途上国における PPP 政策策定に際し、他ドナーとの連携を強化する等、制度設計に関する支援や議論に参加した。

- ▶ ベトナム：現地における PPP セミナーの開催に加え、世界銀行と連携し同国首相府副大臣を日本に招き日本の PPP 方式事業の視察等を実施した（2013 年度（※））。また、中央・地方政府関係者を日本に招き、日本の PPP 事業に関する意見交換を実施したほか、PPP 事業推進専門家等により新 PPP 法の制定に向けて知見を共有し日本企業も有益となる制度構築を支援した（2014 年度）。
- ・協力準備調査（PPP インフラ事業）の実施を通じ、開発途上地域のインフラ需要の拡大と日本企業のインフラ輸出ニーズに的確に対応している。
 - ▶ 基礎調査による案件形成：インドネシア（小水力事業）、トルコ（病院事業）（2014 年度）
 - ▶ 空港整備、橋梁・道路等の整備・運営に関する案件の新規採択：インドネシア「ロンボク国際空港改修及び拡張事業準備事業」、トルコ「ダーダネルス海峡大橋・クナル〜チャナッカレ自動車道事業準備調査」（2014 年度）、インドネシア「マカッサル空港拡張・運営事業準備調査」、タイ「南部経済回廊貨物鉄道整備事業準備調査」、パラオ「パラオ国際空港改修運営事業準備調査」（2015 年度）
 - ▶ 調査終了時の側面支援：海外投融資及び円借款事業化に向けた検討（各年度）
 - ▶ 海外投融資による PPP インフラ整備の支援：協力準備調査（PPP インフラ事業）後、ベトナム「環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業」、ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」を承諾した（2012 年度（※）、2015 年度）。
- ・質の向上に向けた取組：協力準備調査（PPP インフラ事業）活用可能性の分析調査を実施し、実施上の留意点を民間企業に提供した（2014 年度）。同事業において、上限を 3 億円とする枠を新たに設けるとともに、随時応募・随時採択制度を導入した（2015 年度）。

指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開にも資する取組

(1) 態勢の強化

- ・民間企業のニーズを踏まえ、民間連携事業の創設や本格実施に向けた制度改善に取り組んだ。
 - ▶ 「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」の試行的実施及び本格実施（2012 年度、2013 年度（※））
 - ▶ 「ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）」を踏まえた「民間提案型普及・実証事業」の迅速な創設（2012 年度（※））
 - ▶ 「民間提案型普及・実証事業」及び「案件化調査」の外務省委託費事業から機構運営費交付金事業への移管と提案者の範囲拡大のための制度改善（2013 年度（※）、2014 年度）
 - ▶ 「民間連携ボランティア」の本格派遣の開始（2012 年度（※））
 - ▶ 「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の開始（2013 年度（※））
 - ▶ 「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」の企業等との意見交換を踏まえた制度改善（2014 年度）
 - ▶ 民間提案型普及促進事業において、健康・医療特別枠を導入し 7 件を採択（2015 年度）
 - ▶ 「案件化調査」において、地域活性化特別枠を導入し実施（2015 年度）
 - ▶ 中小企業とコンサルタントとのマッチングサービスを外部委託により実施（2014 年度、2015 年度）
 - ▶ 民間連携事業の推進や地方企業との連携強化、事業窓口の一本化による応募者の利便性向上のため、組織内の体制を変更した。
 - ▶ 2008 年に設置した民間連携室の民間連携事業部への格上げ（2013 年度（※））
 - ▶ 中小企業の海外展開支援に関する業務の企画部から国内事業部への移管（2013 年度（※））
 - ▶ 中小企業連携促進基礎調査を民間連携部から国内事業部に移管（2014 年度）

- 海外拠点、国内拠点への支援要員の配置や研修、支援要員間の定期連絡会の開始（2013年度（※））
- 中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上に取り組んだ。
- 委託調査による水資源、環境管理、エネルギー、防災、保健医療分野の中小企業の優良製品の抽出（2014年度）
- 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題を提示し、これに対応した提案を募集し、15件を採択（2015年度）
- 重要な開発課題（医療・保健、防災・災害対策）への応募促進のための中小企業現地調査プログラムの試行的実施（タイ、フィリピン）（2014年度）
- 全国のより多くの中小企業からの応募・相談や、新規企業の開拓に向け応募奨励や対外発信を実施した。結果、民間連携事業への応募者数、採択数は着実に増加している（「2. 主要な経年データ」参照）。
- 「経協インフラ戦略会議」や中央・地方の「中小企業海外展開支援会議」等での情報交換や優良事例発信（各年度）

(2) 民間企業の技術等の ODA 事業への活用

- ・ 民間企業提案型事業を通じて開発課題解決への有用性が確認された企業の知見・技術を ODA 事業に活用した。
 - 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）：「離乳期栄養強化食品事業化調査（味の素）」を踏まえた栄養政策・事業に関する国別研修（ガーナ）の実施（2014年度）、調査終了後には、機構、ガーナ政府、NGO 等が協調して関連活動の展開を検討し、国際 NGO とともに 2015 年の日系ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞（2015年度）
 - 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業：「経橈骨動脈カテーテル法による虚血性心疾患治療普及促進事業」（テルモ）を踏まえた技術協力プロジェクトの要請（メキシコ）（2014年度）
 - 案件化調査から普及・実証事業への展開：ベトナム「新しい天然無機質系凝集沈降剤を用いた小規模浄水普及・実証事業」（HALVO）（2014年度）
 - 案件化調査、普及・実証事業から技術協力、無償資金協力への展開：本邦研修「タンザニア地方農業開発」、技術協力「産業の為に人材育成プロジェクト（カンボジア）」等における参加企業の講義・デモンストレーション、ウクライナにおける無償資金協力事業の要請（2014年度）、技術協力「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト（カンボジア）」での製品の活用。案件化調査を終了した中小企業の約 6 割が ODA 案件化を実現済み（普及・実証事業を含む）（2015年度）

(3) 民間企業の事業への展開

- ・ 機構事業への参画がきっかけとなり、開発課題の解決にも貢献するビジネス展開につながった。
 - 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）：ルワンダ「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」（オーガニック・ソリューションズ・ジャパン）（2012年度（※））、ウガンダ「新式アルコール消毒剤による感染症予防を目的とした BOP ビジネス事業準備調査」（サラヤ）（2014年度）、スリランカ「BOP 層の子供たちを対象とした e ラーニング教育事業準備調査」（すららネット）、バングラデシュ「緑豆生産の体制構築事業準備調査」（株式会社ユーグレナ）（2015年度）等

- ▶ 中小企業連携促進基礎調査：生産ロスの少ない精米機に関する調査（タイワ精機等）後、案件化調査、民間提案型普及・実証調査を経て、自己資金で現地に精米機製造工場を設立し生産を開始（2013年度（※））、ベトナム「電動バイク販売事業調査」（テラモーターズ株式会社）（2014年度）等
- ▶ 案件化調査：ベトナム「新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査」（2014年度）等
- ▶ 普及・実証事業：インドネシア「下水管路建設における推進工法技術の普及・実証事業」（イセキ開発工機）（2014年度）、ベトナム「危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴う SF 二重殻タンクの普及・実証事業」（玉田工業）、フィリピン「電動三輪車自動車運行・維持管理サービスの普及・実証事業」（渦潮電機）（2015年度）等
- ▶ 中小企業を対象とした調査・事業を終了した企業の約 8 割が対象国でのビジネス展開を継続（2015年度）

(4) 民間連携ボランティアによる企業のグローバル人材育成支援（指標 10-5 参照）

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実施

(1) 地方自治体と連携した無償資金協力

- ・地方自治体の知見を活用した無償資金協力に関する制度設計を行った（2014年度）。
- ・2件の事業提案書が提出され、1件が審査の結果条件付き採択となった（2015年度）。

(2) 草の根技術協力事業（地域（経済）活性化特別枠）

- ・補正予算の成立を受けて、特に地域の知見・経験・技術をいかした日本の地域社会の活性化にも貢献することを目的とした制度として、「草の根技術協力事業地域（経済）活性化特別枠」を迅速に創設した（2012年度）。
- ・提案自治体の案件に対する関与の度合い、日本の地域活性化の視点（地域の知見や経験・特色の活用及び日本の地域社会への還元）をより重視する形に審査の視点を見直し、応募・採択自治体の裾野が拡大した（2015年度）。
- ・特に日本の地域社会が抱える課題や地域が有する技術を踏まえた事例（高齢者福祉、防災、観光、伝統産業等）は以下のとおり（2014年度）。
 - ▶ ベトナム「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」（岐阜県関市）（2014年度）
 - ▶ インド「マハラシュトラ州における『観光おもてなし』支援事業」（和歌山県）
 - ▶ インドネシア「バンダ・アチェ市と東松島市による相互復興：地域防災のためのコミュニティ経済活性化モデル構築事業」（宮城県）（2015年度）
 - ▶ ラオス「ラオスうちわ産業振興支援プログラム（フェーズ2）」（香川県）（2015年度）

(3) 国際展開に積極的な地方自治体との連携強化

- ▶ 横浜市のインフラビジネス国際展開：横浜市の中期計画（2014年度～2017年度）の施策の一つとして「市内企業の海外インフラビジネス支援」を掲げた。「第3回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を共催し、アジア12か国の水道事業体、国内13自治体、34企業、計330人の参加を得た（2014年度）。

- ▶ 北九州市の水ビジネス国際展開（2014年度）（指標 9-4 参照）
- ▶ 民間技術普及促進事業を通じた連携強化：インドバンガロール廃棄物処理普及促進事業（横浜市）、フィリピンダバオ市廃棄物発電普及促進事業（北九州市）（2014年）、ベトナム給水装置施工技術普及促進事業（大阪市）、マレーシア水銀含有廃棄物適正処理技術普及促進事業（大阪市）（2015年）
- ▶ 国際協力や国際協力を通じた日本の地域活性化等に関する地方自治体間でのノウハウの共有を促進するため、「自治体間連携セミナー」を全国各地6か所で開催し、194人が参加した（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：本項目は、2014年2月の中期目標変更により新たに追加された項目であり、2013年度までに「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」の項目で報告してきた業務実績を踏まえ、政府が推進する国際展開戦略の策定や実施面での貢献を行うことが一層期待されている。

本項目が評価項目として追加された2014年度以降、全ての年度において目標を上回る成果を上げており、特に、「経協インフラ戦略会議」への情報提供のみならず、インフラシステム輸出戦略の策定・改訂プロセスにおいて具体的施策を提案し、常に50項目以上が戦略に反映されたことは、「国際展開戦略」の策定・改訂プロセスに貢献した成果といえる。さらに、PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款、外貨返済型円借款、セクター・プロジェクト・ローン、地方自治体提案による無償資金協力の活用等、政府政策を受けた機動的な制度改善に加え、実際の事業への導入を実現させ、日本政府政策の実現にも貢献する成果を上げた。また、官民連携による「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」への開発海外投融資の実現を含め、電力、鉄道、都市交通等の分野において円借款事業や海外投融資、無償資金協力を通じた具体的な事業の形成・実施を行い、インフラ等の輸出促進にも直接的に貢献する成果を上げた。

2012年度より制度創設や本格実施を進めてきた中小企業海外展開支援事業等については、企業等のニーズを踏まえて機構内の態勢強化や各種支援事業の制度改善、中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上等に2014年度以降も継続して取り組んだ。結果、民間企業等の提案による事業の着実な形成・実施に加え、民間企業の技術等のODA事業の活用や、民間企業の開発課題にも貢献するビジネス展開、企業のグローバル人材育成等、具体的な成果にもつながった。具体的には、味の素社による協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）「離乳期栄養強化食品事業」では、事業成果を踏まえた国別研修の実施実現や、機構やガーナ政府、NGO等の連携による調査後の関連活動の展開が行われ、国際NGOとともに2015年の日経ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞するという外部からの評価につながる成果にまで結実している。

以上のとおり、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

2015年に策定された開発協力大綱、SDGs等も踏まえた企業の海外展開に貢献する事業の形成・実施を鋭意行っていく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略、NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための5年間の方向性～（平成 27～31 年度）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1（2012～2015）、未定（2016） 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098（2012～2015）、未定（2016）

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
NGO-JICA 定期協議会の開催件数（回）			4	4	4	4	
NGO-JICA 協議会参加者数（人）					新規	313	
民間提案型事業のメディアを通じた報道件数（件）					新規	466	
民間企業に対する個別相談実施件数（件）					新規	1,977	
包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数（新規／累計）			2/25	3/28	2/30	3/33	
連携講座の数（大学数／講座件数）			64/79	131/160	127/167	157/234	
SATREPS に参画した大学の数			8	9	9	9	
自治体間連携セミナー等への参加者数（人/件）					新規	195/6	
連携協定・覚書を締結した自治体の数（新規／累計）			3/4	3/7	0/7	0/7	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(ロ) NGO、民間企業等の民間セクターの活動との連携</p> <p>開発途上国における NGO、民間企業等の我が国民間セクターの活動が、雇用創出、人材育成、技術・イノベーション向上等、開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ、民間セクターの活動と積極的に連携することにより、官民による「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し、民間事業に対する海外投融資、民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成、ビジネス法制度支援・人材育成支援等、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ</p>

<p>効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況</p> <p>指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況</p> <p>指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況</p> <p>指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況

1. NGO との共同の取組の推進

- ・ NGO-JICA 協議会を定期的に開催（年 4 回）し、協議の結果に基づいて具体的な取組を共同で推進している。
 - 「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」: アンケート調査やインタビュー調査を通じて、制度設置から 10 年の成果の確認を明らかにし、機構と NGO の連携強化を目指し、効果的な協働に向けた今後の展開を検討した。これらを踏まえ、今後の草の根技術協力事業を通じた NGO-JICA 連携のあるべき姿に関する提言を報告書として取りまとめた。また、2014 年 1 月には公開シンポジウムを開催した。
 - NGO の国際協力機構法第 13 条 1 項 1 号（技術協力）業務への参画促進：「1 号業務参画タスクフォース」では、NGO が草の根技術協力事業等の実績を踏まえ 1 号業務としての案件形成を期待する事業について、NGO と機構双方が情報交換するためのツール（案件リスト様式）を策定し、機構は NGO 側から提出された 6 案件の案件形成の可能性について NGO 側にコメントを共有することで、今後の具体的な協議を進めるための仕組みが整った（2014 年度、2015 年度）。
- ・ 上記分科会の提言や、2014 年度行政事業レビュー及び本レビューを踏まえて実施された 2014 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価（第三者評価）」における指摘、地域の NGO 等市民団体や関係機関との協議等を踏まえ、以下のような制度見直しを行った。
 - 草の根技術協力事業の制度見直し（2015 年度）
 - ① より多くの NGO が参加できるような制度への改善：小規模メニュー（上限 1,000 万円）の創設、草の根協力支援型及び草の根パートナー型の統合
 - ② NGO による国内での事業展開への支援：日本の地域社会の地域創生にも貢献すべく、草の根技術協力事業案件の実施を通じ、対象国において培った経験を踏まえ、日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内における活動を含む事業を推進
 - NGO 等支援事業の見直し（2015 年度）
- ・ NGO・外務省定期協議会の連携推進委員会及び同連携推進委員会で提案された「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性（平成 27～31 年）」策定のための NGO・外務省タスクフォースにオブザーバーとして参加し、上記 NGO との協議の結果を情報提供する等、議論に貢献した。その結果、2015 年に発表された同中期計画では「草の根技術協力における協働」および「ODA 本体業

務における連携の強化」等の個別項目が明記された（2015年度）。

・その他の取組

- 国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト（PARTNER）の活用：NGOからの情報掲載の促進、防災・減災分野の人材の育成・確保の開始（2012年度）

2. 地方の NGO ニーズの把握と連携強化

・NGO-JICA 協議会の地方開催や国内拠点を通じた地方の NGO に対する協議会への参加呼びかけ、地域ネットワーク NGO 等と連携した NGO-JICA 地域協議会や意見交換会等を実施し、地方の NGO との対話の拡充に取り組んだ。

- NGO-JICA 協議会の地方開催：広島県宮島（2012年度）、兵庫県神戸市（2013年度）、香川県高松市（2014年度）、福岡県福岡市（2015年度）
- 機構が主催する初の全国の地域ネットワーク NGO 等との意見交換会を実施（2014年度、2015年度）
- 草の根技術協力制度見直しに伴う地域のネットワーク NGO との連携による草の根技術協力制度説明会の実施（2015年度）
- 外務省 NGO 相談員と国内機関（国際協力推進員含む）の連携強化（2015年度）

3. 在外における NGO との連携

・世界 20 か国に設置している NGO-JICA ジャパンデスクを通じ、本邦 NGO 等の市民が、開発途上国で国際協力を行う際の支援や情報提供を行った。

- ベトナムにおける事業成功の鍵や教訓として取りまとめた草の根技術協力事業に関するポリシーペーパーの作成（2015年度）
- ネパール地震の際の現地での緊急救援支援活動時に必要な手続き、物資等の情報提供（2015年度）

4. NGO との連携による技術協力事業の質の向上

・NGO が有する現場のノウハウやネットワークの活用

- 技術協力プロジェクトにおける連携：技術協力プロジェクトへの NGO への更なる参画促進を進めるべく、NGO からの要望を踏まえ、NGO が特に比較優位を有する社会開発系の協力等に NGO を活用するため、上述の 1 号業務参画タスクフォースで協議し仕組みづくりを行った（2015年度）。
- 研修事業における連携：農村振興、地域開発、環境分野等の課題別研修や農村振興、職業訓練等の青年研修における NGO のノウハウ・ネットワークをいかした連携を行った（各年度）。

5. JICA 基金を通じた市民・企業・NGO の連帯の促進

・「世界の人びとのための JICA 基金（以下、「JICA 基金」という。）」に関しネットワーク NGO 関係者を含む運営委員会を年 2 回開催し、適正な運営に努めた（各年度）。2015 年度には NGO 側の委員を増員し、NGO のニーズを制度に反映できる体制を強化した。

・全国のネットワーク型 NGO の協力による「JICA 基金」への応募推奨を行った結果、NGO・NPO の応募件数の大幅増につながった（2014年度）。

・NGO と JICA との共同寄附キャンペーン等を含めた広報拡充を行った（2014年度、2015年度）。

指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 本部・国内拠点と経済団体・企業等との関係拡大・深化

- ・民間企業及び企業団体等との連携推進のため、戦略的な対外発信や中小企業海外支援のプラットフォームを通じたサービス提供や主要経済団体との対話等を行った。
 - 政府の「経協インフラ戦略会議」への情報提供（指標 8-1 参照）
 - 海外展開一貫支援ファストパスへの参加（2014 年度）
 - 地方の「中小企業海外展開支援会議」への情報提供（2013 年度）
 - 地域経済団体とのネットワーク拡充：地域経済団体との意見交換（各年度）、横浜市の「中小企業国際化支援連絡会議」や横浜水ビジネス協議会、かわさき水ビジネスネットワーク等を通じた地域経済団体との情報共有（各年度）
 - 主要経済団体との対話強化：TICAD V 官民連携推進協議会の一員として経団連との提言の取りまとめや TICAD V 官民円卓会議における定期フォローアップを実施（2013 年度）、アジア PPP 推進協議会との ASEAN における PPP 推進を目的とする定期交流会の実施（2013 年度）、経団連サブサハラ委員会との TICAD V に関する対話（2014 年度）
 - 業界団体との対話強化：日本鉄道車輛工業会や世界省エネルギー等ビジネス推進協議会等の業界団体との対話に加え、普及促進事業における健康・医療枠の導入を契機に、製薬協や医機連等の業界団体との対話を行った（各年度）。
- ・各国内拠点において、地方経済産業局、地域経済連合会、地元商工会議所、財務省地域局、自治体、業界団体、JETRO 等と連携し、海外展開セミナーを実施した（各年度）。各年度の実績は以下のとおり。

表 9-1 海外展開セミナーの実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
セミナー開催数		90 回	107 回	172 回	
参加企業数		約 4,200 社	5,032 社	4,702 社	
参加者数		約 5,300 人	6,425 人	6,464 人	

- ・中小企業海外展開支援のプラットフォームを通じた新たなパートナーとの連携強化に取り組んだ。
 - 海外展開一貫支援ファストパス制度への参加（2014 年度）
 - 地方財務局と連携した地方金融機関向けセミナー等（2014 年度）
 - 新輸出大国コンソーシアムへの参加（2015 年度）
- ・制度周知・広報強化に取り組んだ。
 - 応募企業の裾野の拡大を実現すべく、全国での説明会を開始（2013 年度）
 - 課題別・国別のセミナーを実施し、民間企業における開発途上国の課題理解の促進を実施（2015 年度）
 - 採択案件等の積極的な広報・メディアへの掲載働きかけを開始（2013 年度）

2. 企業の海外展開に資する情報の提供

- ・国内拠点を通じ、本邦企業に関心の高い地域等の海外展開に資する情報提供を強化した。また、国内・海外拠点のネットワークをいかし、企業視察団への情報提供等を実施している。
 - 地元経済団体、民間企業等と課題別研修等の研修員のマッチング：課題別研修「上水道無収水量管

理対策」の実施後、スリランカで実施した現地フォローアップセミナーに中部地域の民間企業からの参画を得、参加企業のうち1社が同国でのビジネス展開を実現した（2012年度）。

- 「ミャンマー全国運輸交通マスタープラン」及び「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」の概要を説明するセミナーを開催し、政府機関、ゼネコン、金融機関、商社等から170人以上が参加した（2014年度）。
- 在外事務所長等による情報発信として、関西の企業に対する「インド洋経済セミナー」を開催した（2014年度）。
- 地方経済団体の企業視察団への情報提供に関し、和歌山県知事を団長とする官民合同ミッションに関西国際センターが同行し、国家主席等の政府要人や行政組織との協力関係の構築に貢献した（2014年度）。
- ウェブサイトに新たに検索機能を追加し、採択案件の情報を掲載（2015年度）
- 民間企業の有する製品・技術・ノウハウの活用が期待される開発途上国の情報をウェブサイトに掲載（2015年度）
- カンボジアの救急救命医療及びベトナムの産業人材育成に関する海外投融資等がテレビ番組で取り上げられた（各年度）。
- 国際金融公社(IFC)と共催で在ミャンマー日系企業向け業務紹介セミナーをヤンゴン市で実施し、約30社が参加した（2015年度）。
- 基礎情報収集調査（トルコ・病院セクター）の概要を日本企業向けにフィードバックし、約80社が参加した（2015年度）。

3. 民間連携事業の開発パートナーの開拓、拡大

- ・ 開発効果の一層の向上のため、企業との民間連携事業に、地方自治体等の参加を促進する取組を進めている。
- 自治体と連携した案件：「用水路対応型小水力発電システム導入による電力不足解消を目指す案件化調査」（水機工業株式会社／富山市）、「森林火災抑止に関する初期消火技術の導入案件化調査」（シャボン玉石けん株式会社／北九州市）、「水道インフラ管理システムの高度化を通じた水道運営改善案件化調査」（パイプデザイン／広島県）等（2015年度）
- 開発協力に向けた企業等とのプラットフォーム形成：「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」の立上げを主導した（民間企業・民間団体・政府機関・研究機関等44団体）（2014年度）（指標3-1「自然環境」参照）。
- 企業の経営層を主な対象に約200人の参加を得て、シンポジウム「途上国ビジネス成功の条件」を開催し、日経ビジネス誌にその内容を掲載した（2015年度）。

4. 企業との連携事業の推進

- ・ 民間企業のニーズや提案に柔軟に応え得る提案型新制度の制度構築と導入に迅速かつ積極的に取り組んだ。
- 中小企業連携促進調査（F/S）の試行開始、民間提案型普及・実証事業制度の迅速な創設、民間連携ボランティア本格派遣開始（2012年度）、民間技術普及促進事業の開始（2013年度）（指標8-3参照）
- PPPインフラ事業の海外投融資による事業化（「ミャンマーティラワ経済特別区開発事業」等）、協

力準備調査（BOP ビジネス連携）後の事業化（「バングラデシュ緑豆生産の体制構築事業準備調査」等）（各年度）（指標 8-2、8-3 参照）

指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との連携枠組み強化

- ・大学との組織的な連携を推進すべく、国内の大学と連携協定若しくは覚書の締結を進めた（各年度）。
- ・協定締結大学との大学-JICA 連携会議を開催し、機構の連携方針や具体的な連携方法、効果的な連携事例の紹介、大学関係者の意見の聴取を行い、双方にとって効果的な連携のあり方について議論した（各年度）。
- ・戦略的かつ組織横断的な大学との連携を目指した機構内体制の整備（2015 年度）
- ・大学出向者を通じた大学との連携強化（2015 年度）

2. 大学等との連携による機構の事業の質の向上

- ・開発途上地域の大学等の能力向上のため、国内の大学等の協力を得ながら連携事業を実施している。特徴的な事例は以下のとおり。
 - エジプト日本科学技術大学の設立支援（国内 12 大学と協力）
 - ASEAN10 か国の工学系 26 大学の能力向上・ネットワーク強化支援（国内 14 大学と協力）
 - 新設のインド工科大学ハイデラバード校の研究能力向上・産学連携支援（国内 9 大学と協力）
 - 日本型工学教育によるマレーシア日本国際工科院の整備（国内 26 大学と協力）
 - アフガニスタンの公務員による修士号取得支援（国内 33 大学と協力）
 - ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学の能力向上支援（国内 7 大学と協力）
 - 「ABE イニシアティブ」：2013 年度に 58 大学、95 企業と協力し「ABE イニシアティブ」を立ち上げた。その後、留学生受入により、アフリカの若者の産業人材育成に貢献している。
 - 「資源の絆プログラム」：2013 年度より「資源の絆プログラム」を立ち上げ、秋田大学との資源分野に関する戦略的連携合意書を締結し、2014 年度には同大学とセルビアでの SATREPS 案件を立ち上げた。また、秋田大学側で国際資源学部における大学院を創設したほか、北海道大学と九州大学が合同修士課程を創設するなど、資源国の人材を育成する体制整備が進んでいる（2013 年度～2015 年度）。
 - 人材育成奨学計画（JDS）：累計 33 大学で 1999 年創設以来 3,434 人を受入。各対象国にて帰国した留学生の昇進事例等の成果を確認。本邦受入大学では、大学の教育プログラムの多様化等、大学の国際化にも貢献（2015 年度）

3. SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力事業）を通じた大学との連携

- ・日本と開発途上国の研究者による共同研究を支援し、開発途上国の人材育成や自立的研究開発能力の向上を図りつつ、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の地球規模課題の解決に資する新たな知見を獲得することを目的に SATREPS を実施している（各年度）。
 - タイにおけるデング感染症治療製剤研究開発（大阪大学微生物研究所、タイ保健省医科学局国立衛生研究所、マヒドン大学）：デングウイルス、インフルエンザウイルス、ボツリヌス菌に対するヒト型クローン抗体が作成された。事業成果を受け、治療薬研究開発に向けた交渉が大阪大学とインドの製薬会社との間で行われた（2013 年度）。

- ▶ ザンビア「アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」：エボラ出血熱への対応として、ザンビア大学獣医学部がザンビア国内における検体検査機関に指定され、研究成果を活用した取組を実施した（2014年度）。
- ▶ 地熱開発の促進：インドネシア「地熱開発促進プログラム」に基づく円借款の実施に合わせ、蒸気スポット検出と持続的資源利用の促進を目的とした研究を京都大学とバンドン工科大学が開始した（2015年度）。
- ・ SATREPS を通じたより円滑な連携を実現すべく、手引きやガイドラインの作成・改訂や大学側の要望を踏まえた手続きの改善を継続的に行っている（各年度）。
- ・ SATREPS の成果の社会実装を促進した成果や取組を行った。
 - ▶ バイオマス燃料技術の社会実装（タイ）（2015年度）
 - ▶ NGO との連携、対話を開始（2015年度）

4. 草の根技術協力事業

- ・ 大学、NGO、地方自治体等の提案に基づき、機構と共同で草の根技術協力事業を実施した。各大学の特徴をいかした事例は以下のとおり。
 - ▶ 九州大学：情報通信技術を活用した市場需要に対応した減農薬・有機肥料の野菜を流通させる取組の開始（2013年度）
 - ▶ 金沢大学：世界遺産に指定されているフィリピンの棚田を保全するため、石川県・能登の里山保全の経験をいかした事業を実施（2014年度）
 - ▶ SATREPS 案件のマレーシア「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発」の成果を活動内容に取り入れた「低炭素社会実現に向けた人・コミュニティづくりプロジェクト（マレーシア）」を採択（2015年度）

5. 国際協力の促進等を目的とした連携事業の実施

- ・ 国際協力を志向するグローバル人材の育成等を目的として、連携講座を実施した。一部の大学では、単位認定講座として位置付けられた（各年度）。
- ・ 機構職員が人事交流により大学に出向し、各大学で国際協力関連の講座の実施や大学による国際協力の推進、グローバル化推進の要として貢献した（各年度）。
- ・ 国内拠点で実施する課題別研修に大学生が参加できる事業の開始（2014年度～）
- ・ 大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラムの実施（各年度）
- ・ NGO と合同での大学生向けキャリアセミナーの実施（2015年度）
- ・ 大学と連携したボランティアの派遣（指標 10-5）や、大学生・大学院生のインターンを受け入れた（指標 12-1 参照）。

指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 自治体間のネットワーク形成促進

- ・ 初の取組として、2014年度に上下水道や廃棄物、防災分野での自治体による国際協力事業の経験・ノウハウを紹介するための地方自治体連携強化セミナーを試行した（41自治体から107人が参加）（2014年度）。
- ・ 「自治体間連携セミナー」を開催し、自治体による国際協力事業の経験・ノウハウの共有を行った。

- 41 自治体等から 107 人の参加（2014 年度）
- 札幌、仙台、大阪、香川、徳島、沖縄で実施し、合計 195 人の参加者があった（2015 年度）。

2. 連携協定・覚書の締結

- ・国際協力や国際理解教育・開発教育、県内企業の海外展開支援やグローバル人材育成の推進等に関する連携を促進するため、2011 年度より各自治体との連携協定や覚書の締結を推進している。
 - 北九州市・沖縄県との包括的連携協定、川崎市との覚書（2012 年度）
 - 兵庫県、神戸市、埼玉県と連携協定（2013 年度）
 - 東松島市と連携覚書を締結（2015 年度）
- ・協定・覚書締結自治体等の特徴をいかした連携関係の深化
 - 横浜市：中期計画への機構との連携強化方針の明記（指標 8-3 参照）、TICAD V における「アフリカ女性企業家セミナー」の共催（2014 年度）
 - 北九州市：姉妹都市協定を締結したベトナム・ハイフォン市に対する研修員受入、複数の草の根技術協力事業（上水道、下水道、産業振興）の実施（2014 年度）
 - 東松島市：住民、行政、大学、企業等、地域一体となって復興に取り組んだ経験をいかした草の根技術協力「バンダ・アチェ市と宮城県東松島市における住民主体での地域資源利活用による相互復興推進プログラム」（2013 年度～2016 年度）や、研修員に対する震災復興状況視察のスタディツアーの実施（2015 年度）

3. 自治体連携強化に向けた取組

- ・自治体国際化協会（CLAIR：Council of Local Authorities for International Relations）との定期協議の開催（2015 年度）
- ・全国都道府県等の地域国際化協会等国際協力事業の活動拠点に国際協力推進員の配置（各年度）

4. 震災復興への貢献、開発途上地域との復興経験の共有

- ・東日本大震災被災地自治体との連携の下、日本の被災・復興経験を開発途上地域へ共有するよう努めるとともに、国内復興にも資する互恵的な取組を推進している。
 - 東松島市とアチェ市の相互復興のための草の根技術協力事業を実施（2013 年度～2015 年度）
 - 機構職員や青年海外協力隊経験者の継続派遣（各年度）
 - 復興支援人材研修（2014 年度：復興庁宮城復興局との連携）
 - 課題別研修：多数の研修員が被災地で復興の取組を学習（2013 年度）
- ・復興支援に関する知見の整理や、国際会議等での知見の発信を行った。
 - 環境未来都市国際フォーラムや国連防災世界会議での対外発信（2014 年度）

地方創生への貢献に向けた取組状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月閣議決定）を踏まえ、「地方創生」のため、機構は中小企業海外展開事業、草の根技術協力事業、研修員受入事業、ボランティア事業などを通じた取組を展開している。開発途上国の社会・経済の発展のため、日本の地方が持つ様々なノウハウや経験を活用するとともに、そうした取組が日本の地方活性化に貢献することを図っている（2015 年度）。

1. 自治体・地域の経験を活用した地方創生への貢献

- 第3回自治体等水道事業関係者勉強会の開催：自治体による積極的な海外展開を促進することにより、水ビジネスの展開を通じた地元企業の発展に加え、海外での事業経験を通じた市水道局の技術の継承にも役立つことが期待される（指標 1-1 参照）。
- 世界農業遺産「イフガオ棚田」の持続的発展のための人材養成：能登地域から国際的な視点で日本の地域課題に貢献する人材を輩出することに貢献している（指標 11-1 参照）。

2. 産学官連携による新技術を活用した地方創生への貢献

- ASEAN 諸国を対象とした日本式透析医療技術の普及展開：日本式医療の交際展開を通じて、東九州地域の活性化への貢献も期待されている（指標 9-2 参照）。

3. 地域特性に応じた技術・取組の活用

- 東日本大震災の復興支援：東松島市はスマトラ沖地震津波の被災地であるインドネシア国バンダ・アチェ市と相互復興を目指す草の根技術協力事業を実施（指標 9-4）。復興庁、青年海外協力協会（JOCA：The Japan Overseas Cooperative Association）との覚書等に基づき、帰国ボランティアが復興庁等で復興支援に従事する取組を推進（指標 9-4、10-8）

4. 各事業における地方創生への貢献に資する取組

- 中小企業海外展開支援事業（案件化調査）や草の根技術協力事業における「地域活性化特別枠」の案件形成：指標 8-3、指標 11-1 参照
- 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成：指標 3-1、指標 8-3 参照
- 草の根技術協力事業における日本国内での活動奨励に関する制度改善：指標 11-1 参照
- 帰国ボランティアの「地域おこし協力隊」への参加：指標 10-8

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：第3期中期計画においては、全ての年度において目標を上回る成果を上げている。

特に「イ」評定を得た2013年度には、中小企業連携促進調査（F/S 支援）の試行的実施や外務省委託事業を踏まえた普及・実証事業の迅速な創設、民間連携ボランティアの本格派遣の実現、新制度の説明会の全国での積極的な実施を行い、応募・採択が着実に維持・増加するなど、具体的な成果を上げた。さらに、沖縄県や北九州市との包括連携協定の締結や草の根技術協力（地域提案型）の迅速な制度創設・実施を行い、技術協力や草の根技術協力における自治体連携の拡大にも大きく貢献した。

また、2014年度においては、オール・ジャパンの中小企業海外展開支援の仕組み（海外展開一貫支援ファストパス）への参加や地方財務局等との従来の開発協力では接点のなかったパートナーとの連携強化に取り組んだ。また、「資源の絆プログラム」を通じ教育機関への積極的な働きを行った結果、秋田大学国際資源学部における大学院創設により資源国の人材を育成する体制を整えるなど、多様な関係者との結節点としての役割強化を進めた。特に、NGO との連携については、NGO-JICA 協議会での草の根技術協力10年の振り返りを踏まえた協議を継続した結果、草の根技術協力の制度改善・適用や、NGO の1号業務の参画に関する検討、NGO 支援事業に関する今後の方向性の合意などの成果に結びついたことに加え、地域のNGO ネットワークとの連携強化や中小規模NGO への積極的な働きかけの結果、機構事業へのNGO の裾野拡大にも大きく貢献した。

さらに、これらの連携強化を通じ、各種事業における地方の知見・ノウハウを活用した開発途上国の課題解決への貢献に加え、日本の地域活性化にも貢献する取組を行っている。

以上のとおり、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

引き続き、本部、国内拠点、海外拠点それぞれの特性と強みをいかした多様な関係者との連携促進とこれを通じた開発成果の発現を図る。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	ボランティア
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、日本再興戦略
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
開発課題に沿ったボランティアの実績(国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率/シニア海外ボランティア)			84% 83%	80% 87%	74% 85%	79% 82%	
スポーツ職種ボランティアの 2015 年度新規派遣人数 (人)					新規	219	
JICA ボランティアウェブサイトの年間訪問回数					新規	169 万	
連携ボランティアの人数 (人)					新規	146	
◎企業・自治体向け報告会 (回)	4		5	7	8	9	

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

② 主要なインプット情報					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数 (人)	46	50	56	56	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。

- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

主な評価指標	
指標 10-1	開発課題に沿ったボランティア派遣の状況
指標 10-2	国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況
指標 10-3	ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況
指標 10-4	ボランティアの現地活動に対する支援状況
指標 10-5	自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況
指標 10-6	募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況
指標 10-7	帰国隊員の進路支援強化の状況（定量的指標：企業・自治体向け事業説明会の数）
指標 10-8	隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

3-2. 業務実績

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 開発課題に沿ったボランティア派遣

- ▶ 開発課題に対応したグループ型派遣を導入するとともに、ニーズの高い職種に対応したシニア海外ボランティア（Senior Volunteer。以下「SV」という。）の人材を確保するため、新登録制度を導入した（2012年度）。
- ▶ 協力対象国ごと（79か国）に国別ボランティア派遣計画を策定し、重点的な開発課題に沿った案件形成を推進した。その結果、開発課題に沿った派遣が全体の8割程度となる状況を維持した（各年度）。
- ▶ 派遣実績は表10-1のとおり。

表 10-1 ボランティアの派遣実績（単位：人）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
青年海外協力隊	948	1,081	1,267	1,198
シニア海外ボランティア	246	268	271	256
日系社会青年ボランティア	31	43	57	49
日系社会シニア・ボランティア	15	13	16	15
合計	1,265	1,405	1,611	1,518

2. 他スキームとの連携、開発効果の発現

- ・ 技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の機構の各種スキームとの連携により開発効果の発現・向上に貢献した。
 - ▶ バングラデシュ母子保健分野での技術協力・円借款との連携を通じた相乗効果（2013年度）
 - ▶ ルワンダ：「水の防衛隊」隊員による無償資金協力事業、技術協力事業と連携した井戸アセスメントの実施（2014年度）

- ▶ バングラデシュ：ポリオ撲滅宣言、フィラリア症制圧への貢献（2014年度）
- ▶ エジプト：小学校における特別活動導入のため技術協力プロジェクト、本邦研修と連携した案件形成（2015年度）
- ▶ チリ：SATREPS研修の実施支援や現地適応をSVがサポートし、本邦研修での成果実践を支援（2015年度）

3. スポーツ・フォー・トゥモローへの貢献

- ▶ 2020年オリンピック、パラリンピック東京招致時に日本政府が発表したスポーツ・フォー・トゥモロー計画に貢献するため、スポーツ分野のボランティア案件を積極的に形成した。その結果、2014年度にはスポーツ分野のボランティア176人、2015年度には219人を派遣し、政府公約（2012年度81人から2018年までに倍増）を前倒し達成した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 日本ラグビー協会と連携合意書を締結し、職種に「ラグビー」を追加、指導者3人を派遣した（2013年度）。
- ▶ 読売巨人軍と業務協力協定を締結し、ジャイアンツアカデミーの指導テキストのスペイン語版を活用できるようになるとともに、コスタリカで中南米5か国の野球関係者を対象とした研修を実施した（2014年度）。
- ▶ 公益財団法人日本サッカー協会及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）とサッカーを通じた開発途上地域の発展に向けて連携協定を締結した（2015年度）。

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

- ▶ 米国平和部隊とボランティア活動の効率性と効果を高めるための連携覚書を締結した（2014年度）。
- ▶ 国際ボランティア会議を開催し、ボランティア事業の側面からSDGsへの貢献等に関する議論を推進し、ボランティア事業のSDGs達成に向けた東京行動宣言を採択した（2015年度）。

指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. 広報の取組

- ▶ ボランティア事業の概要をわかりやすく発信することを目的にYouTubeチャンネル（2012年度）、Facebookページ（2013年度）をそれぞれ開設した。
- ▶ 池上彰氏とのトークイベントを開催し、参加者1,100人、インターネット視聴者3万5,000人を得、94.7%の参加者からイベントに満足との回答を得た（2013年度）。

2. 協力隊50周年関連広報の実施

- ▶ 記者勉強会、メディア懇親会の実施や、50周年記念ウェブサイトを開設する等、協力隊50周年の企画・準備を行った（2014年度）。また、50周年に際してメディアへの積極的な売り込みを行った結果、全国紙5紙に50周年を記念したボランティアの活動に関する記事や社説が掲載される等、多数報道が行われ、ボランティアの広報や事業の「見える化」に貢献した（2015年度）。
- ▶ 50周年を機にボランティアの認知度を一層高めるため、日本郵便と連携し特殊切手が発行され、制作に当たって日本郵便によるコンセプトづくり等に協力した。また、イメージソング「ひとりひとつ」の制作、50周年記念特番の放映、記念誌の発刊への協力（監修）、青年海外協力隊をテーマとした映画「クロスロード」への制作協力等を通じて、これまでボランティア事業への関心が薄い

層をも対象とする幅広い層をターゲットとした広報の取組が行われた（2015年度）。

指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

- ▶ ボランティアの現地活動の質を高めるため、関連職種のボランティア及びそのカウンターパートが教訓等を共有する在外研修を開催した（2012年度20件、2013年度26件、2014年度18件、2015年度16件）。
- ▶ ボランティアの技術を高めるための在外研修に加え、ボランティアの現地活動をモニタリングし適切に活動支援を行った。その結果、9割以上のボランティアが活動に満足を示した（各年度）。

指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア

- ▶ 企業のニーズに応じて派遣先や機関、活動内容等を調整する民間連携ボランティア制度の本格運用を開始した（新規派遣実績2012年度5人、2013年度12人、2014年度19人、2015年度20人）。
- ▶ 民間連携ボランティアの派遣に先立ち、企業との派遣合意書を締結した（新規締結実績2012年度13社、2013年度32社、2014年度33社、2015年度23社）。
- ▶ 民間企業の途上国ビジネスやCSR（企業の社会的責任）活動等とボランティアの連携の好事例を集めた冊子を作成し、開発途上国でのビジネスに関心のある企業やボランティア等に配布した（2014年度）。

2. 自治体の現職参加職員の派遣

- ▶ 自治体職員の開発途上国に対する理解と共感を高め、ボランティア活動を通じて現地で得た知見を地方行政及び市民サービスに還元することを目的とし、現職参加の制度を利用して、自治体職員を派遣した（2012年度29人、2013年度32人、2014年度37人、2015年度29人。教員は2012年度68人、2013年度78人、2014年度90人、2015年度83人）。

3. 大学連携

- ▶ 大学のグローバル人材育成のニーズに対応するとともに、ボランティア事業への参加者層の裾野を拡大するため、大学在籍中の学生を派遣する取組を開始した（2012年度）。特に2014年度からは大学の有する専門性及び人的リソース（教員・学生）の活用を前提とし、特定大学とボランティア派遣に関する覚書を締結した上でボランティア派遣を実施することとした（派遣実績2014年度55人、2015年度119人）。

指標 10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. 募集・選考制度の改善

- ▶ 応募時に提出する語学資格の有効期間の条件を撤廃するなど、語学資格を柔軟化した（2013年度、2014年度）。

2. 訓練・研修方法の改善

- ▶ 現地で効果的な活動が進められるよう、訓練プログラムの見直しを行い（2012年度）、より実践的なプログラムを導入した（2013年度）。
- ▶ 2013年度の訓練・研修等業務に関する民間競争入札方式の導入に向け、公募方法やその内容を大

幅に見直し、競争性の拡大と契約金額の節減を図った（2012年度）。

指標 10-7 帰国隊員の進路支援強化の状況

- 帰国隊員向け求人情報数実績：2012年度 1,880人、2013年度 2,506人、2014年度 1,952人、2015年度 1,939人
- 企業・自治体向け説明会の実績：2012年度 5回、2013年度 7回、2014年度 8回、2015年度 9回
- 機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、ユーザーの使い勝手を向上した（2012年度）。
- 自治体や教育委員会に帰国隊員の採用を働きかけた。その結果、JICA ボランティア経験に対して何らかの優遇措置を持つ自治体・教育委員会の数は、年々増加している（各年度）。
- 帰国隊員の大学院進学時の入学試験の特別選考制度の採用に向けた働きかけを実施した（各年度）。

指標 10-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

- 帰国後の社会還元と進路開拓について研修機会を与える「帰国後訓練」を導入した（2012年度）。2014年度からは「帰国後研修」として、現職参加者にも対象を広げて実施した。
- ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を支援するために、復興庁及び青年海外協力協会（JICA）と震災復興支援に関する連携協定を締結した（2012年度）。またこれを延長し、復興庁や市町村の復興支援業務への帰国ボランティアの採用を側面支援した（2014年度、2015年度）。その結果、2016年3月末時点で61人（累計117人）が復興支援に従事した（2015年度）。
- 帰国ボランティアが「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む例が増加しており、これを後押しするため、地域活性化をテーマとした進路開拓セミナーの実施やまちおこしイベントへの出展を行い、帰国ボランティアの進路開拓と地域活性化を意識的に結びつけた（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：第3期中期計画期間中には、2011年度に行った「海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直し」の結果を踏まえ、事業の質の向上、ボランティア活動の「見える化」、現地活動の支援、募集・選考、訓練・研修の改善、社会還元や帰国後のキャリアアップ支援等に取り組んだ。

質の改善については、グループ型派遣やボランティア派遣計画の策定等により8割以上が開発課題に沿った派遣になったほか、技術協力、有償資金協力、無償資金協力との連携を推進した。また、スポーツ・フォー・トゥモローに貢献するためにスポーツ隊員の派遣を推進した結果、2014年度には2012年度比で倍増する成果を上げ、目標を前倒しして達成した。また、ボランティア派遣に当たり米国平和部隊等との他機関と現場・本部レベル双方で連携を推進した。

「見える化」については、ウェブサイト、ソーシャルメディア、イベント等を通じたボランティア活動の広報を推進し、ボランティア事業が日本国内の課題解決にも役立つことを説明しつつ関心層・理解層の拡大に努めた。これら取組によりウェブサイトのセッション数は約25%増加し、また、2015年度のボランティア50周年記念式典に当たっては、関連広報を積極的に実施し、全国紙5紙をはじめメディアに大きく取り上げられた。

また、ボランティアの裾野を広めるため、民間企業及び大学との連携ボランティア制度を立ち上げたほか、自治体との連携を推進し、着実な派遣実績を重ねた。その結果、幅広い層のボランティア派遣を実現し、民間、大学、自治体等のグローバル人材の育成にも大きく寄与した。また、帰国した隊員には進路支援を積極的に展開したほか、復興庁との連携を推進し多くのボランティアが東日本大震災の復興支援業務に携わる例や、「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む事例も増加しており、日本社会への還元や地方創生への貢献も推進している。

以上のとおり、開発課題に沿ったボランティア派遣を推進したこと、スポーツ隊員派遣の倍増計画を前倒しで達成したこと、民間連携ボランティアの開始や自治体、大学等の連携によりグローバル人材の育成に大きく寄与したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」で各界有識者の意見を集約して取りまとめられた提言を踏まえた事業改善を引き続き進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	市民参加協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～（平成 27～31 年度）」、まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1（2012～2015）、未定（2016） 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098（2012～2015）、未定（2016）

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム） 情報	達成 目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況							
草の根技術協力事業の応募数					新規	210 件	
「世界の人々のための JICA 基金」応募数					新規	24 件	
市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）							
◎体験ゾーン団体訪問利用者	70%	97%	96%	97%	95%	95%	
◎体験ゾーン一般訪問利用者	70%	94%	94%	94%	94%	95%	
◎登録団体	70%	78%	79%	80%	76%	72%	
開発教育の質の向上に向けた取組状況							
◎開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス	120,000 (2015 年度)	169,382	185,110	191,452	187,357	167,540	
◎開発教育に関する研修の参加実績	9,000 人 (2014 年度)	13,427	13,644	11,798	10,149	9,616	
NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況（注）							
NGO 向け研修の回数（件）			47	44	46	39	
NGO 向け研修の参加者数（人）			381	443	478	516	

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

（注）対象研修の定義の明確化に伴い、2012 年度及び 2013 年度の実績値について、2013 年度業務実績報告書の記載内容を更新。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2.（4）国民の理解と参加の促進</p> <p>（ロ）市民参加協力</p> <p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手</p>

<p>続のさらなる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進 (第1、2段落は、中期目標と同一のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。 ● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ● 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 11-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況</p> <p>指標 11-2 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況</p> <p>指標 11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績（定量的指標：市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（体験ゾーン団体訪問利用者、体験ゾーン一般訪問利用者、登録団体）</p> <p>指標 11-4 開発教育の質の向上に向けた取組状況（定量的指標：開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス、開発教育に関する研修の参加実績）</p>

3-2. 業務実績

項目 No.9 (NGO、民間企業等の多様な関係者との連携) で実績を記載した市民参加協力実施の土台となる連携基盤を基に、以下のような具体的な取組を行った。

指標 11-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

2002 年度の制度創設から 10 年が経過した草の根技術協力事業について、中期目標に示されている「草の根レベルのきめ細やかな協力を行う」「主体的な発意が尊重されるように配慮する」「手続きの更なる迅速化」を達成すべく、抜本的に制度を見直して参加団体の裾野を拡大するとともに、開発協力としての開発へのインパクトを深化させることを目指し、以下の事項に取り組んだ。

1. 草の根技術協力事業の制度改善

(1) 草の根協力支援型及び草の根パートナー型の見直し（制度改善は 2014 年度、適用は 2015 年度）

2012 年度から 2014 年度に NGO-JICA 協議会の下に設置した「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」での議論・提言、2014 年度行政事業レビュー及び同レビューを踏まえて実施された外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」での指摘・提言並びに地域の NGO 等との意見交換を踏まえ、以下の草の根技術協力事業の抜本的な制度改善を実施した。

- 小規模金額メニュー（3 年間で 1,000 万円）の設置（新・草の根協力支援型）
 - 応募団体の負担軽減：募集要項及び応募時に提出する事業提案書の大幅な簡素化
 - 対象とする事業の拡充：日本への研修員受入が主軸の事業や、事業開始時の現地状況調査の追加
 - 応募回数制限の緩和、事前コンサルテーションの必須化、案件審査の強化
- 草の根協力支援型と草の根パートナー型の統合（5 年間で 1 億円、新・草の根パートナー型）
 - より中小規模の団体が応募しやすい案件審査方法へ変更
 - 応募団体の持続性に配慮した提案上限額の見直し

(2) 地域（経済）活性化特別枠¹の創設・見直し

- ・2012年度補正予算の成立を受けて、迅速に地域（経済）活性化特別枠の制度設計を行った。
- ・資格審査の導入（2013年度）や、「提案自治体の取組」及び「日本の地域活性化の観点（地域の知見や経験・特色の活用及び日本の地域社会への還元）」の視点をより重視した審査の視点の見直しを実施した（2014年度、2015年度）。

(3) 日本の地域活性化への貢献【全型共通】（制度改善は2014年度、制度適用は2015年度）

- ・国内拠点が中心となって行うコンサルテーションの強化や、2015年度募集案件以降、「日本の地域社会が抱える課題の解決にも資する活動」を含む事業を促進した（2014年度）。

(4) 事務の簡素化・合理化【全型共通】

- 少額交通費及び現地セミナーの手続きの簡素化・合理化（2012年度）
- 間接経費積算体系の見直し（2013年度）
- ガイドラインの見直し：支援型・パートナー型と地域提案型・地域活性化特別枠共通の「業務実施ガイドライン」及び「経理処理ガイドライン」の策定を行い、事務の簡素化及び業務委託契約の考え方を整理（2015年度）

(5) コンサルテーションの強化、モニタリング・評価方法の見直し・強化【全型共通】

- ・国内拠点及び海外拠点から適切に情報提供・支援を行うとともに、必要な事業対象国情報（NGO登録や了承取付方法）をウェブ上で公開した（各年度）。
- ・草の根技術協力事業の特性を踏まえ、DAC5項目をベースとした草の根評価4項目（妥当性、実績とプロセス、効果、持続性）を用いてモニタリング・評価を行うこととした。また、採択後すぐに実施する事業マネジメント説明会、採択後・開始前に実施する実施計画の協議、事業開始後半年～1年を目途に実施計画レビューを実施することを明示的に定めるとともに、全案件において終了時評価を実施することとした（各年度）。
- ・草の根技術協力事業と他事業との相互補完や連携に努めた（各年度）。

2. 草の根技術協力事業の実施

(1) 実績

表 11-1 草の根技術協力事業の実績（単位：件）

分類	事業件数					新規採択件数				
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
草の根パートナー型	101	96	91	95		20	20	16	28	
草の根協力支援型	29	31	29	23		8	8	8	29	
地域提案型	76	69	41	15		16	0			
地域経済活性化特別枠		54	60	58			60			
地域活性化特別枠			23	55				25	31	

¹ 2012年度補正予算は地域経済活性化特別枠、それ以降は地域活性化特別枠として募集・実施。

(2) 主な成果と事例

- ・上述 1. (1) の制度見直し後初となる募集・選考を行うに当たり、制度の周知期間を十分に確保し、地域のネットワーク NGO 等との連携による全国各地での制度説明会を計 10 回実施した (2015 年度)。
- ・小規模金額メニュー (新・草の根協力支援型) の設置に伴い、応募相談件数は 399 件、うち 2015 年度新・支援型の応募に至った団体等は 67 件 (前年度比 2 倍) となった (2015 年度)。
- ・草の根協力支援型・草の根パートナー型の統合 (新・草の根パートナー型) による制度見直しに伴い、2015 年度新・パートナー型の応募に至った団体等は 76 件 (前年度比 1.29 倍) となった (2015 年度)。
- ・草の根技術協力「地域 (経済) 活性化特別枠」を補正予算措置の趣旨を鑑み早期事業実施に努めた (指標 8-3 参照) (各年度)。
- ・その他、特記すべき事例は以下のとおり。
 - 草の根協力支援型から草の根パートナー型への展開 (南アフリカ「学校を拠点とした有機農業促進のモデル地域作り」) (2014 年度)
 - ブルキナファソ「食糧生産性と現金収入向上のための住民目線に立った普及サイト創出及び活用プロジェクト」 (2012 年度)
 - 津波と被災経験を踏まえた地域の防災力の向上 (インドネシア「バンダ・アチェ市と東松島市による相互復興：地域防災のためのコミュニティ経済活性化モデル構築事業」 (2015 年度)

3. 世界の人びとのための JICA 基金

機構は、「世界の人びとのための JICA 基金 (JICA 基金)」を通じ、一般の個人や企業からの寄附を集め、比較的小規模かつ経験の浅い NGO・NPO が提案する国際協力活動に対し、1 件 100 万円を上限に業務委託をしている。

(1) JICA 基金運営

- ・寄附金受入額の増加：2012 年度の 1,067 万円から 2015 年度には 2,878 万円に達した (約 2.7 倍)。
 - 全国の NGO との「協働寄附キャンペーン」：国際協力 60 周年を機に、国際協力のすそ野拡大を目的とし、広報活動を拡大。NGO-JICA 協議会での議論を踏まえ、八つのネットワーク NGO と協働した (2015 年度)。
 - ゆうちょ銀行との連携：2008 年度に締結した協定書に基づき、①ゆうちょボランティア貯金、② JP バンクカードポイント、③ゆうちょ銀行「ゆうちょアイデア貯金箱コンクール」から寄附を受け入れた。また、ゆうちょ銀行店舗での広報誌設置など、広範な広報連携を展開した (各年度)。
- ・各種メールマガジン、Facebook、Twitter の活用やネットワーク NGO を通じた加盟団体への情報提供の結果、前年度比約 3 倍の応募を得た (2014 年度)。
- ・運営委員会は年 2 回開催し (各年度)、2015 年度には運営委員の NGO 代表者を 1 人から 2 人に強化した。また、NGO-JICA 協議会で寄附金の状況や基金活動事業の進捗状況を報告し、NGO の本事業に対する理解促進や運営への意見反映を図った (2014 年度、2015 年度)。

(2) 基金活用事業の実施

- ・草の根技術協力で対象外としているネットワーク NGO の活動を支援 (各年度)。
- ・草の根技術協力事業に比して中小規模の団体が多く、2015 年度は採択案件 11 件中 8 件が新規団体 (過去に本制度を活用していない) の実施であり、中小規模の団体の裾野拡大に貢献した (2015 年度)。

表 11-2 「世界の人びとのための JICA 基金」の実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
寄付金受入額	1,067 万円	1,300 万円	1,657 万円	2,878 万円	
支援対象事業	6 か国 7 件	7 か国 8 件	11 か国 13 件	6 か国 11 件	
NGO・NPO 応募件数		14 件	43 件	24 件	

指標 11-2 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

1. NGO 向け研修の実施

- ・特に小規模で国際協力活動経験が少ない NGO 等を対象とした研修を実施した（各年度）。
 - PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）研修、プロジェクト運営基礎セミナーによる草の根技術協力事業をはじめとした事業マネジメントに不可欠な知識・手法を提供した。
 - 「組織力アップ！NGO 人材育成研修」及び「地域 NGO 提案型研修」を通じた組織マネジメント上の課題及び現地のプロジェクトマネジメント上の課題解決に資する研修を行った。

2. 「NGO 活動強化のための海外アドバイザー」及び「NGO 組織強化のための国内アドバイザー派遣」

- ・専門分野の知見を有するアドバイザーを NGO の日本国内の事務所あるいは海外の活動現場に派遣し、当該団体が抱える課題解決に向けてそれぞれの状況に応じた必要な助言や指導を行った（各年度）。

3. NGO 等に対する支援事業の改善

- 「組織力アップ！NGO 人材育成研修」及び「地域 NGO 提案型研修」の見直し：各地域ネットワーク NGO の協力を得て地域の NGO 等の研修ニーズを反映した（2013 年度、2014 年度）。
- NGO 等に対する各種支援プログラムの見直し：地域によって異なる NGO の特性を踏まえた支援の実施や、草の根技術協力事業での協働を見据えた NGO の能力強化を図ることを基本方針とし、次年度以降の支援事業の方向性・内容を NGO 側と合意するに至った（2015 年度）。

指標 11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

1. 地球ひろば（市ヶ谷、中部国際センター）の利用実績

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、広尾センターから市ヶ谷ビルに「地球ひろば」を移転した（2012 年度）。利用者数は移転前後で一時的に減少したが、移転先の事前の周知や利用者拡大に向けた創意工夫により、利用者数は堅調に回復した。

表 11-3 地球ひろばの利用実績（単位：人）

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
市ヶ谷ビル	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	78,437	82,062	76,410	77,776	
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	27,185	25,896	31,279	32,921	
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	30,840	32,483	38,043	50,796	
	合計	136,462	140,441	145,732	161,493	
中部国際センター	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	6,149	6,713	5,565	7,466	
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	18,853	20,715	21,527	25,221	
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	46,629	55,001	58,131	56,628	
	合計	71,630	82,429	85,223	89,315	

- ・学校等に対する周知などにより団体訪問も着実な実績を上げており、2014年度以後は広尾センターで訪問人数最多であった2010年度(9,783人)を上回る人数となっている。
- ・訪問団体が見学する展示スペースでは、基本展と企画展を交互に行うが、企画展ではボランティア、農業、国際協力、防災など、学校現場でも関心の高いテーマを選んで実施した。

表 11-4 地球ひろばの団体訪問実績

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
件数	市ヶ谷ビル	396	501	535	545	
	中部国際センター	117	201	225	219	
	合計	513	702	760	764	
人数	市ヶ谷ビル	8,227	9,583	10,355	10,863	
	中部国際センター	2,997	5,393	6,375	6,322	
	合計	11,224	14,976	16,730	17,185	

2. 地球ひろばのサテライト機能の強化

- ・地球ひろばの外でも市民の国際協力に対する理解の促進に広く取り組むため、公的機関等と展示に関する覚書を締結し、地球ひろばの展示物の貸与を行った(各年度)。
- ・サテライト機能の強化として埼玉等の総合教育センター及び科学館で貸出展示を実施した(各年度)。

3. 市民に対する情報サービスの強化

- ・地球ひろばが主管する市民参加事業やイベントなどに関し、メールマガジンやソーシャルメディアにより、年間を通じて積極的に情報提供を行った(各年度)。
- ・NGO団体等の市民団体がそれぞれの活動の取組を広く受発信し、団体同士が交流・連携する場として、セミナールーム、メールボックス、写真展示スペースなどの施設を提供している(各年度)。

4. 利用者の満足度の向上

- ・利用者ニーズに即した機能の強化を図るべく、団体訪問及び一般訪問による利用者や、地球ひろばの登録団体に対してアンケートを行っている。いずれの年度も、目標値を上回る満足度が得られた(各年度)。

5. 国際協力に関するセミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- ・市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、国内拠点、関係の外部機関、イベント会場等におけるセミナーやワークショップ等の実施や、地方自治体や市民団体のセミナーに共催者として協力した。
 - 地域の国際協力イベント(グローバルフェスタ、ワールド・コラボ・フェスタ等)(各年度)
 - 市ヶ谷ビル：一般の方にとって身近な自治体、NGO、企業、大学などと連携した国際協力を紹介する「日本も元気にする国際協力連続セミナー」(2013年度)の開催、国際協力60周年に際し企画展をはじめとした広報の一体展開(2014年度)、青年海外協力隊50周年企画展及び関連セミナーを通じた機構ボランティア事業の広報及び市民参加促進(2015年度)
 - 中部国際センター：名古屋市中村区との覚書締結を通じた国際理解・協力活動に関する広報(2013年度)、SDGs等に関する企画展や連動イベントの開催(各年度)、青年海外協力隊50周年記念「協力隊まつり」の実施(2015年度)

指標 11-4 開発教育の質の向上に向けた取組状況

1. 開発教育の実践者に対する研修の実績

- ・開発教育の推進及び質の向上に向け、教員等に対し機構単独あるいはNGO等との連携により「開発教育指導者研修」を実施し、各年度目標値を上回る参加者実績となった（各年度）。企業や地方自治体との連携による新たな事業に対応するための国内拠点の業務量増加に伴い、機構単独で実施する研修の回数や受講者は減少傾向にあるが、NGOと連携することにより質の向上を、また地方自治体の教員研修センター等との連携により学校教育の中での位置付けの明確化を図った（各年度）。
- ・開発途上地域の課題に対する教員の理解促進を目的とし、「教師海外研修」を実施した（各年度）。
- ・過去の教師海外研修の参加者を対象とした研修を2013年度に試行、2014年度から本格的に実施した。帰国後も積極的に開発教育を実践している全国の教員に対する研修であり、地域で核となる実践者の育成を目指して、文科省やNGOからもアドバイザーを配置した。
- ・開発教育を実践する教員が集まり意見交換・交流する「ネットワーク」の活性化や新設を目指し、2015年度には「ネットワーク協議会」を開始し、地域を超えた教員間の交流やネットワークの構築につなげた（外務省ODA評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応）（2015年度）。
- ・過年度の教師海外研修の参加者を主な対象としたメールマガジンを新たに立ち上げ、国際理解・開発教育に関する有用な情報を毎月発信し、教員のネットワークの活性化及び開発教育の推進に努めた。外務省ODA評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応（2014年度）。

2. 文科省、地方自治体、総合教育センター等との連携

- ・学校教育における開発教育や国際理解教育の位置付けを高め、教育行政関係者の理解を得るため、文科省や自治体の教育委員会との連携や、学習指導要領と開発教育の関連付けへの働きかけ等に取り組んでいる。
 - 現行学習指導要領との関連づけ、自治体との連携：「国際理解教育実践資料集」を埼玉県と連携して開発（2012年度）、これを活用した研修の実施（2015年度）
 - 文科省との連携による次期学習指導要領に向けた提案等：文科省国立教育政策研究所との国際教育に関する共同調査の実施（2011年度～2013年度）、中央教育審議会専門委員（初等中等教育分科会）として中教審ワーキンググループの会議で提案等（2015年委員に任命）
 - 教育行政担当者に対する働きかけ：全国の国際理解教育担当指導主事に対する研修参画、教師海外研修教育行政担当者コース（全国対象）の立上げ・実施（2014年度、2015年度）

3. 出前講座、訪問プログラム、エッセイコンテスト等の実施

- ・学校等の教育現場で、主にボランティア経験者が国際協力や開発途上国での体験、開発途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を実施、受講者は毎年約20万人に及んでいる（各年度）。
- ・各国内拠点に学生等を受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状を伝える「JICA訪問プログラム」を実施、毎年4万人前後の来訪者を得た（各年度）。
- ・中高生を対象に「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施し、毎年度約7万点前後の応募を得た（各年度）。
- ・政府の「グローバル人材育成戦略」を踏まえ、大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため「大学生フィールド・スタディ・プログラム」を実施した（2013年度～2015年度）。
- ・文科省が開始したスーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校からの協力依頼に対応した（国内

拠点)。教師海外研修に参加した教員の中には、研修経験を基に SGH 事業で生徒向けのプログラムを実施している教員もいる（2014 年度、2015 年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：第3期中期目標期間では、特に2014年度、2015年度に、NGO等と協議を重ねながら草の根技術協力事業における抜本的な制度見直しを行った。特に、新・草の根協力支援型と新・草の根協力パートナー型の導入により、応募数の増につながり、新規団体や地域のNGO等の応募も増加した。また、開発協力を新たに参画するNGOの特性を踏まえ、地域のネットワークNGO等と連携し、草の根技術協力事業での協働を見据えた事業運営能力・組織力強化支援を行うことを目的に、NGO等に対する各種支援プログラムの制度を2015年度に見直し、2016年度から適用する見込みである。

地球ひろばを通じた市民参加促進については、各種取組を着実に実施し、各年度において目標値を上回る高い利用者満足度を維持している。

開発教育においては、政策レベル、実施レベル双方で戦略的な取組を一貫して行った。政策レベルでは、文科省等との連携により、学習指導要領と開発教育の関連付けへの働きかけを行った結果、機構の開発教育の知見の重要性が認知され、2015年度には次期学習指導要領の策定のための初等中等教育分科会教育課程部会の社会・地理歴史・公民ワーキンググループの委員として地球ひろば所長が任命された。実施レベルでは、埼玉県総合教育センターと「国際理解教育実践資料集」を作成し（2012年度）、教員対象の研修を通じて、同資料の活用法を検討した（2015年度）。また、教師海外研修行政担当者コースの全国での実施や、開発教育の実践者に対するフォローアップ研修を開始するとともに、2015年度には「ネットワーク協議会」を開始する等、機構の直接的な関与の外にまで広がりのある形で開発教育を推進した。

以上を踏まえ、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

市民参加協力の多様なアクター（NGO等市民団体、地方自治体、教育機関等）との関係を強化し、その関係を土台として、国際協力の裾野拡大及び開発協力としての開発へのインパクト進化、地方創生への貢献に引き続き取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	開発人材の育成（人材の養成及び確保）
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1（2012～2015）、未定（2016） 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098（2012～2015）、未定（2016）

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎PARTNER 新規登録者数（人）	1,500	1,366	1,671	1,808	1,704	1,801	
◎PARTNER 新規登録団体数（団体）	65(2012) 85(2013～)	94	125	133	139	125	
◎PARTNER 情報提供件数（件）	2,300	2,308	2,757	3,064	3,376	3,501	
◎キャリア相談件数（件）	200	147 ¹	214	255	256	226	
◎能力強化研修修了者（人）	270	253	255	330	323	488	
◎インターン受入人数（人）	30(2014) 90(2015)	29	28	40	94	108	

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>（第一段落は、中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績（定量的指標：PARTNER 新規登録者数、新規登録団体数、情報提供件数、キャリア相談件数）</p> <p>指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況（定量的指標：能力強化研修修了者、公募型インターンの数）</p>

¹ キャリア相談件数は対面による相談件数（かつ、相談後にアンケートを行った件数を対象）。基準値は 2011 年度実績値。2015 年度報告では基準値と実績値の比較における正確性を期すため、2011 年度の実績値（295 件）からアンケートを行わない短時間の相談件数を差し引いた件数（147 件）に基準値を変更した（2014 昨年度の報告書ではアンケートを行わない短時間のキャリア相談も含めた件数を基準値としている）。

3-2. 業務実績

指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト「PARTNER」の機能向上

(1) サービスの改善に向けた取組

- 国際協力人材が有する資質・能力を東日本大震災の復興に役立てるため、復興庁等の緊急支援・復興関連活動に関する求人・支援活動情報を掲載した（2013年度）。
- 国際協力 NGO センター（JANIC：Japan NGO Center for International Cooperation）との連携により「震災対応人材登録・活用ページ」を開設した（2014年度）。
- 復興庁応援職員等の復興支援人材を対象に、国際協力に関するキャリアへの関心を高めることを目的にキャリアセミナーを実施し、34人の参加者を得た（2013年度）。
- 国際協力に関連するキャリア情報へのアクセス効率を向上し、登録人材・団体の双方向コミュニケーションを拡充させるためにコンテンツの追加や機能の拡充を行った（2014年度）。
- PARTNER からのウェブ応募を拡大し（インターン、海外長期研修、ボランティア調整員、健康管理員等）、応募者の応募手続きの負担軽減と募集に関する内部業務の効率化を実現した（2015年度）。
- 能力強化研修やワークライフバランスセミナーなどの録画を、PARTNER 上に動画コンテンツとして掲載し、研修のフォローやセミナーに参加できなかった人材にも情報提供した（2015年度）。
- 登録団体へのサービス提供や登録人材や関心層への情報提供のため、PARTNER 上に「インターン・スタディツアー」や「国際協力における日本の地方創生」に関する特集コンテンツを掲載した。NGO や地方自治体の取組を紹介し、登録人材等のこれら取組の理解向上につなげた（2015年度）。

(2) 登録の勧奨

- 簡易登録団体制度の導入（2012年度）や中小企業向けの展示会・イベント等に参加することで、中小企業をターゲットに PARTNER への登録を勧奨した（2012年度～2014年度）。
- 帰国ボランティアの登録勧奨に向け、募集説明会や派遣前後の説明会等で PARTNER の紹介を行った結果、派遣中・帰国ボランティアの PARTNER 登録人材に占める割合が4割に到達した（2012年度）。
- Facebook 広報により、大学生・若手社会人への登録呼びかけを強化した（2013年度）。
- キャリアパスを説明することで国際協力分野への参加を広げるために、PARTNER 登録者を対象とした JOB セミナーを開催した（各年度）。
- 登録者の裾野拡大のため、大学などでの講演や説明を積極的に行った（各年度）。
- 更なる裾野拡大として教育委員会への説明を行い、委員会及び所管の中学・高校への団体登録、及び学校を通じた生徒並びに教員への人材登録勧奨を行った（2015年度）。
- 他団体のウェブサイトや広報媒体を活用し、PARTNER の広報を実施した。具体的には、外務省の ODA ページや佐賀県国際協力プラザ等のウェブサイトに PARTNER のリンクやバナーを設置し、経団連の機関紙「経団連タイムス」に PARTNER の広告掲載を行った。また、国際協力人材となる可能性のある中高生向けに、旺文社の「パスナビ」での PARTNER イベントの告知等を実施した（2015年度）。

(3) 運営の効率化

- PARTNER ウェブサイト運営に関する民間業者への委託契約に関し、入札の契約範囲を拡大したことにより約3千万円の経費節減につながった（2012年度）。

指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 能力強化研修の効果・効率の向上に向けた取組

- ▶ コンサルタント業界からのコンサルタント人材の能力強化のニーズに応え「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース等の各種研修を実施した（各年度）。また、開発人材への入門としてニーズの高い「国際協力基礎」について、年間3回から派遣前研修に合わせた開催（実質的には通年の開催）にすることによって参加機会の増加を図った（2015年度）。
- ▶ 能力強化研修参加者の7割以上が研修後に国際協力事業に参加し、研修成果が国際協力事業に還元されたことが確認された（各年度）。
- ▶ PARTNERに登録する遠隔地・海外居住者向けの動画配信サービスを開始した（2014年度）。
- ▶ TICAD支援策であるSHEPアプローチ（小規模園芸農民の組織強化）の広域展開に必要な人材育成のためのコースを開設した（2014年度）。

2. インターン制度の各種改善

- ▶ 応募者の希望に応じ2部署で面接を可能にすることにより大学院生インターンと機構のマッチング率が向上し、受入者数の増加につながった（2014年度）。
- ▶ 開発コンサルタント業界の裾野拡大を促進するため、開発コンサルタントの機構事業の現場における大学生・大学院生のインターン受入を開始した（2014年度）。
- ▶ 公募型と開発コンサルタントのインターンの制度を統一し、公募型の対象を学部生にも広げた。また、インターンを年2回募集し、ポスト開拓の強化や欠員ポストの補充を可能とした。これらの取組を通じ、応募者の利便性を高め応募機会を拡大するとともに、事務効率も高めた（2015年度）。
- ▶ 高度な専門性を有した人材の獲得強化のためにインターン博士型を試行的に実施した（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：PARTNERの情報発信機能の強化を通じて、登録者数、新規団体登録数、情報提供件数において各年度計画の目標値を上回る実績を達成した。PARTNERには復興に関する求人、地方創生のコンテンツ等を含む幅広い求人情報を提供し、ワークライフバランスセミナー等も含めた幅広い広報を行った。また、帰国ボランティア、民間企業をはじめ、大学生、中高生といった潜在層に対する広報や、外務省、地方自治体等との連携によるPARTNERの露出度向上に努め、登録者数の向上につなげた。

能力強化研修については、これまでの研修に加え、コンサルタント業界向けの研修、遠隔地・海外居住者向けの動画配信等を通じて、より広い層に研修を提供する体制を整えた。インターン制度については、コンサルタント型インターン制度の導入、学部生等層の拡大、募集機会の拡大により、インターン数を増大する実績を上げ、学生の国際協力のキャリアパスの理解向上に貢献した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

PARTNERへの新規登録人材の獲得に向けた取組を継続し、情報発信を強化する。能力強化研修については多様な援助ニーズに応えるための新規コースの設置等を含めた取組を行う。インターンについても、2014年度及び2015年度の各種の取組や試行結果を検証しつつ、同規模での受入を継続する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	広報
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
イベントの参加者数			22 万 501	29 万 7,004	27 万 1,032	21 万 3,000	
ウェブサイトアクセス数 (日英ページ合計閲覧数)			3,170 万	4,032 万	4,262 万	4,250 万	
ソーシャルメディアの実績 (Facebook ファン数。日本語、外国語合計)			619	6,998	14,409	22,598	
ODA 見える化サイトの案件掲載数 (新規・累計)			704 1,508	916 2,424	695 3,119	330 3,449	
ODA 見える化サイトのページ閲覧数			70 万 7,053	73 万 1,984	92 万 4,170	92 万 2,349	
② 主要なインプット情報							
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
従事人員数 (人)	10	10	18 (注)	18			

(注) 2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報 (中期目標と同一のため省略)</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底 (透明性の向上)</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト (HP) 等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況</p>

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）
指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）
指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 戦略的な広報の実施

- ・タイムリーで訴求力の高いテーマについて重点的な広報を展開した（各年度）。
 - アフガニスタンに関する東京会合：アフガニスタン支援に関する広報の全体計画を広報室、地域部、研究所、海外拠点、国内拠点が共同で作成し、機構田中理事長（当時）・緒方前理事長（当時）による発信、機構広報誌での特集やテレビ会議によるアフガニスタン事務所との記者勉強会の実施、ウェブサイトでの会議結果の発信や Twitter による広報媒体への誘導等、計画的かつ戦略的な広報活動を展開した。結果、国内では読売新聞、毎日新聞、NHK「時事公論」等での報道や、現地でも Afghan Times 等での報道につながった（2012 年度）。
 - TICAD V：機構広報誌、著名人現地派遣、SNS 発信、メディア懇談会等を通じた広報を展開した。結果、TICAD V 会議前後 3 か月間に 728 件のアフリカ開発関連報道がなされた（2013 年度）。
 - トルコ・ボスポラス海峡横断鉄道開通（円借款）：日本の技術活用に力点を置いて発信した結果、日本国内 102 件、トルコ国内 558 件、その他 16 か国 59 件の報道につながった（2013 年度）。
 - 国際協力 60 周年：シンポジウム開催、トップ広報、地球ひろば特別展、特集ウェブサイトの開設等で ODA の成果を発信した。結果、イベント来場者約 8 万人、SNS 等リーチ約 22 万人、雑誌等 14 万 6,000 部の発行に至った（2014 年度）。
 - 「第 3 回国連防災世界会議」：記者勉強会やメディア懇談会等により会議前からメディアへの売り込みや独自媒体を通じた発信を行った。また、東北被災地復興と国際協力の関係性を踏まえた発信を行い、国際協力無関心層にも訴求する広報を実施した。その結果、170 件の日本国内新聞報道につながった。また、海外 16 か国よりメディアを招いた（2014 年度）。
 - 戦後 70 年：8 月の終戦記念日に向けた報道の盛り上がるの機会を捉え、戦後の ODA を通じた国際貢献について、主にメディアを通じた発信・取材対応、トップ広報を積極的に行った。具体的には、読売新聞「ニッポンの貢献 戦後 70 年」における ODA 連載（5 回）、緒方特別フェローの日経新聞インタビュー記事、NHK スペシャルなどを通じた日本の平和貢献の発信、機構理事長（当時）の読売新聞「地球を読む」への寄稿、戦後 70 年談話の有識者懇談会を通じた戦後の国際貢献に関する発言報道等（2015 年度）
 - 協力隊 50 周年：記者勉強会やメディア懇談会、全国各地でのイベント開催、出身都道府県別派遣者リストの作成・メディアへの配布を通じて成果を発信。2015 年 1 月～12 月の協力隊関連の報道実績は、新聞 2,046 件（対前年度比 132%）、テレビ 54 件（同 174%）と大きく増加（2015 年度）。
- ・オピニオンリーダーを主たるターゲットとしたメディア懇談会や、国際会議での登壇や基調講演など、理事長等によるトップ広報の積極的展開を行い、機構の取組や方向性を発信した（各年度）。
 - 「顔の見える」トップ広報：新理事長就任時の記者会見、ハイレベルの国際会議等での理事長自身によるメッセージの発信、国内外での講演の開催、寄稿等を通じたトップ広報を実施した。結果、理事長出張記事のアクセス数や理事長関連報道の大幅増につながった（2012 年度、2015 年度）。
- ・PDCA サイクルの導入により広報・対外発信の戦略・機能強化を行った。
 - 各部・拠点でのアクションプラン作成と実施、部署別年間計画での業務目標設定開始（2012 年度）

2. 役職員の広報・対外発信能力の強化

- ・経営層から在外事務所の現地スタッフまで本部・海外拠点・国内拠点の役職員等に対して、階層別の役割や課題に応じた広報研修を定期的実施した（各年度）。特に、経営層の対外発信能力の強化のため、経営層向けのインタビュー対応に関する実践的なセミナーや、国内拠点向けのメディアアプローチ研修を新たに開始した（2014年度、2015年度）。
- ・先進国の開発関連機関（計13機関）における在外事務所長による講演や、52か国の在外事務所長による17社46人の記者との面談を行い、事業動向の発信を行った（2014年度）。
- ・国内拠点における広報：国内拠点に対しプレスリリースや報道機関へのアプローチ等の実践指導を行い、地元根差した地方メディアの独自記事の報道件数の大幅増につながった（各年度）。
- ・海外拠点における広報：2014年度はケニアにおいて周辺7か国8人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、各国でプレスツアーの実施等が実現した。同様に、2015年度はブラジルで周辺7か国15人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、参加者が各国でプレスツアーを実施するなどの効果がみられた。プレスツアー実施の手引も作成し、これを周知した（2015年度）。

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 世代別アプローチによる戦略的な広報の実施

- ・2013年12月に実施したインターネット調査結果では、20代から30代の若年は開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べて低いことが判明したため、サッカーワールドカップに関連させるといったコンテンツの工夫や、SNSを活用する等による媒体の工夫による広報を行った。その結果、Facebookのファン数等、若者による機構情報へのアクセスが増加した（2014年度）。
- ・ビジネス層向けメディアでのテレビ番組や記事・広告掲載による広報を行った（各年度）。
 - 中小企業等海外展開支援事業やJICA債等の紹介セミナー等を開催した（2012年度）。
 - TICAD V：アフリカをテーマに、池上彰氏を起用した日経BPオンラインでの記事広告やアフリカにおける企業等の取組を発信した（2012年度、2013年度）。
 - ASEAN 統合：アジアにおける人材育成やインフラ開発をテーマに、池上彰氏を起用したクロスメディア発信（ビジネス誌記事、日経BPオンライン連載など）を行い、公開シンポジウムに約800人の参加を得たほか、上記オンライン連載は掲載開始後約3か月間でページ閲覧数約8万3,000件という高い反響を得た。また、同テーマのテレビ番組に取材協力した（2015年度）。
 - ビジネス層向け広報効果測定調査：約85%がODAの貢献度に肯定的な印象を持っていることが確認された（2014年度）。

2. 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」のサポーターやSNSファンの拡大

- ・潜在的関心層を主なターゲットとして、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を通じ、様々な主要テーマについて国際協力の取組や成果発信を行っている（各年度）。
 - フェーズ1（2010年7月～2013年7月）では、東日本大震災の発生を受け、NGO、国際機関、著名人、企業、自治体、機構が連携して国際協力の重要性や取組を広く発信する「プラットフォーム機能」が構築された。
 - フェーズ2（2013年7月～2015年9月）では、引き続きプラットフォーム機能を強化し、各種メディア（ウェブ、ソーシャルメディア等）を活用した共同発信、各種イベントへの共同出展などが実現した。

- ▶ フェーズ3（2015年10月～）では、若者層を重点ターゲットとして設定し、SDGs に対する関心向上や意識啓発を目的とし、SNS やイベントを中心とした広報活動を展開している。
- ▶ 一般向け広報イベントとしては、国内の主な国際協力フェスティバル（東京、名古屋、大阪）に参加し、ブース出展や著名人メンバーによるステージ企画を通じ、開発途上国の現状や国際協力の意義などを紹介した。また、NPO や大学との連携の下、若者層向けイベントを強化し、フェアトレードやスタディツアーなど若者や学生の関心が高いテーマを取り上げ、具体的な国際協力のアクションにつなげる契機とした。
- ▶ 同プロジェクトの Facebook ファン数 3 万 2,000 人、Twitter フォロワー数 4,800 人、サポーター数 9 万 6,000 人に上っている（2016 年 3 月現在）。

3. 各種媒体を通じた発信

- ・国際協力 60 周年等の節目に特設ページを開設するなど、ウェブサイトを活用した広報を行った。また、2012 年度、2015 年度には、幅広いユーザーに使いやすいものとなるようウェブサイトを改訂した。加えて、2013 年度には日本語・英語版それぞれにスマートフォン専用サイトを公開し、英語版についてはナローバンドサイトを公開した。
- ・幅広いターゲットに対し、ODA に関する折々で話題のテーマを取り上げ、ODA と機構の取組を月刊広報誌で発信している。一般読者への訴求力を高めるため 2013 年度に広報誌のリニューアルを行った。
- ・2010 年度に開設した機構公式 Twitter に加え、2012 年度より機構専用の YouTube、Ustream チャンネル、Facebook を開設し、SNS を活用した発信を行っている（各年度）。
- ・機構事業や関係者の取組を幅広くマスメディアに取り上げてもらうため、テレビ・ラジオ番組や雑誌に対する情報提供を積極的に行い、発信につなげている（各年度）。

4. 認知度、理解度の向上

- ・機構が実施したアンケート調査の結果、機構の認知度は第 3 期中期計画当初の 62% から、2014 年度には 69.8% となっている（参考：2013 年度は 73%。ただし、それぞれのアンケート調査で回答の選択肢が異なるため結果は単純に比較できない）。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

1. 国内主要メディア

- ・論説委員・解説委員と理事長とのメディア懇談会を理事長自らが主催する形式でおおむね年 4 回実施した。（各年度）
- ・登録記者 900 人超に対するプレスリリースや取材機会に関する情報を配信したほか、記者勉強会を複数回実施し、個別取材のきっかけづくりと記者とのネットワーク強化を図った（記者勉強会開催回数：2012 年度 8 回、2013 年度 9 回、2014 年度 9 回、2015 年度 11 回）。
- ・掲載記事数については、以下の実績のとおり着実に推移している。

表 13-1 掲載記事の実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
機構関連報道実績	1 万 2,156 件	1 万 4,367 件	1 万 3,957 件	1 万 5,171 件	

2. 国内地方メディア

- 国内拠点のメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアを開発途上国の事業現場に派遣し、地方での報道につなげた（2012年度16社、2013年度13社、2014年度10社、2015年度14社）。

表 13-2 国内地方メディアによる報道実績

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全国紙地方版を含む地方紙の報道実績	6,825件	8,524件	8,446件	9,236件	

3. 海外メディア

- 上記2.同様、海外拠点でのメディアネットワークの強化のため海外拠点と連携して海外メディアの日本への招へいプログラム（日本国内の視察・取材機会の提供）を実施し、現地テレビ・新聞等の報道につなげた（2012年度：10か国15人、2013年度：9か国13人、2014年度：16か国16人、2015年度：9か国18人）。
- 広域広報会議や在外事務所長会議の機を捉え、海外拠点所長と海外特派員との意見交換を行い、本邦メディアと海外拠点とのネットワークを強化した（各年度）。
 - フランス語圏アフリカの在外事務所長7人がパリにて地域情勢や各国の取組を紹介する勉強会を開催し、在パリの新聞・テレビ局メディア関係者10人が参加した。その結果、メディア関係者のアフリカ出張時の機種の事業取材・記事掲載（コートジボワール）につながった（2015年度）。
- 現地におけるオピニオンリーダー層との関係構築を重視した取組を行った。
 - オピニオンリーダー層との関係構築の一環としてASEAN各国の現職・元関係者と海外拠点所長の対談を実施し、概要記事をウェブサイトに掲載した（2013年度）。

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- 掲載済み対象の新規案件及び事後評価実施案件をすべて掲載した（毎年度）。公開済み情報の更新も着実に実施している。また、より分かりやすいウェブサイトとするための項目の整理と改修も行った（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：第3期中期計画においては、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、主としてオピニオンリーダーを対象とするODAに関する「専門広報」と、日本国内の一般市民を対象とする国際協力に関する「一般広報」を両輪とするアプローチを進めた。全ての年度で機構全体の広報戦略に基づく各部署・拠点の広報・対外発信のアクションプランの策定と実施を行い、本部・海外拠点・国内拠点の職員等の階層別に期待される役割に応じた広報・対外発信能力の強化等に重点的に取り組んだ。

特に、タイムリーで訴求力の高いテーマについては、時宜を逃さず重点的な広報を展開した。具体的な例として、「アフガニスタンに関する東京会合」（2012年度）、TICAD V（2013年度）、国際協力60周年（2014年度）、「第3回国連防災世界会議」（2014年度）、戦後70年（2015年度）、協力隊50周年などが挙げられる。いずれの広報においても、理事長等によるトップ広報、特別イベントの開催、記

者勉強会等の工夫により、新聞・テレビ等での報道実績の増加や、機構の事業成果や意義の専門誌等の掲載につながった。

「専門広報」については、理事長による会見、講演、寄稿等を進めるとともに、国内外出張時や国際会議における登壇を通じた積極的な発信を行い、国内外の機構業務への理解・支持の増進や、民間企業・内外研究者、市民社会・自治体等と機構の連携強化に貢献した。また、理事長主催のメディア懇談会、記者勉強会、プレスリリースや取材機会に関する情報の定期的な配信を通じて、記事化の強化に努めた。

「一般広報」については、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を中心に、NGO や国際機関、民間企業とも連携しながら、著名人派遣や SNS 等を活用して、幅広い層に国際協力の多様なプレーヤーの活動を伝える広報を推進した。特に、2013 年度からはインターネット調査結果を踏まえ、開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べ低い若者層や、機構の認知度や国際協力への関心が相対的に低いビジネス層等を対象に、各世代の関心や利用媒体に合わせた戦略的な広報を展開した結果、機構の認知度は第 3 期中期計画当初の 62% から 2014 年度には 69.8% となるなど、着実な認知度、理解度の向上につながった。さらに、国内拠点向けのメディアアプローチ研修等、国内拠点からの発信強化を行った結果、地方紙での記事件数の堅調な伸びにつながった。これらの結果、マスメディアにおける機構関連報道は、2012 年度の 1 万 2,156 件から 2015 年度は 1 万 5,171 件に増加、「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、2012 年度の 5,594 件から 2015 年度は 7,323 件に増加しており、内容も全般的に肯定的な内容が多い。ウェブサイト（日本語・英語）の閲覧数は 2012 年度の 3,170 万から 2015 年度の 4,250 万へ増加し、Facebook ファン数（日本語・英語の合計）も 2012 年度の 619 人から 2015 年度（1 月時点）の 2 万 2,598 人と大幅に増加している。

また、国際協力の意義を市民に分かりやすく伝える ODA 見える化サイトについては、過去の案件の掲載が完了し、毎年度の新規案件及び事後評価実施案件についても全て掲載した。2012 年度には機構のウェブサイトの改訂に際し、幅広いユーザーに使いやすいものにするとともに、ODA 見える化サイトの新規掲載案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。

以上のとおり、中期計画を着実に達成するとともに、全体として所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

引き続き、幅広い層の関心の度合いに応じた適切な広報と情報伝達を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	技術協力、有償資金協力、無償資金協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
技術協力の実績 (億円)			1,678	1,773	1,759	1,917	
インフラ輸出戦略に関連した研修員数					新規	2,289	
円借款の実績：新規承諾額 (億円)			12,229	9,857	10,138	20,745	
円借款の実績：ディスバース額 (億円)			8,644	7,495	8,273	9,700	
円借款の迅速化 (%) (注)			40.0	68.5	51.1	47.8	
海外投融資の新規承諾実績 (件)			1	1	2	4	
無償資金協力の実績：贈与契約締結額 (億円)			1,416	1,158	1,112	1,117	

(注) 当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までの期間が9か月以内の案件の割合。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。</p> <p>(iii) 無償資金協力</p> <p>無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心</p>

<p>とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>ODA の開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。</p>
<p>中期計画</p> <p>5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。 <p>(iii) 無償資金協力</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 14-1 技術協力事業の実績</p> <p>指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況</p> <p>指標 14-3 円借款事業の実績</p> <p>指標 14-4 円借款の迅速化</p> <p>指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況</p> <p>指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況</p> <p>指標 14-7 無償資金協力事業の実績</p> <p>指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況</p>

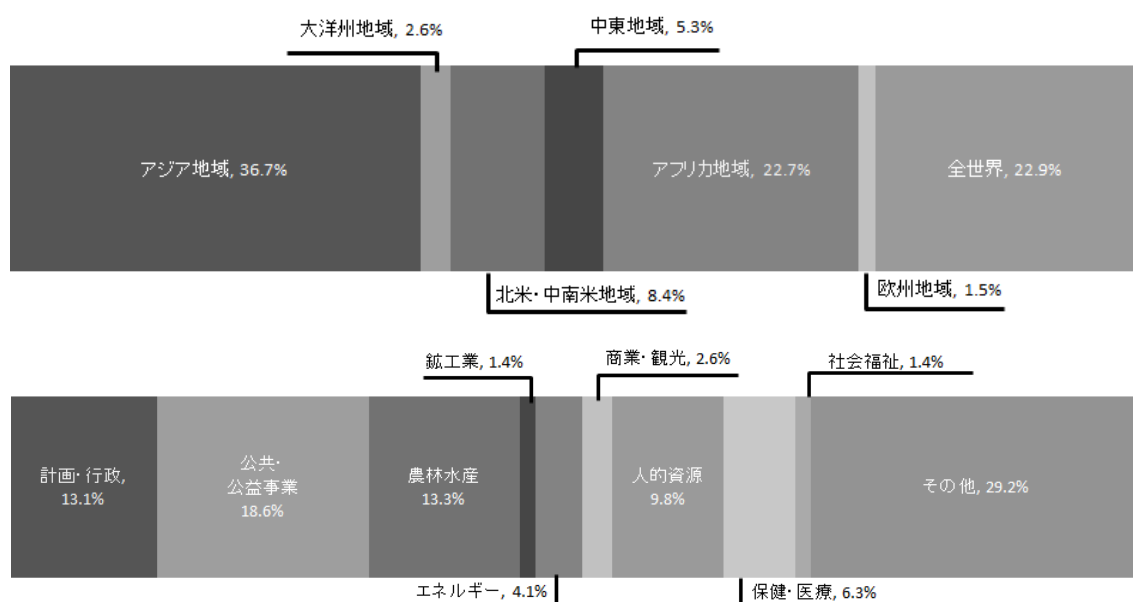
3-2. 業務実績

指標 14-1 技術協力事業の実績

- ・2012 年度から 2015 年度には、日本政府の成長戦略、人間の安全保障の推進及び国際社会の平和と安

全等への貢献との政策や開発途上国地域のニーズ等を踏まえ、官民一体によるダイナミックな成長が期待されるアフリカや「質の高い成長」を目指すアジア地域を重点とし、7,132 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した（アジア地域：36.7%、アフリカ地域：22.7%）（図 14-1）。

- ・分野別では、公共・公益事業（13.1%）、計画・行政（18.6%）、農林水産（13.3%）、人的資源（9.8%）を中心に実施した（図 14-1）。特に5年間に1,000人のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等を中心に、開発途上国の基幹人材の育成にも積極的に取り組んだことを反映し、人的資源分野においてその割合が大きく増加した（2013年度：6.6%、2014年度：9.7%、2015年度：9.8%）（図 14-1）。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性向上のための取組

- ・「持続的な開発のための 2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略」等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、無償資金協力や円借款による事業展開に併せ、技術協力による開発計画策定、人材育成、組織体制強化、制度構築支援等を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目 1～4 等で記載：2014 年度、2015 年度）。
- ・政策を踏まえた新規事業の制度設計・整備や事業実施に向けた体制の検討を進めた。
 - 外務省予算による受託調査事業の契約関係事務支援業務の受託、民間提案型普及・実証事業の制度設計（2012 年度）
 - 民間企業の優れた製品や技術を活用すべく「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の制度設計と事業の実施（2013 年度）
 - コストシェア技術協力の制度の拡充と本格実施に向けた制度設計（2013 年度、2014 年度）及び案件形成・実施の促進（バーレーンへの専門家派遣）（2015 年度）
 - 大学・研究機関との共同研究事業：新たな政策課題へ対応するための政策提言研究をインドネシア

で試行的に立ち上げ、本格実施に向けた制度構築を実施（2014年度、2015年度）

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

- ・事業の質の向上及び適正かつ迅速な技術協力事業の実施のための検討・対応を継続的に実施している。特に、2013年3月には機構内に業務改善推進委員会を設置し、事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化、業務手順の標準化に関する各種改善策を実行した。
 - 「技術協力マニュアル」（2011年改訂）に基づく各種手引、関連規程等の更新（2012年度）
 - 事業管理支援システムの業務軽量化及び事務効率化を目的としたタスクフォースの設置（2012年度）
 - 国ごとの重点分野の特定による集中と選択、事業実施段階の事業管理・評価のあり方見直し（2013年度）
 - プログラム推進のための地域部・課題部間の検討体制整備、強化プログラムの設定（指標 5-1 参照）（2014年度）
 - 見直された事業実施段階の事業管理手法定着のための関連規程等の改善や研修等を通じた事業管理能力強化の推進（2015年度）

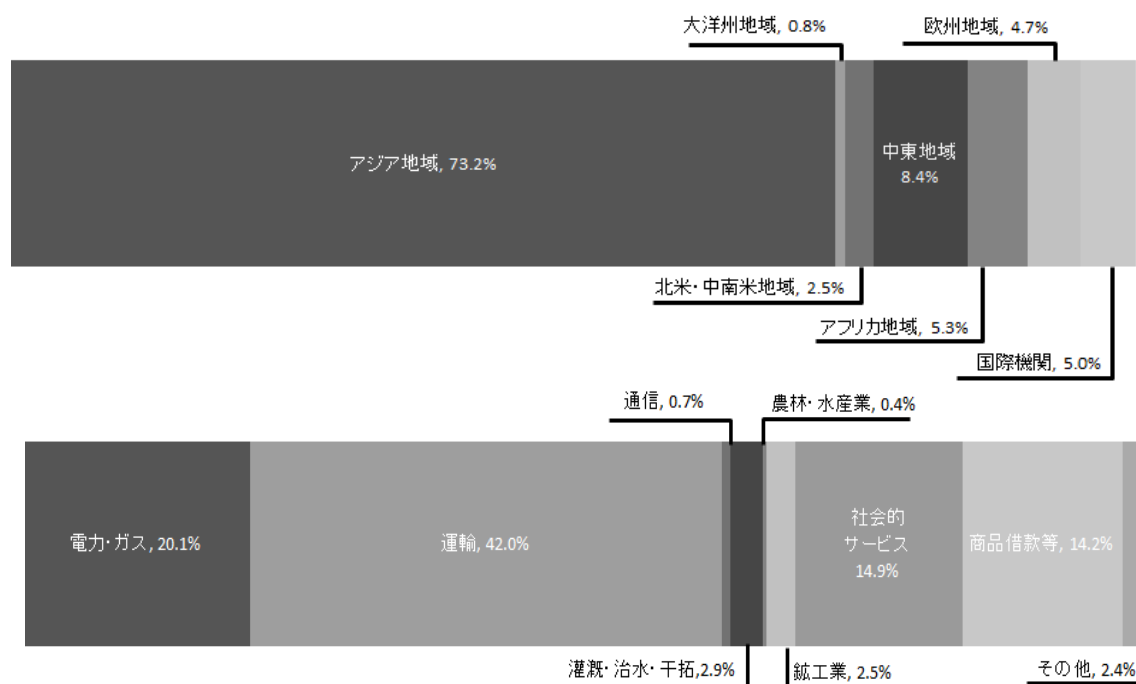
3. 研修事業の戦略性強化に向けた取組

- ・質の向上や効率化の観点からの改善を図るべく、研修事業の実施体制の見直しを行い、各種の効率化・合理化に取り組んだ。
 - 課題別研修の協力プログラムとの関連性強化と課題別研修の企画・計画業務の課題担当部への移管・フロー定着、及び新たな評価・モニタリング体系の導入（2012年度、2013年度）
 - 協力プログラムや日本政府の政策に沿ったコースの新設と既存コースの統廃合（各年度）。インフラ輸出分野に関連する研修員 2,289 人の受入（2015年度）
 - 開発途上国政府からの要請に沿ったコースの設定（要望が多いコースの複数回実施）、投入資源の選択と集中を通じた研修事業の更なる強化と効率的な運営の実現を目的とした 1 コース当たりの参加人数増（2014年度、2015年度）
 - 研修基本戦略委員会の設置による新機軸・高品質な研修の実施や制度・基準の見直し（2015年度）
 - 国内機関の研修担当スタッフ向け OJT の実施（計 114 人）による理解促進、現場レベルでの業務改善推進（2014年度）
- ・帰国研修員による海外の親日家ネットワークの維持・強化のため、帰国研修員同窓会の支援及び活性化を図った。
 - 帰国研修員向け Facebook の立上げ・運営、各国同窓会の活動状況及び優良事例の海外拠点への共有（2012年度、2015年度）
 - 青年研修 30 周年記念シンポジウム開催、ASEAN 帰国研修員同窓会の交流連絡会の代表者会議の本邦開催（2014年度）
 - 研修・同窓会担当現地職員の本邦 OJT の実施（2014年度、2015年度：計 56 か国 57 人）

指標 14-3 円借款事業の実績

- ・2012年度から2015年度には「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し、主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点とし、全体で5兆2,969億円（暫定値）の円借

- 款事業を実施した。分野別では運輸（42.0%）、電力・ガス（20.1%）等を中心に実施した（図 14-2）。
- ・2012 年度には過去 3 番目の規模の借款契約（L/A）承諾額（1 兆 2,229 億円）、2015 年度には過去最大規模の L/A 承諾額（2 兆 745 億円）を達成した。2013 年度からは TICAD V に対応してアフリカ地域へのシェアを拡大傾向にある（2012 年度：3.9%、2013 年度 5.3%、2014 年度：7.8%、2015 年度：6.5%）。
 - ・技術協力や無償資金協力との連携：バングラデシュ向け円借款「外国直接投資促進事業」やミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」等、数多くの案件で円借款供与と併せて技術協力や無償資金協力を実施し、開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

指標 14-4 円借款の迅速化

- ・機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。各年度、達成状況進捗状況表等を用いて円借款承諾計画の日本政府への適時の共有や個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜、適切な情報共有等を行い、これらを通じて迅速な承諾が実現するよう取り組んだ。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5%	40.0%	68.5%	51.1%	47.8%
				(注 1)	(注 2)			

注 1：東日本大震災を受け、供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

注 2：承諾 55 件のうち、16 件について相手国政府側で新たに導入された法令等に起因する遅延が発生。

- ・迅速化の具体的な事例は以下のとおり。

➤ 日本政府との協力による迅速化：コスタリカ地熱分野（2012 年度）、インド向けプログラムローン、

1988年以来のミャンマー新規円借款供与（2013年度）

- ▶ 本邦技術活用条件（STEP）案件の迅速な承諾：カーゴベルデ上水事業、モルドバ医療分野事業（2013年度）、スリランカ「地上テレビ放送デジタル化事業」（2014年度）、フィリピン「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」、「ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）」（2015年度）等
- ▶ マスタープラン策定支援を通じた全体枠組の策定主導による迅速化：インドネシア「ジャカルタ市首都圏投資促進特別地域構想」、インド「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」（2012年度）
- ▶ セクター・プロジェクト・ローンによる迅速化：ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」（2014年度）
- ▶ 他機関との協調による迅速化：ウクライナ「経済改革開発政策借款」（世界銀行）、ナイジェリア「ポリオ撲滅事業」（ゲイツ財団、UNICEF、WHO等）（2014年度）、アフリカ開発銀行「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VI）」（2015年度）等

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

- ・ 日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や本邦企業にとってより魅力的となるよう様々な取組・改善を行った。主な取組内容、改善結果は以下のとおり。
 - ▶ 外貨返済型円借款の導入：借入人が負う為替変動リスクを軽減するため、円借款債務を米ドル建に転換できるオプションを付与する借款を導入（2012年度）。制度導入以降、モンゴル、パラグアイ、エルサルバドル、ナイジェリア等に対し供与している。
 - ▶ 災害復旧スタンド・バイ借款の導入：災害発生に先立ち、支援額や資金用途等をあらかじめ合意し、災害発生時に速やかに融資を実行する制度を導入（2012年度）。フィリピン、ペルーに対し供与（2013年度）
 - ▶ 本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善：グローバル化した本邦企業の活動実態や日本の優れた技術の分野拡大等を受けて、主契約者条件の範囲を海外に存する本邦企業の子会社まで拡大するとともに、従来適用分野に含まれていなかった医療機器、防災システム、防災機器等にも適用分野を拡大した。なお、過去の無償資金協力での成果を基にモルドバ向け医療機材供与に STEP を適用し、国際保健外交戦略にも貢献した（2013年度）。
 - ▶ セクター・プロジェクト・ローンの本格活用：同一セクター等の複数の個別案件に対し、一つの交換公文（E/N）で包括的に円借款を供与する仕組みを検討・導入。ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」に適用した（2014年度）。
 - ▶ 変動金利採用案件の承諾：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入した（2014年度）。制度導入以降、パキスタン、ウズベキスタン、トルコ、ウクライナ等の案件にて承諾した。
 - ▶ PPPによるインフラ整備への円借款の活用：Viability Gap Funding 円借款、Equity Back Finance 円借款に関する制度の検討・導入（2013年度）及び PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款に関する制度の検討・導入（2014年度）を実施。Equity Back Finance 円借款の第1号案件として、バングラデシュ「海外直接投資促進事業」を供与した（2015年度）。
 - ▶ 質の高いインフラパートナーシップに関する制度拡充：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の中で掲げられている支援量の拡大に資するよう、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建借款、ハイスpekク借款、事業・運営権対応型円借款、サブ・ソブリン円借款

等に関する制度設計を開始し、導入に向け日本政府との協議を継続している（2015年度）。

- ▶ ADBとの連携: 質の高いインフラ案件への投融資のため ADB との連携について検討・協議を行った。その結果、今後 5 年間で最大 15 億ドルを目標に PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため、海外投融資スキームによる出資により ADB 内に信託基金を新設すること及びアジアにおける質の高い公共インフラ整備を促進するため、ADB との協調融資による今後 5 年間で両機関合計 100 億ドルを目標とした開発途上国政府向け融資を行うことを合意し、覚書を締結した（2015年度）。
- ▶ 中進国、中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化：日本政府より、中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針が示され、これを受けた案件の形成・承諾を行った（トルコ 1 件、ヨルダン 1 件、タイ 1 件、イラク 3 件）（2015年度）。
- ▶ ノンプロジェクト型借款の活用：日本政府より、相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため、ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として示され、案件の形成・承諾を実施した（ヨルダン、ケニア、アンゴラ、ウクライナ、パキスタン、モロッコ、ベトナム、イラクに各 1 件）（2015年度）。
- ▶ 変動金利適用案件の承諾：円借款の魅力を高めるために、所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入している。2015 年度にはトルコ、ウズベキスタン、ウクライナ、パキスタン、イラク等に対して変動金利適用案件を承諾した（2015年度）。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- ・与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。また、定期審査、再審査、任意審査を通じた与信先の格付見直しや、現地派遣を含めた政治経済状況のアップデートや信用力の見直しを実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に関する意思決定を行った（各年度）。
- ・機構内の金融リテラシー向上に向けた研修を実施した（各年度）。

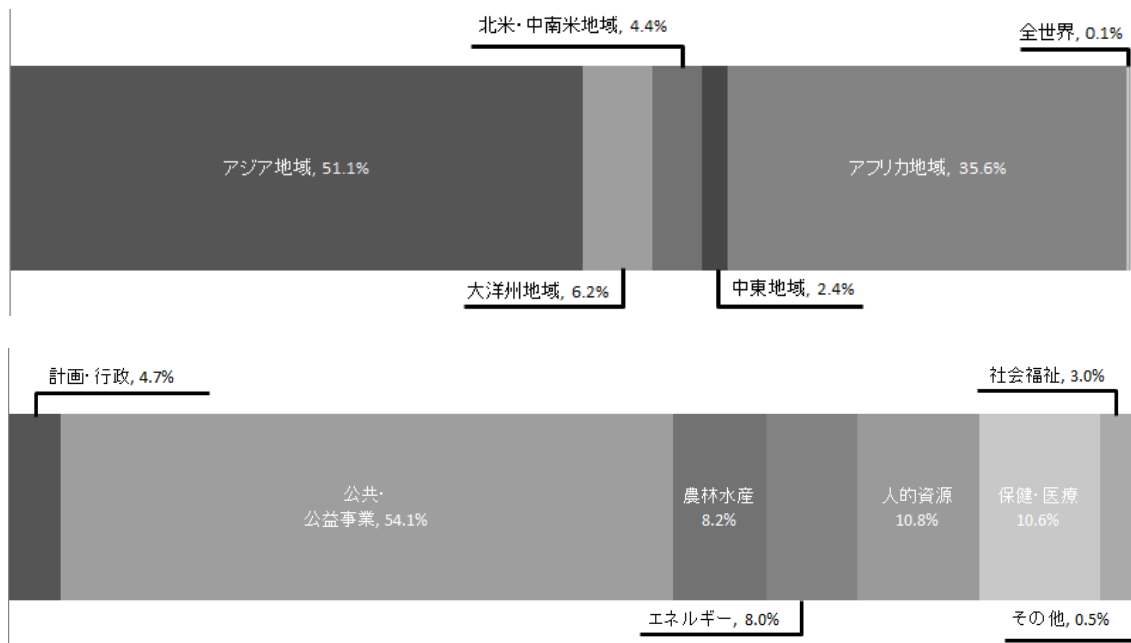
指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- ・「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月閣議決定）にて、パイロットアプローチの下で海外投融資業務の再開が決定され、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合（2012 年 10 月）にて本格再開が決定された。2013 年 1 月に再開後初の融資契約を調印した（2012 年度）。
- ・パイロットアプローチや事業実施を通じて得られた教訓を踏まえ、海外投融資オペレーションに関する業務実施体制等の整備を行い、態勢強化を図った（各年度）。2013 年度には海外投融資案件の審査・監理の強化のため、民間連携事業部内に 1 課を増設した。
- ・外部向けセミナーや外部面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた（各年度）。主な実施案件は以下のとおり。
 - ▶ ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」（2012 年度）（指標 2-1 参照）
 - ▶ インドネシア「産業人材育成事業」（2013 年度）
 - ▶ 中南米「省エネ・再生可能エネルギー事業」、ミャンマー「ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」（2014 年度）
 - ▶ カンボジア「救急救命医療整備事業」、ADB、オリックス株式会社及び Robeco Groep N.V. の 3 社が出資する Asia Climate Partners General Partner Ltd. が運営するファンド「Asia Climate Partners LP」、ADB が設立する信託基金「Leading Asia's Private Infrastructure Fund」（2015 年度）

- ・「インフラシステム輸出戦略」等で言及された以下のような新手法の運用・改善を行った。
 - 現地通貨建海外投融資の導入（2014年度）
 - ドル建海外投融資の導入（2015年度）

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- ・2012年度から2015年度にはMDGs達成、TICAD Vやアフガニスタン支援に関する国際公約等の着実な履行に向けた取組に対応し、アジアやアフリカ地域を重点とし4,802億円（暫定値）の無償資金協力事業を実施した（アジア地域：51.1%、アフリカ地域：35.6%）（図14-3）。特にアフリカ地域に関しては、2012年度には28.5%であったが、2013年6月のTICAD Vを機会に、2013年度～2015年度平均38.6%に増加した（2013年度：43.3%、2014年度：39.9%、2015年度：32.7%）。
- ・分野別では、公共・公益事業（54.1%）、人的資源（10.8%）、保健・医療（10.6%）を中心に実施した。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/Aの年度供与限度額）の割合

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

- ・「無償資金協力事業が開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った。
 - プログラム型の無償資金協力事業の導入：復旧・復興等への迅速かつ円滑な対応を可能とするため、一つの無償案件の下で複数のサブプロジェクトを実施可能とするプログラム型の無償資金協力事業の制度を導入した（シリア難民ホストコミュニティ支援（ヨルダン）、フィリピン台風災害支援における平和構築・災害等の迅速な対応）（2013年度）
 - 追加贈与の導入：急激な為替レート変動等に対応するため追加贈与制度を導入した（2013年度）。
 - 標準指標例の作成：事業のPDCAサイクルを強化するため「無償資金協力開発課題別の標準指標例」を作成した（指標19-2参照）（2012年度～2014年度）。

- ▶ 予備的経費の適用拡大：受注企業のリスクを軽減させるため、原則全ての施設建設案件に対し予備的経費の適用を拡大した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 維持管理を含めた無償資金協力の試行導入：「インフラシステム輸出戦略」を踏まえ、無償資金協力の対象範囲に新たに供与後のメンテナンス契約を含めた運用を保健医療分野で試行導入した（2014年度）。
- ▶ サブスキームの見直し：2013年度行政事業レビューの提言を踏まえサブスキームを見直し、これまで以上に個々のニーズに柔軟に対応した案件形成や予算管理が可能となった（2014年度）。
- ▶ 贈与契約（G/A）の改善：サブスキーム見直しに伴い、従来約20種類あったG/Aひな型を約5種類に整理統合した。また、施設・機材等調達方式のG/Aひな型について機構と相手国政府の権利・義務に関する明確化等を行った改訂版を作成し、2015年11月閣議請議以降の案件から適用を開始した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 調達ガイドライン、標準入札図書、契約書ひな型等の改善：調達ガイドライン、標準入札図書、契約書ひな型等の関連書類を改善し、入札期間の延長、入札プロセスにおける質問回数複数化、設計変更等の手続きの合理化等を行い、2015年11月閣議請議以降の案件から適用を開始した（2015年度）。
- ▶ 品質確保強化への取組：アフリカ地域の土木施設案件及びその他地域の大型土木施設案件を対象に、先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工物品質管理会議を設置することとし、2015年11月以降の閣議請議案件から導入した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 不正腐敗防止、安全対策強化：不正腐敗防止を強化するため、無償資金協力調達ガイドラインに基づきコンプライアンスを順守する旨の宣誓書の提出をコンサルタント及び施工業者に求めることとした。また、工事中の安全対策強化のため、施工業者による安全管理プラン及び安全施工プランの作成、機構海外拠点による無償資金協力事業の現場パトロールを実施し、加えて現場関係者、事務所員、及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを実施した（2014年度、2015年度）。
- ▶ 自治体の知見の活用：地方自治体の技術・ノウハウを直接的に無償資金協力事業に反映できるようにするため、地方自治体からの事業提案に基づき、地方自治体と共に無償資金協力の形成、協力準備調査、無償資金協力の本体事業を実施できる制度の運用を開始した（2014年度、2015年度）。
- ▶ PPPによるインフラ整備への無償資金協力の活用：PPP事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の枠組みを構築し、当該制度の周知等による案件形成の促進を行った（2014年度、2015年度）。
- ▶ 現地リソースを活用した無償資金協力の試行導入：現地施工企業の施工能力を勘案しつつ、これら企業を担い手として活用できる制度枠組みを構築し、試行的に導入した（2013年度、2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて、総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、また無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目1～4等で記載）。これら協力を推進するに際し、国内外の政策を踏まえた制度設計・整備や事業実施に向けた体制強化を進めた。

技術協力については、開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事

業を立ち上げ、インドネシアでの試行事業を踏まえた制度構築を進めるとともに、日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため、コストシェア技術協力の制度設計を行い、バーレーンに対し制度を適用した事業を開始するなど、政策や開発途上国にニーズに対応した制度改善に加え、実際の事業実施に迅速に結びつけ、効果的な事業実施を促進させた。また、2013年3月に機構内に業務改善推進委員会を設置し、同委員会での議論の結果も踏まえて事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化、業務手順の標準化に関する各種改善策を実行し、事業の効率性を高める取組も着実に実施した。研修についても、日本政府の政策や開発途上国の要請に沿った研修の実施や課題部への課題別研修の移管等、実施体制の見直しを行い、質の向上と効率化・合理化を推進した。

有償資金協力については、「インフラシステム輸出戦略」や「日本再興戦略」等に基づき、迅速化や本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善、借入国の予見性向上のためのセクター・プロジェクト・ローンの本格活用、PPP によるインフラ整備に円借款を活用するための包括的な支援メニューの整備等の制度設計・改善を行った。海外投融資についても、2012 年度の本格制度再開後、実施体制整備やドル建、現地通貨建海外投融資の制度設計・改善や民間企業の有するニーズを把握した海外投融資案件の発掘に努めた。さらに、これら制度改善を踏まえた具体的な案件形成・実施により、モルドバ向け医療機材供与での STEP 制度の適用による国際保健外交戦略への貢献や、バングラデシュ「海外直接投資促進事業」への Equity Back Finance の初適用による日本企業のインフラ輸出にも資する経済特区開発の促進など、日本政府政策にも貢献する形で効果的な支援を実現させた。

無償資金協力については、国内外の政策課題を踏まえて、開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、地方自治体の事業提案に基づき、自治体が参画する仕組みの導入、受注企業のリスク軽減に資する予備的経費の適用の拡大や相手国政府の権利・義務の明確化等を行った G/A の改善など包括的な制度・運用の改善を行った。

以上のとおり、全ての年度において中期計画の所期の目標を着実に達成していることに加え、国内外の政策に対応した制度設計・改善、3 援手法法の組合せや開発途上国のニーズに対応した具体的事業への制度適用などを通じて、より効果的かつ戦略的な協力実施に取り組んだ成果が全体として発現していることから、所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

引き続き「質の高いインフラパートナーシップ」等に関する制度改善や効果的な事業の実施に取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針 日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条、国際緊急援助隊の派遣に関する法律
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	
研修・訓練回数 (回)					新規	28	
派遣シミュレーション (回)					新規	2	
② 主要なインプット情報							
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		
従事人員数 (人)	6	7	7	8			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p>
<p>中期計画</p> <p>(第一段落は、中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に係る内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況</p> <p>指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化</p> <p>指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況</p>

3-2. 業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. フィリピン台風災害対策支援（2013年度）

- ・フィリピンを直撃した台風 30 号（HAIYAN）に対し、外国支援チームとして最も早く医療チームが現地入りし、東日本大震災の教訓をいかしながら、延べ 3,297 人を診療した。
 - 医療チーム、専門家チームの派遣から緊急開発調査実施に至る継ぎ目のない支援の展開
 - 早期復旧を支援するための国際緊急援助隊専門家チームのシームレスな派遣
 - 現地で必要性の高い緊急物資（テント等）の被災地への直接配布
 - 東日本大震災の経験をいかした活動の展開（公衆衛生、巡回診療、集計方法）
 - 女性に配慮した診療活動（超音波探査装置による妊娠や胎児の安全確認）
 - 効果的な国内報道：隊員の地元紙向け発信による国内報道 106 件

2. 前例のない大規模な災害への対応（2013年、2014年度）

- ・これまでに派遣の前例のない航空機事故事案に対し、迅速な対応を行った。
 - 2014年3月に行方不明となったマレーシア航空機の捜索：先遣隊、自衛隊部隊、救助チーム（海上保安庁）を派遣し、約2か月にわたり航空機を駆使した活動を実施した。
 - 2014年12月に消息を絶ったエアアジア機の捜索：先遣隊、自衛隊部隊を派遣し、約10日間の活動を展開、海上の遺体1体の収容を行った。
 - 先遣隊を駆使し、自衛隊の活動を直接サポートする複雑なロジスティックスにより対応した。

3. エボラ出血熱への対応（2014年度）

- ・エボラ出血熱の発生に対し、感染症の流行が急激かつ長期にわたって収束しない状況下で、外務省、自衛隊、東京都、WHO等との連携を通じ、長期にわたる支援を展開した。
 - 特殊かつ大量の物資供与：外務省、自衛隊、東京都、WHO、国連等と連携し、個人防護具 72 万セットを供与
 - 疫学等専門家の派遣：WHOの地球規模感染症警戒・対応ネットワーク（GOARN:Global Outbreak Alert and Response Network）等に登録された人材のリベリア、シエラレオネへの派遣（計 16 人）
 - シームレスな支援策実施：専門家派遣や国内外の関係機関とのネットワークを通じた最新情報の逐次蓄積、メーリングリストやエボラ出血熱対策本部での随時更新・共有を通じ、流行国及び周辺国での既存事業を活用した具体的な支援策の検討・実施を促進した。

4. バヌアツのサイクロン災害（2014年度）

- ・大型サイクロン発生情報を入手後、継続的に現地状況をモニタリングし、迅速に医療チームを派遣した。
 - 大小 83 の島々から成る同国の地理的特性に合わせた巡回医療の実施
 - 専任の報道担当の派遣やタイムリーなプレスリリース：延べ 17 件の取材、110 件の報道実績

5. ネパールにおける地震災害に対する国際緊急援助（2015年度）

- ・ネパールにて甚大な被害をもたらした地震災害に対し、6年ぶりとなる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の同時派遣及び物資供与（テント、毛布）を実施した。

- ▶ 医療チーム初の「機能拡充チーム」の派遣：診療人数 987 人、手術件数 22 件。二次医療拠点としてのリファラル機能による貢献。
- ▶ 災害現場における国際調整母体等との連携：国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）への人員派遣及び現地で立ち上げられた救助、医療の両調整セルへの人的貢献。UNDAC による現地活動調整センターとの連携。
- ▶ 復旧・復興段階への継ぎ目ない支援実現に向けた取組：当該地域を所掌する地域部管理職の派遣により、迅速な支援の検討を測った。緊急時支援で把握したニーズを踏まえ初期段階からの先方政府高官への「より良い復興」のコンセプトの説明や具体化に向けた既存案件の活用や新規案件の立上げを行った。

6. インドネシアにおける森林・泥炭火災及び煙害に対する国際緊急援助（2015 年度）

- ・スマトラ島、カリマンタン島での大規模な森林・泥炭火災に対し、消火剤 2,000 リットルの供与と民間人材の専門家派遣を実施した。
- ▶ 本邦中小企業の海外事業への足掛かりの提供：水散布に比べた消火剤の優位性の現地での認知等

7. UNDAC 人員派遣による国際社会への貢献、調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

- ・災害現場で UNDAC、WHO 等が現地政府と共同で立ち上げる調整母体が主催する会議への出席や人的貢献を通じ、国際社会及び被災国政府のニーズに調和した支援の実施に貢献した。また、緊急援助に先立ち、調査チームを派遣することで、被災国のニーズの的確な把握と、迅速な支援実施に貢献した。
- ▶ ネパール地震災害への人員派遣（2015 年度）（詳細は上記 5. 参照）
- ▶ 台湾南部の地震災害への調査チーム派遣（2015 年度）：発災当日に派遣し海外からの支援要員としては最も早く現地入りした。現地ニーズの調査に基づき迅速な物資供与（プラスチックシート、ポリタンク）が決定し、機構の調査団員が現地で引渡しを支援した。

8. 被災地のニーズを的確に把握し、迅速かつ的確に対応した物資供与の実施

- ・供与後 3 か月以内のモニタリングを実施し、配布物資の被災地ニーズの適合状況の確認やその後の支援に反映した（2012 年度～）。
- ▶ 物資供与：イラン地震被害、ニジェール洪水被害（2012 年度）、等

9. 積極的な広報の実施

- ・災害発生時にウェブサイト上での情報発信、被災地メディアに対するプレスリリース等を行い、日本の支援の「見える化」を図った。また、隊員の活動現場の様子について一般市民向けの平時の広報活動を行った。
- ▶ 国際救急医療チーム設立 30 周年記念等、イベント、展示、広報誌への寄稿（2012 年度）
- ▶ UNDAC メンバーとして最も早く現地入りした関係者を講師とする記者勉強会の開催（2013 年度）
- ▶ バヌアツのサイクロン被害支援に関する支援（2014 年度）（上記 4. 参照）
- ▶ 阪神・淡路大震災 20 周年、「第 3 回国連防災世界会議」の機会を捉えた発信（2014 年度）
- ▶ ネパール地震災害時の広報経験者の隊員派遣（2015 年度）

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

1. 救助チームの国際認定分類最上位「ヘビー級」の再認定

- ・救助チームが国際捜索救助諮問グループ（INSARAG:International Search and Rescue Advisory Group）による国際的な認定の再認定を受検し、最高分類の「ヘビー級」と再認定された（2014年度）。
 - 救助チームの「ヘビー級」技術の維持・向上、再認定に向けた訓練の実施（2012年度、2013年度）
 - 副団長派遣、ロジスティックス、研修・訓練等での貢献（2014年度）
 - 受検準備への貢献：態勢や研修・訓練の改善策を提言し実現（隊員の訓練記録の統一等）（2014年度）

2. 平時における援助チームの態勢強化

- ・緊急援助隊の派遣に備えた研修実施や資機材の整備の見直しを継続的に実施している。
 - 待機要員への計画的な研修・訓練の実施（各年度）：「ヘビー級」取得を踏まえた総合訓練での高い難易度設定やブラインド形式の採用（2015年度）
 - 派遣シミュレーションの実施（年2回）（各年度）
 - ネパール地震災害での教訓を踏まえた必要な資機材の整備（2015年度）

3. 医療チームの研修及び機能拡充

- ・平時から活動内容・資機材の検討・改善を行うとともに、研修を自主運営して実施している。また、緊急支援の経験を基に、以下のような機能拡充についても継続的な検討を踏まえて実現した。
 - 手術機能の整備：2015年のイランで発生した地震での経験を基に手術機能の整備を進めた（ガイドラインの作成、人員体制、機材の選定・調達、研修、模擬訓練等）。結果、2015年度のネパール大震災での実派遣での活用につながり、22件の手術を実施した（2012年度～2015年度）。
 - 電子カルテの開発：隊員の紙カルテ管理負荷の軽減、病状・疾病別データの的確な集計、相手国政府や国際社会への迅速な共有のため、累次の検討を経て電子カルテを開発し、登録者への研修を開始した（2012年度～2015年度）。

4. 感染症対策チームの立上げ（2015年度～）

- ・2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する人的貢献不足の課題への対応として、東日本大震災やフィリピンヨランダ台風災害の経験・教訓を踏まえた検討と準備の上（2014年度～）、2015年10月に「感染症対策チーム」を創設し、登録母体を発足させた。
 - 登録状況：160人（2016年3月時点）
 - 導入研修の実施：56人（2015年度）
 - 日本政府の政策との調和：自民党の「国際保健医療戦略特命委員会」、内閣官房「エボラ出血熱等国際感染症対策に関する連絡チーム国際貢献サブチーム」等の協議への参加、「国際的に脅威となる感染症の強化に関する基本計画」への感染症対策チームの反映（2015年度）

5. 支援物資の備蓄体制の最適化

- ・全世界で発生する災害への対応のため、国際的な輸送環境の変化に対応した支援物資の備蓄体制の最適化を継続的に進めた。
 - WFPの倉庫での他ドナーの備蓄物資との相互融通制度（シェアードストック）の活用（2012年度～）

- アフリカへの物資拠点の起点の再配置の検討（2013年度）
- フランクフルト倉庫の廃止とドバイ倉庫の新設、ニーズを踏まえた備蓄物資の見直し（2014年度）
- 迅速性を高めるため、商用機の輸送能力上・物資輸送の難易度が高い太平洋島嶼国（パラオ、マーシャル諸島）への現地備蓄倉庫の設定：干ばつ支援のための緊急援助物資の実現（2015年度）

6. 開発途上国の人材育成、災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

- ・緊急援助に災害医療の知見を活用するため、国際緊急援助隊事務局や医療チーム等の登録者が積極的に貢献している。
 - エルサルバドル災害医療人材育成プログラムへの貢献：同国での地震災害医療チーム経験者の医師が調査に参加（2013年度）
 - ASEAN 災害医療ネットワーク構築への貢献（日・ASEAN 防災協力強化パッケージ）：支援委員会への医療チーム登録者の参加、支援プログラム立上げに向けたタイ国家救急医療機関との ASEAN 災害医療ワークショップの共催、基礎情報収集調査への緊急援助隊事務局員の参加等（2014年度）、具体的な技術協力プロジェクトの立上げ支援、タイ側関係者の医療チーム導入研修や日本集団災害医療会総会に招へい。WHO 主導の EMT（Emergency Medical Teams）関連の国際会議等での発信（2015年度）

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 内外の機関との協力関係の構築

- ・災害緊急援助に関しては、国際機関を中心とした連携・調整の枠組みが確立されているため、こうした国際連携枠組みに優先度を置いて積極的に参加した。
 - INSARAG へのメンバー派遣（2012年度～）
 - 国連人道問題調整事務所（UNOCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）との連携：日本赤十字社との「国際人道支援セミナー」の共催（2012年度）、業務連携協定の締結と機構研究所でのシンポジウム開催（2014年度）、自衛隊、NGO 及び関連国際機関を巻き込んだネパール震災の教訓と共通課題抽出の勉強会の共催（2015年度）
 - WHO による海外医療チーム登録制度創設への貢献：検討会の立上げ（2013年度）、海外医療チームの能力別標準化や事前登録制度に関するワーキンググループへの参加（2014年度）、国際登録に向けた認証制度の正式導入を踏まえた関心表明（2015年度）
 - アジア大洋州人道パートナーシップ議長国としてロードマップ作成を主導（2013年度）
 - ASEAN 地域フォーラムの枠組み下で実施された災害援助実働演習に医療チーム登録者及び緊急援助隊事務局員が参加し、更なる連携に向けたイメージ形成に貢献（2015年度）
 - 診療情報フォーマットの共通化に向け、イスラエル外務省国際協力局との協働により、WHO の正式なワーキンググループの立上げにめど（2015年度）

2. フィリピン台風災害支援での連携（2013年度）

- 初動体制構築への貢献：UNDAC の招集に応じ 2 人派遣（外国チーム受入調整、被災状況調査等）
- 国際連携協調下でのリーダーシップの発揮：フィリピン保健省、ドナー間調整への貢献（患者相互搬送体制づくり、患者集計方法の統一）
- 自衛隊や他国軍との連携：自衛隊輸送機やオーストラリア軍による緊急援助隊の移動、自衛隊への

情報提供

- 技術協力専門家（感染症対策）や青年海外協力隊員（看護師）との連携

3. エボラ出血熱対応での連携（2014年度）（指標 15-1 参照）

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：第3期中計画においては、全ての年度において目標を達成または上回る成果を上げている。特に「イ」評価（現行評価のS評価相当）を得た2013年度には、フィリピン台風災害やマレーシア航空機消息不明事案に対し、自衛隊や海上保安庁等と連携しつつ、計8件の緊急援助隊の派遣に参画し、迅速かつシームレスな支援活動を達成した。また、2015年度には、ネパール地震災害に対し、2009年以来6年ぶりとなる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の3形態でのチーム派遣に物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開しただけでなく、エボラ出血熱対応での教訓を踏まえ、1987年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（JDR法）制定以降初めてとなる新たなチーム形態として、日本政府政策との調和を図りつつ感染症対策チームを迅速に創設した。これらは、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たした成果である。加えて、2012年度においてはWFPの倉庫を活用した他ドナーの備蓄物資との相互融通制度を構築したこと、2014年度においてはINSARAGによる国際受検の最高分類である「ヘビー級」資格の再認定を救助チームが受けたこと、エボラ出血熱への対応として過去最大規模となる特殊かつ大量の物資供与（個人防護具72万セット）を実施したこと、2015年度においては史上初の手術機能等を有する機能拡充チームとしての医療チーム派遣したこと、また、大洋州における供与物資の現地備蓄制度を構築したこと等、各年度で特筆すべき具体的な成果を達成している。

以上のとおり、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

引き続き、被災国のニーズを的確に把握し活用可能な手段を組み合わせた適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに、派遣後のレビューを通じて継続的な改善に取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	海外移住
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、海外移住審議会 最終意見書
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
海外移住者支援事業の実績 (助成金交付対象団体、件数)			30 44	30 42	28 42	22 35	
日系個別研修の事業規模縮減率 (人数・(コース)・経費千円)			62 (49) 162,479	60 (42) 161,984	62 (43) 141,024	52 (43) 142,629	
移住投融资債権の回収状況 (期中減)(千円)			290,145	417,245	340,488	209,413	
入植地割賦金債権の回収状況 (期中減)(千円)			7,815	6,826	8,070	297	
◎海外移住資料館の来訪者数	34,000 (2015年度)	30,231	36,491	37,553	40,274	43,272	
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5,400 (2015年度)	4,478	4,994	6,803	6,593	7,020	
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数(訪問数)	150,000 (2015年度)	131,598	154,255	163,928	192,239	191,923	

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(中期目標に同じ)</p>

主な評価指標

指標 16-1 重点化の状況

指標 16-2 移住債権の状況

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況(定量的指標:海外移住資料館の来訪者数、学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数、海外移住資料館のウェブサイトアクセス数(訪問数))

3-2. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

日系社会のニーズの変化を踏まえ、高齢者福祉及び日系社会の次世代の人材育成に重点を絞り、移住者・日系人の支援を行った(各年度)。2013年度には、機構の海外移住事業の方向性を明確にした事業方針を作成した。

(1) 海外の移住者団体に対する支援(助成金交付事業)

- ・重点分野の事業に対する助成額の割合は、9割以上の高水準を維持した(各年度)。

(2) 日系研修

- ・日系個別研修事業規模の縮減を図りつつ、重点分野に関連する研修を実施した(各年度)。
- ・日系研修の事業規模見直しを図るため、「日系研修に係るグッドプラクティス及びニーズ調査」を実施し、日系研修の裨益効果の確認と絞り込みを行うための方策を検討した(2012年度)。
- ・日系社会と日本の企業の互恵的連携関係の構築や民間連携支援のための研修を実施した(2014年度)。
- ・現地ニーズを考慮した研修の重点化のための要望調査を行い、案件形成を行った(2015年度)。
- ・高齢者支援のため、JA長野厚生連佐久総合病院等の協力を得て、現地セミナー及び案件化調査を行った(2015年度)。
- ・日系継承教育については、機構が実施する研修に国際交流基金関係者及び基金コースへの参加研修員の視察受入、海外移住資料館の視察や双方のコースに参加する研修員の意見交換会を行い、現地における連携の基礎づくりを行った(2013年度～2015年度)。

(3) 日系社会次世代育成事業

- ・日系子女のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを目指す「日系社会次世代育成研修」、次世代のリーダー育成を目指す「日系社会リーダー育成事業」を実施した(各年度)。
- ・2014年度の総理中南米歴訪時に表明された約100人への倍増に向け、「日系社会次世代育成研修」の高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設・実施し、公約の100人の受入を達成し、既存のプログラムと併せ、中学生から大学院生まで切れ目のない次世代育成のための体制を整えた(2015年度)。

(4) 日系社会ボランティア

- ・重点分野での派遣を実施した(各年度)。
- ・2014年度の総理中南米歴訪時に表明された約100人への派遣増の実現に向け、ブラジルに案件形成調査団を派遣し(2014年度)、追加募集を実施した(2015年度)。

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- ・「中南米日系社会との連携調査団」を派遣（2012年度～）した結果、参加企業による日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて、現地での事業展開に着手する事例が生まれている。
 - パラグアイでのゴマ加工技術による小農産品の高付加価値化を図る案件化調査及び普及・実証事業（2013年度～2015年度）
 - ブラジルにおける防災システム普及促進事業（2014年度）
 - ペルーにおける医療廃棄物処理等による連携促進基礎調査（2014年度）
 - ペルーにおける水質浄化分野の連携促進基礎調査及び普及・実証事業（2013年度～2015年度）
 - ペルーにおける再生燃料製造に関する案件化調査及び普及・実証事業（2014年度、2015年度）
- ・農水省、経産省やJETRO等と共催で中南米日系社会とのビジネス連携セミナーを都内及び各地方で開催し、中南米地域への事業及び日系社会に関する広報効果につながった（2012年度～2015年度）。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- ・ブラジルの日系病院等と連携し、日本の医療・福祉分野の国際展開を考えるためのセミナーを実施した。その結果、セミナー参加企業による機構の民間技術普及促進事業への提案につながった（2014年度）。
- ・総理のブラジル訪問時に表明された日系病院への支援として、年度途中に「日系医学」集団コース1件を立ち上げ、研修員12人を受け入れた（2014年度）。
- ・ブラジルにて外交関係樹立120周年記念セミナー「日伯医療連携の未来～最新技術が拓く健康社会」を後援し、パネリストとして機構の取組、協力制度に関する情報を発信した（2015年度）。
- ・「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」による民間連携を通じ、ブラジル日系病院及び国立大学病院関係者を対象に、医療用画像管理システムを実証用に導入し、画像診断をデジタル化及び共有化するとともに読影医師の育成を図ることで、医療機関連携による診断効率の向上と病院の経営改善の有用性について理解促進を図った（2015年度）。

指標 16-2 移住債権の状況

- ・債権の分類整理を進め、債権管理業務を終了するための基本方針を策定した（2012年度）。
- ・パラグアイにて、日系社会の互恵関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2014年度）。
- ・ボリビアにて、日系社会の互恵関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2015年度）。
- ・ドミニカ共和国とアルゼンチンにおいて、移住債権管理を終了する方策の具体化を進めた（関連細則及び実施要領の策定）（2015年度）。

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

(1) 海外移住資料館の運営

- ・入館者数、教育プログラム参加人数、ウェブサイトアクセス数計画値について、目標値の120%以上を達成した（2012年度～2015年度）。
- ・過去の管理・運營業務での民間競争入札の経験も踏まえ、民間企業の業務運営上の創意工夫をいかせる管理・運営契約を締結した（2014年）。

(2) 海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

- ・内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進めた結果、海外移住資料館が認定を得、同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的、歴史的な価値を確立した（2012年度）。
- ・海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、加えて地域の大型イベントとの連携や今日性のあるテーマと関連付けた広報の推進、地域の学生・生徒への教育プログラム等を実施した（2012年度）。
- ・移民送出県（沖縄、和歌山、福岡）と連携し特別展を開催した（2013年度～2015年度）。
- ・神奈川県下の学校への働きかけにより、団体訪問数、教育プログラム受講者数が増加した（2014年度）。

(3) 日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携と機能強化

- ・全米日系博物館と連携し、「日系人と混血－Hapa とメスチッソ」展を開催したほか、全米日系人博物館の日本人観光客向けに音声ガイドを作成した（2013年度）。
- ・ペルー日系人協会との協力の下で作成したペルー移民検索システムをデジタルミュージアムに追加した（2013年度）。
- ・ハワイにおける日系社会調査を実施し、ハワイ日本文化センターやハワイ・ジャパニーズセンターとの連携可能性を確認した。ブラジル・メキシコでララ物資現地巡回展に関する調査を実施し、過去の企画展示の現地博物館での展示を計画した（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：移住者の定着・安定化の状況を踏まえ、高齢者福祉支援及び人材育成を重点とした事業の重点化、移住債権の適切な回収及び債権回収業務の終了に向けた取組、海外移住に関する知識の普及を実施するなど、各年度で所期の目標を着実に達成している。

事業の重点化については、日系社会との互恵的・持続的な連携構築のため、2012年度より「中南米日系社会との連携調査団」を派遣し、参加企業による機構の事業への参画や現地での事業展開に着手するといったインパクトを生み出している。さらに、2014年度の総理の中南米訪問時に表明された日系社会支援の政策に対応し、次世代の日系人材を育成するための研修、日系病院との連携強化、日系社会ボランティア派遣増に取り組んでいる。

移住債権については、2014年度にパラグアイ、2015年度にボリビアで日系団体への債権譲渡を終了し、中期計画開始時に4か国あった債権管理対象国を2か国にし、移住債権管理終了の方策の実施時期を前倒して実施した。

海外移住に関する知識の普及については、2012年度に海外移住資料館が「歴史資料等保有施設」としての認定を受け、同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

日系社会との互恵的連携関係の構築・拡充に貢献する。また、今中期計画で策定した融資事業終了策を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績 (件)			667	663	589	616	
カテゴリ分類ごとの案件数 (A/B/C/FI)			31/177/	35/153/	30/142/	26/137	
関係者等に対する研修実績 (人)			448/11	463/12	406/11	/445/8	
			698	930	694	702	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(イ) 環境社会配慮</p> <p>機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン (平成 22 年 7 月 1 日より施行) に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p>
<p>中期計画 (中期目標に同じ)</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況</p> <p>指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- ・ 環境社会配慮ガイドラインでは、支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A、B、C、FI のカテゴリに分類し、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。カテゴリ分類結果を踏まえて、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った (各年度)。
- ・ ガイドラインに則り、環境社会配慮助言委員会の全体会合及びワーキンググループ会合での議論を経て、環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行う国際的にも類を見ない委員会であり、全助言を緩和策の策定や実施等にかかしている。全会合を公開し、逐語議事録を機構ウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した (各年度)。
- ・ モニタリング強化のため、事業実施段階で案件監理調査を行い、審査時合意事項の実施状況を確認し、対処事項の先方実施機関への提言を開始した (2013 年度)。事業実施段階での環境社会配慮の取組本

格化のため、審査時合意事項の実施状況の環境社会配慮助言委員会への報告を開始した(2014年度)。

- ・ 情報公開の促進のため、案件主管部が情報公開作業を直接行うシステムを導入した結果、即時の公開が可能になるとともに、公開手続きに関わる従事者を半減できた(2014年度)。

2. 国際機関の環境社会配慮政策等との調和化に向けた取組

- ・ 世界銀行等国際機関と協議を実施し、国際機関の環境社会配慮政策の改定の動向や環境影響評価に関する潮流をフォローした。その結果、機構の環境社会配慮の運営への反映を行った(各年度)。
- ・ 国際影響評価学会総会で機構の取組を発信し、国際機関や他国援助機関と情報交換を行った(各年度)。
- ・ 調和化に向けた他の援助機関との協議結果に基づき、世界銀行、ADB、オーストラリア外務貿易省、機構の4機関が協力して、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書の締結について基本合意した(2015年度)。

3. 環境社会配慮ガイドラインの見直し

- ・ 2013年度に検討した見直し方針に基づき、以下を中心とする運用面の見直しを行った(2014年度)。
 - 用語の解釈の明確化(「不可分一体の事業」「累積的影響」「重要な自然生息地」等)
 - 社会的弱者に配慮したステークホルダー協議の対象者・方法等の明確化
 - 開発途上国関係者の意見、第三者委員会(環境社会配慮助言委員会)の確認
- ・ 運用見直し結果を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)を改訂し、機構ウェブサイト上で公開した。ガイドライン事務手続きマニュアルを全面改訂した(2015年度)。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

- ・ 機構内部者向け説明、協力相手国実施機関向け説明、コンサルタント向け研修、審査部職員の海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明、大学・大学院での講義を行った(各年度)。

3-3. 中期目標期間(見込)評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価: B

根拠: 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用(事業実施段階の監理強化を含む)、国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を順調に実施した。

また、ガイドラインに基づき、事業実施段階での環境社会配慮助言委員会への報告や、カテゴリ A 案件を対象とした実施段階の環境社会配慮に関するモニタリング文書の取り付け等の確認・促進を実施し、事業実施段階の取組を進めた。

さらに、世界銀行の環境社会配慮政策の改定に関する世界銀行幹部との会合の結果を踏まえて、改定ドラフトの内容や論点を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針、日本再興戦略、国家安全保障戦略、人身取引対策行動計画 2014、ジェンダーと開発イニシアティブ、女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ジェンダー案件比率 (件数ベース)					32%	39%	
ジェンダー主流化調査実施率 (件数ベース)					新規	55%	
職員等に対する研修実績 (人)			196	163	186	197	
外部人材に対する啓発実績 (人)			280	337	408	270	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は、事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。</p>
<p>中期計画</p> <p>(第一文は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況</p> <p>指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況</p>

3-2. 業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営

- ・ 機構内の案件のジェンダー案件比率は 2011 年度の 29% から 2015 年度 39% まで向上した。
 - ジェンダー案件の形成を促進するため、ジェンダー主流化状況を「見える化」し、主流化状況を図表化等したものをジェンダー責任者会議等、機構内で共有した (2013 年度)。
 - ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する協力方針を策定し、機構が優先的に取り組むべき課題を明らかにした (2014 年度)。
 - ジェンダー主流化アクションプランを策定し、開発事業への女性の参画の向上と裨益の拡大を進め

るために、特に準備中の案件を中心にジェンダー主流化に取り組んだ（2015年度）。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

- ・ ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるため、セクター別の執務参考用資料や収集・整理した優良事例を事業担当部と共有し、開発コンサルタント等の ODA 事業関係者と勉強会や意見交換会を開催した（各年度）。
- ・ 特に農業・農村開発ではジェンダーの視点が重要であるため、機構内外の関係者を対象とした能力強化研修を実施した（2014年度、2015年度）。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

- 「アフガニスタンに関する東京会合」や「ジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）」等の国際会議において機構の取組を発信した（2012年度）。
- EU と連携し、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構のジェンダー主流化の取組を発信した（2012年度）。
- 政府が主導して開催された「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! TOKYO 2014）」の分科会に機構理事長が参加し、社会の強靱性の向上、危機と構造的な問題への対応のためのジェンダー主流化の意義を発表した（2014年度）。
- 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! 2015）」では、ハイレベル・ラウンドテーブル「マルチステークホルダー連携による国際協力」に機構理事長、「女性と教育」に機構理事が各々登壇し、機構のジェンダー平等の取組を発信した（2015年度）。
- サイドイベントとして米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所長を招いて国際シンポジウム「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催した。日米の平和構築と防災分野の経験を共有するとともに、同研究所と共同で進めている調査研究の概要を紹介した（2015年度）。

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- 国別分析ペーパーの策定過程、新規事業の形成段階においてジェンダー視点の反映に努めた課題別指針を作成した（各年度）。
- 女性の経済的エンパワーメントにも資する事業（キルギス一村一品、フィリピン台風災害復興支援等）を実施した結果、女性のコミュニティにおける発言力の強化や、災害弱者になりやすい女性の保護等につながった（2014年度）。
- ネパール震災の初期のニーズアセスメントでジェンダーニーズ調査を行い、女性の暴力からの保護、生計向上、保健医療等での留意事項を整理し、復旧・復興事業計画に反映させた（2015年度）。
- アフガニスタンに女性警察官、ジェンダー専門家を派遣し、女性警察官に対してジェンダー問題への意識向上や女性に対する暴力への対応能力の向上のためのワークショップを実施した。ワークショップは UNDP 及びトルコ政府との連携により実施し、女性警察官の能力強化につながった（2014年度、2015年度）。

2. 政策への機動的な対応

種々の分野での活動でジェンダーの視点に立った業務運営を進めるべく、以下のような取組を行った。

- ▶ 2013年9月の国連総会において総理が表明した公約を実現すべく、女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた（2013年度）。
- ▶ 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の応募勸奨分野に「女性の社会進出及び活躍支援」を追加し、27件の提案に対して5件を採択した（2013年度）。
- ▶ TICAD V開催に合わせてシンポジウム「女性の活躍と経済成長」を開催（2013年度）。
- ▶ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム、国連防災世界会議パブリックフォーラム「女性と防災」において機構理事長、副理事長から発信を行った（2014年度）。
- ▶ TICAD V 支援策の推進のため、女性に配慮した SHEP アプローチ（小農による市場志向型農業）の広域展開やアフリカ女性企業家セミナー等を実施した（2014年度）。また、横浜市と連携し、日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを2013年度から実施している。帰国後に若手起業家向けメンタリング組織の立上げや同業者の組織化を図った事例が出てきている（2015年度）。
- ▶ 米務省開催のアフリカ女性企業家プログラムでカイゼンワークショップを開催（2014年度）。
- ▶ 日本政府の安保理決議1325号行動計画の作成に向けた12回の検討会に参加し、機構の知見に基づく意見を提出することで具体性のある行動計画の策定に貢献した（2014年度）。
- ▶ 2015年3月に開催された「第3回国連防災世界会議」で発表された仙台防災協力イニシアティブを踏まえ、アジア7か国より行政官と市民代表者を招き、日本政府の取組の紹介や東北の復興現場の視察を通じて、防災における女性、障がい者、高齢者等への対応のあり方について議論した。「仙台防災枠組2015-2030」に関する国家防災計画を改定する各国の動きを踏まえ、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所とも連携して準備した。この成果を踏まえて2016年度から3年間本邦研修を実施予定である（2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：事業におけるジェンダー主流化の推進のため、ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に積極的に取り組んだ。その結果、機構内の案件におけるジェンダー案件比率は2011年の29%から2015年には39%まで向上した。

また、2013年9月の国連総会では、総理が表明した公約実現に向け、女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた。加えて、開発途上国の女性の経済的エンパワーメント支援のため、2013年のTICAD Vより、女性に配慮した小農による市場志向型農業（SHEP）のアフリカ広域展開を進め、日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを立上げた。紛争下の女性の支援では、アフガニスタン、コンゴ民主共和国等の紛争国で、女性の保護への課題対応のため、女性警察官の育成を進めた。

防災分野では、ネパール震災時に初期のニーズアセスメントからジェンダー視点を加えた支援を行ったほか、「第3回国連防災世界会議」を踏まえ、アジア7か国の行政官と市民団体を招いてジェンダー主流化について議論し、「仙台防災枠組2015-2030」下での各国の防災計画の改定を促進した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	事業評価
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012~2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012~2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外部事後評価着手件数			96	79	98	92	
・技術協力			20	20	20	26	
・円借款			50	41	51	35	
・無償資金協力			26	18	27	31	
内部事後評価着手案件			43	62	78	73	
・技術協力				32	55	53	
・無償資金協力				30	23	20	
評価結果ウェブサイト公開件数 (和文/英文)			138/ 137	184/ 182	188/ 182	167/ 165	
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析(累積)					5	9	
開発課題別の指標整備(累積)				22% (6分野)	52% (8分野)	87% (6分野)	
研修実施件数					新規	15回	
② 主要なインプット情報							
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
従事人員数(人)	14	16	16	16			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 事業評価</p> <p>客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価 (PDCA サイクル) を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p> <p>中期計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。

- 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。
- プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。

主な評価指標

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

3-2. 業務実績

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1. 事後評価の実施及び情報公開

- ・ 外部評価：外部評価の対象となる原則 10 億円以上の全ての事業に対し外部の第三者による事後評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- ・ 内部評価：2 億円以上 10 億円未満の事業について、海外拠点等が内部評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- ・ 事業評価年次報告書の作成・公開：機構の事業評価に関する年度内の活動を取りまとめた「事業評価年次報告書」を機構ウェブサイトで公表した（各年度）。

2. 評価における透明性の向上

- ・ 事業評価外部有識者委員会の開催：年 2 回開催し、事業等の評価に関する助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価の説明責任の確保等に取り組んだ（各年度）。
- ・ 透明性確保のための事業評価外部有識者委員会によるレビュー：2015 年 6 月に実施された行政事業レビューにおいて、機構の「評価事業」で改善すべき点として、評価におけるより一層の透明性の確保が挙げられたため、事業評価外部有識者委員会において、機構の外部評価制度（プロセス）及びその結果（サンプル）のレビューを行った。その結果、説明責任の観点から高い評価を得た（2015 年度）。

3. 戦略的な取組

- ・ 2015 年 6 月の行政事業レビューにおいて、機構の「評価事業」で改善すべき点として、外部評価への多様な主体（NGO、大学、開発途上国等）の参加の促進が挙げられたため、外部評価 3 事業について、NGO や大学が参加する形での評価に着手した（2015 年度）。
- ・ 中長期的な取組として、外部評価への参加者の裾野を拡大するため、大学向けに機構の事後評価に関する個別説明やセミナー開催等に着手するとともに、NGO との意見交換等を行った（2015 年度）。

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- ・ 汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）：個別事業から得られた重要な教訓を類似案件等に活用しやすい形に横断的に分析・加工した（2014 年度 5 分野、2015 年度 4 分野）。横断分析の結果を機構内で検索可能なように蓄積する包括的・組織的な仕組みを導入し、新規事業の形成段階で組織的な活用を進めたほか（2014 年度）、国際会議等での発信も行った（2015 年度）。
- ・ 開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス：事業の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう、解決すべき開発課題に応じた標準的な指標例を整理し、機構ウェブサ

イトで公表した。無償資金協力 12 分野（2012 年度 7 分野、2013 年度 5 分野）、技術協力 20 分野で作成した（2013 年度 6 分野、2014 年度 8 分野、2015 年度 6 分野）。「無償資金協力開発課題別の標準指標例」は、「第 11 回行政改革推進会議」にて、各府省が行う事業改善の取組の優良事例として同会議有識者委員に高く評価された。技術協力の開発課題別の指標については、機構が取り扱う開発課題のうち累積で 87%の整備が完了し、中期計画期間内の達成目標として機構で設定していた 8 割を前倒しで達成した。

- ・ JICA 事業評価ガイドライン・ハンドブック：2010 年の JICA 事業評価ガイドライン第 1 版制定後の各種制度変更を反映するため、第 2 版を作成した。また、海外の関係者向けに英文版を初めて作成し公表した（2014 年度）。さらに、同ガイドラインを補完する資料として、事業評価実施に必要な基礎知識や考え方、事業スキームごとの評価の視点をまとめた事業評価ハンドブックを作成・公表した（2015 年）。

2. 事業へのフィードバック強化

- ・ 外部評価総合レーティングが低い事業（4 段階最下位）への対応：外部評価完了案件で該当する案件全てについて、提言・教訓を踏まえた機構事業部門の対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した（各年度）。
- ・ 機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、担当事業部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け、教訓の活用を徹底した（2012 年度）。これに基づき、事業部が行う全ての新規案件の計画・審査段階の事業事前評価表等に対し教訓のフィードバックを実施し、助言・支援を行った（各年度）。
- ・ 事後評価結果の組織内共有：事後評価結果を機構の事業部門に直接フィードバックすることを目的とした説明会を実施し、事後評価からの学びと教訓に加えて、横断分析から得られた示唆を共有した（2014 年度、2015 年度）。

3. 教訓など評価結果の活用促進

- ・ 計画段階における評価結果の活用事例：過去の事後評価結果から得られた教訓をその後の新規事業の案件形成、実施に活用した好事例を収集し、事業評価年次報告書で公表することで教訓の活用促進を図った（2013 年度）。
- ・ 事後評価における教訓の活用状況の確認：2015 年度に開始した外部評価 6 事業において、事業実施段階における教訓の活用状況の確認に着手した（2015 年度）。
- ・ 教訓の活用状況に関する事業評価外部有識者委員会によるレビュー：事業評価外部有識者委員会において、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用状況を報告した（2015 年度。2016 年度冬に、外部評価 6 事業での評価結果も含めて報告・議論予定）。

4. 戦略的な取組

- ・ 評価結果を俯瞰した横断分析や詳細分析を行い、事業評価年次報告書で公表した（毎年度）。また、開発協力大綱に新たに記載された「評価対象の特殊性に合わせた評価」に対応するため、2015 年度に着手した事後評価（外部評価）において平和構築等の分野で評価対象の特性を踏まえた追加的な分析を行った（2015 年度）。
- ・ 事業の計画・実施及び制度改善に向けたフィードバックのため、過去の事後評価結果（外部評価）約

740 件に対する定量分析及び定性分析に着手した（2015 年度）。

- ・インパクト評価の実施を推進し、累計 17 件の結果を機構ウェブサイトで公表した。また、機構内の研修や、インパクト評価を担う実務者の育成のための外部向け研修を行った。さらに、日本評価学会や国際会議の場で機構の取組を発信した（毎年度）。
- ・プログラム単位の評価等：プログラムの目標を示す指標の設定を 10 の協力プログラムについて実施するとともに、プログラム評価に関する概念や記載方法を整理した（2012 年度）。また、コロンビア「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の試行的な評価を実施した（2013 年度）。テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」では協力プログラムの「評価可能性」に着目し、評価設問項目、評価ツール等を作成した（2014 年度）。
- ・2015 年度に着手した事後評価において、計画時にジェンダー視点での指標等が設定されていない事業についても、事後評価段階で可能な限りジェンダー視点での実績・効果の把握・分析を積極的に試みることでジェンダーの視点を強化した（2015 年度）。

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

- ・内部向け研修：職員等の評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用方法、事業実施に当たっての評価結果の活用等に関する研修を実施した。また、内部評価の質の向上のため、海外拠点で事後評価に関わる所員・現地職員向けに実務研修を実施した（30 回～40 回程度／年、毎年度）。
- ・外部向け研修：実施機関や帰国研修員を対象に、機構の事業評価制度に関するセミナーを実施するとともに、事業評価の実施・モニタリング評価の強化に関する研修を実施した。また、外部人材の育成や評価諸手法の能力強化のため、インパクト評価や社会調査の手法に関する説明会・研修を実施し、日本評価学会が実施する評価士養成講座で講義を行った（毎年度）。さらに、開発途上国側のオーナーシップの強化や評価能力強化の一環で、合同評価を行った（2012 年度、2014 年度）。

2. 対外発信

- ・日本評価学会や国際開発学会において、機構のインパクト評価や事業評価全般の取組状況を継続的に発表した。また、アジア・大洋州諸国を対象とした外務省主催の ODA 評価ワークショップで機構のインパクト評価に関する取組を発表した（2015 年度）。
- ・経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（DAC-EVALNET）や援助関係機関の評価部門と意見交換を実施し、開発協力の質の向上について議論を深め、評価手法や評価の質の改善について有用な情報を収集した（2013 年度～）。AFD 評価局や韓国国際協力団（KOICA : Korean International Cooperation Agency）と合同評価を実施した（2013 年度、2014 年度）。また、フィリピンの国家経済開発庁と機構で合同評価ワークショップを開催し、フィリピンに関する事後評価からの教訓等を共有した（2015 年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：機構事業の「説明責任」の確保と評価を通じた「学習と改善」という二つの目的の下、質の高い事業評価を実施するための不断の取組を行っている。

前者の目的「説明責任」を達成するため事後評価を着実に実施し、結果を速やかに公開した。また、

定期的に開催する事業評価外部有識者委員会の助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、事業評価年報の改善に着実に取り組むとともに、透明性を確保している。

後者の「学習と改善」では、事後評価の質の向上に向けた取組として、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）や開発課題別の指標整備を行った。特に指標整備については、中期計画期間中の目標として機構内で設定していた整備目標80%を1年前倒しで2015年度に達成した。横断分析の結果は、機構内で検索可能なように蓄積し、新規事業の形成段階において組織的な活用を進めたほか、国際会議等での発信も行った。また、ガイドラインやハンドブックを整備・公表し、機構内外の評価実務者の育成や客観的な評価の質の担保に貢献している。さらに、外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実にを行い、事業へのフィードバックを強化した。

特筆すべき成果として、2014年度の行政改革推進会議では、「無償資金協力開発課題別の標準指標例」が各府省による実質的、自発的な事業改善の取組の一つとして紹介され、具体的な数値目標・効果指標を設定してPDCAサイクルを強化した点が政府全体で共有すべき優良事例として選定された。また、2015年度には、行政事業レビューでの指摘に機敏に対応し、事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認や、多様な主体（NGO、大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など、具体的かつ確かな取組を行った。

さらに、インパクト評価の継続的な推進、機構で初の試みとなる事後評価結果の統計分析、「開発協力大綱」を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手など、質の高い評価を行うための不断の取組を行っている。これらの、迅速かつ適切な改善取組については、事業評価外部有識者委員会でも高い評価を受けている。

加えて、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）について、機構ウェブサイトで公表するとともに、機構内で検索可能なデータベースを構築し、横断分析の結果を蓄積するという包括的・組織的な仕組みを導入することで、過去の事業からの学びを開発事業・政策の改善に結びつけるための組織的な活用を進めた。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

<課題と対応>

2015年度に評価部門の体制を課題別に改編した。この定着により、2016年度以降評価を通じた学習の深化に向けた取組を更に進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
関係者に対する安全対策指導の取組							
赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数 (回)			57	54	84 (注)	85	
安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数			33	33	27	30	
コントラクター等に対する安全対策の取組							
実施状況調査 (有償・無償) 及び安全管理セミナー回数			90	105	190	158	

(注) 2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座、職員研修 (セルフディフェンス) 及びバイク講座も計上。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(二) 安全対策の強化</p> <p>機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。</p>
<p>中期計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績</p> <p>指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況</p>

3-2. 業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

治安に関する懸念が高まる中、安全対策を強化した結果、2009～2011 年度には毎年年間 500～600 件あった犯罪被害者数が 2013 年度 418 件、2014 年度 396 件、2015 年度 399 件に減少した。

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- ・ 海外安全情報を正確かつ迅速に入手するため、24 時間体制で各国外電情報を収集・分析し、機構内関係者に共有した。これらを緊急対策時の参考とするとともに、渡航措置等に適切に反映した (各年度)。

- ・ 開発途上国の主要リスクである「選挙」、「テロ対策」、「セルフディフェンス」に向けた安全対策に関する執務参考資料を新たに作成し周知活用した（2013年度、2015年度）。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

- ・ 24時間緊急連絡体制を適切な運用や、準内部規程の追加や内部向け説明を充実させた（2012年度）。
- ・ 治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点の安全対策の専門スタッフ配置、関係者への安全研修・指導、セミナー等での説明を行った。テロ巻き込まれ防止や、誘拐や銃撃、爆発等を想定した実践的訓練も開始した（各年度）。
- ・ 機動的な安全対策により、関係者の安全を確保するための方策を講じた（エジプト、アフガニスタン、南スーダン（2013年度）、ギニア、シエラレオネ、リベリア（2014年度）、ネパール、ブルンジ、チュニジア、ブルキナファソ、バングラデシュ、ベネズエラ（2015年度））。

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

- ・ コントラクター等の安全対策に関する取組徹底と取組に対する支援を強化した結果、本中期目標期間中は2007年9月のベトナム「クーロン（カントー）橋建設事業」の崩落事故に類する事故はない。
- ・ 「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し、安全対策の取組状況の確認や、安全対策強化に向けた改善策や事故が発生した機構事業での対応策を検討し、執務参考マニュアルや対外説明資料作成、安全対策強化キャンペーン、関係者向けの研修実施等、安全対策の取組を強化した（各年度）。
- ・ 「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を策定し、研修等を通じて同方針を機構内外に周知徹底した。また、同方針を安全対策に関する各種取組に反映した（2014年度、2015年度）。
- ・ 「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定し、説明会等を通じて機構内外に周知徹底した。また、技術協力、無償資金協力、有償資金協力での運用方針を策定した上でその適用を開始した（2014年度）。
- ・ 実施状況調査及び安全管理セミナーを延べ542回実施し、各国での安全対策徹底を促進した（各年度）。
- ・ 原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置し、現場での安全対策を徹底する体制を整えた。また、同担当者への講習会と同担当者による現場パトロールを通じて相手国関係者の意識向上と現場における安全対策の徹底を図る安全対策強化キャンペーンを開始した（2014年度、2015年度）。
- ・ 円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査を延べ8件実施し、現場における安全対策の徹底と関係者の安全意識の向上を図った（各年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：機構関係者に対する安全対策について、治安情報収集分析発信や渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進に努めた。また、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等では迅速な緊急対応等を実施し、テロ被害防止に向けた対策を推進した。コントラクター等に対する安全対策の状況については、「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」の策定と同方針に基づく各種取組の積極的な実施、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の策定・運用等を行った。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

引き続き、機構事業の関係者に対する適切な安全対策を実施する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ホ) 外交政策の遂行上その他必要な措置の実施</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。)第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>
<p>主な評価指標 なし</p>

2-2. 業務実績

第 3 期中期目標期間中、2015 年度まで独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はなかったため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 22	組織運営の機動性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎国内拠点の利用者数(人)	年度計画に掲げる目標値 (2012年度47万人、2013年度～前年度実績以上)	561,136	589,572	651,885	838,142	859,610	

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。

- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

主な評価指標

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況（定量指標：国内拠点の利用者数）

3-2. 業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- ・ 中小企業等海外展開支援事業受託に向け、担当部署を増設する等迅速に体制を構築した（2012年度）。
- ・ 民間企業との連携事業を拡大するため、民間連携室を民間連携事業部に改編するとともに、同部に海外投融资担当課を増設した。また、特に地方の中小企業との連携を推進するため、中小企業連携業務を国内事業部に移管した（2013年度）。
- ・ 特定の国・課題について、プログラム・アプローチを推進するため、関係する部署の複合的な知見を活用し、より迅速かつ効果的に対応するチームを試行的に設けた（2013年度）。
- ・ 開発ニーズへの柔軟な対応、分野・課題別の知見の共有・活用を促進するために、課題5部の事業担当課を廃止し、課を超えたグループ単位の業務体制を構築した（2014年度）。
- ・ 平和構築に関する業務の拡大に対応し、更なる取組強化を図るため、経済基盤開発部を社会基盤・平和構築部とし、同部内の1グループが担っていた平和構築業務を独立させ、同部内に平和構築・復興支援室を設置した（2014年度）。
- ・ 農業分野における支援内容の多様化に対応し、担当者が高い専門性をもって事業を実施するために、農村開発部の分掌を地域別から課題別に再編した（2015年度）。
- ・ 事業評価を通じて事業の経験・知見を蓄積し、事業へのフィードバックを強化し、効率的に事後評価を実施するため、評価部の分掌を評価スキームごとから課題ごとに再編した（2015年度）。
- ・ 2015年度末で課数を130課に削減した（基準値145課（2011年4月））（2015年度）。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- ・ 他法人海外事務所との近接化・共用化を行った（メキシコシティ（2013年度）、パリ、ハノイ（2014年度）、中国（2015年度））
- ・ スーダンから分離・独立した南スーダンの復興開発を支援するため、同国への拠点整備を迅速に行った（2012年度）。
- ・ キューバへの支援強化のためキューバ事務所を新たに設置することを決定し、現地開設に向け準備を進めた（2015年度）。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- ・ 援助ニーズの拡大に対応するため、ミャンマーやコートジボワールの海外拠点の職員数を増員し体制を強化した（2012年度）。また、ベトナム、ミャンマー、インド、バングラデシュ等、現場機能強化が必要な拠点の職員の増員を行う一方、事業量の減少が見込まれる拠点を減員した（2014年度）。
- ・ 海外拠点の事務の効率化を進めるため、一部拠点の会計事務に関する権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管した（2012年度、2015年度）。またこれに併せ文書、業務マニュアル等の英文化を推進するとともに現地職員の能力強化を行った（2012年度）。
- ・ 海外拠点での3か年拠点運営計画の策定による柔軟な要員・予算管理を導入し、現場への権限移譲と機能強化を図った（2014年度）。
- ・ 人事部内に現地職員マネジメント支援班を設け、現地職員管理に関する海外拠点への支援体制を構築した。また、現地職員を対象とした本邦研修や現地職員の本邦研修同行制度の対象範囲を拡大した（2014年度）。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- ・ 大阪国際センターの閉鎖及び兵庫国際センターとの統合、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合、広尾センターの閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転を着実に実施した（2012年度）。
- ・ 東京国際センターと横浜国際センターの統合については、両センターの統合と機能整理に関する検討案をまとめ、国内拠点に係る第三者検証会合に諮り、外部有識者の指摘を踏まえた上で最終検討案を作成し、施設問題検討委員会で審議を行い、了承を得た（2015年度）。

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

- ・ 企業・自治体・大学・NGO等とのネットワークを強化した（各年度）。
- ・ 国内拠点の利用者数について、期間中目標値を上回る達成を遂げた（各年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：課題5部におけるチーム制の導入等、本部の部署の再編や所掌の変更により、開発ニーズの変化に機動的・戦略的に対応した。海外拠点については、他法人との近接化を検討・推進したほか、現場機能の強化に向けて、海外拠点の現地職員の能力強化、3か年拠点運営計画による柔軟な要員・予算管理制度の導入を通じた海外拠点への権限移譲と機能強化、海外拠点に対する本部からの支援体制の構築を行った。さらに国内拠点については、センターの統合を着実に実施するとともに、多様なパートナーの結節点として期間中目標を上回る利用者数を達成した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

引き続き、開発課題や政府政策の実現に向け、戦略的かつ柔軟な本部・国内拠点・海外拠点の配置の見直しを通じて最適化する取組を続ける。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況</p> <p>指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況</p> <p>指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況</p> <p>指標 23-4 不正行為等への対応</p> <p>指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- ・ 調達等合理化計画に従って、契約監視委員会等における一者応札・応募の点検を行い、競争が成立しなかった要因を個別に分析し、応募要件の緩和等の対策を実施した。その結果、契約監視委員会の点検では、各年度についておおむね適切との評価を得た。また、中期計画期間中の一者応札・応募率(件数ベース)は2012年度33.4%、2013年度28.8%、2014年度27.6%、2015年度28.3%と低下傾向にあった。

2. コンサルタント等契約の「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施と定着

- ・ 2011 年度に策定した「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づき、以下の取組を実施した。これらの取組の結果、コンサルタント等契約における一者応札・応募率は、2012 年度 39.6%であった数値が、2013 年度 30.4%、2014 年度 29.4%、2015 年度 34.5%と各年とも 2012 年比で割合が減少しており、競争性が向上した。また、新規参入者に関しても 2012 年度からの 4 か年度で 246 社と新たに契約を締結し、2003 年度から 2011 年度に応札・応募を行った 950 社から応募者の裾野拡大につながった。その他、以下のような取組を行った。
 - 経費実態調査に基づく企業会計に則した新積算基準の導入（2012 年度）
 - 業務に応じた格付基準の適正化（2012 年度）
 - 開発課題ごとの業界との意見交換会、意見招請や業務説明会の開催等を通じた市場との対話や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等の公示時期の平準化の促進（2012 年度）
 - 総合評価落札方式を 50 案件について試行実施（2012 年度～2014 年度）、本格導入（2015 年度）
 - プロポーザル評価における若手育成加点や国内経験の積極的な評価策の導入（2013 年度）
 - 契約管理ガイドラインの導入による発注者受注者の責任・権限の明確化並びに受注者裁量の拡大（2014 年度～）及びガイドラインの理解促進のための説明会の継続的な実施（2013 年度）
 - 公示時期の予測性向上のため、全公示案件の調達予定案件情報を公表（2014 年度）
 - 受注者からの自己評価も踏まえた新実績評価の導入（2014 年度）

3. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- 国内拠点の建物管理契約：2014 年度に現行業者が過度に有利にならない仕様作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義等の改善を行った結果、2014 年度は対象入札 6 件のうち 4 件が、2015 年度は対象入札 4 件全てが複数応札となり、一者応札が継続していた従来と比較して競争性が向上した（2014 年度、2015 年度）。
- 公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を導入した（2014 年度）。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- 契約監視委員会において、現地の劣悪な治安状況や小規模な調達市場等の状況に鑑み、随意契約の取組全体としては各年度おおむね妥当との評価を得た（2012 年度～）。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- コンサルタント等契約に関するアカウンタビリティ向上のため、外部審査制度を導入するとともに外部審査対象案件の拡大を図り、透明性の向上と選定手続きの改善を行った（2012 年度）。外部審査委員は 5 人から 8 人に増員する（2016 年度に 9 人に増員予定）とともに、対象案件数についても 2012 年度は 28 件であったものを 2013 年度 44 件、2014 年度 75 件、2015 年度 75 件に拡大した（2012 年度～）。
- 契約に係る選定結果、契約実績、契約管理委員会審議結果については、継続的にウェブサイトにて公開している。

指標 23-4 不正行為等への対応

- 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報について適切に調査し、厳正に対処を行うとともに、

再発防止策を講じた（2012年度～）。

- 不正腐敗情報相談窓口を強化するとともに、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定を行った。また、不正腐敗防止の徹底のために、相手国政府への一層の働きかけを行った（2014年度）。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 関連公益法人との競争性のない随意契約については、期間中 0 件を達成した（2012年度～2015年度）。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：第3期中期計画中には、2011年度に策定したコンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づき、一者応札・応募を減少させるための制度改善を推進するとともに、改善内容の定着を進めてきた。その結果、コンサルタント等契約における一者応札・応募率は、2012年度 39.6%であった数値が、2013年度に 30.4%に低下し、その後も 2014年度は 29.4%、2015年度は 34.5%と各年とも 2012年度比で割合が減少しており、競争性が向上した。また、新規参入者に関しても 2012年度からの4か年度で 246社増加し、2003年度から 2011年度に応札・応募を行った 950社から応募者の裾野拡大に繋がった。加えて、コンサルタント等契約に関するアカウントビリティ向上のため、外部審査制度を導入するとともに外部審査対象案件の拡大（2012年度 28件、2015年度 75件）を図り、透明性の向上と選定手続きの改善を行った。

また、競争性のない随意契約については、契約監視委員会において、おおむねやむを得ないものとの評価を得ている。

以上のとおり、競争性・公正性向上のアクションプランを着実に実施することによりコンサルタント等契約における競争性を大幅に向上させたほか、外部審査制度を導入しコンサルタント等契約におけるアカウントビリティを向上させたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

引き続きコンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上</p> <p>機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p>
中期計画（中期目標と同内容につき省略）
<p>主な評価指標</p> <p>指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況</p> <p>指標 24-2 会計監査人による監査の実績</p> <p>指標 24-3 内部監査の実績</p> <p>指標 24-4 監事監査への対応状況</p> <p>指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況</p> <p>指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況</p> <p>指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況</p>

3-2. 業務実績

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 統制環境の整備

- ・ 2013年度には四つの目的と六つの基本的要素から成る機構の内部統制の全体像を執務参考資料「JICA

における内部統制」として整理し（2015年10月に改正）、理事会で審議を行った。定期的な理事会審議と理事長が総括する体制で着実な内部統制の徹底に取り組んだ（各年度）。

- ・ 「独立行政法人通則法」の改正に迅速に対応し、以下の取組を行った（2014年度）。
 - 業務方法書の改正：内部統制システムに関する事項を記載し2015年4月1日付で主務大臣認可を受けた。
 - 関連規程の整備・体系化：業務方法書の改正を受け、内部統制に関する規程を新設（2015年4月施行）、内部統制の推進体制を整理するとともに、既存の内部規程等の改正や体系化を通じて内部統制の枠組みを体系化した。
 - 監事及び監事監査規程の改正を通じ、監事の機能を強化した。
- ・ その他、以下のような規程の制定、改正を行い、内部統制の環境の整備を行った。
 - 事業継続管理規程の制定、事業継続計画の策定と訓練の実施（2014年度）
 - 反社会的勢力への対応に関する規程の改正と執務要領の制定（2014年度）
 - 内部者取引の管理等に関する規程の改正（金融商品取引法改正の反映）（2014年度）
 - 内部監査規程の改正（監査室の独立性等の明記）（2015年度）
 - 研修、説明会：コンプライアンスに関するウェブ研修や改正規程に関する内部説明会を実施（各年度）
 - コンプライアンス・マニュアルの改訂（2015年度）

2. リスクの評価と対応

- ・ 主要リスクについては、2011年に作成した「JICAにおける主要リスク」を改訂（2015年1月）し、各部署におけるリスクのモニタリング・サイクルを強化するため、リスク項目表の年1回の見直しを実施した。
- ・ 特に重要なリスクの評価と対応については、法令等の順守（コンプライアンス）、資産管理、情報システム・セキュリティ、入札・契約、安全管理等の課題ごとに委員会（コンプライアンス及びリスク管理委員会、有償資金協力勘定リスク管理委員会、情報システム委員会、情報セキュリティ委員会、契約監視委員会等）や専任の部署（安全管理室等）を設置し、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、特に重要な事案は理事長に報告した。
 - コンプライアンス及びリスク管理委員会：不正腐敗再発防止策、コンプライアンス状況の確認、コンプライアンス体制強化の取組状況の評価、コンプライアンス・プログラム等について定期的な報告・審議を行った。また、2015年度から、それまで法令の順守を審議していた「コンプライアンス委員会」の名称を「コンプライアンス及びリスク管理委員会」と改めるとともに、同委員会で機構の主要なリスクに関する事項を審議することとした。
 - 有償資金協力勘定リスク管理委員会：円借款事業の新手法の導入に対するリスク管理や、海外投融資事業のポートフォリオに関するリスク分析等の実施や定期リスク管理報告、総合的ストレステストの導入等を実施した。
 - 安全リスクへの対応：指標 20-1、20-2 参照。

3. 統制活動

- ・ 業務方法書及び業務ごとに定められた業務実施要綱等に沿った業務を実施した（各年度）。
- ・ 中期計画等のモニタリングと業務実績報告の作成を行った（指標 24-6 参照）。

- ・ 内部統制に関する整備・推進状況を確認し、理事会での結果報告を開始した（2015年度）。
- ・ コンプライアンス違反等の事実発生に際し、事故報告及びコンプライアンスに関する規程に基づき報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した（不正事案に対する措置及び再発防止策は指標 23-5 参照）。

4. 情報と伝達

- ・ 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、また職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、お知らせ（機構内の電子掲示板）、公電等を活用している。
- ・ 本部と国内拠点・海外拠点間の情報伝達の一環として定期的に開催していた国内機関長会議、在外事務所長会議について、それぞれ設置通知を制定し、会議の位置付けと運用方法を規程化した（2015年度）。
- ・ 意思決定に係る文書が保存管理される仕組みとして、法人文書管理規程、法人文書管理細則、法人文書管理マニュアル等を整備・運用し、法人文書を適切かつ効率的に作成、保存している。
- ・ 内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設け、機構内及び機構関係者全体に周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- ・ コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程の改訂に伴い、新たに外部通報受付窓口を設置した。ODAに関する機構の業務に関係するものであって、公益通報者保護法に規定する通報対象事実（対象となる法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為）（外部通報対象事実）が生じ、又はまさに生じようとしている場合、同事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者は、インターネット、電話、郵送、FAXにて機構の専用窓口への通報（外部通報）を行うことが可能となっている（2015年度）。
- ・ 不正腐敗情報に関する相談窓口の強化を実施した（2014年度）。（指標 23-5 参照）

5. **モニタリング**：会計監査人による監査は指標 24-2、内部監査は指標 24-3、監事監査は指標 24-4 参照のこと。

6. **ICT への対応**：指標 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- ・ 各年度の財務諸表について、会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出を行い、一般勘定については外務大臣からの承認を受けた。また、各年度の上半期財務諸表（有償資金協力勘定）についても会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（各年度）。
- ・ その他の監査実績に対しても以下を対象とした往査が実施され、監査中に受けた指摘事項に対し、関連部署と対応策の検討・実施を進めた。
 - 2012 年度：本部、国内拠点（関西国際センター、九州国際センター）及び海外拠点（インドネシア、タイ、エジプト、ガーナ、グアテマラ、メキシコ）
 - 2013 年度：本部、国内拠点（市ヶ谷ビル地球ひろば、北海道国際センター（札幌））及び海外拠点（タンザニア、ザンビア、マレーシア、中国、ペルー、チリ）

- ▶ 2014 年度：本部、国内拠点（四国支部、沖縄国際センター）及び海外拠点（カンボジア、インド、モザンビーク、南アフリカ、エルサルバドル）
- ▶ 2015 年度：本部、国内拠点（中国国際センター、中部センター）及び海外拠点（フィリピン、ラオス、セネガル、コートジボワール、パラグアイ、ブラジル）

指標 24-3 内部監査の実績

- ・ 内部監査基本計画に則り各年度実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項を関係部署に適切にフィードバックした。全体として重要な指摘事項はなかった（各年度）。
- ・ コンプライアンス態勢の強化、ハラスメント防止に加え、リスク分析に基づく内部統制の有効性を検証し、改善提案を行うとともに、2014 年度においては独立行政法人通則法の改正に伴う組織の内部統制の体制強化に向けた取組に対する支援を行った。
- ・ 各年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告するとともに、監査指摘事項等に対する各部署での対応状況を理事会に報告し、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。
- ・ 2015 年度においては内部監査の質の改善を目的として、内部監査の外部評価を実施した。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- ・ 各事業年度の監事監査報告の提言を機構内全体に周知し、迅速に対応した。また、対応結果を取りまとめた上で理事長から監事に提出し、機構ウェブサイトにも公開した（各年度）。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- ・ 各部門による自己点検及びその結果分析に基づき、適宜、改善を実施した。また、毎年度、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を 2 回開催し、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の実施状況をモニタリングした。加えて、全体部長会や在外事務所長会議等の場で、具体的な情報セキュリティ事案の例を引用して注意喚起した。
- ・ システム面での強化に加え、啓発や教育の拡充により対策を強化した。全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策訓練を実施した。2014 年度には情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準を作成し、機構内に周知した。
- ・ 2014 年度には、ウェブサイトの脆弱性診断結果に基づく対応を実施した。
- ・ 2015 年 3 月に行った情報セキュリティに関する外部監査においては、「意識が概して高く、PDCA サイクルが問題なく機能している」という評価を得た。2011 年度の外部監査と比較し、重大指摘事項が 12 項目から 1 項目へ減少し、大きな改善がみられた。結果は情報セキュリティ委員会に報告し、重大指摘事項・留意事項に対するフォローアップを実施している。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- ・ 中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画、機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映した。
- ・ 各年度の業務実績は、有識者を交えて自己評価を行い、2013 年度までは外務省独立行政法人評価委員会に対し報告した。独立行政法人通則法改正を受け、2014 年度以降は主務大臣に対し業務実績等報告書を提出した。
- ・ 各年度の業績評価結果については、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミ

ナー」を毎年度開催し、評価主体からの指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

- ・ 事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」に関し、関係者から意見・提案を受け、関係部署と協力し個別対応を行った（各年度）。

（会計検査指摘事項への対応）

- ・ 平成 24 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 3 件）に関し、相手国等への働きかけを通じて機材等が稼働するなどしたこと、また、事業実施後の状況把握や問題が確認された場合の相手国等への申入れなどの会計検査院から要求された処置について、機構内周知や関連ガイドライン改訂を行い、平成 25 年度決算検査報告において処置済み事項となった（2014 年度）。
- ・ 平成 25 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 1 件）に関し、事業の完了前に不具合が発生した場合の原因究明の働きかけなどの会計検査院から要求された処置を機構内に周知し、平成 26 年度決算検査報告において処置済み事項となった。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：内部統制機能の強化を通じ、適正な業務の執行の確保に努めた。内部統制については、2013 年度に執務参考資料「JICA における内部統制」を作成、公表し、機構内での内部統制の推進を行った。また、2014 年 6 月の独立行政法人通則法の改正を受け業務方法書や内部統制に関する規程類を整備し、内部統制態勢を強化した。さらに、内部統制でも重要となるリスクの評価と対応、コンプライアンスについては、マニュアルの作成や定期的な機構内委員会の開催等により適切な対応を行った。

監査については、各年度に内部監査を実施するとともに、2015 年度には内部監査の質の改善を行うために内部監査の外部評価を受けるなど、監査の質の向上に向けた不断の取組を行った。また、監事監査、会計監査人監査の結果についても、適切かつ迅速な対応を行った。

情報セキュリティ対策については、サイバー攻撃の脅威に対して各種対策を強化する等セキュリティ対策を進め、外部監査でもその取組が評価された。

業績モニタリングについても、通則法改正に適切に対応するとともに、機構内でセミナー等を通じて評価結果の共有を行い、PDCA サイクルを確保した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

＜課題と対応＞

引き続き、内部統制の確実な実施を行う。また、業績モニタリングについては、次期中期計画を総務省の指針等を踏まえた適切な形で設定する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 25	事務の合理化・適正化
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p>
<p>中期計画</p> <p>(冒頭は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況</p> <p>指標 25-2 機材調達事務の効率化</p> <p>指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化</p> <p>指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化</p>

3-2. 業務実績

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- ・ 公示関連資料の電子配布 (2012 年度)、業務実施契約 (単独型) について技術提案書の電子受領の開始 (2013 年度) や全公示案件の調達予定情報の公表 (2014 年度) 等、選定プロセスに係る応募者の負担軽減策を実施した。
- ・ 新積算基準の導入により費用項目を整理、簡素化し、円滑な積算・精算業務を促進した (各年度)。
- ・ コンサルタント等契約管理手続きを簡素化、明確化するため契約管理ガイドラインを策定するとともに、精算報告書の作成方法に関する手引を全面的に改訂した。さらに、契約変更手続きを簡素化することで、契約変更手続きが約 2 週間短縮された (2013 年度)。また、これらの手引等の内容の理解促進、定着のための説明会を継続的に開催することとした (2013 年度)。
- ・ 業務指示書の配布を公示と同時に行うことで、調達期間を 2 週間短縮した (2014 年度)。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- ・単独の業務従事者による業務が可能な案件や500万円未満で予定価格積算が容易な案件について一部手続きを簡素化した結果、公示から契約までの期間が25日間短縮した。また翻訳業務や消耗品等の調達を本部での一括調達に変更し、329万円の経費削減、約890時間の手続き時間短縮を実現した（2014年度）
- ・契約事務を適正かつ効率的に実施するため、契約書、入札説明書、仕様書等の各種ひな型やマニュアル等の改訂を継続的に行い、機構内で共有した（各年度）。これらの改訂を通じて2014年度は監督、検査業務の合理化、2015年度は精算対象項目や精算対象契約の縮減に関する考え方を整理した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- ・中小企業海外展開支援事業の調達手続きに関する各種ガイドラインを整備し、民間提案型事業の契約書を標準化した（2014年度）。また、企業訪問や説明会等を通じて調達手続きの理解、定着を促進した（2015年度）。
- ・草の根技術協力事業の契約制度を総合的に見直し、見直し後の契約制度を内外の関係者向けに「経理処理ガイドライン」、「業務実施ガイドライン」として整理し、公開した。また、契約事務の効率化と更なる事故防止を図るため、同契約の業務フローの見直しを併せて行い、従来は各国内拠点で実施していた契約事務を試行的に調達部で実施した（2015年度）。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- ・外部委託により行っていた機材調達事務の直営化により、契約金額に対する人件費率が約4割減少し、年間で約5,200万円減額された（2012年度）。
- ・機材調達事務を適正、かつ効率的に実施するため、契約書、入札関連書式、マニュアルや業務フロー等の改訂を継続的に実施した（各年度）。
- ・資機材に関する安全保障輸出管理を適切に行うため、関連手引類を改訂し、外部の専門事業者への予備審査の委託体制を整備した（2013年度）。
- ・機材調達実務や安全保障輸出管理について研修等を通じて関係者に継続的に周知した（各年度）。

指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化

- ・海外拠点での調達を適正に実施するため、在外調達支援担当を3人（2012年度）から4.5人（2015年度）に増員し、本部の在外調達支援体制を強化した。
- ・マニュアル類の改訂・翻訳、情報整備、研修（現地職員の能力強化を目的とした海外での調達セミナーを含む）、問合せ対応、出張による業務支援（2012年度32拠点、2013年度26拠点、2014年度31拠点、2015年度32拠点）等を行った。

指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- ・理事長を委員長とする業務改善推進委員会を設置し、業務工程の簡素化や業務手順の標準化等、各種改善策を実行した（2013年度）。また、分野の拡散、極端な小規模化による事業の戦略性や質の低下を避けるため、事業の選択と集中を促進するとともに、事業資源の有効活用のため強化プログラムを選定した（2013年度）。（指標 5-1 参照）

- ・開発途上地域の現状に即した柔軟な計画策定を行うため、段階的な計画策定方式やリスク管理チェックリストの導入等により、適切かつより迅速な計画策定を可能とした（2013年度）。
- ・中間レビュー、終了時評価を廃止し、現場主体の日常的、定期的なモニタリングを拡充するとともに、案件終了時の目標・成果達成の検証を実施することとした（2013年度）。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- ・待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を整理し、検討に着手した（2012年度）。
- ・外国旅行制度を合理化し、派遣手当に関する支給手続きを簡素化することで、人選開始から派遣までの標準期間を86営業日から76営業日に短縮した（2013年度）。
- ・業務フローを変更することにより、派遣に要する期間を86営業日から77営業日に短縮した。また、住居手当事務の効率化や、システム改善等を実施した（2014年度）。
- ・外国旅行制度に関する事務合理化、住居手当支給手続きの合理化が本格導入されて定着し、専門家、海外拠点、本部の手続き全般で事務効率化が図られた（2015年度）。

(2) 国内出張手続きの合理化

- ・旅行手配を外部委託化するとともに、パック旅行商品の活用により国内出張旅費を削減した（2014年度）。この運用を継続した結果、パック利用率は約27%（2016年2月時点）となり、約939万円相当の効率化を実現した（2015年度）。

3. 研修員受入業務の手続き効率化

- ・新研修員受入システムの運用を開始し、システムの業務処理の所要時間の短縮と紙資源節約につなげた（2012年度）。
- ・国別研修の実施時期を平準化し、研修実施機関の受入計画策定を効率化した。また課題別研修のモニタリングを拡充し、評価方法も合理化することで、研修事業の改善、説明責任の強化につなげた（2013年度）。
- ・国内事業部に研修のワンストップ相談窓口「研修コンシェルジュ」を設置して相談窓口を一本化して国内拠点を含め他部署との連携を強化し、また研修管理グループを設置して事務の合理化、経理事務の迅速化を行った（2014年度、2015年度）。
- ・要望調査、割当調整、概要作成等の研修員受入の一連の業務フローの見直しや、マニュアル類の見直しを実施し、受入手続事務の効率化につなげた（2014年度、2015年度）。

4. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- ・システム改修を通じ任国外旅行の取得申請・承認手続きを合理化することで、ボランティア本人の手続き所要時間を年間約1,200時間削減した（2013年度）。
- ・ボランティアの派遣手続き業務全体を国際協力人材部から青年海外協力隊事務局に移管し、派遣手続き業務を一元化した。また、マニュアル類の周知とシステム改修等の合理化を進めた結果、各手続きに要する時間が減少した（2014年度）。
- ・各派遣国の現地生活費の設定方法を改め、全世界を三つに分けそのうち1グループの見直しを毎年度行う方式から原則として全世界一斉に3年に一度調査を行う形に変更し、加えて現地生活費の額を設

定する上で参考とする調査項目・方法を合理化した。これにより調査時間が短縮され、設定方法が簡易かつ明解なものとなり、各国のボランティアの間での現地生活費の公平性も高まった(2015年度)。

- ・ 手当等の算出条件に影響する海外居住者の定義を専門家のスキームを参考に見直し、専門家等とのスキーム間の差異を解消した。また、保有個人情報の削減にもつながった(2015年度)。

5. 国内拠点の施設管理の改善

- ・ 横浜国際センターの施設管理契約に関する公示で民間事業者の裁量を認める仕様を作成し、民間企業9社が応札した。また、民間企業への委託により3年間で約7,000万円の経費を効率化した(2013年度)。
- ・ 北海道、筑波、東京、中部、沖縄の各センターで、公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約の公示・入札を実施した。競争性向上のため、建物管理契約の関連業務の統合及び契約の長期化を行った結果、約1億600万円相当の経費効率化につながった(2014年度)。
- ・ 国内拠点による施設管理・修繕の適正な実施を促進するため、本部の支援体制を強化し、セミナー、メーリングリスト、巡回指導等を通じて各国内拠点に対し情報提供や助言等の支援を行った(2012年度～)。

(情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組)

ノート PC、無線 LAN、リモートアクセスツールの導入等の IT インフラの整備を進め、それらの活用を推進した。加えて、機構の主要な業務システムの全体最適化に関する調査を実施し、同調査に基づく方針に沿って各システムの更改を進めている。

3-3. 中期目標期間(見込)評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：契約、機材調達、技術協力事業における業務の効率化を着実に実施した。調達業務に関しては、契約事務を合理化した結果、契約手続きの短縮や応募者の負担軽減につながったほか、契約に要する業務量の軽減とコストの軽減にもつながった。また、調達業務に関する契約書等のひな型、マニュアルの制定、改訂を継続的に実施することで、調達業務の合理化にもつながった。さらに、海外拠点の調達事務に関し、本部での支援体制を増強するとともに、マニュアルの整備や研修・出張による支援を実施し、海外拠点での調達事務の適正化につなげた。

技術協力等事業の業務効率化について業務改善推進委員会を設置し、業務の各種改善を行ったほか、事業の選択と集中、強化プログラムの選定により事業の戦略性と質を担保した。また、専門家派遣、研修員受入、ボランティア派遣についても、制度改善やシステムの導入により事務を合理化し、各事務に要する期間の縮減、事務コストの低減を達成した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。

< 課題と対応 >

事務の合理化、適正化の進捗を引き続きモニタリングしつつ、業務改善に向けた不断の取組を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比率 1.4%以上	/	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	

◎中期計画にて設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>(第一文目は中期目標と同様につき省略)</p> <p>ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度の</p>

ほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

主な評価指標

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化（定量的指標：運営費交付金を充当する物件費の効率化）

指標 26-2 総人件費

指標 26-3 ラスパイレス指数

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

3-2. 業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- ・ 固定的経費の削減等により、各年度で運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。
- ・ 研修事業の各種手配業務の見直し、専門家に支給される手当等の改定、コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入、施設管理運営業務の調達方法の見直し等の経費削減等、効率化に取り組んだ。

指標 26-2 総人件費

- ・ 職務限定制度及び勤務地限定制度の運用による給与水準の適正化、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用（各年度）
- ・ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与水準の見直しを踏まえ、2014年5月まで給与を4.77%～9.77%減額する臨時特例を実施（2012年度～2014年度）
- ・ 各年度の人事院勧告を参考に、給与水準引上げと若手に配慮した俸給表改定を実施（2014年度、2015年度）
- ・ 2014年度3人（海外投融资等の信用力審査体制強化）、2015年度9人（インフラシステム輸出戦略人員）の政府当局による予算増額措置（2014年度、2015年度）
- ・ 政府の方針も踏まえ、購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で、在勤手当水準を適切に管理し運用を開始した（2013年度）。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- ・ ラスパイレス指数の実績は対国家公務員の指数で第2期中期目標期間最終年度（2011年度）の106.5から100.6（2015年度、いずれも地域・学歴換算後）に低減（2015年度）

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- ・ 決算公告の作成・公表を通じ資産情報を公開。また、機構の施設問題検討委員会にて、保有資産のうち、既に廃止を決定した職員住宅等や国内拠点の施設・設備の整備・改修の進捗状況を確認（各年度）
- ・ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012年4月行政改革実行本部）を踏まえ、老朽化が進み、入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分手続きを実施（2016年度末まで）

に完了予定)

- ・区分所有物件の職員住宅 189 戸を 2014 年度末までに全て処分する方針を決定し、2011 年度までに処分を行った 89 戸に加え、2012 年度 34 戸、2013 年度 39 戸、2014 年度 27 戸を売却処分し、全ての売却を完了
- ・竹橋合同ビル内区分所有部分は研修・会議、ボランティアの選考面接等に活用し、中期計画に沿って運用

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：中期目標期間中、運営費交付金を充当する物件費の効率化を行い、給与水準については適正な水準を保ち、総人件費については政府の方針を踏まえつつ適切に対応している。

< 課題と対応 >

引き続き効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1（2012～2015）、未定（2016） 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098（2012～2015）、未定（2016）

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>中期計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（2013 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（2014 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 27-1 自己収入の実績</p> <p>指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況</p> <p>指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた取組</p>

3-2. 業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- ・事業収入は、2012年度～2015年度で計20億7,100万円（いずれも、消費税の還付等を除く。内訳：2012年度4億6,200万円、2013年度6億200万円、2014年度5億2,100万円、2015年度4億8,600万円）。各年度計画額からの増要因は、海外拠点の付加価値税還付金等の雑収入の増加による。
- ・寄附金収入は、2012年度～2015年度で計1億5,900万円（内訳：2012年度1,800万円、2013年度1億1,800万円、2014年度1,100万円、2015年度1,200万円）。同収入は「JICA基金」を通じた支援事業（70件）に使用。特例寄附金事業は、スリランカの野球場付帯施設の建設やラオスのニコン・JICA奨学金制度を支援。
- ・海外開発計画調査事業、海外経済協力事業等からの受託事業収入として2012年度～2015年度で計37億100万円の収入が生じ、当該事業の実施費用に充当した（内訳：2012年度7億7,700万円、2013年度14億300万円、2014年度9億4,400万円、2015年度5億7,700万円）。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- ・各年度末時点での運営費交付金債務残高はそれぞれ2012年度226億2,300万円、2013年度317億3,200万円、2014年度462億4,100万円、2015年度466億3,700万円となっている。
- ・各年度に発生した運営費交付金債務残高の内訳は、次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）、災害援助協力関係費（特別業務費）の翌事業年度財源充当額、前渡金、前払費用、長期前払費用のほか、その他不使用額による。次年度への繰越の発生理由は、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

- ・財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善し、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012年度の財務諸表（2013年6月公表）から適用を開始している。また、年度計画予算について、2015年度変更時にセグメント区分を行った。

（補正予算による業務）

- ・運営費交付金に関し、2012年度補正予算により、ODAを活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013年度補正予算により開発途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に関する技術協力等、2014年度補正予算によりアフリカ諸国の人材育成を通じた地域活性化及び日本企業進出支援に関する技術協力並びに中小企業を含む民間企業の製品・技術の国際展開支援等の事業を実施した。2015年度補正予算により、産業人材育成等に関する事業を実施予定である。
- ・施設整備補助金に関しては、2012年度補正予算で九州国際センターの防災・減災に関する設備改修、2013年度補正予算で北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事、2014年度補正予算で北海道国際センター、筑波国際センター、中部国際センター、市ヶ谷ビルの建築基準法施行令に適合しないエレベーターの改修工事等をそれぞれ実施した。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：自己収入の適正な運用管理に努めた。運営費交付金、施設整備費補助金については、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った。

<課題と対応>

通則法改正及びこれに伴う目標指針の設定や会計基準の変更等に対応したセグメント情報の公開を適切に行う。事業に必要な体制を強化しつつ、引き続き効率的な事業運営を行うための取組を継続する。運営費交付金債務残高については、その発生原因を踏まえ、次年度への繰越金の縮減に努める。

別表

第3期中期目標期間 決算報告書
(2012年4月1日～2016年3月31日)

(単位：百万円)

区分	2012		2013		2014		2015	
	年度計画	決算額	年度計画	決算額	年度計画	決算額	年度計画	決算額
収入								
運営費交付金収入	149,663	149,663	152,973	152,973	159,293	159,293	154,036	154,036
無償資金協力事業資金収入	0	96,618	0	85,423	0	106,528	0	91,152
受託収入	1,553	777	1,472	1,403	990	944	485	577
開発投融资貸付利息収入	46	46	35	35	25	25	14	18
入植地割賦利息収入	2	7	2	12	2	7	1	0
移住投融资貸付金利息収入	33	34	25	58	20	18	16	4
その他収入	282	2,817	405	2,724	303	2,286	317	2,043
うち寄附金収入	5	18	120	118	9	11	14	12
雑収入	277	2,799	286	2,606	294	2,275	303	2,031
施設整備費補助金等収入	2,451	343	188	206	328	2,075	613	250
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	759	5,066	284	111	0	6	0	3
計	15,789	255,372	155,386	242,947	160,961	271,181	155,482	248,083
支出								
一般管理費	9,951	8,788	10,038	8,826	10,570	9,469	10,477	10,032
うち人件費	2,976	2,616	2,938	2,385	2,801	2,389	2,864	2,719
物件費	6,975	6,172	7,100	6,441	7,769	7,080	7,613	7,313
業務経費	140,830	132,440	143,567	140,217	149,064	138,963	143,893	150,939
うち技術協力プロジェクト関係費	71,019	68,860	71,117	76,421	71,893	72,681	69,599	79,431
無償資金協力関係費	206	184	203	137	200	207	194	196
国民参加型協力関係費	17,183	14,867	15,951	14,323	16,220	15,725	15,638	16,491
海外移住関係費	333	302	328	305	359	310	401	360
災害援助等協力関係費	880	660	880	745	880	1,406	880	836
人材養成確保関係費	368	354	191	178	213	239	1,418	1,412
援助促進関係費	13,799	12,632	17,866	14,399	19,629	13,456	18,845	17,323
事業附帯関係費	7,419	6,270	6,493	5,913	7,651	6,481	7,025	6,543
事業支援関係費	29,622	28,313	30,537	27,795	32,019	28,460	29,892	28,347
施設整備費	2,451	343	188	2,028	328	254	613	742
無償資金協力事業費	0	96,618	0	85,423	0	106,528	0	91,152
受託経費	1,553	810	1,472	1,152	990	1,088	485	371
寄附金事業費	5	18	120	118	9	11	14	12
計	154,789	239,019	155,386	237,764	160,961	256,312	155,482	253,246

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 28	短期借入金の限度額
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>中期計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 620 億円</p> <p>有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績</p> <p>指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績</p>

3-2. 業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

- ・2012年度～2015年度は短期借入金の実績はない。

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- ・短期資金ギャップに対応するため、限度額の範囲内で2012年度（6月393億円、9月77億円、12月198億円）、2013年度（6月391億円、12月225億円、2014年2月301億円）、2014年度（6月517億円、8月90億円）、2015年度（2016年1月509億円、2月773億円、3月381億円）の借入れをそれぞれ行い、2015年度1月分、2月分は翌月までに、その他はいずれも同月中に返済した。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：一般勘定においては短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定においては、限度額の範囲内で借入れと返済を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 29	不要財産の処分等の計画
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舍については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成26年度末までに現物納付又は譲渡する。</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成28年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 29-1 不要財産の処分実績</p>

3-2. 業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

1. 区分所有の保有宿舍の売却処分の完了

- ・区分所有の保有宿舍について、2012年度～2014年度に合計100戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した額の合計11億2千万円を、「独立行政法人通則法」第46条の2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第2条の5（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき国庫納付した。売却に当たっては、円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却し、2014年度までに全ての区分所有の保有宿舍の処分を完了した。

2. 国際センターの国庫納付の完了

- ・「独立行政法人通則法」第46条の2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第2条の3（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）に基づき、2013年3月に大阪国際センター、2014年12月に広尾国際センターの現物納付を完了した。

3. その他不要財産の処分の状況

- ・所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を2014年3月変更の中期計画で不要財産とし、処分の準備に着手し、売却に係る媒介業者を2015年度中に選定済みである。第3期中期目標期間最終年度の2016年度末までに現物納付又は譲渡する予定としている。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：区分所有の保有宿舍の売却、国際センターの国庫納付を計画どおり完了するなど、全ての年度において所期の目標を着実に達成しており、全体として所期の目標を達成できる見込みと評価する。

< 課題と対応 >

第3期中期目標期間最終年度の2016年度末までに現物納付又は譲渡する予定としている所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分を計画どおり進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し (ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 30-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績</p>

3-2. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価
2012年度～2015年度においていずれも該当がなく、年度計画も策定していないため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1（2012～2015）、未定（2016） 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098（2012～2015）、未定（2016）

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画 （中期目標と同内容）
主な評価指標 指標 31-1 剰余金の使途

3-2. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価
「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はこれまで発生しておらず、本中期目標期間最終年度においても生じる予定はない（報告対象外）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 32	施設・設備
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標						
<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p>						
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>財源</th> <th>予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td>4,637</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>	施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637
施設・設備の内容	財源	予定額				
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637				
<p>主な評価指標</p> <p>指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績</p>						

3-2. 業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

- 国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し経年劣化箇所への早急な対策や防災力の強化を要する施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター、北海道国際センター（札幌、帯広））、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所に対して所要の建物診断、外壁診断調査や建物・施設改修工事を実施。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：第 3 期中期目標期間中においては、経年劣化への早急な対策や防災力の強化を要する国内機関等施設に対し、所要の診断調査や建物・施設改修工事を実施するなど、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成できる見込みであると評価する。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 33	人事に関する計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(2) 人事</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p>
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況</p> <p>指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況</p> <p>指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況</p> <p>指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

1. 勤務成績の評価と給与への適切な反映、人事評価制度の的確な運用

- ・ 人事評価制度に基づき全職員に対する勤務成績の評価を実施し、結果を翌年度の6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映（各年度）
- ・ 評価制度理解と評価の目線合わせのための評価者研修を実施（管理職対象、計130人）

- ・人事評価制度ハンドブックの改訂（2012年度）

2. 定期的な職員アンケート調査（仕事のやりがい、働きやすさ、人事制度理解の浸透度）

- ・毎年度、職員の意識や職場に対する現状認識に関するアンケート調査を実施し、結果を広く機構内に周知した。現在の仕事にやりがいを感じる、女性にも男性にも働きやすい組織と感じるといった回答率が向上しており、2010年度段階で65%程度だったものが2015年度段階で75%以上の回答率となっている。また、職階別研修等における人事制度説明を継続している。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

1. 職群制度の運用による専門性の高度化への対応

- ・マネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を通じ、専門性をいかせる部署への配属を推進（2015年度末時点でエキスパート職群に認定された管理職は56人）、審査を通じた最上位区分の初認定（2013年度）

2. 多様な人材の活用による業務内容の質的向上と効率化の推進

- ・組織内公募の継続実施と拡充（2012年度～2015年度で計24件）
- ・在外期限付き職員制度の創設と配置促進（2014年度～）
- ・有期雇用の契約期間を最長3年から5年に変更（2014年度～）

3. 特定職の活用の促進を通じた人材活用と円滑な業務実施体制の確保

- ・総合職への職系転換を通じた人材活用と意欲向上（2012年度～2015年度で計21人）
- ・有為な人材確保に向け、期限付き職員及び専門嘱託を対象とした特定職採用募集を実施（2015年度までに18人を採用）
- ・意欲と適正をいかした配置のため、特定職の業務範囲に市民参加促進・支援業務を新設、併せて研修管理等業務と派遣業務を国内調整関連業務に大きくくり化した（2014年度）。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

1. 専門能力強化と研修の拡充による能力開発機会の提供

- ・実務経験型専門研修制度の創設と職員派遣（2012年度～）
- ・管理職職員や中堅職員に特化した高度な英語研修の実施（2012年度～）
- ・専門研修の強化（外部研修の新設と職員派遣（2014年度）、金融リテラシー向上のための各種研修等）
- ・職員に必要な基礎的能力・ノウハウを習得させる常設のコアスキル研修を開設（2013年度）
- ・19分野・課題のナレッジネットワークを通じた各分野課題の知見共有、対外発信、若手育成（各年度）

2. 若手・中堅職員の能力開発機会の拡充

- ・コアスキル研修の継続的な実施とコンテンツ拡充（「JICAアカデミー」の開設（2013年度）等）
- ・外部への出向、国際機関派遣ポストの開拓、長期研修者数増等を通じた能力開発機会の充実（各年度）
- ・若手職員に中長期的なキャリア形成への助言を行う「キャリア・コンサルティング」の継続実施と対象者の拡充（2012年度～2015年度で計168人）

3. 現地職員（NS）の育成を通じた人的資源の効率的な活用と在外の業務遂行体制の強化

- ・「ナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプル」の策定（2013年度）
- ・キャリアの上位カテゴリのNS管理職登用、NSのインターナショナルな活躍促進を検討（2015年度～）
- ・現地職員向けの「JICAアカデミー英語版」（テレビ会議方式の研修）の開設と継続運用（2014年度～）

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

1. 組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の形成

- ・女性職員の継続的なキャリア形成と人的資源の有効活用に向けた取組（夫婦同一国赴任、近隣国・同一時期赴任、単身子連れ赴任、海外勤務中の社外配偶者との同一国派遣、同伴休職等の人事施策実施）
- ・女性の活用促進方針の取りまとめ、女性向けキャリア・トーク・サロンの開催や社内報、ニュースレターによる関連制度の周知、優良事例の共有等を通じた啓発・情報共有（2014年度）
- ・配偶者同伴休職制度の創設と運用開始（2014年度）
- ・「ハラスメント対策ガイドライン」の制定（2014年度）
- ・「JICA心の健康づくり計画」の策定とメンタルヘルス研修の実施（毎年度）
- ・新規施策として、インターネットを活用した「ハラスメント対応」研修を実施（2015年度）
- ・ダイバーシティ&インクルージョン推進のための検討班を設置（2015年度）
- ・海外赴任・海外出張等の業務と家庭生活を両立しやすい環境づくりを推進し、女性のキャリア継続を支援している取組が評価され、公益財団法人日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」の奨励賞を受賞（2015年度）

2. 多様な働き方を推進するための各種施策の導入と推進

- ・在宅勤務制度の導入と本格運用、利用環境及び運用面の改善（2014年度）
- ・長時間勤務の削減と働きやすい環境づくりを推進するための取組（SMART JICA PROJECT）の本部・国内拠点での実施（2014年度～）
- ・日本の人事部「HRアワード2014」企画人事部門奨励賞の受賞（「30%の効率化で『考える』時間を生み出す知的創造企業への変革」への評価）（2014年度）

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：勤務成績の評価及び適切な処遇への反映の実施、職員の能力開発機会の拡大に関する取組、人的リソースの効率的な活用を図るための組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の向上に取り組み、現地職員の人材育成及び更なる活用を推進する体制整備等を促進した。とりわけ、配偶者同伴休職制度の創設、在宅勤務制度の導入などにより、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組んだ。また、キャリア・コンサルテーションの開始や研修機会の拡充により、職員に対するコアスキル研修の拡充や若手・中堅職員の能力開発機会も拡充した。さらに、こうした取組の結果は職員アンケートにも表れており、やりがいを感じている・働きやすい組織と感じているといった回答率が年々向上し、2010年度段階で65%程度だったものが、2015年度段階で75%以上まで向上した。

SMART JICA PROJECTの推進による業務の効率化や、ナレッジマネジメントの促進による専門能力の強化、多様な働き方を通じた職員が能力を発揮しやすい環境の整備に加え、職員の高い働きがいの維持・向上は、機構が事業で高い業績を生み出す基盤となっているといえる。

また、これらの着実な取組は、日本の人事部「HRアワード2014」企画人事部門奨励賞（2014年度）

や、公益財団法人日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞（2015年度）といった外部からの評価を得ることとなった。

以上を踏まえ、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると評価する。

<課題と対応>

業容の拡大と高度化が進み、開発課題や金融業務等への対応力を含めた職員の能力強化が喫緊の課題である。他方、開発途上国を主たる顧客として全世界に100か所以上の拠点を有して事業を展開する一方で、様々な事情により海外出張や在外赴任に制約のある職員が増加しており、今後も更に増加する見込み。そのため、職員の能力・適性に応じて強みとする知見・経験を効果的に蓄積・活用すると同時に、多様な人材が各々に能力を発揮して組織力が向上するよう、人事制度の再整理を検討する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p>
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)</p> <p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途</p> <p>指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途</p>

3-2. 業務実績

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金(295億2,100万円)のうち、法令等に基づき2012年6月に主務大臣より承認された238億5,100万円について、うち10億4,300万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費(費用的支出)の財源とすることが認められ、228億800万円は2011年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額56億7,000万円は2012年7月に国庫納付済みである。
- 安全対策経費及び事業継続計画に係る10億4,300万円の承諾額について、安全対策経費に2,800万円(2012年度～2015年度)、事業継続計画に係る経費に1億9,000万円(2012年度～2013年度)を支出した。

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- ・第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68億300万円）のうち、法令等に基づき、2012年6月に主務大臣から承認された16億7,600万円について、第3期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である。なお、残額の51億2,700万円は2012年7月に国庫納付済みである。
- ・主務大臣から承認された16億7,600万円のうち、2013年度から2015年度にかけて、7億9,900万円を北海道国際センター（札幌、帯広）、九州国際センター、沖縄国際センター及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に係る経費として支出した。

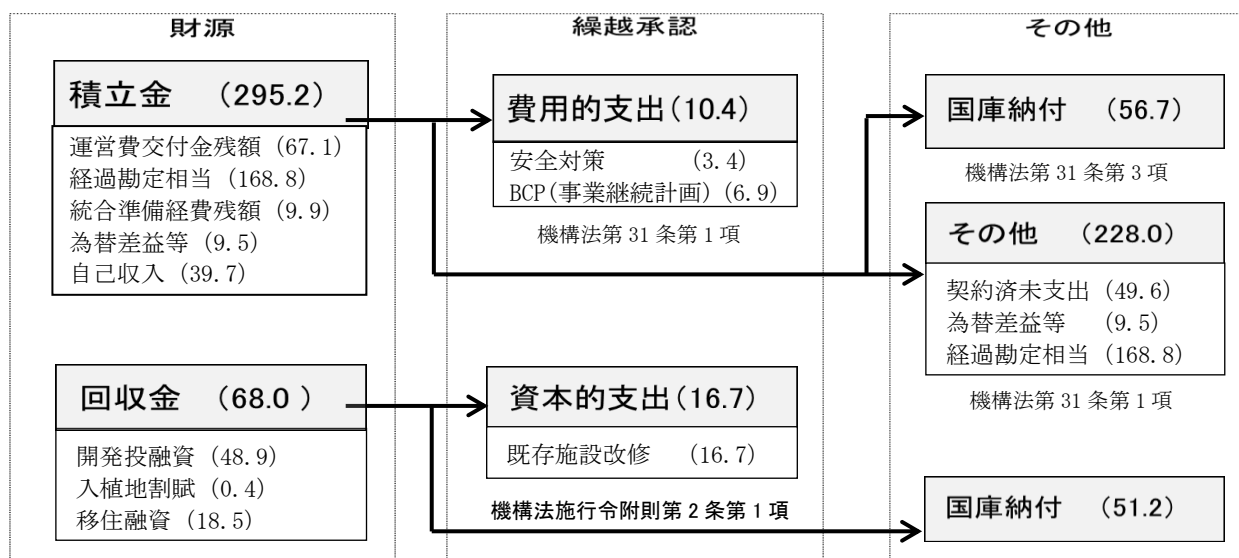


図 34-1 安全対策、事業継続計画、既存施設改修に関する財源措置（単位：億円）

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：第2期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行っている。

< 課題と対応 >

引き続き、主務大臣に承認された範囲内で適切な支出を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 35	中期目標期間を超える債務負担
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 24/25/26/27-VI-1 (2012～2015)、未定 (2016) 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098 (2012～2015)、未定 (2016)

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 (定めなし)
中期計画 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画 (定めなし)
主な評価指標 指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

3-2. 中期目標期間 (見込) 評価に係る自己評価
中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、中期目標期間 (見込) 評価では報告対象外とする。

